

平成 23 年

# 塩竈市議会会議録

(第138巻)

第5回臨時会 11月29日 開 会  
11月29日 閉 会

第4回定例会 12月 7日 開 会  
12月19日 閉 会

塩竈市議会事務局

## 平成 2 3 年 1 1 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 ( 1 1 月 2 9 日 )

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
11. 29	火	本会議	会期の決定、諸般の報告、議案第 7 5 号ないし第 7 7 号	1

## 平成 2 3 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 3 日 間 ( 1 2 月 7 日 ~ 1 2 月 1 9 日 )

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
12. 7	水	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、議案第 7 8 号ないし第 9 4 号、 請願第 1 号、議員提出議案第 9 号及び第 1 0 号	1
8	木	休 会		2
9	金	”	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	3
10	土	”		4
11	日	”		5
12	月	”	民生常任委員会 10 : 00 ~	6
13	火	”	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	7
14	水	本 会 議	一般質問 ①佐藤 英治 議員 ②伊勢 由典 議員 ③西村 勝男 議員 ④小野 幸男 議員	8
15	木	”	一般質問 ⑤田中 徳寿 議員 ⑥志子田吉晃 議員 ⑦阿部かほる 議員 ⑧曾我 ミヨ 議員	9
16	金	休 会	議会運営委員会 13 : 00 ~	1 0
17	土	”		1 1
18	日	”		1 2
19	月	本 会 議	議案第 7 8 号ないし第 9 4 号 (各常任委員会委員長議案審 査報告)、請願第 1 号 (産業建設常任委員長請願審査報告)、 議員派遣の件	1 3

# 塩竈市議会平成23年11月臨時会会議録

## 目次

# 塩竈市議会平成23年12月定例会会議録

### (11月臨時会)

#### 第1日目 平成23年11月29日(火曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
質 疑	3
菊 地 進 君	3
鎌 田 礼 二 君	7
議案第75号ないし第77号	10
提案理由説明	10
質 疑	14
伊 勢 由 典 君	14
志子田 吉 晃 君	20
小 野 絹 子 君	21
佐 藤 英 治 君	26
鎌 田 礼 二 君	31
菊 地 進 君	32
志 賀 勝 利 君	35
高 橋 卓 也 君	36
採 決	39
閉 会	40

## ( 1 2 月定例会)

### 第 1 日 目 平成 2 3 年 1 2 月 7 日 (水曜日)

開 会	43
議事日程第 1 号	43
開 議	45
会議録署名議員の指名	45
会期の決定	45
諸般の報告	45
議案第 78 号ないし第 94 号	46
提案理由説明	46
総括質疑	61
鎌 田 礼 二 君	61
伊 勢 由 典 君	64
菊 地 進 君	66
小 野 絹 子 君	71
請願第 1 号	75
議員提出議案第 9 号及び第 10 号	75
提案理由説明	76
採 決	78
散 会	78

### 第 2 日 目 平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日 (水曜日)

議事日程第 2 号	81
開 議	83
会議録署名議員の指名	83
一般質問	83
佐 藤 英 治 君 (一問一答方式)	
(1) 政治姿勢	83
①市長の 3 期目の最重要政策について	

(2) 震災復興計画	84
①震災復興計画に対するすすめ方について	
②前期5年における優先課題について	
(3) 水産業	84
①基幹産業における成長戦略について	
(4) 教育	85
①小・中学生の虫歯の状況と対策について	
②自転車の安全対策について	
(5) 選挙投票に関して	86
①投票率低下の要因と対策について	
伊勢由典君（一問一答方式）	
(1) 塩竈市震災復興計画について	98
①商工業の再建について、中心商店街の再建の取り扱いについて	
②復興計画の現状と課題、浸水地域（海岸通、宮町、本町、南町）の取り扱いについて	
(2) 海岸通、やみ市、本塩釜駅前商店会の復旧・復興について	99
①海岸通のかさ上げ対策と再開発について	
②やみ市の店舗解体撤去と今後について	
③本塩釜駅前商店会のグループ化と周辺土地のかさ上げ対策について	
(3) 仮設店舗について	100
①塩竈市の支援について	
(4) 被災した店舗で再開した店舗への支援について	100
①見舞金や、り災商店再生支援事業の支援も受けられなかった店への支援について	
(5) 宮城県商店復旧支援補助金・商業活動再開支援補助金について	101
①塩竈市と関係機関の対応について	
(6) 一部損壊と塩竈市の対応について	101
①多賀城市、利府町の一部損壊助成と塩竈市の対応の違いについて	
(7) 公営住宅等長寿命化計画について	101
①雇用促進住宅（サン・コーポラス新清水沢住宅）について	
②仮設住宅入居者と県の借り上げ住宅の方々への震災公営住宅について	

(8) 放射線対策について .....	102
①低放射線外部被曝と内部被曝、子どもの健康診断について	
②魚市場水揚げの魚種の放射能検査とその対応・今後について	
③水産加工食品の放射能検査の実状と今後について	
(9) 月見ヶ丘小学校、玉川中学校の通学路の安全ロード対策と清水沢団地のLED 照明設置について .....	103
西村勝男君(一括質問一括答弁方式)	
(1) 塩竈市震災復興計画について .....	115
①予算規模と財源について	
②前期5年の選択と集中(優先課題)	
③県の事業・市の事業の実施計画について	
(2) 中小企業グループ助成金について .....	116
①塩竈市の活用実態	
②今後の各種補助金に対する市の取り組み	
(3) 魚市場の改築について .....	117
①実施時期	
②予算規模と財源	
③規模と機能と将来像	
④水産加工施設・仲卸市場の復旧・復興について	
小野幸男君(一括質問一括答弁方式)	
(1) 防災対策 .....	127
①学校施設の防災機能について	
②学校施設の安全性の確保について	
③避難所等の諸課題について	
(2) 災害に強いまちづくり .....	128
①防災教育の取り組みについて	
②災害時における要援護者の支援について	
③地域防災計画の見直しについて	
(3) 仮設住宅について .....	129

①孤立化防止の支援策について	
②高齢者や障がい者の方への配慮について	
散 会	143

### 第3日目 平成23年12月15日（木曜日）

議事日程第3号	145
開 議	147
会議録署名議員の指名	147
一般質問	147
田 中 徳 寿 君（一括質問一括答弁方式）	
（1）市政運営に当たる佐藤市長の基本的な考え方について	147
（2）塩竈市の復興ビジョンについて	147
①基幹産業（水産業・水産加工業）	
②商工業	
（3）市職員の定数削減の見通しと事務事業の見直しについて	147
①職員定数について	
②事務の管理と委託について	
志子田 吉 晃 君（一問一答方式）	
（1）塩竈市震災復興計画について	160
①具体的復興事業の進め方	
②北浜緑地護岸と北浜・藤倉地区の復興	
③中央商店街の復興と海岸通地区の再開発	
④魚市場・水産加工団地の復興特区制度	
⑤市内の浸水対策	
⑥港町地区の区画整理事業	
⑦港奥部ウォーターフロントの復興事業	
⑧水族館の誘致	
⑨貨物港（商業港）としての利活用方法	
阿 部 かほる 君（一問一答方式）	
（1）東日本大震災の検証及び今後の地域防災とまちづくり	175

①津波襲来時の検証、特に各地域ごとの波の高さと速さ、寄せ波と引き波の違い、 また防潮堤は役に立ったのか	
②検証の結果を防災教育やまちづくりに活用する考えは	
③被災3地区を含めたまちづくり計画は	
④道路整備と民有地整備について	
⑤建物解体後の跡地の利用は	
⑥市内浸水区域の公園等の地下を貯留池として活用する考えは	
(2) 商店街の再生計画について .....	176
①商店街の建物解体後の跡地の再生計画は	
②被災区域の街灯の復旧計画は	
(3) 公営住宅の建設見直しについて .....	176
①公営住宅の建設見直し（建設場所の利便性の確保）	
(4) 観光対策について .....	177
①震災後の観光産業への具体的取り組みは	
(5) 浦戸諸島岸壁の復旧状況について .....	177
①浦戸諸島の岸壁の復旧進捗状況は	
曾 我 ミ ヨ 君（一問一答方式）	
(1) 震災復興について .....	192
①塩竈市震災復興計画と今後の取り組みについて	
②地盤沈下の被害を受けている宅地に対する対策について（浦戸地域、港町、 中の島など）	
(2) 被災者支援について .....	193
①住宅の一部損壊に対する支援について	
②宅地被害に対する支援について	
③民間借上げ住宅入居者及び在宅被災者の把握と生活物資の支援について	
(3) 水害対策について .....	195
①市内の水害対策について	
(4) 医療費（自己負担分）の無料化の拡充について .....	195
①被災者の医療費無料期間の延長について	
②こどもの医療費無料の対象年齢の拡大について	

散 会	207
-----	-----

## 第4日目 平成23年12月19日（月曜日）

議事日程第4号	209
開 議	211
会議録署名議員の指名	211
議案第78号ないし第94号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	211
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	212
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	214
採 決	217
請願第1号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	217
採 決	218
議員派遣の件	218
閉 会	218

平成23年11月臨時会	11月29日	開 会
	11月29日	閉 会
平成23年12月定例会	12月7日	開 会
	12月19日	閉 会

議案審議一覽表  
 請願審議一覽表  
 請願文書表  
 議員提出議案

平成23年12月7日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 1 号
受理年月日	平成23年12月1日
件 名	水害・災害・高潮に強い安心・安全な生活環境の整備実現を求める請願
要 旨	<p><b>【請願の要旨及び理由】</b></p> <p>平成23年3月11日の東日本大震災津波及び9月21日の台風15号の豪雨による水害で、特に東部地区が甚大な被害にあった事は市当局、議会もご承知の事と思います。特に新富町、尾島町、港町、中の島地区の床上浸水等水害は中の島ポンプ場の運転不良、能力不足で排水が出来なかった事が原因と言われております。25年前の8.5水害もポンプ場が同様な原因であると考えられ、以来10数回の水害被害に遭遇している地域住民の苦痛を本当に考えて行政を行っているのかと疑問を感じます。行政の怠慢で人災としか言いようがありません。「日本で一番住みたいまち塩竈」を掲げるのであるのなら、大雨が降るたびに畳を上げたり、土嚢を積んだり、夜も心配で寝られない市民の窮状をなにとぞ察して、安全・安心な市民生活が出来るように、また市民の生命財産を守るためにも、早急な大雨、高潮等水害防止の治水対策を講じられますよう下記9項目について強く請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>【請願項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中の島中央ポンプ場の点検、整備及び改善の早急な実施</li> <li>2. 中の島大橋直下の排水路に仮水門と強制ポンプの設置</li> <li>3. 水害常襲地区の地盤調査を実施する事</li> <li>4. 防災無線設備の拡充と再構築の実施</li> <li>5. 東部地区被害箇所を検証の実施</li> <li>6. 中の島中央第2ポンプ場の早期建設実施する事</li> <li>7. 中の島中央公園内の排水修復工事を推進実施する事</li> <li>8. 市道、県道の嵩上げ等及び護岸の改修整備の実施をする事</li> <li>9. 浸水家屋、土地に対する救済措置として減免をする事</li> </ol>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	塩竈市港町2丁目12-23 東日本大震災津波及び台風15号豪雨による水害被災町内会 代表世話人 港二町内会 会長 浅野 行雄
紹 介 議 員 氏 名	浅野 敏江 志賀 勝利 鈴木 昭一 菊地 進 曾我 ミヨ
付 託 委 員 会	産業建設常任委員会



## 塩竈市議会 11月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第75号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決	23.11.29
	議案第76号	工事請負契約の締結について	原案可決	23.11.29
	議案第77号	工事請負契約の締結について	原案可決	23.11.29

## 塩竈市議会 1 2 月 定例会 議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第80号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 12. 19
	議案第81号	ふるさとしおがま復興基金条例	原案可決	23. 12. 19
	議案第82号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第93号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	23. 12. 19
	議案第94号	塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案可決	23. 12. 19
民 生	議案第78号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 12. 19
	議案第82号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第84号	平成23年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第89号	平成23年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第90号	平成23年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第91号	平成23年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
産業建設	議案第79号	塩竈市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	23. 12. 19
	議案第82号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第83号	平成23年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第85号	平成23年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第86号	平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第87号	平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第88号	平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	23. 12. 19
	議案第92号	平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	23. 12. 19

## 塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議員提出 議案第9号	定期接種に関し、早期に国の制度確立を 求める意見書	原案可決	23.12.7
	議員提出 議案第10号	父子家庭に対する支援の充実を求める 意見書	原案可決	23.12.7

## 塩竈市議会 1 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第1号	水害・災害・高潮に強い安 心・安全な生活環境の整備実 現を求める請願	23.12.1	産業建設	採 択	23.12.19

議員提出議案第9号

定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年12月7日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
田中徳寿	志賀勝利
香取嗣雄	阿部かほる
西村勝男	鈴木昭一
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
佐藤英治	高橋卓也
小野絹子	伊勢由典
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書（案）

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算の成立の11月26日から平成23年度末までの時限立法として実施されてきたが、当該対象者に十分に行き渡ったとはいえない状況である。

また、VPD（ワクチンで防げる病気）として、上記3種のみならず多くの疾病へのワクチン接種は、本来このような短期の臨時事業で終わられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが国民の健康維持増進に大きく力を発揮する。

よって、国におかれては、地元自治体に負担をかけることなく、国の財政支援を明確にした上で、早期に下記の制度を確立されるよう強く求める。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間の臨時促進事業を継続すること。
- 2 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むVPDに対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること。
- 3 安心して平等に受けられる予防接種対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣）

議員提出議案第10号

父子家庭に対する支援の充実を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年12月7日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
田中徳寿	志賀勝利
香取嗣雄	阿部かほる
西村勝男	鈴木昭一
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
佐藤英治	高橋卓也
小野絹子	伊勢由典
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

### 父子家庭に対する支援の充実を求める意見書（案）

本年3月11日に発生した東日本大震災によって、大変に多くの尊い人命が失われ、被災された方々は今なお不自由な生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められています。

こうした中、第177回国会において東日本大震災復興基本法が成立しました。同法（第2条第2号）には、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障がい者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと、と記されましたが、今回の大震災で父子家庭となられた方々への支援が思うように進んでおりません。その生活実態は、離別とは異なり、妻を突然失い、失業や住居を失い、さらには家や車の債務を負うという状態にあります。こうした中、仕事を求めて故郷を離れる方々が見受けられます。孤立化が懸念される中、ときには子どもを置いて追い詰められて自ら命を絶つケースも報道されています。

よって、国会及び政府におかれては、こうした悲劇を繰り返さないためにも、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」についても支援対象とされるよう、下記対策についての早急な実施を求めます。

#### 記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への支援策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 東日本大震災における被災された父子家庭支援として、早急に、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技術訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣）

## 議員派遣の件

平成23年12月19日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第154条の規定により、  
次のとおり議員を派遣する。

### 記

1. 二市三町議長団連絡協議会 議員研修会
  - (1) 派遣目的 講演会等出席
  - (2) 派遣場所 利府町 十符の里プラザ
  - (3) 派遣期間 平成24年1月20日
  - (4) 派遣議員 議員18名以内
  
2. 宮城県市議会議長会 春季定期総会
  - (1) 派遣目的 議案等の審議
  - (2) 派遣場所 仙台市
  - (3) 派遣期間 平成24年2月2日
  - (4) 派遣議員 鈴木昭一 副議長

平成23年11月臨時会 11月29日 開会  
11月29日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成23年11月29日（火曜日）

塩竈市議会11月臨時会会議録

（第1日目）

## 議事日程 第1号

平成23年11月29日（火曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 議案第75号ないし第77号
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

---

### 出席議員（18名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君

建設部長	金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	市民総務部 市政課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会委員長	菅原周一君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	臼澤巖君		

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） 去る11月22日告示招集になりました平成23年第5回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13番伊藤栄一君、14番佐藤英治君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は1日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第35号車両接触事故による損害賠償の額の決定について、専決第36号損害賠償の額を定め和解することについて、以上2件については、11月8日及び11月9日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により11月22日付で議長あてに報告がなされたものでございます。

また、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成23年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成23年第3回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 諸般の報告について、若干質問というか確認していきたいと思います。

まず、専決第35号、交通事故なのですが、定例会やら臨時会があるたびに、こういった物損事故の報告がなされます。それで、前にも聞いたことがあるのですが、特にことは震災絡

みで職員さんもいろいろ疲れぎみかなと思っていますので、そういった意味での安全教育やら、職員の教育と申しましょうか、そういったことをどうなされているのかなというのが一番気になるところでございます。

9月26日、台風の被害がまたあって、我々議員も震災が終わって、ほっと、ようやく復旧・復興に向けて皆さんが一致団結して頑張っていくところだったのですが、台風の大雨被害があり、浸水被害があって、そういった意味で職員さんも疲れているのかなと思いますので、そういった意味で職員教育、特に交通安全関係、あと体調関係、その辺をどのように今なされているのか、それをまず確認したいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 菊地議員ご指摘のとおり、震災以降、職員の業務量が増加しておりますことから、業務量が著しくふえている部署に当たりましては、他市町村あるいは他県からの職員派遣を要請し対応しております。これまで延べ5,000人ほどに上る支援をいただきながら取り組んでいるところでございます。また、臨時職員を活用いたしまして、できるだけ増加する業務量の平準化や負担軽減を図るなど、職員の健康管理や労務管理に努めているところでございます。

なお、交通事故等の職員の教育という点でございますが、事故、再発防止を図るために、これまで安全運転の励行等を掲載した公用車両安全運転ニュースの発行、それから塩釜警察署の交通課長をお招きし、安全運転者研修会を開催するなど、職員の注意喚起を促しているところでもございます。また、免許センターでの模擬安全運転講習会の開催を現在検討しているところでございます。

なお、議会につきましては、専決処分等でいろいろ、過去の事故等についてのご報告を申し上げているところでございますが、昨年度と今年度の公用車の事故の状況につきまして、改めてご報告申し上げたいと思います。平成22年度は6件、平成23年度は11月現在でございますが、4件と、昨年比べて2件ほど減少しているという状況でございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。昨年より減少ぎみだということで、これがゼロになるように、さらなる努力をしていただきたいと思います。

それで、市所有の車の損害状況なんかはどうだったのですか。例えば相手方が9万6,000円ぐらいの損害だと。こっちは何ともなかったのかどうなのか、それが1点。

あと、専決第36号に関してちょっと言及してまいりたいと思います。この専決処分を見て、例えば金額的にいろいろ記入されておりますが、まず、マンホールが隆起していたことに伴いというのは、どこの場所なのだから、場所、私がこれを見る限りでは、ここのマンホールがどこの場所なんだかわからないんですよ。そして、例えばこれが日中だったのか、夜なのか、明け方なのか、それも記載されていない。というか、わからない。そうすると、例えばなぜこういうことを聞くかということ、私も震災直後あたり、出かける用事がありまして市内を歩いたりしました。そうすると、やはりマンホールとかそういうのがずれてというか、隆起しているとか、地盤沈下しているかどうかわかりませんが、なっているけれども、例えばコーンがあったり、あと工事用の遮断機みたいなのが置いてあったりとかしているのですが、そういうのがなされていたのかなされていないのか。あと、夜で気がつかなくてなったのか。日中だとすれば、運転手の方の注意義務が加味されたのかどうか、いろいろなことが知りたいのですよ。まあ、4月6日だという、この事件がですね。

ですから、その辺で情報というか、議会に出すにしても、いろいろこの説明にありますとおり、申し立てがあって、簡易裁判的なもので今回和解していくというのは理解するものの、そういった面、では何でもいいのかとなると、ちょっと違うのではないですかと。申し立てられたものは全部受けるのですかと。市民の方で、バイク運転している方で、道路が陥没しているところをたまたまがたんとなって、腰に違和感を感じてひどいという方がいます。そういう方がもしこういった申し立てをしていけば、それを全部受け入れるのですかということも、あわせてお伺いします。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、まず専決第35号の車両接触事故の方の本市の公用車の方の損害はどうだったかというご質問に対してお答え申し上げます。

この事故は去る9月26日ということで事故が発生いたしました。同日、すぐ担当の職員の方から、交通事故、自動車事故の報告書の提出がなされております。こちらの報告書で確認いたしますと、相手側の方の車両には確かにバンパー等に損傷を与えてしまったという報告になっておりますが、本市の方の公用車には特に目立った損傷はなかったという報告になっておりますので、本市の方は特にそういった目立った損傷はございませんでした。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 専決第36号の部分についてご説明させていただきます。

まず、場所でございますが、新浜町大通線ということで、片側2車線の上下4車線という道路のうちの片側の方で起きてございます。時間につきましては、4月6日の午後7時から8時ごろということで、かなり夜間帯でございます、あわせて道路照明も地震によってちょっと受電設備が破損した状況にありましたので、道路照明についても暗い状況にあったということになってございます。そういったことでございますが、道路の段差と申しますか、マンホールの高さは約7センチメートルほど浮いた状態に、周りが沈下したという状況もございまして。その上をちょうど車が走って、オイルパンを破損したというような状況でございます。

それと、申し立てについての部分でございますけれども、まず一つは市が管理している道路については、陥没、段差、路肩の崩壊、そういったものが原因で発生し、なおかつ道路管理者として法律上の賠償責任があるということが明確になった場合については、それは当然市の方で責任の割合に応じてお支払いしていくという状況にあるかと思っております。

ただ、今回の場合は地震だったということもあって、なかなか我々職員の方も、飛び出たマンホールについては、まず一つは注意喚起を怠っていたという部分がございますし、なおかつ相手方の方からは申し立てがされたということで、我々の、当然保険に入っておりますので、保険屋さんの方とご相談したときには、やっぱり自然災害だということがあって、なかなか整理までに時間を要したという部分がございます。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 当局の説明も何となくわかったわけですが、やはり大変な状況下はわかるのですが、結果論ですが、やはりそのコーンを置くと何かという最大限の努力をしておかなくてはならないのではないかという思いがあります。それがやっぱり、回り回って言えば、そういった配慮ができるというのが市民にとって生活しやすい塩竈市になるのではないかと思います。

先ほど金子部長が保険屋さんとのやりとりの中で地震のことを申されていましたが、そういった兼ね合いとか、やっぱり私はこの24万円が惜しくて言うわけではないのですが、多くの市民がいろいろな意味で大変な被災をされて、大変な思いをしているということも事実ですし、それを踏まえて、市を信頼して市道などを通行するというのも市民が一番求めることなので、いまだに正直なところ、これとは関係ないのですが、まだ道路の陥没とか、そういうものが直っていないところがあります。大規模にひび割れとか、そういうのは白い線がなっ

て、行く行くは整備されてくるものと思っておりますが、本当に直径50センチぐらいの道路の陥没とかそういうのがありますので、それをそのままにしておくと、また割れていって広がっていきますので、ですから例えば職員が手が回らないのだと言うのだったら、私はアスファルトの袋ありますよね。売っていますよね。そういうのを町内会にもお願いして、そこに引いてくれないですかぐらいの、そういった配慮、あとやっぱり地域との連携、協力も必要ではないかと思えます。

大がかりなマンホールの隆起したものを直すとか、それは専門家でないとできないと思うので、道路の陥没等はそういった意味で、市民の協力を得ながらしていったらどうかというのもお願い申し上げまして、何かありましたら答弁、なければそれで結構です。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 大変ありがとうございます。我々といたしましても、10月末までなのですが、約200カ所ほど補修はかけてございます。ただ、その後余震でさらに下がったりする部分もございまして、そういった部分については、今後パトロール等を強化いたしまして、最優先で取り組んでまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 私も専決第36号について、ちょっとお伺ひしたいと思えます。

これ、段差が今の回答ですと、7センチメートルということですがけれども、7センチメートルでそういったオイルパンを損傷するということは、マンホールをタイヤで走行したのか、タイヤ部分が走行したのか、ないしは間部分にマンホールがあつて、それでオイルパンを傷つけたのか、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） その辺ちょっと確認はしてございませぬが、多分マンホールをまたいだ形で通った段階で、オイルパンを破損させていると思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） そうすると、7センチメートルの段差といたら、こんなものですよ。これ、違法改造車とは違ひますか、それは。その辺の確認はなされていますか。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） お答え申し上げます。

今担当部長申し上げましたように、車はマンホールをまたいでおります。それで、そのマン

ホールに引っかかってオイルパンを損傷したということで、おっしゃるとおり7センチメートルの厚みですので、本来の、通常の車でしたら、通常の運転をしていれば損傷しないということですが、今度のADRの和解の調停では、改造車ということで、そちらの方にも非があるということで、過失相殺ということで6割が向こう、こちらが4割の道路管理の責任を問われたという内容になってございます。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） またいで、改造車となると、私はもう100%近くその方が悪いというふうに個人的には考えてしまうわけですが、例えば今回震災での出来事なのですが、震災も何もない通常の状態での市の管理でこういった事故が起きた場合は、この比率ですね、過失損失は6、4になりますか、それともこれは変わってくるのでしょうか。その辺ちょっとはっきりはわからないでしょうけれども、よろしくお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 通常の道路の管理上でこういったような、例えば車の底をすったということになれば、こちらが道路管理責任ということで問われますけれども、今回のあれについては、今申し上げましたとおり、向こうの方の相手側の方で、申立人の方で違法改造に近い、いわゆる車高を下げた車で、そして被災直後ということで安全運転をするという義務もありましたので、調停の方ではそういったものを加味した上で、道路管理者の責任としては4割問われたということがございます。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ちょっと聞き逃したのですが、そうすると通常の震災でも何もない、相手も、状態であれば、市の方がやはり過失的には100%近くになるのですか。今の回答だと、ちょっと私聞き損じたのですが、震災でもない通常の状態でも、相手が改造車であれば、6、4が妥当な線ということでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 済みません、舌足らずのところがありました。

通常の道路管理の中で、それで例えば車が底をすったとなれば、例えばマンホールが異常に高くなっているとなれば、道路管理責任は問われます。でも、通常の管理をしていれば、車は何も傷つかないで運転できますので、そういった意味合いでは管理責任を問われるということでもあります。災害があってもなくても、通常の道路管理の責任を問われるとなれば、ま

ずは車というのは、通常運転していれば傷はつかないわけですから、それで傷がついたということは、何らかの道路の管理の責任があったということで、そういった部分では問われると思います。ですから、今回災害があつて、そしてマンホールが若干隆起していると。それをすったので、塩竈市では4割責任を問われたということでもあります。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） いや、私はちょっと納得ができないのですけれども、今回の震災は例えばちょっとした部分的な震災で、塩竈市の一部だけがぼんと壊れたという話であれば、これも成り立つかなと思うのですが、これはもう県内全域でこういったことが起きて、市内全域で起きているわけです。そんな中で6、4というのは余りにも高いのではないかと、過失割合が40%ですか。そして、それもその中で先ほど論議していますが、相手も改造車であつたということになると、何だいねと、ほとんどその人が悪いんじゃないのと。市のあれは、こういった震災ですから、確かに通常の状態であれば管理が問われることは私は納得しますよ。でも、この震災で、全域がこういった状況で、何でこういうあれが上がってくるんだろうという、私はどうしても納得できないというか、思うわけですが、市の方としては、そのやりとりはかなりされて訴えたといえますか、高過ぎるのではないのか、改造車についてどうのこうのということでもかなりプッシュしているといえますか、申し立てはされているわけですか。その辺お聞きして、とりあえずは終わりたいと思いますが。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 市としては、まずは10割過失はございませんと。まずは、安全運転される義務が運転者にあるわけですので、我々としては10割過失はございませんということで調停の方には臨みました。

ただ、やはり仙台あるいは大崎、そういった先例がありまして、何らかの管理責任を問われるというのが現行の制度でございますので、塩竈市としては、向こうの方では全額塩竈市で支払ってほしいということだったのですが、こちらとしては10割過失はないということで頑張りましたけれども、やはり裁判に準ずる調停では6、4の過失割合ということで、市の方が4割ということで、そういった部分での示談になったということでございます。

○議長（嶺岸淳一君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第75号ないし第77号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第4、議案第75号ないし第77号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第75号から議案第77号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます

議案第75号「一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告を踏まえ、月例給を引き下げるなど所要の改正を行おうとするものであります。

平成23年9月30日、人事院は国会と内閣に対し、平成23年度の一般職の国家公務員の給与について、月例給を職員全体で0.23%引き下げ、期末・勤勉手当は現行の年間3.95月のまま据え置くこととする内容の勧告を行いました。政府は平成25年度末まで一般職の国家公務員の給与を減額する国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の成立を優先させる姿勢を示したところであります。

ただいまご説明いたしましたとおり、従来にはない事態となっておりますが、本市といたしましては、地方公務員法に規定する情勢適用の原則にのっとり、人事院勧告を踏まえた改正を行おうとするものであります。

なお、議案第75号につきましては、年間給与で公務と民間の均衡が図られますよう、本年4月から11月までの月例給及び6月期の期末・勤勉手当に係る格差相当分を12月期の期末手当で減額調整するため、期末手当の基準日である12月1日までに改正が必要となるものでございます。

次に、議案第76号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、東日本大震災により被災いたしました藤倉排水機場及び藤倉第二ポンプ場の電気設備復旧工事に係る工事請負契約であり、一般競争入札制度を活用し発注する案件であります。

去る11月2日に入札の告示を行い、11月10日まで入札参加希望者を募ったところ、2業者から申し込みがあり、11月14日に入札を行った結果、株式会社日立プラントテクノロジー東北

支社が1億7,325万円で落札したものであります。この結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案を行うものであります。

続きまして、議案第77号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、東日本大震災により被災いたしました藤倉汚水ポンプ場機械設備復旧工事に係る工事請負契約であり、一般競争入札制度を活用し発注する案件であります。

去る11月2日に入札の告示を行い、11月10日まで入札参加希望者を募ったところ、1業者から申し込みがあり、11月14日に入札を行った結果、株式会社荏原製作所東北支店が2億2,680万円で落札いたしましたものであります。この結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案を行うものであります。

以上、3議案についてご説明申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは私の方からは、議案第75号の一般職の職員の給与関係議案につきましてご説明申し上げたいと思います。

資料No.3の第5回市議会臨時会議案資料をご用意ください。

2ページをご参照いただければと思います。

Iの改定内容でございますが、月例給につきましては、記載のとおり50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた引き下げを行おうとするものでございます。おおむね50歳代が在職する号給で最大マイナス0.5%、40歳代後半層が在職する号給でマイナス0.4%、平均改定率はマイナス0.23%となるものでございます。

2の実施時期でございますが、平成23年12月1日から施行しようとするものでございます。なお、一般職の給与につきましては、年間で民間との均衡が図られますよう、格差相当分といたしまして、本年4月から11月までの月数である8月を乗じて得た月例給と、それから6月期の期末・勤勉手当の額に調整率0.37%を乗じて得た額を本年12月期の期末手当から減額することといたしております。

それから、IIの人事院勧告と国の対応等についてでございますが、国におきましては、6月3日に給与臨時特例法案を国会に提出してございます。本年9月30日に人事院勧告が出されま

したが、政府といたしましては10月28日の閣議でこの改革の見送りを決定いたしまして、平成25年度末までに国家公務員給与を平均7.8%引き下げる給与臨時特例法案の成立を目指しており、現在国会で審議中でございます。

このような従来にはない事態に陥っておりますが、本市といたしましては、10月28日の総務副大臣通知、地方公務員の給与改定に関する取り扱い等を踏まえまして、一般職の給与につきまして人事院勧告に準じて改定を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第75号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

資料No.2、塩竈市議会臨時会議案をご用意ください。1ページをご参照願います。

第1条では、ただいまご説明申し上げました人事院勧告に準じまして月例給を改正することといたしております。

2ページから5ページまでは改正後の給料表を掲載してございます。

それから、6ページでございますが、6ページの附則第1条です。ここでは施行日を12月1日と定めてございます。

第2条では、前段申し上げました官民格差を12月期末手当で減額する調整方法を規定している内容となっております。

簡単ですが、説明は以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それでは、私の方から議案第76号並びに第77号の具体的な内容についてご説明させていただきます。

去る3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、藤倉排水機場及び藤倉第二ポンプ場、議案第76号の23-災第2067号の下水道災害復旧工事（藤倉排水機場・藤倉第二ポンプ場電気設備）についてでございますが、まず被害の状況をご説明申し上げます。

地震によりまして、藤倉第二ポンプ場の建屋、外壁に多数のクラックが発生したほか、敷地内随所で陥没、亀裂等が生じております。また、津波によりまして、標高2メートルの敷地が約1.45メートルほど冠水をし、藤倉排水機場内では床高さから75センチメートルの浸水によりまして、1,000ミリの電動ポンプなどの機械設備を初め、ポンプ制御盤、自家発電機、高圧受変電変圧器、低圧電灯盤などの屋内の電気設備のほか、屋外に設置しておりました引込盤、受電盤、主変圧器盤などの高圧受変電の電気設備が水没し、機能停止状態となっております。

ます。藤倉第二ポンプ場につきましては、幸いにして屋内への浸水はなかったものの、屋外の電気設備の被災によりまして、ポンプの自動運転ができない状況となったということでございます。

今回上程しております復旧工事につきましては、これら被災した施設のうち、電気設備について災害復旧工事を行おうとするものでありまして、9月上旬に災害査定を受け、10月13日に起工をしております。

具体的な工事内容について、資料に基づきましてご説明いたします。議案資料No.3の4ページをお開き願います。

4ページには、藤倉排水機場、藤倉第二ポンプ場の位置をお示ししてございます。

続きまして、5ページをお開き願います。施設の平面図でございますが、上部が藤倉排水機場、下部が藤倉第二ポンプ場となっております。赤で示している場所が新規交換を必要とする設備となっております。具体的な設備、名称については、左側の上の方に、赤太線で囲っている設備となっております。①の引込盤から⑫までのポンプ制御盤、及び⑭のゲート操作盤から⑯の非常用自家発電装置までの各電気設備を新規交換いたします。また、図面右下の①から⑤の引込盤等屋外設備につきましては、浸水高さ以上に機械高をかき上げし、浸水対策を実施いたしてまいります。

なお、6ページをお開きいただきたいのですが、施設の断面図をお示ししておりますが、薄い青の範囲が今回の浸水状況ということになってございます。

なお、機械設備につきましては、請負者も決定し、現在工事の準備を進めているところでございます。また、機械設備、電気設備の進捗に合わせ、今後外壁工事、土木工事も発注していく予定としてございます。そういった工事の中では、今回の津波浸水高に余裕高を確保し、藤倉排水機場の出入り口に1.5メートルの防水盤や吸気孔に耐水壁を設置し、浸水対策を実施してまいりたいと考えております。

今後とも安全な施設の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

続きまして、議案第77号23-1災第2070号、下水道災害復旧工事（藤倉汚水ポンプ場機械設備）についてご説明申し上げます。

こちらにつきましても、地震によりまして建屋の外壁に多数のクラックが発生したり、それから建屋周辺部の陥没、場内通路に亀裂が生じております。また、津波によりまして、標高

2.6メートルの敷地に約50センチほど冠水をし、建屋内への浸水がございましたので、地下1階部分が完全に水没した状況になってございます。地下1階及び2階につきましては、汚水を圧送するための250ミリのポンプ4台、それから吐出弁4カ所、40ミリの洗浄ポンプ等とございましたが、そういったものがすべて水没したことにより停止状態ということになっております。

今回上程しております復旧工事につきましては、これら被災した施設のうち、機械設備については災害復旧工事を行おうとするものであり、8月上旬に災害査定を受け、その後、工事発注仕様書等の検討、取りまとめを行い、10月24日に起工しております。

具体的な工事の内容についてご説明しますので、恐縮でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。こちらが藤倉汚水中継ポンプ場の位置でございまして、続きまして8ページをお開き願いたいと思います。

施設の平面図であります、図上で赤、青、緑で示している箇所が機械設備の復旧対象となっております。それぞれ分解整備、新規交換、新規設置ということになってございます。

図面左上には地下1階の平面図をお示ししておりますが、自動除塵機、それから沈砂分離機につきましては、分解の上部品交換などの整備を行います。それから、吐出弁、吊上げ用チェーンブロックについては新規に交換を行っていきたいと考えてございます。

図面左下には地下2階の平面図をお示ししておりますが、250ミリの主ポンプ4台につきましては、分解の上、部品交換などの整備を行ってまいります。また、40ミリの洗浄水ポンプ、それから65ミリの床排水ポンプ、それから揚砂機については新規に交換を行ってまいります。

図面右上に1階平面図をお示ししておりますが、流入ゲートへの異常流入に対応するため、緊急遮断装置を新たに設置し、浸水対策を実施してまいります。

次ページには、施設の断面を示しておりますが、薄い青の範囲が浸水状況となっております。

なお、電気設備につきましては、工事が起工済みでありまして、近々業者が決定する見込みとなっております。また、外壁工事、土木工事につきましては、機械設備、電気設備工事の進捗に合わせ、今後工事を発注していく予定としてございます。

説明としては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） これより、議案第75号ないし第77号の質疑に入ります。17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） それでは、最初に議案第75号に関して質疑を行いたいと思います。

そこで、提案理由は既に出されておりますので、それらも含めながら何点かお尋ねしたいと

思います。

一つは、先ほどの説明にありますとおり、9月30日の人事院勧告というのがあって、平均で0.23%のマイナス改定となっているわけです。そこで、この表のところで見ますと、3ページのところに、一連のこれまでの給与改定の状況についてということで、一般職並びに給与、そして期末勤勉手当について、平成18年から、そして平成23年まで、ここに一覧として示されております。これを見ますと、一つは、これまでの独自削減もありましたし、あるいは人事院勧告等も実施しての関係で削減された分も見受けられますが、例えば改めてびっくりするのは、3ページの例えば右のところの、全会計総額というのを足しますと、ちょうど1億5,525万円、この間削減されておるわけなんですね。大変大きな額ではないかと。今回も含めると、それだけの総額の削減が行われてきたとなります。年度によっては改定されなかった時期もありますし、平成19年はむしろプラス改定ということでしたが、ここ最近はマイナス改定等々がずっと行われているのが最近の人事院勧告等々の状況です。

そこで、それらも含めて、平均では1万3,000円の減額ということになりますが、先ほどの説明等の1番のところですか、2の1のところでは40歳代、50歳代、これはどのぐらいの年間平均の削減になるのか、最初にお尋ねいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 具体的な数字でございますので私の方からご報告申し上げます。

40歳につきましては、年間で約2万1,000円ほどの給与の減額になります。それから、50歳代につきましては、2万6,000円ほどのマイナスになると見込んでございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうすると、大体、例えば40歳代、12カ月で割ると1,750円、それから50歳代で1,666円になるのかなと思います。そこで、この減額、年間にすると結構な積み重ねになって、2万1,000円、2万6,000円、あとは平均で1万3,000円となって、今回全会計を総合計すると820万円ですか、全会計分の影響額、減額分になるというふうになっております。

一つは、そういう点で、本来は人事院勧告そのものは、これまでの地方公務員あるいは国家公務員も含めて、労働基本権が制限されたもとで代償措置として行われてきたのではないかと。ところが、最近では人事院勧告自身がマイナス勧告をするというふうに変化しているというか、変化しているというか、そこら辺があるわけですが、結局そういう点で、本来の人事

院勧告の、人事委員会の役割を本当は果たしていないのではないかと思うのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、人事院勧告についてであります。議員ご質問のとおり、労働基本権制約の代償措置として、職員に対しまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を確保する機能を有するものであり、民間給与の実態調査をしっかりと行いながら、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準に一致させることを目的としたものでありまして、いわゆる民間準拠を基本に勧告が行われているものと認識いたしております。したがって、人事院としての役割は果たしていただいているのではないかとということで、我々は今回このような提案をさせていただいたところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 人事院勧告そのものはそういうふうにとらえているということのようですが、私ども改めて今回出されたこの人事院勧告の関係の2のところですか、10月28日付の総務副大臣の通知というのを見ますと、そこには例えばこういうふうに表記されているわけなのです。 「現下の地方行財政の状況等の地域の実情を踏まえつつ、各地方公共団体の給与実態等を十分検討の上」「議会で十分審議を行い、適切に対処され」たいと。つまり、それぞれの市町村、確かに国として人事院勧告等が実施される流れなのですが、場合によってはやらないということも含めて考えていってもいいのではないかと。この表現だと、「地域の実情」を踏まえてという一言盛り込まれているのですが、その辺はいかがなものなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げましたとおり、民間企業従業員の方々の給与水準に、基本的には、我々地方公務員の給与水準も合わせるべきではないかということが基本理念でありますので、そういった意味合いで我々は今回の人事院勧告を尊重させていただいたということになります。

なお、残念ながら、本市は人事委員会的な組織を持たない自治体であります。他の自治体も同様でありますので、人事院勧告については、基本的には尊重させていただくという立場で臨ませていただいたところであります。

なお、議会の皆様方と慎重にご審議をということで、このたび議会に対しまして、このようなご提案をさせていただいているということをご理解いただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） それで、先ほどの提案理由、これやっても平行線になるので、考え方等はそういうことだということ踏まえているようですが、先ほどの提案理由のところ、これを見ますと、議案第75号の提案理由の中に、本年4月から11月までの月例給及び6月の期末・勤勉手当に係る格差相当分を12月期の期末手当で減額調整するようになるようです。そうしますと、つまり期末手当、12月10日支給になっているのですが、そこから差し引くということになるわけだと思います。

そこで、これ自身が、例えばよく言われている不利益の不遡及の原則という角度からいって当たるのか、当たらないのか。当局の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今、不利益不遡及の原則に抵触するかというようなご質問でございますが、これはあくまでも年間の給与の総額の調整ということでございますので、不利益の不遡及の原則には抵触しないということで我々はそのように認識しております。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 不遡及には抵触しないということですね。しかし、実際は職員の皆さんにとっては不利益を生じるというような実態での給与削減等になるのかなと思います。

そこで、これは本俸そのもの、給与そのものに対する人事院勧告でのマイナス勧告ですので、扱いは今後、例えばそれぞれの6月、12月期の職員の期末手当に影響するものと私たちは考えるわけですが、そこら辺の影響は当然反映していくものなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 今回の給与改定、お示しのとおりでございます。50歳代、40歳代を中心に、月例給の給料表を引き下げてございますので当然来年度の期末・勤勉、6月支給、12月支給分につきましては、今回のマイナス改定分については、当然それが反映される結果になるものと我々は考えてございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） やはり大きい課題ではないかと。震災でみずからも被災しながら、給与

のこういった削減というのは、その点でも今のそれぞれ、業務量、密度を濃く高めて、あるいはかなり無理を生じながら、さっき専決処分の報告もございましたけれども、やはりその辺も含めて、私は職員の皆さんの労働実態を勘案するならば、人事院勧告そのものを実施するという事は、自治体の判断で見送ってもいいのではないかと思うところです。

当然削減に当たって、労働組合との話し合い等もあったのではないかと思います、そこら辺の経過について、この中では議案としての触れ方なので、実態はどうだったのか、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の職員一丸となって、今回の災害復旧に取り組ませていただいておりますが、同様に民間企業の方々も大変にご苦勞いただいておりますので、そういった方々の立場も配慮いたしまして、このような提案をさせていただいたことをご理解いただければと思います。

また、職員団体との協議経過についてご質問いただきました。これまで4回の協議を重ねさせていただいております。今回、提案いたしております人事院勧告を踏まえた月例給の引き下げにつきましては、一定程度の理解をいただいたものと考えているところであります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 4回の協議ですね。それで、職員の、もちろん本当に震災の中では大いに役割を果たしたと私は感じておりますし、もちろん民間の方々もさまざまな震災での努力はされたと思います。

ただ、1点、やはりこういった時勢の中で給与等が下がっていると。一方で、地方公務員ですね。塩竈市の職員の給与を下げるということ自身が、せつかくの地域経済の、本当は望んでいるのは、地域経済が少しでも温かくなるということが一番望んでいるわけで、それに対する影響は出てくるのではないかと思いますし、今後なお一層、復旧計画そのものが議会の中に出されている中で、職員の皆さんのさまざまな点でのいろいろな奮闘が今後なお一層求められる中での削減については、私ども日本共産党市議団としては反対であり、そして削減等について、職員のモチベーションそのものを引き下げていくことになるのではないかと思います。

人事院勧告については、以上、触れさせていただきますが、ちょっと入札で何点かだけお尋ねいたします。

入札の関係で見させていただく中で、二つの案件が出ておりますが、1億5,000万円以上の入札の形態ですので議会の議決要件ということですが、例えば、今地元の方々も仕事、いろいろな震災でふえていることはふえています、これは言ってみれば、震災の中での仕事量がふえていて、震災後の仕事としては減るのではないかとということをよく業者の皆さんからお話を伺います。

それはそれとして、地元の方の例えば1億、片方ではこの入札の金額を見ますと、大変その金額等も大きいわけです。入札金額等で1億7,325万円、片方で2億2,680万円ということで、これだけの金額ですと、地元に対する何らかの仕事を分割するというか、仕事をやっていくということが可能なのか、不可能なのか、私は技術者ではありませんので、そこら辺の入札の形態で、少しでも仕事量を地元に戻元させていくということが出来るのか、できないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、議案第76号、議案第77号、両方に共通いたしますが、一般競争入札で発注させていただいております。当然のことではありますが、どなたでも参加を希望される方ということで発注いたしております。ただし、工事の規模によりまして、それぞれランクを設定しておりますので、恐らく今回の1億5,000万円を超える工事になりますと、地元の業者の方々の参画というのは大変厳しいものかなと思っております。

また、分割云々というお話がございましたが、今回のポンプ場ということについては、一連の施設整備になるわけでありますので、例えばそれを分割することについては、なかなか難しい案件ではないかなと考えさせていただき、今回1件工事として発注をさせていただきましたところであります。

また、工期的な問題もできる限りこういったものを早急に復旧して浸水対策にということのご要望も再三いただいておりますので、そういったことも勘案いたしまして、このような発注形態をとらせていただいたところであります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 一つ、そういう一般競争入札として一定の公募を行ったのは、既に提案理由の中に含まれていますので、今回の関係の入札の一連の結果については、大体の流れはわかったところであります。

そこで、私たち議会の方で目に触れていないものの関係で、6月議会に9億8,000万円なり

のポンプ場の整備等々について、予算化されているのですが、過般の9月議会でもいろいろ議論されたところで、この辺は私たち1億5,000万円以上のやつは見えていないので、その辺の流れだけちょっと教えてください。

○議長（嶺岸淳一君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） これまで下水のポンプ施設につきましては、18カ所が3月11日の震災で何らかの被害が発生したということでご報告させていただいているところでございます。その後、詳細に被災状況を確認した中で、越の浦汚水ポンプ場、大日向汚水中継ポンプ場並びに杉の入汚水マンホールポンプ場、この3施設につきましては、一部部品の交換など簡易的な対応で復旧ができたということでごございまして、それ以外の15施設につきまして、国への災害査定申請を行ってございます。

査定が終了いたしました箇所より工事の方の発注を進めてございまして、これまで雨水ポンプ場につきましては、中央ポンプ場、中央第一貯留管、藤倉雨水ポンプ場、今回の藤倉排水機場、藤倉第二ポンプ場、さらには宮町の雨水ポンプ場の6施設につきましては、電気設備並びに機械設備の工事を発注してございます。また、汚水ポンプ場でございますが、今回お願いいたしております藤倉汚水中継ポンプ場のほか、越の浦の汚水中継ポンプ場につきましても、電気設備、機械設備の工事を発注してございます。

今回の2件の案件のように、1億5,000万円以上ということではございませんので、これは通常の発注の中で今現在準備を進めているというところでございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） 議案第76号と議案第77号についてお尋ねします。

資料をいただきまして、No.3の5ページ、6ページ、8ページのところに図面が書いております。それで、この2カ所のポンプ場の設備の防水対策は大丈夫かという意味で質問させていただきます。

No.3の5ページを見ますと、そこには屋外部分のところの高圧変電設備をかき上げするという、先ほど説明をいただきました。それで、かき上げすることによって、今回と同じような津波の高さまで来ても大丈夫なように対応できるのかなとは思いますが、それから6ページの方は、排水機場の方をGLから1,500ミリで防水盤を設置するという説明をいただきました。この図面にはその防水盤のところは書いてはございませんが、1,500ミリで防水盤を設置して、津波対策、設備のところには水が入らないようにして、それで運転停止が起こらな

いようにするという対策だと思えます。

それから、77号の方は、8ページの図面で見ますと、流入ゲートに緊急遮断装置を新規に設置して、これで対策を打ってくれると。このようにいろいろ浸水対策のところをとられているようでございますが、このことによって、今回の津波と同レベルの高さの水が上がっても、ポンプ場は運転停止が起こらないという考えだと思うのですが、そのように断言してもらえると、市民の方は安心して、工事してもらったんだけど、また水がかかって、またとまったよということはありませんと。その辺のところ、自信を持って防水対策大丈夫ですと当局の方から言っていただきますと、市民の方安心しますので、その辺のご答弁よろしく願います。

○議長（嶺岸淳一君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 今、議員の方からお話いただきましたように、まず5ページの藤倉排水機場、藤倉第二ポンプ場でございますが、こちらの屋外の部分の施設につきましては、図面右下の方の①から⑤になってございます。これにつきましては、次のページの6ページの図面、下段の方に浸水レベルということで、今回の津波浸水の高さを図上の中で明示させていただいてございます。

これは全体的に言えることでございますが、今回のそれぞれの施設の中で、津波によります浸水の高さがそれぞれございます。この高さに5センチメートルの余裕高を見て、外のものにつきましては、分電盤等をその高さまで上げると。さらには、屋内への浸水の水が入らないという対応につきましては、建物の出入り口のところに止水板を設けまして、シャットアウトするというような考え方でございます。これにつきましては、災害査定の方でも認めていただいているということでございますので、こういった対応をしながら浸水対策を万全に行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 私の方からも76号、77号で質問させていただきます。

今回、藤倉のポンプ場の契約案件が出たということでほっとしております。長いこと地域の方々は待っていたわけでありましたが、1日も早い完成を望みたいと思います。

そこで質問させていただきますが、まず契約そのものについて最初にお聞きしておきたいと思います。

今回、先ほどの質疑の中でも一般競争入札でということで、76号については2社、77号につ

いては1社が応募したということで、入札の落札した金額が出されております。そこで、先ほど、今回藤倉の排水機場あるいは藤倉第二ポンプ場については電気設備関係ですね。そこが1億7,325万円で落札しているということでありますが、お聞きしたいのは、当然一般競争入札ですから、仕様書とかそういうのはだれでもがやれる状況というものは出すんだろうと思うのですが、なぜ76号では2社、あるいは藤倉の汚水の方のポンプ場関係では1社しか応募できなかったのかですね。競争の原理が働かなかったのはなぜなのかということをお聞きして、どういうふうなところに認識しているかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員のご質問にお答えさせていただきますが、我々はあくまでも一般競争入札ということで、全く特別なハードルを置いているわけではないので、結果として2社と1社からしか応募がなかったということしか、申し上げられないことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） そういう点では、一般競争入札ですから、当然先ほど言いましたように、仕様書なども出して、どなたでも入札に応募できるような状態は市の方で準備されたと理解するわけでありまして。結果的にこういう形になったということでお話がありました。

そこで、入札の関係でお聞きしたいのは、落札の金額、契約金額と同額であります。入札の予定価格についてどういうふうになっていたのか。それから、落札率はどれぐらいなのかということと、工期はどこまで見ているのかという点を、76号、77号でそれぞれお答え願いたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 予定価格の調整は市長が行うこととなっておりますので、私からお答えをさせていただきます。

総務省等からくれぐれも歩切りはやめなさいというような通達がされております。基本的には現設計を勘案しながら、それぞれの業務の内容、あるいは現場の作業体制等を判断をさせていただきながら、予定価格は私が入れさせていただいているところであります。

なお、落札率については担当からご報告をいたさせます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 議案第76号の藤倉排水機場、それから藤倉第二ポンプ場電気設

備の落札率でございますが、80.8%という状況でございます。それから、議案第77号の藤倉汚水ポンプ場機械設備の落札率ですが、98.1%という結果になってございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 工期の部分についてお尋ねいただきました。76号、77号、いずれも平成24年3月23日を工期の期限としてございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 私は市長の方に予定価格は幾らだったのかとお聞きしていたのですが、今落札率が出ましたので、それは逆算すれば出るということでありまして、その金額はなぜお答え、まあ、予定価格を決めた経過はわかりましたけれども、予定価格が幾らだったのですかということをお聞きしているので、お答え願います。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 予定価格については、事後公表ということで公表させていただいております。それで、議案第76号につきましては2億400万円でございます。また、議案第77号におきましては2億2,000万円でございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 予定価格につきましては、すべて税抜きで今お答えさせていただいております。いわゆる入札のときの落札価格はすべて税抜きになりますので、そこで行きますと、今副市長からお話しありました予定価格、議案第76号は2億400万円、これに対して入札されました入札価格というのは1億6,500万円、これを税込みいたしますと契約金額、すなわち1億7,325万円となるわけでございます。今お話し申し上げましたのは、いわゆる消費税抜きの金額ということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 契約の問題を非常にわかりやすくするためには、今質問したような内容のことが資料として出る必要があるんですね。そういう点では、私は今回消防議会の方に参加させていただきまして、そこで他の議会が、利府町が契約案件について今質問したような内容を含めた資料を添付しているというのがわかりました。それは、できることですので、ぜひ例えば入札参加業者についてはどこどこが参加したかとか、さらにはさっき出ました予定価格、落札額、消費税抜きでなら抜き、消費税を加味したなら加味したということでわか

るようにしていくことが必要ではないかということで、工期も含めて、私はこれからの議案の関係資料としては、決算のときは出るというのがありますけれども、議案の関係資料として、ぜひこういう資料を添付していただきたい。そのことを要望したいと思いますが、お答え願えればご返事いただきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 資料の調製の内容等につきましては、我々としてもいろいろ他事例を見ながら、今後対応してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） よろしく願いしたいと思います。

それで、先ほど金子部長から工事の内容について説明がありました。そういう点では、今回藤倉が今まで4割程度のポンプの稼働だったということで、5ページの図面を見ますと、実質的には400ミリの水中ポンプと800ミリのポンプが稼働していたんですね。それで、800ミリのポンプは手動式だったと。機械関係がだめになっていたということで、それで問題は、藤倉の排水機場の1,000ミリのポンプが2台あるわけです。その2台とも今回含めて、使えるように整備をするということだろうと思うのです。そういう点で、現在通常使われているのは2台のうちの1台のようではありますが、応急的というか、そういう点では非常に重要なことで、どのポンプも使えるようにしておくことは必要ですので、今後直した後の、これがやられれば万全だということなのかということが一番気になるころだろうと思います。

先ほどの質疑の中でも、浸水しないような状況をつくると。これは別途の予算でやるわけですね、この契約案件ではなくて。そういうこととお話があったわけですが、それらについて、この工期が来年3月23日でしたっけか、までということですから、心配なのは、その間、何事もなく穏やかに過ごせれば一番いいのですけれども、天然のことですから何があるかわからない。そういう状況の中で、やはり万全な態勢を、対応をお願いしたいということを私はここの中で申し上げておきたいと思います。

それから、下水道の方のポンプ場ですけれども、汚水ポンプですが、77号ですけれども、これはいろいろお聞きしましたら大変な状況ですね。現場もを見せていただきまして、あれほど地下2階まであるのに、底に水が入っていくという状況でありますから、これもまたそういう防水対策をきちんとするというお話がありましたので、ほっとしているところではありますが、いずれにしてもここで大きいのは、機械部品を一度、ここは機械設備ですね。取

り外して、どこか別の工場で直さなければならないという、そこが狭いからということもあるようですけれども、大変な大仕事なのですね。

それで、ここの下水の整備についてもそういう点では3月までかかるということですから、でも実際私見に行って、非常に感心しました。使えなくなっているのです、このポンプ場がね。汚水ポンプ場ですよ。そうすると、千賀の台、藤倉、松陽台、楓町、杉の入、新浜を含めて、藤倉を含めた、その分も汚水が実際にはここに来るわけですから、そこから大代の方に流されていくわけですから、それを担当の方はいろいろご苦労なさってバイパス的な処理といたしますか、そういうことで地域ではいろいろ意見もありましたけれども、しかし生活に支障が起きるようなことがないぐらいの対応の仕方をしっかりとやってくれていたということ、改めて私は見に行き行って感じて、非常に感謝すべきところだなと思って帰ってきました。

そういう点で、今回工事中のその工事が3月までかかるということであれば、今までやってきたことを引き続き汚水の方ですよ、汚水のポンプのバイパス的な取り組みをきちんと3月の末まで対応できるようになっているのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） バイパス管の部分につきましては、従前、ポンプ場をつくる際に準備をさせていただいたところでございますが、これにつきましても現時点では全然支障はございませんので、今後もそういったものを活用しながらやっていくということで考えてございます。何度も申しておりますが、一日でも早く復旧するように、我々努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 最後になりますが、そういう点では、先ほど藤倉汚水ポンプ場のわきに藤倉雨水ポンプ場というのがありまして、これが600ミリと1,500ミリのポンプになっているわけですが、それが今手動式になっているということで、先ほどそれについても電気関係の工事については別途でやられているというお話だったと思います。そういう点で安心しておりますが、要するに今回の契約案件とあわせて、議決を必要としない金額での予算の発注の仕方というのは結構いろいろあったんだろうと思うのですが、そういう点で、3月23日までの工期に合わせた取り組みになっているのかどうかをお聞きして、そして1日も早い竣工ができますように期待して、私の質問を終えたいと思います。ご答弁ちょっとお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） そういった意味では、先ほど来ご説明していますように、災害査定が終わって、補助申請が終わったものから、交付決定が終わったものから順次発注していくということでやってございます。

なお、私の方も説明不足だったかもしれませんが、塩竈市においてはすべてポンプを優先して災害査定を受けるという流れの中でやってございまして、今後管渠の復旧等々もございしますが、そういったものとあわせて、ポンプ場の復旧についても、なお進めてまいりたいと思っておりますし、今年度発注分についてはすべて3月23日を一定の工期ということで契約を締結させていただいているものでございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 私も人勸と今の工事請負契約について質問していきたいと思えます。いろいろ今小野議員から私質問しようかなと思ったの、3点ほどもう終わりましたので、その他の件についてお尋ねしたいと思います。

まずは、この3月11日に大災害がありまして、ポンプ場がある意味では相当大被害を受けたという中で、先ほど国の査定、県の査定かどうかわからないのですけれども、査定が行われたということでありまして、市民にとって、やっぱり塩竈は梅雨の時期とか秋雨に入れば大きな被害を受けるということは当然でありましたけれども、おくれた要因ですね。市民にももう一度わかりやすく、私にもわかりやすくお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 国の災害査定につきましては、これは塩竈市だけではございまして、県内一定のスケジュールのもとに実施していただいております。

その中で、私どもとすれば、まずは被災した状況を見て、応急的に対応できるものについては一定の対応をさせていただいたところではございますが、ただ、大がかりな対応をしなければならぬものにつきましては、査定を受けてということで取り組みをさせていただいているところでございます。査定のおくれといいいますか、事務的なおくれということかと思いますが、先ほどお話しいたしましたように、県内の中で査定の時期等が決まりまして、それにできるだけ早くということでお願いはさせていただいておりましたが、結果としてすべてが同時期ではなくて、一定の期間をずらしながらという中で進めてきたという状況でございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 本当に査定も、本当は急いで要望もしていたんだと思いますけれども、同時的な被害ということでおくれたということだと思っております。

あと次に、私は一般競争入札という問題ですね。議員になって8年になりますけれども、なかなかこの入札問題がちょっとわかりづらいので、今回質問しようと思っておりましたので、先ほどのご回答のほかに、ちょっと1点か2点質問したいと思います。

まず、この予定価格を市が決めるときに、これをだれが担当し、どの課が担当して、工事のこの部分とこの部分が、被害状況ですね。この被害状況を見て、そしてその予定価格を市の方が立てるのですか。それとも、この予定価格をどこかに委託しているのかどうか、そこをまずお聞きします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 総括的なご質問でありますので、私からお答えいたしますが、いわゆる設計書というのがあります。これは予定価格積算の根拠となるものであります。そういったものを各課の方で調整いたしまして、積算された設計額に対しまして、それぞれの立場で予定価格を入れることとなります。それぞれというのは、例えば私が予定価格を入れる。あるいは、部長が予定価格を入れる。その下もあるかと思いますが、そういったものでありますとか、あるいは工事と委託、さまざまなケースがございますので、一定金額を決めておまして、一定額を超えるものについては、例えば私が予定価格を調整させていただきますが、その率等については、あくまでもこれは守秘義務等がございますので、先ほど申し上げましたように、私のところで調整させていただくということでありまして、それが予定価格になりまして、その予定価格を基本に入札を行わせていただくということでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 私はこの予定価格を決めることは、本当に大変なことだなと自分で推測いたしましたし、また、今市長からも各課とかいろいろ積み上げて、そして決定してくると。そしてまた、額の部分は市長が枠を決めたり、いろいろされるのかなと思っております。

そこで私、ちょっと提案というか、こういうのが全国的にあるかどうかわかりませんが、ちょっと突拍子もないお話なのですが、しかしこの突拍子もないことが現実的になるということがあるのでちょっとお話ししますけれども、例えば今まで自治体において、監査というと、ほとんど内部監査、市長とかあるいは議会から選任という形でやってきまし

たけれども、それがしかし今は外部監査が常識ではないかということで、今一般市民の方でも非常にそういうことに詳しい方はそういうふうに言っております。そういう意味において、私はこういう予定価格を外部に委託するというか、そういう方向が全国の中であるのかどうか、副市長あたり、そういうことを聞いているのかどうか。また、そういうやり方も今後考えていった方がいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 予定価格が、先ほど申し上げましたように、工事入札の基本となるわけでありますので、当然のことながら最高機密に属するものであります。そういったものを外部に委託するという意味がよく理解できないのですが、例えば本市でも取り組んだ過去の経緯がございますが、予定価格の事前公表という制度がございます。この76号、77号の質問の範囲を超えないことで申し上げさせていただきますが、予定価格を事前に公表して、結果としてより競争性を高めるというような取り組みもしているというものを、試行的にやっている事例はございますし、事実、本市におきましても過去に何度か予定価格の事前公表制度ということも実施させていただいております。そういった中から、より競争性の高い入札制度であるべきではないかということで、さまざまな取り組みをさせていただいているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） そういうものも可能性があるのではないかとということで、私も根拠があって今お話ししたわけではないので、今後さらにこの入札問題はいろいろ勉強しながら、だけど、そういう方向性も私は不可能ではないと今でも思っています。

さて、次に、人事院勧告についてご質問したいと思います。

今回の人事院勧告はボーナスも期末手当も入っていませんので、ここに書かれているとおり、1人1万3,000円ということで、この大震災の中で人勧の出されたものは、私は少額でもあるし、実施すべきかなと個人的に思っています。この1年間あるいは2年前は、私は人事院勧告に対しては反対してきました。それはなぜかというと、塩竈市のデフレ、いわゆる不況を、公務員の削減が逆にそういうような不況を呼び起こすような状況であったから、私は一応反対し、市長に対しても自主自立の地方分権的視点ということを訴えて、2回ほどしてきました。

今回、この人事院勧告に対しては、国がさっき公務員給与法をつくるからということで、今

回は国家公務員は人事院勧告をしないという状況で、人事院の総裁などは、これは憲法違反だと言って、非常に人事院と政府の中で、泥仕合というのかどうか分からないのですけれども、整合性がとれない状態であります。

そういう中で、私も通知の中身を聞こうと思っていたのですけれども、先ほど地域の実情に合わせてというお話がありましたので、地域の実情に合わせて、それは市長が今回出されたということだと思っております。

そこで、質問は、人事院勧告というのは本来的には国家公務員に規定しているものだと私は理解しているのに、国もしないのに何で本市が、逆に国もしないし、今後また国家公務員給与法の7.8というのは、ひいては地方にも、こういうやり方を見ると、まさにそのまま影響してくるわけですから、影響し、そしてまたそれを準拠しなければいけないわけですから、ある意味では私はここに政府と合わせて、人勧もその状況を見ながらしてもいいのではないかなと思うのですけれども、これは行財政改革のために市長はやるという考えではないと私は思うのですけれども、政府や国家公務員もしないのに、頭越しでこっちがしていいのかどうか。また、市長がなぜここにこだわりがあるのかどうか、そこら辺の考えについてありましたら、よろしく願います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 一つは、国の考え方として、今公務員の給与改定ということが取り組まれております。7.8%という大変厳しい削減ということに取り組まれているようでありますが、それは国の考え方でありますので、さておくとしましても、私ども塩竈市においても、既に職員給与の独自削減ということで7.8%を超えるような、先ほどどなたかから総計1億数千万円になりますよねというお話をいただきましたが、我が市におきましては年間2億五、六千万円に上るような職員給与の独自削減に取り組んできたという過去の経緯であります。

そういった大変厳しい取り組みを本市ではやってまいりまして、そういったものが今日の財政の一定程度の基盤になっているものと私は考えておりますが、もう一つは、あくまでも公務員の給与水準を民間従業員の給与水準と一致をさせるという、いわゆる民間準拠の考え方です。これが人事院勧告の基本にあると思っておりますので、そういったものを我々は、塩竈市が人事委員会的なものを持たないということであれば、それを今日までも、実は平成19年しかなかったわけではありますが、例えば増額の場合でも、減額の場合でも、それを尊重させていただくということの基本にさせていただいてまいりまして、その都度議会にも全く同

様の説明をさせていただきながら取り組んでまいりましたので、今回も人事院勧告を尊重し、このような形でご提案をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 今、市長のお話のとおり、独自に職員の行財政改革的立場で削減してきたと。今回は1人当たり1万3,000円ですか、影響があるということですので、全体的に800万円となっておりますけれども、そんなに行革と、ほとんど全くないと私も思っております。

ただ、人勧は尊重するという市長の考えと、もう一つは、では国が今度7.8ですか、これをやると。これは必ずしも一気に7.8にするのか、3年か4年の間隔でやるかもしれませんけれども、これについては市長はやっぱり政府が出されたことについても準拠するという可能性、あるいはまたそれを尊重するという考えなのかどうか、まずお聞きします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 臨時会には人事院勧告についてご提案をさせていただいておりますので、まだ国の方の審議にも入っていないものを、私が軽々に申し上げるべき立場ではないと思っておりますので、その点についてはご容赦いただきたいと思っております。

また、確かに額についてはということで今ご質問賜りましたが、私も職員の立場を考えれば、こういうことについてはちゅうちょがあります。ただ、先ほど来申し上げておりますように、地域全体でそういったものをということでご提案をさせていただいているわけでありまして、民間の方々の苦しみはやはり我々も真摯に受けとめながら、地域の震災復興が1日も早く達成されますようにという思いで、これからも職員と一丸となって頑張ってまいりたいということで、このようなご提案をさせていただいているところであります。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 今、市長より政府の人勧に対する案だということで、答弁を差し控えるというお話でした。いずれにしても、この問題は我々としても注視しなければいけないと思っております。

あともう一つ、こういう塩竈の地域状況というのを含めると、今回の人事院勧告は、本当に我々は会派全体としてもそこを十分考慮して判断しなければいけないなと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 私の方からは、議案第76号と第77号ですか、これについて質問させていただきます。今まで質問された方と重なるところがありますが、手短に質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

まずは、志子田議員が質問されたのですが、今回のこの工事で、工事が終わった後は、同じレベルの津波、浸水があった場合、全然問題ないと考えていいわけですね。それを再確認、まずはしたいのですが。

○議長（嶺岸淳一君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） その対応を今回実施いたします。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） もう1点は、やはりこれを設計したりする場合は基準のレベルが大切になってくると思うのですが、大体はこの地盤沈下は3月11日の時点で沈んだんだろうと私は思うのですが、よくよく考えると、その後余震も結構ありますし、それから4月7日の地震ではかえって道路の陥没なんかがよく見られたというところもありますし、もしかすると3月11日以降も沈んでいる可能性もあるのですが、この工事を始めるに当たって、この基準点といえますか、それは確認されているのでしょうか。それとも、この設計、前回の設計といえますか、工事の数値をそのまま利用しているのか、沈んでいることがあるのかなのか、あるのであればどのぐらいか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 津波の浸水の高さにつきましては、現場の高さを計測といえますか、現地でわかりますので、それを基本にさせていただいてございます。

あとそれから、沈下の状況でございますが、これらにつきましては、今後工事を実施するに当たりまして、国道の基準点なんかも最近国土地理院の方で修正した高さを明示させていただきましたので、そういったものから確認をした上で、いろいろ検証しまして、工事を進めていきたいと考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 浸水レベルについては実際に浸水した部分は何らかの印といえますか、汚れやら何やらで把握はできるものと思うのですが、例えば今の話ですと、まだ測定はされていないということですよ。ですから、やはり今後、このままの状態ですと、実際本当は徐々に沈んで、最大で4月7日の時点でぼんと沈んでいるということになれば、大変なこ

とになると思うのです。今確認されるということですが、これが大事な問題だと思うので、やはり今後工事に当たっては、真っ先にその辺のきちんとした測定をやっていただいて、それから工事に取りかかっていたきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 私からは、まず議案第75号の人勧の関係でございます。

いろいろと0.23%の引き下げ、それも40代、50代の職員さんをとということなのですが、先ほどもいろいろ議論がなっているのですが、逆に国はしない、地方はすると。そういった中で、ある程度国から示したものは地方が動いてくるというのも認識しての質問になるのですが、もし今回これをする、しないの決断で、こういった総額的な金額は800万円そこそこなんですよ。そうすると、これをするに当たっての事務量とかそういうのって、私はうんと大きいものが隠れているのではないかと思うのです。例えば職員の給与を800万円引き下げるために、1,000万円ぐらいの費用がかかっているのであればもったいないなど、逆にですね、そういった決断も必要でなかったかなと思っております。

そういった意味で、例えば今給与関係ももうパソコンだから、すぐ職員の方の名前に0.23%とかそういうものを掛けていけば、もうすぐ出るんだよというシステムなのか、そういった作業がうんと、12月の期末手当に反映させるために、私は職員は大変な事務作業があるのではないかなと考えますので、もったいないなという思いがあります。それがまず1点。

あともう1点は、いわゆる考え方をお聞きしたいのですが、よく今も伊勢議員なんかも地域の実情に見合ったのであれば引き下げるべきではないのではないかと言うのですが、この地域というのはどこを差すのか。私は逆に、伊勢議員が言う地域というのであれば、もっともっと、例えば塩竈の企業関係、前にもこういった人勧絡みでお話ししたと思うのですが、例えば塩竈市の年収の平均というのは大体250万円ぐらいです。そうしたら、こんな0.23%ぐらいでおさまる額ではないのではないかなと。地域の実情に片方合わせろと言うとですね。ですから、この地域の実情というのはどこかという、私は大企業の平均給与でないかなと思うので、地域の実情に本当にこれから合わせていく気があるのかどうか、塩竈市の実態にその辺を確認しておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 菊地議員のご質問にお答えいたしますが、初めに改定率がマイナス0.23%、全会計の総額で820万円ということでありましたが、これはことしだけではなくて、こ

れがずっと続いていくわけです。これから先、例えば十数年在職する職員でありますと、それをベースにやっていくわけでありますから、前段に、金額の過多ではなくて、これは我々が、職員給与は条例として議会の方にお示ししてご理解をいただいておりますので、基本的には額が上回った場合も、あるいは下回った場合についても、額の過多ではなくて、議会の皆様方にお諮りをさせていただくということを前提にさせていただいておりますので、今回もそういったことで、今臨時会の方にご提案をさせていただいているということをご理解をお願い申し上げます。

2点目であります。確かに地域というとらまえ方ではあります、これはあくまでも人事院として行った調査でありまして、塩竈市が行った調査ではないということまずご理解いただきたいと思いますが、今回の調査につきましては、全国1万500の事業所を対象にして調査されております。43万人、個人別給与を対象に、民間給与の実態調査を行い、それらの結果として、平均改定率0.23%というものが出されております。決して、例えば宮城県とか、そういった範囲ではないと私どもも理解をさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） それで、いろいろこの議会の中で、片方は地域の事情に合わせてと言いますが、私は地域というのはこの塩竈市だと考えていますので、今後そういった意味でももっとも議論になるのかなど。

あと、誤解があつては申しわけないのですが、今回の0.23%というのは来年もずっと続くのですよと。だけれども、これは人事院勧告の、私は多分勧告を受けて下げるというのはわかるのですが、では例えば定期昇給はどうなっていくのかとか、そういうのもあるのではないかと思いますので、そういう事務手続やら云々を考えると、今回余りしなくてもよかったのではないかという思いはします。しかしながら、国のペナルティーやら何やらを多分心配する余りに、今回我々議会を尊重していただきまして、諮ってもらったというのは感謝申し上げます。

我々議会の方も過日、幹事長会議を開いて、議会の対応ということでどうするのという話もしました。うちら方の会派は職員が下げられるのだから、うちら方も議員も下げたらいいのではないですかという会派としてのまとまりの意見を出していただいたのですが、全会派一致にならなくて、今回は議会側は見送りという、いろいろあったので、それだけは市民の方

には議会もそういった下げる努力をしたんだよということも申し添えておきます。

あと、次に下水道関係なのですが、皆さんいろいろ災害に遭って、大変な水害やら何やらで本当に大変な苦勞をした、その原因だと思います。それを今回この工事で何とか安心な生活ができるように、先ほども期間的にきついかもわからないですが、早急にこの工事が順調に、そして安全に進むようにお願いしたいと思います。

そして、このポンプ場の安全対策というのは、例えばこの施設が万が一来た場合、こういう予備の対策があって、今回同様の津波やら水害が来ても、二重、三重の安全対策をとった工事なのか、それともやっとな発勝負の今までどおりの復旧させるため、復興させるための施設なのか、安全対策を加味したものがあるのかどうか。先ほど1.5メートルの壁どうのこうのとありましたが、それ以上に安全対策があるのかどうか、それだけをお知らせください。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） お答えしていきたいと思います。

ポンプ場の復旧については、災害復旧ということで現在ポンプ場が持っている機能を回復させるのが災害復旧事業ということで取り扱われており、我々もそのように進めているところでございますが、なお今回につきましては、発電機等々の設備が屋外にあったことによって、今回被害を受けたものについては、今回の被災の水位よりも高く設置をするという安全対策、あるいは室内につきましては、室内に水が入ったことによって機器が損傷を受けていますので、そういったものを防ぐためのゲートだったり、あるいは一定程度の壁をつくっていくというようなことをやってまいりますので、そういった意味では安全性は向上すると我々は考えているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 従来よりは安心安全な取り組みをしたと。でも、やはり万が一というのに備えて、予備のポンプとか、ある程度そういうものが可能であれば、今まで災害の報告を受けて、各議員からどうなんですかという質疑がいっぱいあったと思うのです。二重、三重の安全対策どうなのですかというふうなね。そういった意味で、きょうはこの議案の中での審議ですから、これ以上は申しませんけれども、やはり市民が聞いていて、復旧をまず第一だと言われて、でも今回は安全対策を施しますよと言われても、それで本当にどういった災害が来るかわからないのですけれども、市民にとって予備のポンプがつかましたと。1000年に1回来る災害でも対応できますよというぐらい、大げさに言えば、そういった安全な、

そして安心できる、こういった設備だったら市民も安心するのかなと思いますので、今後、追加でこういうものを考えていってもらようよう要望して終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） 私の方から2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、先ほど来から公務員給与の平均給与、それと地方のということでお話があるわけですが、現況の塩竈市民の給与所得者の平均給与が幾らなのか、そしてあと市の職員の方の平均給与が幾らなのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどもご説明させていただきましたとおり、人事院勧告は全国1万を超える事業所を調査をさせていただいた結果だということでありまして、恐らく塩竈市の勤労者の平均給与というのは、塩竈市としてもなかなか把握していない数字ではないかなと思っておりますので、その部分についてはご容赦いただくといたしまして、職員の平均給与については今ご説明をさせます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 本市の一般職員の給料月額ということでご報告したいと思えます。本市の給料月額でございますが、平均は35万3,200円ほどになってございます。なお、国家公務員につきましては、39万6,000円という金額でございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） できれば年収の方でお答えいただけませんか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（佐藤信彦君） 塩竈市の手当等も含めまして、年間1人当たり585万6,000円、国家公務員ですと637万円という数字でございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

あと、市民の平均給与についてはわからないということによろしいのですか。その辺の実態調査というか、そういった数字というのは、何か精査すれば出てくるものなののでしょうか。それとも全く不可能なののでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 残念ながら、今この場で手持ちの数字がございませんので、統

計等の調査を実施しておりますので、改めてそこら辺調査をいたしましてご報告申し上げたいと思います。申しわけございません。

○議長（嶺岸淳一君） 5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） では、後でも結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど来、年間2万何がしか減額になるので大変だというお話をされている方もいらっしゃるかもしれませんが、私なんか民間企業でやっているわけですから、1カ月このぐらい減るのも当たり前の状況の中で、バブル以降、一生懸命経営を支えながらやってきているわけでありまして、そういう庶民感覚を大事にして、こういうところを議論していきたいと私は思っております。

本来であれば、本当であれば、我々は企業を経営するとき、自分の会社の経常利益の人件費比率というのをちゃんと決めて、その範囲内で事業経営というのを行っております。ですから、やはり地方自治体といえども、自治体の独自の税収の中での人件費比率というものを決めて、やっていくのが地方自治財政の健全化、運営ということに向かっていくのではないかなと常々思っておりますので、ぜひその辺も今後の検討課題ということで、役所の方で頑張ってくださいと思って、私の質問を終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 私の聞き違いでなければ、先ほど人勧についてペナルティーという言葉が議員から聞こえた気がするのですが、人勧に沿って改正をしなければ、国のペナルティーが何かあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 私ども地方公務員、国家公務員もそうですけれども、給与決定につきましては原則がございまして、地方公務員法で規定されてございます。情勢適用の原則、均衡の原則ということで、そういうものを踏まえて人事院勧告が出されているという内容になってございます。当然その実施内容につきましては、国の方からも給与実態調査等で照会がございまして、国の方からも給与実態調査等で照会がございまして、その際、仮に実施しなかった場合につきましては、特交なり、それなりの国の方からのいろいろな関与があるものと考えてございます。

本市といたしましては、独自削減の時期を除きまして、ほぼ人勧に準拠した形で給与改定を行っているという状況がございまして、これまでは特にそのペナルティーというものはございませんが、基本的にはやはり人勧というものを尊重して実施しなければならないものと

考えてございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 済みません、いま一つわからないのですが、国としての関与があると考ええるというのは、ペナルティーがあるということでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今総務部長が申し上げましたとおり、私どもといたしましては、塩竈市の職員の給与を今回0.23%引き下げさせていただくということでございますので、その他については、例えば総務省なりそういったところが塩竈市の取り組みをどう判断されるかということだと思っておりますので、我々は特にペナルティー等を意識して、このような提案をさせていただいているところではないということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） ペナルティーは想定していないということで、一つはほっといたしました。

あと、考え方の問題ですが、要するに人事院勧告をどう考えるかというのを、ここ国会でないので、私は別に質疑するつもりはないのですが、民間が大変だから公務員も下げると。当然地域経済、これだけ大変な中で冷え込むわけです。消費もその分低下するわけですから。公務員下げれば民間も下がる、地域経済も、消費が冷え込むわけです。こういう考え方そのものが、私は地域経済が冷え込めば、今度はまた民間の給与が下がって、あわせて公務員の給与も下げると。負のデス・スパイラル、どんどんらせん状に落ちていくという立場にしか、どうしても受けとめられないのです。収縮、収縮した結果、かえって給与から、地域経済からみんな冷え込んでいってしまうと。そういう考えについて、どのようにとらえていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど志賀議員からもご質問いただきましたが、民間企業でありますれば、市場原理で当然社員の給与が決まるものと思っておりますが、我々公務員の場合につきましては、基本的には社会福祉の向上というなかなか業績という部分でははかれないものが数多くあるわけでありまして、そういったことから、公務員の給与が決定されているという、まず認識であります。

そういった中で、しからばということではありますが、公務員給与については、やはり一般的

には社会一般の情勢に適応していくということが原則ではないかと考えておりますので、先ほど来、ご説明をさせていただいておりますとおり、毎年実施をされるさまざまな調査をもとに出されております人事院勧告を尊重させていただくということを申し上げさせていただきました。

なお、地域経済の冷え込みになるのではないかとというご質問でありましたが、やはり公務員給与だけということでは、それはいいのではないかと考えております。民間の方々の一生懸命の頑張りでありますとか、そういったものに公務員がどのようなご協力をさせていただくか。そういう双方の歯車がしっかりと回ることによって、地域の経済というのは活性化していくものでありまして、単にこのことだけをとらえて地域の景気が冷え込むのではないかとということについては、我々はそういった考えはしておらないということをご報告申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 私も別にこれだけをとって、地域経済が冷え込むと言ったつもりはないのですけれども、全体として全部公務員から民間から下がっていく中で、地域経済も潤わないと。そういう道に落ちていくということは明らかなことだと考えておりますので、その点は述べておきたいと思います。

第76号、第77号についてなのですけれども、大きな考え方なのですけれども、一つは、先ほどの伊勢議員の質問に対して、一連の発注であって、地元業者の参加は厳しいというご回答がございました。それから、落札率の問題なのですが、2社応募があった第76号については落札率80.8%、競争原理が働いたのかなと思うのですが、1社のみの第77号については98.1%。この点について、小野議員の質問に対して市長は、結果としてこうなったとしか言えないと。まず、地元業者の参加は難しいのだと。この落札率の問題については、結果としてこうなったとしか言えないと。これでは全く見通しが無い。今後、この2点について、何か改善する方法を考えておられるのか。結果なんだと、難しいんだと、これでは私身もふたもないと、地元の業者とかね、思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段で申し上げさせていただきましたが、金額によって参加できる資格要件があるということは、高橋議員もよくご案内のとおりであります。当然のことながら、Aランク、Bランク、Cランクというランクを決めまして、それぞれの金額の中で競争を行

っていただくというのが、今の入札制度であります。したがって、例えば地元の業者が10億円の工事に参加できるかと言えば、これはできないというのは当たり前の話であります。今回は、こういった金額、2億円を超える金額の工事を発注するについて、残念ながら地元の方々の参加というのは難しいということを私は申し上げたと思っております。

もう一つであります、一般競争入札という制度であります。これは指名競争入札ではないわけでありまして。であれば、指名競争入札に戻るかという話であります。議会等にもいろいろご説明をさせていただきながら、より透明性、公平性を図るために、一般競争入札、今県におきましては、たしか1,000万円以上は一般競争入札でありますかね。そういった制度の枠を広げていこうということをやっているわけでありまして、したがって、塩竈市におきましても今3,000万円を超える工事については、基本的には一般競争入札を原則とさせていただき、どなたでもご参加できますよということをやっております。今回の工事につきましても、当然のことではありますが、一般競争入札として入札を執行させていただきましたが、我々からすると大変残念ではあります、2社と1社の参加しなかったということを小野議員にはご説明をさせていただいたところがございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） その他ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号ないし第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議案第75号ないし77号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第75号についてお諮りいたします。

議案第75号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（嶺岸淳一君） 起立多数でございます。よって、議案第75号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号についてお諮りいたします。

議案第76号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第76号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号についてお諮りいたします。

議案第77号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員でございます。よって、議案第77号については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年11月29日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 伊 藤 栄 一

塩竈市議会議員 佐 藤 英 治



平成23年12月定例会 12月7日 開会  
12月19日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成23年12月7日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

## 議事日程 第1号

平成23年12月7日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第78号ないし第94号
- 第5 請願第1号
- 第6 議員提出議案第9号及び第10号

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

---

### 出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君

健康福祉部長	神谷 統 君	産業環境部長	荒川 和浩 君
建設部長	金子 信也 君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤 喜昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 信彦 君	会計管理者 兼会計課長	星 清輝 君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋 敏也 君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山 浩幸 君
建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地 辰夫 君
市民総務部 政策課長	阿部 徳和 君	市民総務部 財政課長	荒井 敏明 君
市民総務部 税務課長	赤間 均 君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤 俊幸 君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤 修一 君	産業環境部 環境課長	村上 昭弘 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木 宏徳 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木 康則 君	水道部長	福田 文弘 君
水道部次長 兼総務課長	尾形 則雄 君	教育委員会委員	山田 達磨 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	桜井 史裕 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
選挙管理委員会 委員長	稲田 喜一 君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君
公平委員会委員	田中 和弥 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	白澤 巖 君		

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係主査	斉藤 隆 君	議事調査係主事	西村 光彦 君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） 去る11月30日告示招集になりました平成23年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者でございます。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15番高橋卓也君、16番小野絹子君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は13日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は13日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告1件、例月出納検査の結果報告1件並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。

また、塩釜地区消防事務組合議員より議長あてに提出されました平成23年第1回塩釜地区消防事務組合議会臨時会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成23年第1回塩釜地区環境組合議会臨時会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第78号ないし第94号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第4、議案第78号から第94号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第78号から第94号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第78号は、「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。これは国民健康保険税の医療保険分の課税額を引き下げたため所得割額を100分の8.85から100分の8.10に被保険者均等割額を3万2,000円から3万1,000円に改めるなど所要の改正を行おうとするものであり、1世帯当たりの平均改定率は3.88%となるものであります。

次に、議案第79号は、「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」であります。これは、震災復興に向けた市民生活の一助とするため、一般汚水の従量使用料を引き下げしようとするものであり、1立方メートル当たりの平均改定率はマイナス5.4%となるものであります。

次に、議案第80号は、「塩竈市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例」であります。これは、障害者及び障害児の地域における自立した生活のための支援の充実等を図るため障害者自立支援法が一部改正されたことに伴い、本市条例が引用する同法条項に移動がありましたため所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第81号は「ふるさとしおがま復興基金条例」であります。これは、本市の災害復旧及び復興を迅速に推し進めるため、今後必要になる財源の確保を目的とした基金を新たに設置するための条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第82号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」であります。東日本大震災に伴う公共施設の災害復旧費のほか被災をされました市民の皆様への義援金や災害援護資金貸付金、災害廃棄物処理事業費の追加などの災害関連事業費、接種率の増加に伴う予防接種事業などを計上し、歳入歳出それぞれ56億4,391万3,000円を追加いたしまして、総額を384億6,785万1,000円にするものであります。

主なる歳出といたしましては、

災害復旧事業のうち道路橋りょう災害復旧費といたしまして	8億8,700万円
同じく清掃施設災害復旧費といたしまして	1億1,000万円
漁港施設災害復旧費といたしまして	10億円
同じく浦戸地区における情報通信基盤災害復旧費といたしまして	2,400万円
災害関連事業のうち防災備蓄事業といたしまして	995万6,000円
同じく震災時対応のための衛星電話設置経費といたしまして	77万7,000円
同じく仮設住宅のバリアフリー化などのための応急仮設住宅経費といたしまして	3,808万3,000円
同じく東日本大震災災害義援金といたしまして	1億2,500万円
同じく災害援護資金貸付金といたしまして	9,000万円
同じく災害廃棄物処理事業費といたしまして	25億8,620万3,000円
を、またヒブワクチン接種、子宮頸がんワクチン接種などの予防接種事業費といたしまして	4,501万6,000円
職員手当といたしまして	1億2,571万円
魚市場施設の災害復旧費及び施設解体費の所要経費に係る魚市場事業特別会計への繰出金といたしまして	2億480万円
下水道施設の災害復旧費の所要経費に係る下水道事業特別会計への繰出金といたしまして	2億8,070万円
市立病院施設の災害復旧費及び施設解体費の所要経費に係る市立病院事業会計への繰出金といたしまして	1,880万円
水道施設の災害復旧費の所要経費に係る水道事業会計への繰出金といたしまして	3,070万円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

災害廃棄物処理事業及び災害復旧事業などに係ります国庫補助金といたしまして	40億6,939万7,000円
災害救助費に係ります県負担金といたしまして	4,082万5,000円
予防接種事業などに係ります県補助金といたしまして	2,250万8,000円
東日本大震災災害義援金に係ります寄附金といたしまして	1億2,500万円

繰越金といたしまして 2億767万6,000円

災害復旧事業などに係ります市債といたしまして 25億1,770万円

などを追加計上いたしますとともに、東日本大震災の影響により減収が見込まれます歳入といたしまして

市税として 13億1,041万9,000円

保育所保育料に係ります分担金及び負担金といたしまして 702万5,000円

診療所使用料などに係ります使用料及び手数料といたしまして 3,056万2,000円

を減額するものであります。

債務負担行為につきましては、指定管理期間の終了に伴いまして体育施設管理運營業務委託を追加するものでございます。

地方債につきましては、交通事業特別会計などへの繰出金に係ります災害復旧事業のほか市税等の減収分を補てんするための歳入欠かん債など計5件を追加いたしますとともに道路橋りょう災害復旧事業など計9件を増額変更するものであります。

次に、議案第83号「平成23年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災の影響により安全航行が困難となった航路の災害復旧に係る県への委託経費を計上し、歳入歳出それぞれ1億円を追加いたしまして、総額を3億1,990万円にするものであります。また、震災の影響に伴い事業収入を減額するとともに、その減額分を市債により補てんするものであります。

地方債につきまして、事業収入の減収分を補てんするための震災減収対策企業債及び航路の災害復旧に係ります公営企業災害復旧事業債を新たに計上いたすものであります。

次に、議案第84号「平成23年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災により被災された方の国民健康保険税を減免することに伴い、その減額分を国庫補助金、基金繰入金等で補てんするものであります。

次に、議案第85号「平成23年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災により被災し、危険な状況となっております魚市場鮪解体場及び東側施設等の解体経費を計上し、歳入歳出それぞれ1億8,020万円を追加いたしまして総額を3億7,613万円にするものであります。

また、地方債につきましては災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金の増額に伴い、公営企業災害復旧事業債を820万円に減額変更いたすものであります。

次に、議案第86号「平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。震災復興に向けた市民生活の一助に資するため、一般汚水の従量使用料を減額することに伴い、その減額分を市債により補てんするものであります。

また、災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金増額の増額に伴い、市債を減額し、財源を振りかえするものであります。

地方債につきましては、下水道使用料の減額分を補てんするため、震災減収対策企業債を追加するとともに、災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金増額の増額に伴い公営企業災害復旧事業債を1億500万円に減額変更するものであります。

次に、議案第87号「平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災による駐車場施設の休止に伴い使用料及び事業費を減額するなど歳入歳出それぞれ1,300万円を減額いたしまして、総額を750万円にするものであります。

次に、議案第88号「平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります。排水処理施設への接続世帯数の減少に伴い使用料を減額するとともに、管理費を減額し、歳入歳出それぞれ315万円を減額いたしまして総額を1億3,475万円にするものであります。

また、災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金増額の増額に伴い市債を減額し、財源を振りかえするものであります。

地方債につきましては、災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金増額の増額に伴い、公営企業災害復旧事業債を120万円に減額変更するものであります。

次に、議案第89号「平成23年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災により被災されました方々の自己負担金の免除に伴います介護給付費や施設入所に係る食費・居住費等を計上し、歳入歳出それぞれ2,549万1,000円を追加いたしまして総額を44億8,151万5,000円にするものであります。

また、東日本大震災により被災された方の介護保険料を減免することに伴い、その減額分を国庫補助金、基金繰入金等で補てんするものであります。

債務負担行為につきましては、平成24年度から開始します第5次介護保険事業計画に向け介護保険システム回収業務委託を計上するものであります。

次に、議案第90号「平成23年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災により被災された方の経済的負担を軽減するための減免及び宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額により歳入歳出それぞれ3,940万3,000円を減額いたしまして、

総額を5億7,649万9,000円とするものであります。

次に、議案第91号「平成23年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。収益的支出については東日本大震災により被災をいたしました旧看護師寮の解体経費として病院事業費用に1,500万円を追加し、総額を28億1,779万5,000円にするものであります。

また、資本的支出につきましては東日本大震災により病棟及び施設等に甚大な被害を受けましたことから災害復旧に係ります建設改良費といたしまして資本的支出に1,533万1,000円を追加し、総額を4億2,818万5,000円にするものであります。

また、地方債につきましては、災害復旧事業費に係ります公営企業災害復旧事業債130万円を新たに計上いたすものであります。

次に、議案第92号「平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。収益的収入につきましては東日本大震災により被災された方の経済的負担を軽減するための減免及び減収により給水収益1億7,078万5,000円を減額し、総額を16億5,985万5,000円とするものであります。

また、資本的支出につきましては、東日本大震災により浦戸海底管に甚大な被害を受けましたことから本格的な復旧を図るため、災害復旧事業費に2億8,000万円を新たに追加し、総額を10億8,363万1,000円にするものであります。

また、地方債につきましては、災害復旧事業費に係ります公営企業災害復旧事業債を1億160万円に増額変更するものであります。

次に、議案第93号「工事請負契約の一部変更について」であります。これは平成22年9月28日に議決をいただきました工事請負契約「22-補 牛生雨水ポンプ場（土木）築造工事」につきまして、工事内容の一部変更が生じたことから、原契約の一部を変更しようとするものであります。

本工事は、ポンプ施設設置のための地下土木構造物の築造工事ですが、工事の進捗に伴い、大型の転石や硬質岩盤が確認されたほか、地下水や東日本大震災による地盤沈下への対応が生じたことから、施工方法の一部変更等を行い、安全な工事施工を図ろうとするものであります。

これら施工条件等に変更が生じたため、契約金額を2,087万4,000円増額する変更契約の締結が必要となりましたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者として申請のありました特定非営利活動法人塩釜市体育協会について審査した結果、適任と判断いたしましたので、同協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、各号議案につきましてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長からご説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） それでは私から議案第78号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

資料番号1、平成23年第4回塩竈市議会定例会議案の1ページ、あわせまして資料番号6の第4回市議会定例会議案資料の2ページをお開き願います。説明の都合上、資料番号6の2ページになりますが、塩竈市国民健康保険税条例の一部改正についてというところでその概要をご説明申し上げます。資料番号6の2ページでございます。

国保会計につきましては、平成21年度から23年度までの3年間の収支均衡を図るべく平成20年12月定例会で議決をいただき。平成21年度から国保税の改定を行っております。これまで所管の常任委員協議会でこの3カ年の状況を報告してまいっておりますが、平成21年度、22年度の2年間の収支は歳出面では医療費の伸びが予想よりも下回ったことや宮城県が広域化支援方針を策定したことなどもありまして収納率による普通調整交付金減額が解除されたことの影響もあり、平成20年度の決算見込みを含めまして国保事業の財政調整基金残高が設定当時の見込みを上回っている状況でございます。

今回のご提案は、平成24年度からの次期計画に当たりまして見込みを上回っております基金を活用しながら税額を引き下げ、被保険者への還元を図ろうとするものでございます。なお、平成25年度末に後期高齢者医療制度の廃止並びに国保制度への一本化などの医療制度改革の方針が示されておりますことから、この制度改革を受けまして現在の市町村国保が再編されるという話もございますので、これらを念頭に置きまして今回は平成24年、25年度の2年間で収支均衡を図る計画といたしております。

それで資料の方、ごらんになっていただきたいんですが、ゴシック体の1番の改正目的で

ございます。国保税を構成する医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち基礎に課税額に当たります医療保険分の算定に係る所得割額及び均等割額を引き下げるため所要の改正を行うものでございます。

2番目の改正内容でございますが、平均改定率は3.88%の引き下げとなり1世帯当たりの改定額は7,293円の引き下げとなります。国保税の普通徴収8期でございますので、1期当たりでは911円の減額となるものでございます。

(1)の税額改定でございますが、本改定に係る条例改正内容を表にまとめてございます。医療保険分の所得割を現行の8.85%から8.10%に、均等割につきましては現行の3万2,000円から3万1,000円に引き下げるものでございます。後期高齢者支援金分及び介護納付金分に関しては変更はございません。この下の表でございますが、軽減額の変更についてでございます。国保税では一定の所得金額以下の方についてそれぞれの所得に応じて一定の軽減制度がございますが、均等割額の変更に伴いまして区分に応じた軽減額の改正をあわせて行うものでございます。

(2)施行期日並びに(3)適用でございますが改正条例の施行は平成24年4月1日からとし平成24年度以降の年度分の国民健康保険税より適用となります。

中段以降記載しております参考では、現行条例と改定後の内容を記載してございますので、ご参照願います。

次に、3ページに移っていただきましてゴシック体で表示している3番目、条例改正後の国民健康保険事業特別会計収支見通しについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、今後国保加入者は一般被保険者数がわずかながら減少、退職被保険者数がわずかながら増、全体ではわずかな減少で推移しましてあわせて1人当たりの税調定額もわずかに減少すると見込んでおりますことから、国保税全体では微減で推移いたしましてこの国庫支出金以下の項目につきましては対象経費に比例した積算を行っているところでございます。

歳出に関しましては、大部分を占めます保険給付費につきまして1人当たりの医療費の増加を見込み全体として微増で推移を見込んでいるところでございます。これらを見ますと最終的に改定後の平成25年度末の基金残額ということでは、ここの3ページの一番下の表にございますように7,500万円程度の基金残額というふうに見込まれておるところでございます。

次に、4ページにお移り願いたいと思います。これは、税率改正のモデルケースといたし

まして七つのモデルで収入、世帯、人数等に応じた課税額の現行と改定案、そして改定金額等をまとめたものでございます。

1番目は4人世帯で介護保険該当が2名、固定資産税額が年額で5万円で所得が200万円、これは給与収入に直しますと311万4,000円ほどのケースでございますが、この場合ですと現行課税額では47万400円に対し、改正案では45万3,900円となりまして、額にしますと1万6,500円、率としては3.51%の引き下げとなるものでございます。以下、7番目までの7割軽減世帯まで7つのモデルケースをお示ししておりますので、これは後ほどご参照いただければと思います。

恐れ入りますが、同じく資料ナンバー6、1ページにお戻りください。ここには塩竈市国民健康保険税条例一部改正の新旧対照表を記載しております。また、資料番号1の1ページにつきましては国民健康保険税条例の一部を改正する条例の案を示してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それでは、議案第79号塩竈市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案資料ナンバー6の5ページ、あわせまして議案資料ナンバー7の1ページをお開き願います。

説明の都合上、資料ナンバー7を中心にご説明を申し上げたいと思います。

初めに、公共下水道事業の概要でございますが、下水道は生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全など安全安心な市民生活を確保する上で不可欠な都市基盤施設でございます。特に、汚水事業につきましては松島湾内の海域汚濁防止という大きな役目もございまして昭和33年度から事業に着手し積極的に取り組んできた結果、平成22年度末の普及率は98.7%に達しております。約5万6,500人の市民の皆様に快適な生活を営んでいただいております。今後は施設の機能維持を適切に図っていくための下水道財政の基盤を強化し安定した経営のもと効率的で効果的な事業展開が必要となっております。

また、公営企業の性格が強い汚水事業の経費につきましては受益者負担の原則によりまして下水道使用者にご負担をいただくこととなりますが、本市ではこれまで使用者の負担状況を考慮し本来使用料で回収すべき経費の一部を経過措置として公費負担として一般会計から繰り入れを行っているところでございます。

平成20年度から平成23年度の4カ年の下水道使用料につきましては平成19年12月議会に資

本費算入率、平準化債を除いた場合でございますが、75%を上限とし、平均改定率33.5%の改定案を上程させていただいたところでございますが、平成20年2月議会におきまして平均改定率23.6%、資本費算入率にいたしますと71.7%で修正可決をいただいたところであり、これまで安定的な経営に取り組んできたところであります。

具体的には、地方債償還に係る低金利借換債や資本費平準化債を計画的に運用して負担の軽減化や平準化に努めてまいりました。また、維持管理費を計画値よりも圧縮してございます。また、使用料収入におきましては東日本大震災の影響等があったものの震災減収対策企業債の手当ても行ってきたところでございます。こうした対策によりまして資本費平準化債を除く資本費算入率は74.6%となる見込みでございますが、これまでの資本費算入率の上限値としてございました75%は下回ってございますが、結果といたしまして平均改定率23.6%で議決をいただいた際の資本費算入率71.7%を超える見込みとなっております。

恐れ入りますが、資料ナンバー7、9ページをお開き願います。

9ページでは汚水経費のうち使用料対象経費及び使用料の実績と次期計画との比較表をお示しをさせていただいております。左側が現計画期間となっており、下の表の6段目に平準化債を除いた資本費算入率をお示ししておりますが、4カ年の平均では先ほどお話ししましたように74.6%となる見込みでございます。次期計画期間につきましては、東日本大震災の影響による公共投資の見通しが不透明な状況等を踏まえ、平成24年度から26年度までの3カ年計画とするものでございます。下水道の使用料収入は高い普及率や人口の減少、それから東日本大震災の影響等により今後も減少が見込まれておりますが、現行料金体系にて次期期間の使用料を算定いたしますと、右側の次期計画期間の表にお示ししておりますように資本費算入率が73.3%となる、見込まれてございます。平成20年2月の議決時の71.7%を次期期間でも上回るということになる見込みでございます。これらの状況を踏まえまして、現計画期間内で資本費算入率を71.7%として再計算した場合に上回った使用料の収入額、約1億4,500万円、これらを財源といたしまして現計画期間及び次期計画期間の7カ年の資本費算入率をこれまで議決いただいております71.7%とするために、次期計画期間の平均資本費算入率を67.4%に引き下げ、使用料を平均改定率といたしましてマイナス5.4%引き下げる引き下げを行うものであります。資本費算入率につきましては71.7%を目標といたしておりますが、改定額等の調整等の結果71.6%となっております。

恐れ入りますが、同じ資料の2ページをお開き願います。

それでは、具体的な改正の内容でございますが、（２）に従量料金の比較表をお示しをしております。また、下の表では排水量に応じた使用料金の比較表をお示しをしており、いずれも消費税を除いた金額となっておりますが、平均改定率といたしましてはマイナス5.4%の改定となります。上の表でご説明いたします。水量については1立方メートル1トンという言葉で説明をさせていただきます。

まず、基本使用料でございますが、現行600円は据え置きとさせていただいております。従量料金でございますが、10トンまでは現行155円を145円で10円の減、11トンから20トンまでは175円を160円で15円の減、21トンから40トンまでは230円を215円で15円の減、41トンから300トンまでは280円を265円で15円の減、301トンから1,000トンまでは295円を285円で10円の減、1,000トンを超えた場合310円を300円で10円の減となるものでございます。

なお、浴場汚水につきましては据え置きとさせていただいたものであります。例えば、月20トン使用の標準家庭におきましては現行使用料3,900円が3,650円で250円、6.4%の減となるものでございます。

4ページ以降につきましては次期財政計画推計の考え方等についてお示しをしておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。

今後とも、下水道事業を円滑に進めるためには下水道財政の基盤強化を図ることが最重要と考えておりますので、適正な維持管理に努め安全で快適なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、私からは議案第82号平成23年度塩竈市一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。資料ナンバー6の7ページをお開き願います。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は一般会計が56億4,391万3,000円、交通事業特別会計が1億円、魚市場事業特別会計が1億8,020万円、公共駐車場事業特別会計がマイナス1,300万円、漁業集落排水事業特別会計がマイナス315万円、介護保険事業特別会計が2,549万1,000円、後期高齢者医療事業特別会計がマイナス3,940万3,000円、合わせまして58億9,405万1,000円となるものでございます。これによりまして一般会計及び特別会計の補正後の予算総額はこの表の一番下段にございますように570億606万8,000円となり、補正前に比べますと11.5%の増となるものでございます。

続きまして10ページ、11ページをお開き願います。一般会計の補正予算の概要でございます。

まず歳出からご説明申し上げます。ここでは歳出予算を目的別に分類してございます。

まずは費目1の議会費524万9,000円でございますが、右側のページの備考欄をご参照ください。職員人件費でございます。以下、ほかの款にもそれぞれ計上してございますが、これらの職員人件費につきましては震災対応に係ります業務量増大に伴いますことの時間外手当でございます。それから、議員関係費につきましては震災により任期が延長となったことによりまして議員報酬を増額補正しようとするものであります。

費目2の総務費4,395万6,000円でございますが、裁判外紛争解決手続関係費につきましては震災後の車両破損事故にかかわる損害賠償金でございます。それから、東日本大震災慰霊祭開催費につきましては来年3月11日に開催予定の当該慰霊祭にかかわる経費でございます。

費目3の民生費2億9,196万7,000円でございますが、これは自殺対策緊急強化事業費は主に仮設住宅集会所におきます被災者支援としてマッサージや健康相談等に係る経費でございます。それから、災害救助費でございますが、これも主に応急仮設住宅にかかわる寒さ対策等の工事費でございます。それから東日本大震災災害義援金は追加配分に伴います義援金の増額補正でございます。災害援護貸付金は対象者の増によりますところの貸付金の追加計上となっております。

費目4の衛生費26億9,841万9,000円でございますが、まず保健センター運営事業費は被災いたしました事務室それから公用車に係る備品の経費でございます。子宮頸がん等ワクチン接種事業費は接種率の増加が見込まれますことから委託料を増額補正しようとするものでございます。災害廃棄物処理事業費は危険建物解体業務、1次仮置き場の管理経費などの追加経費のほか災害廃棄物処理に係る県への委託経費などがございます。続きまして、公用施設解体事業費は、宮町分庁舎等の被災した公用施設の解体経費でございます。それから、病院事業解体繰出金でございますが、当該施設災害復旧費に係る一般会計からの繰出金でございます。あわせて、水道事業会計への繰出金でございますが、これも水道施設災害復旧に係る一般会計からの繰出金でございます。

費目6の農林水産業費2億2,508万円でございますが、その中で魚市場事業特別会計繰出金、これにつきましては主に被災いたしました魚市場施設の解体経費に対する一般会計繰出金でございます。それから、漁業集落排水事業特別会計繰出金でございますが、これは当該施設の災害復旧事業費に係る一般会計からの繰出金でございます。

費目7の商工費105万円でございますが、これは職員の時間外手当でございます。

費目8の土木費2億9,954万円でございますが、下水道事業特別会計繰出金は下水道施設の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出金でございます。

それから、費目9の消防費2,290万9,000円でございますが、消防団運営事業費は震災の影響により消防団員等の公務災害補償責任共済掛金が引き上げられたことに伴います共済費の計上でございます。防災対策費は防災備蓄に係る経費、それから震災時対応のための衛星電話の整備費でございます。

費目10の教育費974万3,000円でございますが、奨学資金費は海難交通遺児教育手当の追加認定に伴う補正でございます。スクールソーシャルワーカー活用事業は現在配置してございます担当員の勤務回数をふやすことに伴いますの追加経費でございます。学び支援コーディネーター等配置事業でございますが、放課後の学習支援を目的とした支援員等を市内小学校に配置する経費でございます。それから、学校教育活動復旧支援事業は被災児童生徒の就学援助事務補助の賃金でございます。

費目11の災害復旧費20億4,100万円は震災により被災いたしました市内各施設の災害復旧費でございます。

それから、費目13の諸支出金500万円でございますが、交通事業特別会計繰出金といたしまして、離島航路の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出金を計上してございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので8ページ、9ページをお開きいただきます。

費目1の市税13億1,041万9,000円の減額でございますが、これは震災の影響による市税の減免減収見込みによりまして減額補正をしようとするものでございます。

それから、費目12の分担金及び負担金702万5,000円の減額でございますが、これは震災の影響による保育所入所児保育料の減免に伴う減額を行おうとするものでございます。

費目13使用料及び手数料3,056万2,000円の減額でございますが、これは主に浦戸診療所の使用料、海岸通駐車場使用料、戸籍住民基本台帳手数料、塵芥処理手数料など震災の影響によりまして各種使用料手数料の減免減収に伴う減額を行おうとするものでございます。

それから費目14の国庫支出金40億6,939万7,000円でございますが、災害廃棄物処理及び公用施設解体事業費、各種災害復旧事業費、そして衛星電話整備事業に係る地域防災力向上支援事業に伴います補助金を計上してございます。

費目15の県支出金7,142万5,000円でございますが、災害救助費に係る負担金のほか子宮頸がん等ワクチン接種補助金、児童福祉施設災害復旧費補助金、教育費国庫委託金などございま

す。

費目17の寄附金1億2,500万円は東日本大震災災害義援金、それから同義援金の宮城県配分でございます。

費目18の繰入金12万1,000円でございますが、これは海難交通遺児教育手当基金からの繰入金でございます。

費目19の繰越金20億767万6,000円でございますが、これは今回の補正予算におきます所要一般財源を平成22年度の決算剰余金であります繰越金で措置しようとするものでございます。

費目20の諸収入60万円でございますが、これは保健センター運営事業費に係る東日本大震災国保関係復興補助金でございます。

費目21市債25億1,770万円でございますが、これは災害復旧事業費及び災害廃棄物処理事業費に係る市債のほか市税など減免減収に係る歳入欠かん債、災害援護貸付金等を計上しているものでございます。

なお、12ページ、13ページにつきましては歳出予算の性質別比較表を載せてございます。14ページには投資的経費の内訳表を掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。私からは以上でございます。失礼いたしました。2億でございます。失礼いたしました。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それでは、議案第93号工事請負契約の一部変更についてご説明をさせていただきます。資料ナンバー1の5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページでございます。

この議案は平成22年9月29日に議決をいただき同日付で本契約を締結いたしました22一補牛生雨水ポンプ場（土木）築造工事に係る工事請負契約の一部を変更することにつきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いしようとするものでございます。

変更の理由といたしましては提案理由に記載のとおり工事内容に変更が生じたためございまして変更内容としましては記書きに記載のとおり議決をいただいた事項中4の契約金額を5億165万8,500円から5億2,253万2,500円、2,087万4,000円増額変更させていただこうとするものでございます。

それでは、変更の具体的な内容についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、恐縮でございますが、資料ナンバー6の52、53ページをお開きいただきます。

52ページでは昨年議決をいただきました内容でございますが、変更内容については53ページ以降でご説明をさせていただきます。昨年9月の本契約締結後工事目的物を完成するに当たり、現場を詳細に調査するとともに関係機関及び沿線住民の皆様とも協議を重ね安全を第一として工事を進めてきたところでございます。今回、施工条件に変更が生じた事項で設計に計上しなければならない工事内容を変更し、あわせて請負額を総額で53ページ右下の表の最下段に記載してございます。2,087万4,000円の増額変更をしようとするものでございます。この表には主な変更理由及びそれによります施工数量の増減及び消費税を除きました工事費の増減額を1,000円単位でお示しをしております。では、この表に基づきましてご説明を進めさせていただきます。

第1点目、本体仮設工として施工しております地中連続壁工におきまして当初三軸式により同時に3本の施工を予定しておりましたが、施工箇所に転石、硬質地盤が確認され三軸同時に施工することが困難に、削孔することが困難になったことから施工方法を一軸方式に変更し1本の、1本当たりずつの施工としたものでございます。三軸式を241本減とし一軸式を同数増工するものであります。これにより三軸式の工事費は6,439万5,000円の減、一軸式は9,196万9,000円の増となったものでございます。

恐れ入りますが、54ページをお開き願います。図面上段、地中連続壁工の施工断面をお示しをしております。図面上部が地表部であり、左の方にゼロメートルと表示をさせていただいております。図面下側に緑色で示している深さまでの施工となり施工長は14メートルでございます。図中にピンク、黄色、青でお示ししている箇所に転石や硬質地盤が確認され、図面下中央部にお示ししておりますように三軸式から一軸式への変更が必要となったものでございます。施工箇所の平面的な位置関係は図面左下のとおりとなっております。なお、ピンクはややかたい岩盤、黄色はかたい岩盤、青は非常にかたい岩盤とお示しをさせていただいております。

続きまして、55ページをお開き願います。55ページには、上段に作業状況、中段に発生した転石の状況を写真でお示しをさせていただいております。

何度もあちこちで大変恐縮です。53ページにお戻りをいただきたいと思っております。53ページ下の表でございますが、2点目であります。本体作業土工におきましては先ほどの連続地中壁の部が余震により肌割れを起こし落下する可能性があることから安全な作業環境を確保するために除去することとしました。その結果、ソイルセメントの処分費用を新たに230立方メートル計上する必要がありましたので、587万5,000円の増額となるものであります。

何度も大変恐縮です。54ページをお開き願います。右下に除去部分と作業状況をお示しをさせていただきます。この連続地中壁につきましてはこれからつくります土木構造物の一番外側の型枠も兼ねてございますので、一定程度整形してこの内側にコンクリートの壁を建てていくということになってございます。

53ページに、もう一度恐縮です。お戻り願います。3点目は本体仮設工におきまして掘削の作業の進捗とともに地下水の湧水がございました。底盤部においては多量の湧水が発生いたしましたことから作業時の排水処理を円滑に行うため暗渠排水溝を224メートル増工したものでございます。これの経費が61万6,000円となっております。

何度も本当に恐縮です。55ページの方の下段には湧水状況の写真をお示しをさせていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。また、53ページの方に戻っていただきまして、先ほどご説明申し上げましたように掘削の進捗に伴いまして湧水量が増大し、図面左下にお示ししておりますように6月10日には地下水の異常低下が発生してございます。水位の変化状況の確認とあわせ工法の再検討に14日間、また先ほどの暗渠排水溝の施工に10日間、本体作業工土工に8日間、合わせて作業日数が32日ふえたことによりまして、水替工、切り張り、腹起こしの日数を増加するものであります。濁水処理も含めた水替工で600トンで9万8,000円、仮設材の賃料で324万9,000円が増額となるものであります。

4点目につきましては、本体築増工であります。今回施工しておりますのは地下土木構造物であります。来年度以降着工を予定しております建築構造物とあわせ一体的な構造物としての建築確認の申請を行った際に鉄筋継ぎ手部の性能をさらに向上させるために建築基準法施行令に沿って鉄筋の重ね長さをふやすこととしております。このため、鉄筋鋼を15.9トン増工する必要がございまして、結果的に261万1,000円の増額となったものでございます。

続きまして、変更の5点目でございますが、東日本大震災の地震によりまして現場内及び市周辺地区で約35センチの地盤沈下を確認しております。今後も余震が予想されていることから地盤の変動状況を確認しながら放流渠の検討を実施することとしておりますので、工事の一部を変更しようとするものであり、矩形渠で515万4,000円の減、支持杭も合わせた接続枡が2,173万6,000円の減額となるものでございます。平面図左下に現行する放流渠の位置を示しております。また、図面上の右上には断面図をお示しをさせていただいております。

6点目でございますが、工事着手に当たりまして近隣井戸の使用実態調査を行ったところ複

数確認をしてございます。これら使用されている井戸への影響を未然に防止するために地下水位観測井戸を5カ所新設しております。この費用が111万1,000円となりこれを増額するものがあります。平面図上に青丸で観測井戸の箇所を明示しております。

7点目でございますが、東日本大震災発生に伴い工事請負契約書第20条第2項の規定により2カ月間工事の中止命令を行っておりますが、この中止期間中の現場経費について186万2,000円必要となりますので、それにつきましても増額をするものでございます。

これら以外の工事内容につきましては精査を加えた結果、工事費で合計2,590万円の増額となりますが、設計変更における工事費の算出方法に基づきこの金額に当初契約時の請負率を乗じ、また消費税を加算し税込みの変更請負額といたしましては2,087万4,000円、4.2%増の5億2,253万2,500円となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（嶺岸淳一君） これより議案第78号ないし第94号の総括質疑に入ります。12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君）（登壇） 新生クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いたします。

議案第78号及び第79号、そして議案第81号、議案第87号について総括質疑をいたします。

昨年12月定例議会を振り返ってみますと平成22年度塩竈市一般会計補正予算は約2億6,000万円を追加補正をしておりました。ことしの補正額を見ますと58億9,000万円にもなります。これは大半が震災関連のものであり今後復興に向けた事業が一気に進むものと期待をしております。

その中で議案第78号、健康保険税の一部を改正する条例と議案第79号、下水道条例の一部を改正する条例ですが、第78号は施行日が平成24年4月1日、そして第79号は平成24年3月1日となっております。他の議案は本日の議決後直ちに公布となりますが、この2件については実質は来年度となっております。そこで、この改定時期の基本的な考え方についてお聞かせください。

次に、議案第81号ふるさとしおがま復興基金条例についてお聞きいたします。このふるさとしおがま復興基金ですが、提案趣旨として災害復旧、復興を目的とした事業に充てるとしておりますが、基本的な考え方と具体的などんな事業に充てるのかをお聞かせください。

次に、議案第87号、塩竈市中央公共駐車場の休止に伴う使用料収入の減額についてお聞きい

たします。現在は、震災で破損し使用不能の状態ですが、今後耐震補強して再度使用するものなのかどうか、今後の方向性についてお聞かせください。ではよろしく願いいたします。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から4点についてご質問をいただきました。

初めに、国民健康保険税条例の一部改正の中で条例改正の施行期日についてご質問いただきました。国民健康保険税の課税の基準日となります賦課期日につきましては、地方税法並びに本市の条例におきまして4月1日といたしておるところでございます。また、国保会計につきましてはその年度単位として収支計画を算定をさせていただいていることをあわせてご報告を申し上げるところであります。

次に、下水道事業についてもご質問をいただきましたが、同様の趣旨であります。また、次期改定に当たりましては、平成24年3月計量、4月の徴収というような形で下水道料金の徴収を回収をさせていただくことといたしております。

次に、ふるさとしおがま復興基金条例についてであります。どのような目的でということでありましたが、さまざまな震災を本市では受けております。そういったものにつきましては例えば全額国費さらには一部を国費、ものによっては全額市の単独費というようなものがございしますが、主に本市が負担すべき部分につきましてこういった基金を活用させていただきますことと、先ほど申し上げましたように、国のあるいは県のという制度の中でなかなか取り上げていただけないような部分にできる限りこのような基金を活用させていただきたいと考えているというふうにところであります。

最後に、駐車場の今後の方向性というご質問いただきました。ご案内のとおり3月11日以降営業休止をいたしております。今後につきましては、9月補正予算でお認めをいただきました調査委託費を活用いたしましてさまざまな角度から今調査を進めさせていただいております。具体的に申し上げれば震災による被害状況の調査でありますし、もともとどの程度の耐震度があったのかというようなことをさまざまな角度から調査をさせていただいております。中には、老朽化の実態というようなものもその調査項目の中に含ませていただいておりますが、その結果を改めて判断し、議会の方にまた報告させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ご回答ありがとうございます。

議案第78号及び79号については、特に下水道料金については震災復興に向けた市民生活の一助に資するという項目がありますので、そういった観点からはやはり来年度、来年といたしますか来年早々ぐらいに引き下げをしていただくと助かるなという、そういう思いでありました。可能であればひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、次に、ふるさとの復興基金についてですが、この中、財源の中に特別交付税などという表現があるんですが、この特別交付税、これについてどういうことなのか簡単に教えていただきたいというふうに思います。

最後に駐車場についてですが、これは実際壊すようになったとしたら私としては今後は平地の状態で管理人を置かず、そういった駐車場がいいのではないかと考えております。何かご意見があればお聞かせ願ひたいと思います。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 今鎌田委員に言います。総括質疑でございますので、ご提案することは本会議でできませんので、その辺お願ひいたします。

佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。国保税、下水道料金のできるだけ早い引き下げをというお話でありました。先ほど担当部長の方からそれぞれご説明をいたさせましたが、今までの運用で留保してきたものを引き下げに活用させていただくということでございますので、ありていに申し上げれば2年分でそれを配分するのか今ご質問いただいたように2年3カ月分でそれを配分するのかということですが、私ども先ほどご説明させていただきましたとおり平成23年度分までについては3月までの見通しでご報告をさせていただいております。もう一つはこれらの税の改定に伴う周知期間でありますとか、あるいはパソコンシステムの更新でありますとかという期間もございますので、私どもといたしましては4月1日から適用とさせていただきたいと考えているところであります。

それからご質問いただきました税の関係につきましては、後ほど財政課長からご報告をいたさせます。よろしくお願ひいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、ふるさとしおがま復興基金の財源として今お話しいただきました震災復興特別交付税というところのご質問ありましたので、お答え申し上げます。

ご承知のとおり、今回今、国の臨時国会で行われておりました第3次補正予算、こちらの方

で去る11月21日に参議院を通過したという状況でございます。その中の、総額では11兆7,000億円の歳出という補正でありましたけれども、その中で今回地方交付税の中で震災復興特別交付税というものが1兆6,635億円、これが認められております。こちらの方の交付税につきましてはいわゆる普通、通常、特別交付税という意味合いでございますので、本来ですればその当該年度に交付されるというのが予想してございます。ところが、この震災復興特別交付税の内容といたしましては復興の基金事業でありますとかあるいはほかの災害復旧に係ります地方債の負担に充当するというのがだんだんわかってまいりましたものですから、今後交付される時期とその額、これがまだはっきり詳細なところは示されておられません、今現時点の見込みとして、こういった交付税、特別交付税という位置づけになっておりますので、今年度中に入るものと見越しまして翌年度以降、いわゆる復興事業に係る財源として確保するという考えで整理してございます。そういう意味合いで復興特別交付税という名称を入れさせていただいているという状況でございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 私は議案93号、牛生雨水ポンプ場の工事請負契約の一部変更について総括質疑を行います。平成22年9月議会において議案60号として当時工事請負契約の締結について議決として提案されました。先ほどの報告がございましたように、当時の契約金額は5億165万8,000円でございます。今回、変更契約として5億2,253万2,500円として2,087万4,000円の増額の変更契約として提案をされております。当局の説明は先ほどの大型の転石あるいは硬質の地盤等が見受けられたというふうになっておりますが、実は平成22年9月議会において佐藤市長の回答の中で、曾我議員の同様のこの議案に対する総括質疑の回答の中で、工事が進んだ後に結果として地盤調査等が不備なために工事を中止することがないかということのご質問があつて、今回の牛生ポンプ場の設計に当たりましては敷地など14カ所で地盤調査を実施しております。結果といたしましておおむね地表から5メートル、50でしょうかね、の盛り土であり、その下6メートル以下に地盤となる岩盤が確認されておりますので、今後遅滞なく工事を進める整備が、環境が整ったものと考えておりますというふうにお答えになっております。先ほど説明がございましたが、改めてその点も含めながら次の5点についてお聞きをしたいと思います。

この契約の変更の関係で当然地盤調査等は既に過般やられておると思いますが、こうした改めての増額について契約変更になったわけですから、これまでの地盤調査がどのような形で

行ってきたのか、そして今回の契約変更との関連についてお聞きをしたいと思います。

それから、地盤調査の時点で今回の転石あるいは硬質の地盤がその時点で見当たらなかったのかどうか、その有無について確認をさせていただきます。

3点目は今回の契約変更における5億2,253万2,500円についてであります。提案された議案番号で言いますと、平成22年度、ナンバー2の平成23年度塩竈市下水道事業特別会計、議案で言いますと、議案86号にはこの2,087万4,000円の増額そして歳出予算が見当たりません。その増額変更された予算についてどのように考えていけばいいのかお聞きをいたします。

さらに、この変更の理由について理解を深めるためにこの牛生ポンプ場の下水道事業のこれまでの予算と予算執行について改めてお尋ねをしたいと思います。

さらに5番目として今後の事業について、今後の事業の予定について主にお聞きをし、第1回目の総括質疑といたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員のご質問にお答えいたします。

平成22年9月の時点で14カ所地盤調査を実施をいたしておりました。その段階では我々こういった事業費で所期の目的であります牛生ポンプ場の下部工事が完了できるものと思っておりましたが、先ほど詳細の図面等でご説明をさせていただいたとおりであります。途中の地盤にかなり大きな転石あるいはかたい地盤等が測定をされまして、そういった部分につきまして一時期に3本打つくいから1本式のくいに変更させていただくというのがまず今回の大きな変更内容でありますので連続的に調査といいますか、くいを打っている段階でそういったことが出てきたということでもあります。そういったことに伴いましてぜひ今回このような変更をお認めをいただきたいということでございます。

その他につきましては担当部長よりご報告をさせますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 2点目以下について私の方からご説明をさせていただきます。

まず、調査時には転石は確認できなかったのかというお話でございました。実は今回、やっておりますボーリング調査、まず一つは計画敷地の外周部、一番外側でございまして、ここで8地点やっております。なおかつ、敷地の中心部で1地点、合わせて9地点でボーリングをやり、その後実際に施工に必要なボーリングも何点かさせていただいておるところです。

そういったボーリングについては湧水の状況なども確認できるような内容でやってございます。そういったボーリングの中では転石というものについては確認はされていない状況でございましたが、今回改めて掘削をする段階あるいは先ほど来ご説明しています一軸というもので土中を見ながら、最終的には壁を建てる工事内容になってございますが、そういったところで実際に転石が露出したという内容でございます。

それから、3点目の契約変更に伴う予算措置はということでございますが、当ポンプ場につきましては平成22年、23年度の2カ年工事として債務負担行為をとらせていただいて工事に着手してございます。債務負担行為の限度額が7億8,000万円ということでございまして、平成22年度までの支出見込み額が2億7,000万円ですか。残り5億1,000万円ということになりますので、全体といたしましては残り2億3,100万円ということになりますので、そういった債務負担の全体額の中で調整をさせていただくものでございます。

それから牛生ポンプ場のこれまでということでございますが、ポンプ場につきましては今回の土木工事が一番最初でございますので、まず5億何がしの土木工事、それから来年度以降の建築工事、さらには若干ダブるかもしれませんが、機械、電気設備工事というようなことを今後予定させていただいておるところでございます。全体計画での4カ年で施工していくということにしております。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君）（登壇） 平成23年12月定例会の総括質疑を新生クラブの菊地がいたします。

特に、中心は議案第82号であります。議案第82号平成23年度塩竈市一般会計補正予算についてお伺いしてまいります。

今回補正額が56億4,391万3,000円で、補正後の予算額が384億6,785万1,000円とすることですが、当初予算194億2,000万円の事業進捗はどうか、どうなっているのかまずお伺いしてまいりたいと思います。今回の12月補正提案の補正予算で復興と長期総合計画の事業が推進されるのか、塩竈市民にとってはどれだけの復旧、復興、そして景気対策、雇用の確保、市長が求めている安心、定住、人口減少の歯どめ、そして市民が最も関心のある福祉の向上、塩竈市の発展繁栄ができるのか期待しているものですが、そして一番大事なのは市民ニーズに合う補正予算、施策なのかお伺いしてまいります。

東日本大震災の復旧復興を促進するための関連事業として49億円が計上されておりますが、

市道整備等は理解するものの浦戸地区のブロードバンド設備とありますが、浦戸住民にとって生活基盤の復旧、地盤沈下対策、安心して住みなれた場所での住宅建設等の身近な事業が希望していると考えますが、どう計画推進なされるのかお伺いいたします。人口の減少が著しく高齢化が市内の2倍以上の55%となっている現状等今回の補正の中にどう反映されているのかお伺いいたします。

また、税収が13億1,000万円の減収とあり、市の借金、つまり市債が今回25億1,700万円の補正額の58億9,405万円の42.7%を示しております。市の借金金額、借り入れ金額がふえて返済額が増大いたすと考えますが、財政は大丈夫なのでしょうか。復興計画が5年、10年と計画が策定されつつありますが、その前に塩竈市の財政再建も必要になるのではないかと危惧いたしておりますが、市長の財政の健全化、自主財源のあり方、増額の施策についてのお考えをお伺いしてまいりたいと思います。固定資産税の減免の処置や市債については国から交付されるとありますが、あやふやな民主党政権を信用して大丈夫なのか心配しているのは、私一人だけでなく多くの議員も同じ考えと思いますが、国を信用していいのか、市の財政は大丈夫なのかお伺いいたします。経常収支比率からも市の財政に弾力性がないと私は考えておりますが、国の交付金算入の実効性の対応は大丈夫なのかお答え願えれば幸いに存じます。今回の補正額の中に国の第3次補正が入っていないとすればなおさら心配いたしますのでお伺いいたします。

また、その他の補正事業について震災対応による人件費の増額補正は理解する者の一人ですが、職員の健康管理労務管理の対応をお示してください。

各会計の繰出金についての一部をお伺いいたしますが、特に魚市場事業特別会計への繰り出しで災害のための解体費とありますが、解体後の魚市場の方向性、考え方を説明願えれば幸いに存じます。

以上で1回目の総括質疑といたします。ありがとうございます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

初めに、当初予算の事業進捗ということでございました。私どもの当初予算に占める政策経費の事業進捗率につきましては上半期で70%程度ということ想定に取り組んでまいりましたが、3月11日の大震災によりまして残念ながら政策的経費につきましては大幅なおくれが生じているというのが現状であります。しかしながら我々が今やるべきは被災を受けられた方の生活を一日も早く再建すべきではないかということに尽きるかなと思っております。我々はま

ずは現行の災害復旧というものを最優先をさせていただきながら、当初予算計上いたしました政策的な経費につきましては遅滞なくとはなかなか申し上げられないというのが実態であります。

また、市民のニーズに合致したものであるかどうかということではありますが、我々もさまざまに知恵を絞りながら塩竈方式と言っても過言ではないような取り組みを重ねさせていただいております。例えばお見舞金の話でありますとか被災商店街の救済の方策でありますとかさまざまな取り組みを率先して進めさせていただいているというつもりでありますし、今後ともそういうことに努力をいたしてまいりたいと思っております。

浦戸のブロードバンドであります。残念ながら被災を受けまして壊滅的な状況でございます。全額国費ということで今回ブロードバンドの復旧というものを計上させていただいたところがあります。なお、浦戸の住宅についてご心配をいただきましたが、既に三、四回と打ち合わせを重ねさせていただいておりますし、特別名勝の関係につきましても県と土地利用等についての基本的な話し合いを進めさせていただいているところであります。ぜひ、平成23年度中に一定の成果をお示しをしたいと考えております。

税収の減についてのご心配をいただきました。基本的には国の全額補てんということであります。ただ、何年続くかということについては我々にも知らされていない部分であります。今年度は全額国費で充当いただくものと考えておりますが、我が市のそういった経済、市民生活というものが1年、2年で回復できるような程度ではない。大変大きな被害を受けておりますので、これから先につきましては被災地を中心に宮城県全体としてこういった措置が引き続き継続されますよう国等に対して要望いたしてまいりたいと考えております。

第3次補正につきましてはまだその全容が明らかにされておられません。しかるべく内容が判明した段階でまた塩竈市議会の方に改めてお願いをさせていただきたいと考えているところですが、一方職員の健康管理、労務管理についても大変ご心配いただきました。感謝を申し上げますところではありますが、やはり率先されるべきは今市民の方々の窮状をいかにして我々が解消するための努力をしていくかということではないかなと思っております。健康管理につきましては十二分に留意をしながら、やはり震災復興に最大限の努力をいたしてまいりたいと考えております。

魚市場についてであります。今回、解体します主なるものは議会の皆様方にも大変ご心配をいただいております展望塔といいますか、搭屋の解体が中心であります。一部マグロの解体

場等についても今回あわせて解体をさせていただくこととなっております。なお、魚市場の今後のあり方につきましては、今国の方からちょうだいした調査費で今さまざまな角度から検討を進めさせていただいているところでもあります。平成23年度中にも一定の方向性を明らかにさせていただけるものと考えております。私からは県の岸壁の復旧工事に合わせてどうしても建屋の一部を解体し改築しなければならないであろうということについては前の議会でもご報告を申し上げさせていただいておりますが、やはり今回の震災を契機に衛生管理その他流通等のモデル的な魚市場に生まれ変われますよう、なお努力をいたしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 市長、ありがとうございました。

まず私はやはり塩竈市の繁栄発展が、やはり欲張りなものですから震災になって4月の臨時議会等でもいろいろ長期総合計画とのかかわりを聞くと復興と長期総合計画は車の両輪のようにやるんだと言っていますので、私も欲張りな方なので塩竈市の発展繁栄のためにやはり当初予算194億2,000万円何がしのやはり市民に対しての復旧復興の災害費用はそれなりに私もいろんな補正関係で賛成しておったつもりです。そんな意味でやはり基本となる、震災がなければそういった意味でプラスアルファしていくのが復興費関係、そして復旧関係費もあわせてなされれば市民の生活向上が上がるんでないかなと、そういうふうに考えますので今後期待したいと思っています。

また先ほど第3次補正関係、まだ内容が示されていないということもありますが、どうなんでしょうか。浦戸住民にしたって住宅問題三、四回話し合いに行っているというのも理解しますが、高齢化になってとにかく今から家を建てるどうのこうのというの、なかなか財産がいっぱいあってすぐにでも建てられるんだという人はごく一部なんですよ。これから70前後でまた借金をどうするかと、そういう心配があるんで今回その災害公営住宅整備等の具体的な話も出てくるのかなと楽しみにしていたんですが、私の見るところにはなかったもので、気づかなかったものでその辺が一つ。

災害廃棄物の処理費用関係も一体、平成25年あたりまでどのくらい塩竈市でかかるのか。なぜこれ聞くかという大体廃棄物関係の処理、何百億円とほかでかかっていますよね。それの大体1割程度が塩竈市の持ち出しになるんでないかなと心配します。すると、先ほども経常収支比率の話をしました。財政に弾力性がない。自由に使えるお金がないのにまた借金をして

いってそのために借金をしていったら5年先に復興しますよといっても5年先に塩竈市の財政が苦しくなったらまた市民にいろんな面で負担がかかるんでないかと、そういう心配をしますので災害廃棄物処理の費用が5年ぐらいのスパンでどのくらいかかるものなのかお知らせ願いたいと思っています。欲張りな質問で申しわけないんですが、そういった意味でお願いしたい。

そしてやはり、職員さんも本当に3月11日以来不眠不休と言っても過言でなくらい皆さん一生懸命市民のため、自分の家屋敷も家族も被害に遭いながらも市民のために一生懸命頑張っているんですよ。けどもその頑張りがなんか病気になったりとかなんか疲れているような職員さんも見受けられるので、そんな意味で健康管理とか労務管理とかも大事な私は災害復旧復興に向けてそして塩竈市の発展につながるものでないかなと思うのでちょっと欲張りなんですけれども、そういった意味で今回総括質疑で聞きました。

あと、第3次補正が入っていないとすれば今度来年2月定例会にどさっとまたいっぱい補正予算が来るのかなと思うとこれは議会と当局の関係もありますけれども、審議が一、二時間とかでなったらそれこそ大事な予算を二元代表制の片側としてはそれこそ慎重審議したいという思いがありますので、これは議長並びに当局にもお願いしておきたいなと思います。何か災害廃棄物の処理の費用、5年間でどれくらいかかるかお知らせください。

○議長（嶺岸淳一君） 村上環境課長。

○産業環境部環境課長（村上昭弘君） それではお答えさせていただきます。

まず、災害廃棄物処理に関しましては宮城県の方針といたしまして平成23年度から3カ年間で処理をするという形の方針が示されております。ですので、平成23、24、25の3年間で我々としては全体といたしましては270億円から280億円ぐらいかかるのではないかと考えております。また、その補助金に関しましても、現時点では平成23年度の形を環境省がお示しいただいておりますが、8割5分から約9割が補助金、その他の部分の関しては100%交付税措置がされるということで平成23年度はお話をいただいております。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 済みません、時間ないので。（「短くお願いします」の声あり）簡潔にします。

あと、一番問題、それはわかりました。そうすると15%くらいというかなりの市の持ち出しがなるのかなと思います

あともう1点、災害の解体とかなんかの見積もりというんだか、そういう計算というのはだ

れがしているんだかね。ある日突然、例えば今回の宮町の分室の解体6,000万円とかって記入されているんですが、そういった見積もり、積算というのはだれがしているんだか、例えばあの忙しい金子部長がしてんだかね。その辺がわかんないんですよ。村上さんがしているんだか委託しているんだかその辺だけ簡単にお答えください。

○議長（嶺岸淳一君） 村上環境課長。

○産業環境部環境課長（村上昭弘君） 一般の方から解体の申請があります家屋、ブロック塀、倉庫、その他もろもろに関しましては環境課の方で県の基準に基づきまして積算をしております。また、市有物件に関しましては各担当課の方で積算をしているという状況でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団の小野絹子でございます。

私の方からも総括質疑をさせていただきます。

議案第78号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第79号塩竈市下水道条例の一部を改正する条例、議案第82号塩竈市一般会計補正予算について総括質疑をいたします。

議案第78号は国民健康保険税の税率を平均3.88%、1世帯の平均額7,293円を引き下げる内容でございます。来年4月からの実施で平成24年から25年度の2カ年の実施の提案とされておりますが、率直に言って余りの低さにびっくりしております。3.88%の税率の引き下げの根拠と引き下げに至った経過や引き下げに対する基本的な考え方についてお伺いします。

議案第79号は、下水道事業使用料を5.4%引き下げる提案でございます。平成24年度から平成26年度までの3カ年の引き下げとなっておりますが、これまた5.4%の引き下げの提案になった経過と根拠、引き下げに対する基本的な考え方についてお伺いしておきます。

議案第82号は、一般会計補正予算の歳入歳出それぞれ56億4,391万3,000円を補正し平成23年度の一般会計の総額を384億6,785万1,000円と大規模な予算編成になっております。これは3.11大震災の災害復旧費を初め災害関係予算が多くを占めております。56億4,391万3,000円の補正予算の歳入を見ますと市税で13億1,041万9,000円の減額、負担金で702万5,000円の減額、使用料手数料で3,056万2,000円の減額補正であります。国庫支出金で40億6,939万7,000円、県支出金7,142万5,000円が補正され国県の支出金が12月歳入補正の73%を占めております。義援金の給付金1億2,500万円の補正、市債は25億1,770万円で補正額の45%を占めておりますし、2億767万6,000円の補正予算の財源は平成22年度の繰越金で充てられております。

市長は12月補正予算の特徴をどのように受けとめて補正予算を編成したのかお聞きいたし

ます。

さらに、平成23年度の今後の予算規模の見通しと、市の持ち出し財源の見通しについてお伺いしておきます。

歳出の部で、災害復旧事業費の補正予算が20億4,100万円予算化されていますが、これから国の査定を受ける分についてはどのような取り扱いになっているのかお聞きしておきます。

やっと12月補正で宮町分庁舎などを初め公共施設の解体工事費用が補助事業などで見られるようになったようでありますが、その内容についてお聞きしておきます。

次に、一般会計の繰出金5億5,600万円が予算化されておりますが、今回の繰り出しの内容は災害復旧関係費用と思いますが、この繰出金の財源措置についてお伺いしておきます。

市債25億円のうち13億3,050万円の歳入欠かん債が予算化されております。歳入欠かん債の内容と財源措置についてお伺いして第1回目の総括質疑とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税条例の引き下げ、一部改正の内容についてご質問いただきましたが、先ほど担当部長から詳しくご説明をさせていただいておりますので、私も同じことになるかと思いますが、ご質問でありますのでお答えいたします。

国民健康保険特別会計につきましては平成21年度から平成23年度までの3カ年間で収支均衡を図るべく平成20年度に国保税の改定を行わせていただきました。この3カ年間の状況といたしましては、歳出面では医療費の伸びが予想を下回ったことや歳入面では宮城県が広域化支援方針を策定したことにより収納率による普通調整交付金減額が解除されたこと等の影響もありまして平成23年度の決算見込みを含め基金の残高が計画当時の見込みを上回る見通しとなったものであります。今年度は平成24年度以降の計画を策定する時期にありますことから平成25年度までの2カ年間の収支見通しを立てたところ、今後は各年度約1億円と見込まれる単年度の赤字を補いながらも基金から8,500万円ほど、1年にいたしますと4,000万円ほど税率引き下げに充てられる見通しとなりましたことから被保険者の皆様へ還元を図らせていただくために引き下げの提案をさせていただきました。

なお、これまでは3カ年間で収支均衡を図ってまいりましたところではありますが、平成25年度末に後期高齢者医療制度の廃止、町村国保の再編といった医療制度改革の方針が示され

ておりますことを念頭に置き平成24年、25年度の2カ年間の計画とさせていただいたところ  
あります。

次に、下水道料金についてご説明をさせていただきます。現行の下水道使用料につきまし  
ては平成19年12月議会に資本費算入率を75%とし、直接受益割合ということですかね、平均改  
定率33.5%の改定案を上程させていただきましたが、平成20年2月議会において平均改定率  
23.6%で修正可決をいただきました。したがいまして、資本費算入率も71.7%との議決となっ  
たものと認識をいたしております。これまでの4カ年間で地方債償還に係る低金利借換債や資  
本費平準化債の計画的な運用でありますとか、一方では維持管理費の圧縮などさまざまな努力  
を行った結果資本費算入率が議決時の71.7%を2.9%上回る74.6%となる見込みとなってお  
ります。また、次期計画期間を平成24年度から26年度までの3カ年計画とし、現行料金体系にて  
次期期間の使用料を算定いたしますと資本費算入率が73.3%と見込まれ、この期間内でも議決  
時の71.7%を上回る見込みとなり料金改定が必要と判断をいたしました。これらの状況を踏ま  
えまして、現計画期間内で資本費算入率71.7%とし再計算した場合に上回った使用料収入額約  
1億4,500万円を財源とし、現計画期間及び次期計画期間の7カ年の資本費算入率を71.7%以  
内とするため次期計画期間の平均資本費算入率を67.4%に引き下げ、使用料の平均改定率を  
5.4%として提案をさせていただいたところであります。

次に、12月補正の基本的な考え方ということでございました。補正額56億4,391万3,000円  
であります。一般会計であります。これらにつきましては、東日本大震災からの復旧を促進す  
るために災害復旧事業費及び災害関連事業費を予算化をさせていただいております。補正額は  
49億1,054万9,000円であります。

2点目でありますが、その他補正財源を補正事業を予算化ということでありますが、1億  
7,736万4,000円を計上させていただいておりますが、先ほど触れさせていただきました例えば  
子宮頸がん等ワクチン接種事業の増額補正あるいは職員人件費の増額補正分等でありませ  
う。また、各会計への繰出金といたしまして5億5,600万円を計上させていただいておりますが、こ  
れは特別会計ほかの災害復旧事業費に充てる予算であります。また、市税と自主財源の減収に  
伴う歳入補正予算を計上させていただいたところでありませう。さらには、債務負担につきま  
しても1件お願いをさせていただいたところでありませうが、総じてやはり災害復旧関係に重点を  
置いた予算をお願いしているものと考えております。

災害復旧事業費についてご質問いただきました。基本的に、国におきましては12月までに

災害査定を終了するという事でお伺いをいたしておりますが、なかなか追いつかないという  
ような話も聞いております。省庁によりましては1月以降にも査定が予定されている省庁等も  
あるやにお伺いをいたしておりますが、今後とも査定が認められ次第補正予算で復旧費を計上  
し早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

繰出金の内容についてであります。交通事業特別会計を初め、すべて公営企業に係る災害  
復旧費や施設解体等に係る繰り出しとなっております。災害復旧に係る繰出金につきましては  
本来特別会計も含むいわゆる公営企業の災害復旧に係る地方負担額には交付税措置がございま  
せんでしたが、被害が大規模でありましたため、公営企業の負担軽減の特例措置といたしまし  
て今年度は一般会計からの繰り出しを認めその繰出金に災害復旧事業債の発行と償還に係る交  
付税措置が講じられることとなっております。また、施設解体費の繰り出しにつきましては国、  
環境省であります、その全額補助金が認められましたことからこの有利な財源を活用して被  
災した施設の解体を進めるものであります、補助金を受け入れる会計が一般会計であります  
ことと、補助金を除いた地方負担額に全額交付税が措置される災害対策債を充当できますこと  
から解体費の全額を魚市場事業特別会計及び市立病院事業特別会計等へ繰り出しをさせていた  
だくものであります。

公共施設の解体についてのご質問もいただきました。今回国の補助制度が拡大をされまし  
て、このような本市が所有する施設につきましても解体費が認められることになりました。繰  
出金の内容でご説明をいたしました魚市場施設、市立病院の旧看護施設寮のほか宮町分室、旧  
徳陽銀行、桂島及び野々島の教員住宅等でありまして東日本大震災の大きな被災状況から国費  
による施設解体が本市所有の施設にも拡大をされたというふうに認識をいたしております。

なお、歳入欠かん債についてご質問をいただきましたが、この部分については財政課長よ  
りご答弁をいたさせます。私からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは歳入欠かん債の内容についてご説明申し上げま  
す。

今回市税13億1,000万円の減収と、それからいわゆる負担金分担金、保育料それから使用料  
手数料というのが減収となります。今回の歳入欠かん債につきましてはこれらすべて対象とな  
るという形になりますが、いわゆる減免と減収という形で大きく二つに分類されて歳入欠かん  
債が対象となるというふうになってございます。市税につきましては減収及び減免、これは両

方とも歳入欠かん債の対象となるということ。ただし、分担金負担金それから使用料手数料、こちらにつきましては減免分が歳入欠かん債の対象という形になります。いわゆる減収というものが残念ながらその施設、各施設が運営できない状況で使用料等が歳入できなかったというケースになります。減免分は被災された皆様への発行手数料を免除するとか、そういったもので減免としたというもの、これが対象となるということです。ただ、歳入欠かん債の中の発行した後の交付税措置というものが示されてございまして、減収にありましてはまずはその償還額の75%をまず普通交付税、残り20%、最大20%になりますが特別交付税措置と、全体で95%ぐらいまで拡大できると、それから一方減収ですね、市税にあつての減収につきましてはこれは100%交付税措置というのが現行制度上今設置されている内容ということになってございませぬ。

ただし、今回国の第3次補正、こちらで先ほどもご説明しましたが、震災復興特別交付税等が今回1兆6,600億円ほど補正予算で認められているという状況がございまして、今後こういった特別交付、震災復興特別交付税、こういったもので地方債の方の振りかえというのがどうも内容的には示されてきているようございまして、いずれ総務省あたりから詳細な通知ができて次第歳入欠かん債あるいは特別交付税の中で措置されるというふうなものになってくると思われます。以上でございませぬ。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております各号議案につきましてはお手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第5 請願第1号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第5、請願第1号を議題といたします。今定例会において所定の期日までに受理した請願につきましてはお手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の委員会に付託をいたします。



日程第6 議員提出議案第9号及び第10号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第6、議員提出議案第9号及び第10号を議題といたします。議案の

朗読は省略いたします。

議員提出議案第9号及び第10号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第9号について趣旨の説明を求めます。17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第9号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書（案）

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算の成立の11月26日から平成23年度末までの時限立法として実施されてきたが、当該対象者に十分に行き渡ったとはいえない状況である。

また、VPD（ワクチンで防げる病気）として、上記3種のみならず多くの疾病へのワクチン接種は、本来このような短期の臨時事業で終えられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが国民の健康維持増進に大きく力を発揮する。

よって、国におかれては、地元自治体に負担をかけることなく、国の財政支援を明確にした上で、早期に下記の制度を確立されるよう強く求める。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間の臨時促進事業を継続すること。
2. 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むVPDに対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること。
3. 安心して平等に受けられる予防接種対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 次に、議員提出議案第10号について趣旨の説明を求めます。1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第10号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

父子家庭に対する支援の充実を求める意見書（案）

本年3月11日に発生した東日本大震災によって、大変に多くの尊い人命が失われ、被災された方々は今なお不自由な生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められています。

こうした中、第177回国会において東日本大震災復興基本法が成立しました。同法（第2条第2号）には、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障がい者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと、と記されましたが、今回の大震災で父子家庭となられた方々への支援が思うように進んでおりません。その生活実態は、離別とは異なり、妻を突然失い、生業や住居を失い、さらには家や車の債務を負うという状態にあります。こうした中、仕事を求めて故郷を離れる方々が見受けられます。孤立化が懸念される中、ときには子どもを置いて追い詰められて自ら命を絶つケースも報道されております。

よって、国会及び政府におかれては、こうした悲劇を繰り返さないためにも、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」についても支援対象とされるよう、下記対策についての早急な実施を求めます。

#### 記

1. 遺族基礎年金の父子家庭への支援策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
2. 東日本大震災における被災された父子家庭支援として、早急に、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第9号及び第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員提出議案9号及び第10号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第9号及び第10号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第9号及び第10号については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明8日から13日までを常任委員会を開催するため休会とし、14日定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ明8日から13日までを常任委員会を開催するため休会とし14日定刻再開することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月7日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 高 橋 卓 也

塩竈市議会議員 小 野 絹 子



平成23年12月14日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

## 議事日程 第2号

平成23年12月14日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

#### 出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君
建設部長	金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君
市民総務部 市政課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
市民総務部 税務課長	赤間均君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君	建設部 都市計画課長	佐藤達也君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	臼澤巖君		

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	芥藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから12月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源をお切りになるようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17番伊勢由典君、18番曾我ミヨ君を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。14番佐藤英治君。なお、佐藤英治君は、一問一答方式にて一般質問を行います。14番。（拍手）

○14番（佐藤英治君）（登壇） 新生クラブの佐藤英治であります。

9月11日選挙後、5人の議員で古い議会体質を新しい議会に変えよう、そして塩竈を復旧・復興を通して新しく生まれ変わるようにしようと決意しまして、新しく生まれる会派として新生クラブとして立ち上げました。市民との対話と行動をモットーに進める決意であります。

質問の前に、市民の声を述べたいと思います。

先月、80歳近くの女性の方より、「議員さんが何をやっているのかわかりません。選挙前は姿が見えたんですけれども、ほとんど見えなくなりました。私たちは議員の皆さんの生活のために投票に行ったのではありません」という厳しい指摘を受けました。「復旧だ、復興だ」と言うより、着実な一歩と具体的な行動を市民は求めていることを議員、そして議会が深く反省する必要があると考えております。

それでは、3選を果たした市長に5点にわたり質問し、市民の皆様とともに、一緒に議論がこれから活発になれば幸いと考えております。

まず、1番目は市長の政治姿勢についてであります。いわゆる市長の3期目の最重要政策についてお伺いいたします。去る9月11日の塩竈市長選において、市長は圧倒的な差、1万5,693票で3選を果たしました。これまで8年間の改革の実績と無難な市政運営が市民の信頼

を得たものと同時に、3.11の大震災への全力投球の評価、そして今後の復旧・復興を負託されたものと思います。私は、市長への見えない批判票も十分認識され、1期、2期とは違う本市の活力ある市政運営をどのように示せるかにかかっていると考えます。この8年、市長は「日本で一番住みたいまち塩竈」を公約とし掲げてきましたが、新しいスタートに際してまず自分を変えるところから始めなくてはならないのではないかと思います。かつて小沢一郎氏が幹事長に着任するとき、「まず自分が変わらなくては」という発言は、全国民が驚き、求心力を一新いたしました。今、塩竈市は、第5次長期総合計画と震災復興計画の二つの最重要計画、また国民健康保険改革、さらに行財政改革、そして広域行政などの合併問題、山積した課題でいっぱいあります。市長の3期目の重要政策とは何か、その信念と決意をお伺いいたします。

次に、震災復興計画に対する進め方についてお尋ねします。

11月25日、市長は塩竈市震災復興委員会の答申を受け、12月2日、復興計画を決定したとの報道がありました。計画の内容は、8項目にわたるさまざまな復興の方向性が示されたものがあります。被災者の一日も早い復旧・復興に対し、今後、具体的な実施計画が期待されるのであります。

お聞きしたいことは、第1に関係各機関との協力体制、第2に工程表、第3に人的及び組織体制への進め方はどのようにされるのかお尋ねします。

次に、復興計画10年とされる内容は、前期5年がほとんど100%に及んで答申されております。まず、復旧が主要課題であるということは明確であり、そういう内容であると私は思っております。市民にとってこの二つの計画の同時進行を願うものの、現実的に行政執行には無理があるものと考えます。よって優先課題こそ頭の痛いところであると思います。この点への考えをどのように進めるのかお伺いいたします。

次に、水産業についてであります。

基幹産業における成長戦略についてお伺いいたします。

塩竈にとって長年の課題は水産業の再生であります。特に、二十数年来、水揚げ高の右肩下がりが水産関係へ影響し、景気、雇用に陰を落としております。市民は何としても上昇への転換を求めており、日増しにその声は大きくなっております。それを裏づけるものとして、第5次長期総合計画や震災復興計画にもその方向性、課題が示されております。昨年より、水産関連の協議会で老朽化した魚市場問題などが検討されており、またウォーターフロント活用の提案など、港湾を取り巻く議論が盛んになっております。

私は、提案したいと思います。

まず第1に、魚市場の充実及び仲卸との一体化。

第2に、お酒、すし、新鮮な魚を売りにした海辺の食事どころをつくる。

第3に、観光物産協会、物産展をつくる。

第4に、魚などの資料館、博物館ですか、そういうものを活用する。

第5に、水族館という構想もいろいろ出ておりますけれども、私はなかなかそれは道のりは厳しいと考えており、見える魚、触れ合う魚というのをこの塩竈に実現したら、また違った魅力があるし、また釣り堀などもウォーターフロントの憩いとともにつくっていくべきではないかと提案いたします。

最後に、何といっても活気というのは、やっぱり塩竈の大漁旗とか大漁うたい込みの音楽です。うた、こういうのがやっぱりバックにあって、さらなる塩竈の魅力が取り込めるんじゃないかなというふうに考えております。

私は、これら7点の塩竈の水産の魅力をエリアに集中させ、総合観光ゾーンをつくるべきだと考えております。総合的な観光ゾーンをつくるべきだと思います。今、魚市場の復旧と復興の中で、仲卸との一体化で水産塩竈の顔を創造することが重要ではないかと思っております。市の水産塩竈への成長戦略の考えを示していただきたいと思っております。

次に、教育についてであります。

教育は国家の基本中の基本であることは、私が申し上げなくても皆さんご存じのことです。しかし、知っていることと実態は大きく違うのが教育の実情であります。

まず、子供の歯の健康について問題提起いたします。この口の中から日本の課題が見えてくるのではないかと考えております。さて、1カ月前、テレビで子供の虫歯問題が深刻な事態であるという報道がされました。その後、私は学校の養護の先生などに実際伺ってきました。お尋ねの点は、この5年間における塩竈市の小中学校の虫歯状況と、そしてこれらをどのように分析され、どのような対策をされているのかお伺いいたします。

次に、自転車の安全対策です。今、これまでもまさに身近な自転車が社会問題になっております。12月11日、警視庁は自転車安全総合対策を設置しました。きのうは、12月14日、警視庁で警察官の自転車講習会が報道されております。この背景に私は二つの状況変化を考えております。

一つは、自転車は歩道と車道、どちらを走るべきか問われております。

第2に、高齢社会で弱者と言われた自転車がいまや加害者として強者になり、事故を起こせば多額な補償が求められております。学校における安全対策は何か。そして、道路行政のこの対策はどう考えているのか、お伺いいたします。

最後に、選挙投票率の低下の要因と対策についてお伺いします。

選挙は民主主義の根幹と言われる中で、先日の市長・市議選の投票率は過去最低の56.82%であり、また県議会選挙、県内でも42%と県政史上最低でありました。まさに民主主義のゆゆしき事態であり、議員の価値はどんどん下がるものなのかと考えております。選挙委員会のこの状況の要因並びに対策への考えを伺って、私の第1回の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、佐藤議員から5点にわたりましてご質問いただきました。

初めに、私の政治姿勢についてお答えいたします。私は、「日本で一番住みたいまち塩竈」を掲げ、就任以来、ふるさと塩竈の再生に職員の協力のもと、その責務と使命を全うする努力をいたしてまいりました。選択と集中を行政運営の基本としながら、常に市民の皆様視点に立ち、行財政改革と町のにぎわいの創出、産業振興、安全・安心のまちづくりに向けた施策を推進させていただきました。これらの取り組みによりまして、本市独自の町並みでありますとか、観光、あるいは安心・安全、人づくりは一定程度前進してきたものと判断をいたしておりますが、その一方、人口減少や産業振興の分野については、周辺市町の都市化や産業構造の変化、あるいは国際的な規制などの外的要因もございましたが、残念ながらいまだ道半ばであり、今後の市政運営の重要な課題であると認識をいたしております。このため、第5次長期総合計画では、「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」を実現をするため、定住、交流、そして連携の重要課題に職員一丸となって取り組む矢先でありましたが、東日本大震災により総合計画の進捗調整を余儀なくされている状況であります。震災により本市は甚大な被害を受け、多くの市民の皆様方の生活や産業の基盤が失われております。生活基盤の再生や地域社会の構築、安全で安心して暮らしをいただける災害に強いまちづくり、さらには経済の活性化に全力で取り組み、市民の皆様が震災前より快適で活力あるまちを実感していただけますよう、このたび塩竈市震災復興計画を策定したところであります。その基本的な考え方は、長い間住みなれました土地で安心した生活をいつまでも送っていただけますようにということの基本理

念とさせていただき、早期に復興を図るべき目標につきましては、前期5カ年間で実施をさせていただきたいと考えております。長期総合計画と復興計画を今後本市の行政の車の両輪として、定住人口の確保、産業振興を最重要課題として、不退転の決意でこれからもふるさと塩竈の復興の先頭に立ち、全力を傾注してまいりますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げますところであります。

次に、震災復興計画に対する進め方についてご質問いただきました。去る11月25日に全員協議会でご報告いたしました塩竈市震災復興計画を12月2日の震災復興本部におきまして最終決定といたしました。現在、復興計画を基本とし、事業や予算、期間など、実施計画の策定に向け取り組んでおり、取りまとめ次第、議会にもお示しをさせていただきます。

また、先日成立をいたしました国の第3次補正予算は、復興を加速させるため、震災復興交付金やあるいは震災復興特別交付税が創設をされており、これらを活用した復興交付金事業は事業費が全額国費で充当されますことから、本市の震災復興の早期実現に向け、最大限活用いたしてまいります。

しかし、復興事業の規模は非常に大きなものであります。議員のご質問にございましたように、関係各機関との緊密な連携体制の構築も大変大きな課題であるというふうに考えております。今週も月曜日に宮城県災害対策本部会議が招集をされまして、その場で私も塩竈市の置かれた環境、実情等についてつぶさにご要請をさせていただいたところであります。

また、もう一つご質問いただきました。現在の人員組織体制下では、目的の早期達成には残念ながら課題が残ると認識をいたしております。このため、事業の推進に向けて一元的に取り組むため、来年4月からは人員の補強や専門職の配置など本格的な事業推進のため、組織体制の強化に取り組めます。まず前段として、1月からは現行体制の中で可能な限りの組織強化の取り組みを行ってまいりたいと考えております。内部体制を整えますとともに、国や県、関係機関などに最大限の特に技術職の職員の応援を求める必要がございます。現在、国からの照会に対し、事務職、技術職合わせ24名の応援が必要と回答させていただいております。本市の要望にどの程度お答えいただけるか、現時点では不透明ではありますが、これらの支援制度も効果的に活用することにより、計画を着実に推進し、本市の早期復旧に全力で取り組んでまいります。

震災復興計画前期5カ年の選択と集中ということについてご質問いただきました。おおむね期間といたしましては10カ年といたしておりますが、中でも例えば住環境問題、産業復興、

あるいは安心・安全のまちづくり等、早期に復興を図るものにつきましては前期5カ年間で重点的に実施をし、長期間にわたり取り組む復興施策につきましては、さらに後期5カ年間で実施をさせていただきたいと考えております。計画書に記載をさせていただきましたとおり、可能な限りその大半を前期5カ年間で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、水産業についてご質問いただきました。

基幹産業における成長戦略についてでございますが、平成22年度から水産庁の調査費補助を活用し、地域水産業の活性化に向けた漁港高度化利用促進事業の取り組みを始めております。昨年度は5回の地域水産業活性化検討協議会を開催し、今年度は3回程度の会議を予定をいたしております。この協議会委員には、水産業、水産加工業などの業界関係者を初め、県や市も参画し、塩竈漁港地区の活性化についてさまざまな角度から議論をいたしております。これまでの会議では、漁港背後地、加工団地、魚市場東側岸壁の低利用や漁港施設の老朽化、衛生管理面での課題、さらには漁港施設利用の効率化などが問題課題として挙げられており、特に魚市場水揚げ高の低迷が喫緊の課題と位置づけをさせていただいております。

水揚げ向上の解決策といたしましては、魚価の安定や漁港施設利用の効率化などが取り上げられております。対策として、既に実施をいたしておりますマグロのブランド化や運用面での衛生管理をさらに徹底することが重要であります。また、魚市場施設自体の整備や漁港背後地における冷凍・製氷設備など、関連施設の整備が重要な課題と認識をいたしております。

また、魚市場や仲卸市場を含む面的な活用方策について、議員からご提案をいただきました。検討協議会におきましても、このエリアが観光や食育の拠点となるよう、レストランや物販施設、あるいは体験ツアーなどを実施するイベントスペースなどが必要との提言がされております。

また、先日、塩竈市港奥部ウォーターフロント活用会議の皆様からは、水族館を含む海洋文化施設やすしやかまぼこづくりなどの体験館、イベントや宿泊のリゾート施設などの誘致が提言をされました。今後は、漁港と港湾を区別することなく、提言を柔軟に受けとめさせていただき、海とともに生きるまち塩竈ならではの復興の道筋を歩めますよう、今後も引き続き課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

教育について2点ご質問いただきました。

初めに、小中学校の虫歯の状況と対策についてご質問いただきましたが、子供の歯の健康対策は、健康しおがま21プランに基づき母子保健並びに学校保健における虫歯予防対策を中心

に実施をいたしております。その中で重点目標に掲げておりますものが、80歳になっても20本の自分の歯を持ち続けることを目標とする8020運動の推進でございます。この目標を達成するための重要なステージとなる小中学校の歯科衛生教育の充実に向けてさまざまな取り組みをさせていただいております。

小中学校では児童生徒の各種定期健康診断、毎年4月から6月にかけて実施しております。この歯科検診の結果、今年度は小学校で約7割、中学校では約6割の児童生徒に虫歯が見つっております。虫歯等の治療が必要な児童生徒には、医療機関で検査や治療を受けるよう学校から保護者に通知をし、治療が完了した際の報告のお願いをさせていただいております。その結果、治療完了者を含め虫歯のない児童生徒が小中学校とも6割となり、5年前と比較をいたしますと約1割改善をされているところであります。各学校ではこれまでも、食育の視点からも虫歯の予防が大切なことであることから、給食後に歯磨きの励行に努めてきたところがあります。

また、学校歯科医の先生による歯磨き教室を開催し、磨き残しをチェックする染め出し、ブラッシング指導等を行っており、小学校高学年では歯周病予防教室等も実施をさせていただいているところであります。

また、自転車の安全対策についてご質問いただきました。現在、塩竈市では小中学校ともに自転車による通学は認めておりません。帰宅後の校外での自転車の安全につきましては、各学校で交通安全教室を開催するなどにより指導をいたしております。学年や学級でも安全な乗り方や自転車の仕組みと点検の仕方につきまして、発達段階に合わせ繰り返し指導を行っております。また、交通安全週間や長期休業の前には学校集会を開き、重ねて指導を行っているところであります。

子供たちの安全を考えますときに、忘れてならないのが事故の予防でございます。今月の学校だよりには、第二小学校が自転車の乗り方について学校と家庭の連携による対策を取り上げております。その内容をご紹介しますと、小さな道から大きな道に出るときは一時停止し左右を確認すること、万が一のためにヘルメットを必ず着用すること、走路の左側を1列で走行することの3点であります。

今後は、議員の加害者になるという視点も踏まえ、自分の身を守るだけでなく、加害者とならないような視点からも学校と家庭が連携して自転車の安全対策を進めてまいります。

また、平成20年6月の道路交通法及び同法施行令の一部が改正されたことを受けまして、

中学生は自転車で歩道を走行してはいけなくなったことや自転車走行中のマナーについてもしっかりと学ばせてまいりたいと考えております。

次に、投票率低下についてご質問いただきました。この5カ年間の投票率の状況についてまずご報告をさせていただきます。衆議院総選挙は平成17年が65.31%、平成21年が68.63%。参議院議員通常選挙が平成19年が56.86%、平成22年が56.05%。宮城県知事選挙であります、平成17年が40.81%、平成21年が46.54%。宮城県議会選挙が平成19年が45.63%、先月実施されました選挙が43.54%。塩竈市長・塩竈市議会議員選挙が平成19年が57.32%、9月に実施されました今回の選挙が56.82%となっており、衆議院選挙が3.32%、知事選挙が5.7%の増加で、参議院選挙は0.81%、宮城県議会選挙が2.09%、塩竈市長・市議会議員選挙が0.5%の減という状況であります。

投票率低下の要因についてご質問いただきました。各種選挙に共通して言えますことは、若い方々の投票率が低いことが挙げられております。5歳刻みの年齢階層別の投票状況であります、直近の県議会議員選挙で比較をいたしますと、市全体が43.54%の投票率に対し、20歳から24歳が34.68%、25歳から29歳が28.45%、30歳から34歳が29.79%と低い投票率となっており、逆に60歳から64歳が59.58%、65歳から69歳が72.7%と高くなっており、若い方々の投票率に低さが際立っております。

また、投票率低下のその他の要因といたしましては、政治への無関心な人々の増加、政治への不満や不信を抱く人の増加などの理由が一般的に言われているところでありますし、本市におきましても同様の状況ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 説明あるいはご回答ありがとうございます。

まず、選挙の今お話ありましたけれども、若い人、非常に少ないというのは、これは塩竈だけの問題ではありませんけれども、やっぱりこの辺ですね、若い人へどういうふうに、投票率に参加できるように、あるいは投票するような方向をやっぱり我々議員も考えなきゃいけない。先ほど民主主義の根幹だと私も言いましたように、やっぱり投票率が下がるということは我々にも責任が十分あるということを反省を踏まえていった場合に、私は今、例えば昔議員さんが立候補するときに首長とか、あるいはまたそういう県会議員とか、あるいは衆議院のときに立会演説会というのをやりましたけれども、ああいうやっぱり元に戻すということも大事じ

やないかなということの一つ思っております。

あと、もう一つは、選挙公報、私提案してこれ3回目になっておりますけれども、この選挙公報が選挙の投票率拡大につながるのかなと思っていたのですけれども、ここら辺が必ずしもそうでないという状況なので、この公報のアンケートなども一つ今後考えていただきたいなというふうに思っております。呼びかけも、議員さんがいわゆる投票してもらうわけですから、投票率をやっぱり投票してもらうように政策を述べるだけじゃなく、そういう動きも私は大事だと思っております。選管だけでいろいろ投票率の拡大、あるいはまた政治のあり方についていろいろ活動されておりますけれども、なかなか数的に少ないので、やっぱり議員みずからの投票、選挙中にそういう呼びかけ、あるいはまた立会演説会ですね、あとまた選挙公報のあり方をもっと活用するとか、そういうことを僕は考えていくべきだと思うのですけれども、選管としてここら辺どのように思われるのかまずお聞きします。

○議長（嶺岸淳一君） 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鈴木正信君） 投票率低下の対策についてでございます。

公正で適正な選挙を実施するため、各市町村に明るい選挙推進協議会が設置されておりますが、特に本市におきましては、全国的にも珍しい事例で会費を納めて独自の活動をする塩竈市明るい選挙推進協議会がございまして、街頭啓発などにより投票日の周知と棄権防止の呼びかけをしていただいております。

また、広報しおがまを初めといたしまして、広報車による市内巡回やFMラジオでのスポット放送など、さまざまな啓発事業により棄権防止を呼びかけているところであります。

さらに、市内小中学校の児童生徒を対象として明るい選挙啓発ポスターコンクールを実施しているところでございますし、市内中学校の生徒会の選挙におきましては、実際の投票所で使用する記載台や投票箱を貸し出しをして選挙への関心を高める活動を実施しております。

今後もさまざまな取り組みを通じながら、明るい選挙の推進と棄権防止の呼びかけにより投票率の向上を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 今までと、またさっき若い人の対策ということで、中学校に貸しているというのをテレビでもちょっと私見たんです、塩竈じゃないのですけれども。こういう若い中学生の生徒会長のときに使って、なかなか中学校から政治あるいはまたこういう代表を選ぶときのやり方で、みずから中学生自身がやっているということは今後につながってくるのでは

ないかなと思っております。私、先ほど2点ほど言いましたけれども、ここら辺も選管でも今後市民の声を含めながら、投票率の拡大を市全体として、市民全体のものとして対応していただければなと思っております。

あと、虫歯の件なのですけれども、これは市長から詳しくお話ありましたけれども、中学校でこれ私平成21年だと思えますけれども、受診した数が中学校だと1,437人です。そして虫歯というか処置していないのが582名で、いわゆる40%です。小学生が2,790人で未処置が1,042、37%なんです。これは全国と比較して、中学校は全国では24.1、小学校は31.5で、先ほど80歳まで20本とかといって市長いろいろ答弁されましたけれども、現実、塩竈の子供たちの虫歯の未処置が全国に対しても16%中学校では高いのです、未処置が。そして小学校は5%から6%高いのです。これは、虫歯はやっぱり本当に子供たちが自分で痛いとか相当ならないと医者に行かない、あるいはまた今お母さん方も忙しいからという問題があるのですけれども、ただ永久歯ですから失ったらもう一生大きな問題になってくるし、もう一つは歯のこういう虫歯関係、あるいはまた欠けたりするとやっぱり体にも相当影響してきます。それはもう一生ずっと影響するものですから、私は、本当に計画は計画としてあるのだろうけれども、この虫歯対策は塩竈はもうゼロにするというぐらいの決意が僕は必要じゃないのかなと思うのです。それで、こういうのをずっとしていけば、結局こじらせると医療費もどんどん高くなりますし、もうずっと将来にも影響があるということからしたら健康保険がどんどん増大してくる。まずこのところをきっちり医療改革というものをすべきだと思うのですけれども、私は本当にここにいろんな、今、年々医療費にいろいろ検査だなんだと絡むのですけれども、このところをやっぱり将来の子供のために医療費ある意味では無料化、あるいはまたどういう対策をするのか、そこら辺について市長、お考えがありましたらお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどもご回答申し上げましたとおり、学校教育の中ではかなりきめ細かな対応策を行っているということをご説明いたしました。例えば4月から6月までにかけては定期健康診断の中で虫歯の取り組みをさせていただく。また、給食を食べていただいた後には必ず歯磨きをする。さらには、小学校の高学年では歯周病予防教室等も行わせていただいているというようなことをご報告をさせていただきましたし、それから先ほどの定期健康診断の際に虫歯が見つかった児童については、ぜひ早急に治療するようというような指導もさせていただいているわけでありますので、もちろん学校もさらなる努力もいたしてまいりま

すが、やはりご家庭の皆様方にも虫歯ということについての適正なご理解をお願いするという  
ことではないかなと思っております。特に虫歯というのは感染症なのですかね。口から口に移  
るということなんかについても、やっぱり家庭生活を同じくするということが発症のもう一つ  
の原因ということも数多く言われているわけでありますので、こういったところも家庭の中  
でもぜひ真剣に取り組んでいただくということをあわせてお願いをいたしてまいりたいと考  
えて  
おります。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 確かに1回目の回答も各学校できめ細かに、あるいはまた家庭に早く  
診てもらえるようにという、教育委員会ではある意味ではそれなりに僕はやっていると思うの  
です。ただ、問題は、本当に家庭でちゃんと取り組んでいくというのが本当に基本的に私もま  
さにそのとおりで思うのです。ただ、現実の中で、今のこういういろんなもろもろの状況の  
中で、塩竈市のこの実態は、これをどうするかというところに私はしなきゃいけないし、政治  
家としてやっぱり子供の教育というもの、あるいはまた子供の将来ということを考えたら、や  
っぱりここに私は本当に力を注いで、まさに未来の塩竈の子供たちの健康、あるいはまたそれ  
が健康であれば学力もよくなる、そういう意味ではここ本当にもう当然僕はPTAに、ある  
いはまた地域、またこういう塩竈市の一つの子供に対するバックアップとしては、やっぱりこ  
うのをこれからも進める必要があります。いずれにしても、「何をしています、かにをして  
います」と言うよりも、それを言ったところで塩竈のこの全国基準から上がることはないと思  
っています。今必要なのは、こういうことを、まず基本的なところに力を入れるというこ  
とが一番大事ですし、市長が日本一と掲げるなら、全国先駆けて塩竈は虫歯ゼロというそのぐ  
らいのことをやった方が日本一として、自治体として最も光るんじゃないかなと思うのです。  
今、教育関係に力を入れているところは多々自治体あります、学力向上とか。しかし、ここ  
の点がちょっと欠けているという私は今指摘しておるわけですが、ぜひ答弁、まあ必要  
ありませんけれども、ここら辺ですね、「これもしています、あれもしています」というの  
は塩竈の私は一つの特徴だと思うのです。それがどう具体的に進むかということなかなか進  
めないということで、また次の問題にも入っていきますけれども、ぜひそこら辺、もっと考  
慮していただきたいと思うのです。ひとつよろしくお願ひします。

あと、自転車問題なのですから、今私も歩道は中学校以上は走ってはいけないという  
ふうに改正されたと聞いて、ああなるほどなど。この間、夜、帰ったときに中学か高校生がパ

トカーにとめられて指導されていました。「何でしたの」と言ったら、歩道を走ったということもあるのだろうけれども、逆方向、左側を守らなかったということで指導されたということだったのですけれども、今本当にこれから車道の側面を自転車専用ということもいろいろありますけれども、塩竈は非常に厳しいと思うのです。ただ塩竈というのは、市長ね、坂があるのです。坂のところをどうしても安全のために自転車の人は歩道を走るのです。だから、そこら辺ですね、本当にじゃどういふふうにしてそういう事故が起きないように対策をするのか。見える対策を一つ要望して、時間もありませんので、これは要望としてぜひ考えていただきたいなと思っております。

あと、水産関係の件なのですけれども、本当にまさに市長言われたとおり、もうすべて網羅して検討されているということのお話だったので、じゃ、これもこれもと今あえて私も案を出しましたけれども、似ている部分もあります。しかし、じゃ具体的にこれからだというところが、ましてや一つの塩竈らしいところだと思っているのです。やっぱり具体的に一步一步なかなか進めないというのがこの塩竈水産の全体的に下がってきている、いわゆる歯どめなき状況であるし、ぜひ私は一つ一つ見直しして、どうしたらそういうのをいろんな案をつくっていくのか、その組織体制をどうするかについてちょっとお伺いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 組織体制とって何をお答えすればいいのかちょっととまどいがありますが、23年度から長期総合計画が第5次という形でスタートをさせていただいております。この第5次長期総合計画をスタートするに当たりまして、既に塩竈市の組織については第5次長期総合計画を推進する上でのよりスリムで効率的な組織体制ということで今取り組みをさせていただいております。例えば先ほど議員からお話をいただきました水産と、それから観光、あるいは食育といったようなものを組み合わせていくということでもありますれば、産業環境部の中に例えば水産振興課もございますし、あるいは商業関係、観光関係の部署も入っているわけですので、産業環境部の方で一元的にこういったものを推進をさせていただくという組織づくりは既に行っているつもりでございますので、ぜひご理解をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 今答弁があったとおり、長総にも入っていますし、また復興計画の中でも本当に近々の課題として出されていますけれども、やっぱりそれがずっと私失礼な話をた

まにするのですけれども、塩竈は計画まではすごく吟味して一生懸命だった、しかしその次のステップがなかなか進まないということが、ちょっと私なりに失礼な話かもしれないですけれども、あるのです。だから、今後、今いろいろな協議会もあります。そしてあと復興の問題もあります。そういう意味では、本当に強力な、やっぱり市民の声も十分聞いて事業者の声も聞いて、じゃどうしたら塩竈の水産があるのかというもっとそこら辺をもっと本当に積極的に僕は進めていただきたいと思います。

それで私は、一つの要因といたしまして、さっき七つほどの総合的なという考えを示しましたけれども、いろんな意味で今こういう少子化、あるいはまた経済が縮小傾向の中で何といっても集合しかないのだと私は思っております。この間も市長から塩竈ですか、宮城県の港湾戦略ビジョンというものの内容、私もまだ目を通しただけですけれども、こういうふうにもう統合というのが一つのこれから日本が生きていく方向づけだと思っております。そういう意味では、総合的なものをぜひひとついろいろな各界から組織体制をつくって僕は実行していただきたいなということを思います。

もう一点、塩竈はイベント、例えばどつと祭でも、この間のどつと祭、復興市もありましたけれども、2万5,000人が集まったという話なのです。こういう僕は1年に1回とかじゃなく、やっぱりこのぐらいの人が塩竈に対する関心を持っているということは、ぜひこういうどつと祭をやっぱり予算化して、そしてやっぱり回数を多くして、そこに、水産のエリアに多くの人が来られればいいなと思っております。ぜひ予算化、市長、本当にここら辺、私は気仙沼とかああいうところはサンマが非常に全国的有名になったと。やっぱりああいうふうに東京まで出ていくというのは、やっぱりそれなりの予算化でお金かけていると思うのですよね。塩竈は市長はある意味ではバランスがよ過ぎて逆にこれだというインパクトがないんじゃないかなというような感じがするのです。だから第3期目に市民の期待というのは、今までの1期、2期目はいわゆる内政で十分だったのですけれども、この3期目はそれを準備したものから今度外に出ていく戦略というのが今私は佐藤 昭市長に非常にかけているんじゃないかなと思っております。ぜひそこら辺、あと回答要りませんけれども、そここのところを3選の意味を踏まえていただきたいと思います。

あと、時間もないので、市長が言った、私は何ととっても人的な問題です。あと組織体制。これが本当に今度の補正予算でもどんどん100億近く出てきます。今度第3次補正が出ればもっと出てくる。そういったときにいろんな事業がものすごく重なってきて、この事業をきっち

り運営できなくなるという意味では、さっき市長が答えたように、私も、人的なやっぱり組織体制ですね。長期総合計画とこの復興の計画、どちらも大事なんですけども、私はこの復興に対する市民の期待というのは相当あると思うのですけれども、そこら辺です、どのように考えておりますか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） バランスについてお話しいただきましたけれども、私自身は非常に愚直な人間だと思っております。やるべきことをただひたすらという思いで8年間やってまいりましたし、これからの4年間、塩竈に本当に必要な施策をしっかりと推進できますように取り組んでまいりたいと考えておりますが、そういった中で組織体制というご質問でありました。大変厳しい分野ではないかなと思っておりますし、特によく我々未曾有のという言葉を使わせていただいておりますが、今回のような大震災というのはだれも経験してこなかったわけでありまして。その一番最適な方法というのは実はだれも知らないといってもいいのかなと思っております。そういった中で我々は震災復興に取り組んでおりますので、議員の皆様方からの率直なご意見が我々も大変参考になります。あるいは市民の皆様方が本当に今回の大震災からどうあってほしいのかという切実な声こそが一番大切なものだと思っております。私もさまざまな場面に出向きまして皆様方とお話をさせていただくということを基本にいたしております。職員にも行動力ですと、まずは頭で考えることはもちろん大切であります。まずは現場に出向きまして皆様方と率直な意見交換を行っていただきたいということを職員にはきつく要請をいたしているところであります。今後も、本当に途方に暮れておられる多くの市民の皆様方の声を我々の課題として、しっかりと震災復興に取り組んでまいりたいと考えております。今、第5次長期総合計画との整合性というお話でありました。物によっては一時進度調整、あるいはことはやめるというようなものも当然やらざるを得ないと思っております。そういったことにつきましても、また議会の方には明らかにさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 組織体制、ちょっと私も質問の仕方が悪かったなと思っておりますけれども、やっぱり長期総合計画という体制の組織体系ですよ、今ね。しかし、この復旧・復興の体制の組織体制というのとダブらせてやったらにっちもさっちもいなくなるんじゃないかなと思っております。先ほど市長は職員を採用すると。これ私も本当に塩竈市の職員のOBとか、

あるいはまた県の職員を退職された方をどんどん、この一、二年間が勝負だと私思っていますので、ぜひそのところを近々に、これは一番大事だと思っています。

あと、やっぱり市長自身が言われました。私、この間、杉並区に行ってまいりました。そこで庁舎全体にいっぱいこれ張られているんです。何かというと、職員が市民のために何をしようかということが職員自身がつくった内容なのです。こういうもう市立病院でも院是というのがあります。ああいうのをきっちり、これずっと張ってきた。この10年間ですね。それがやっぱり市の職員、あるいはまた先生などにもそういう意識革命が起きています。やっぱりこれからこの復興基金に対しては市の職員のこういう市民との取り組みに対して、市の職員としてのあるべき姿をきっちり庁舎に市民にもわかりやすくすることが非常にこれからの復興にも大事だと思います。ぜひそれについてひとつお願いしたいと思います。

あと、市長は最後に重要計画というか両輪というお話をしていますけれども、長期総合計画も一つです。あと、もう一つは復興計画もこれ重要計画だと市長認識されていると思いますけれども、これは議決の方向にすべきだと思うのですが、そこら辺について重要計画はやっぱり市議会の議論も踏まえるべきだと私らは思うのですが、市長自身、個人的で結構ですが、両輪と言った限りは同じバランスでなきゃいけないと思うのです。重要計画も、まさにこの復興計画を議論する場を議会に与えるべきではないですかと思うのですが、いかがですか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段のご質問については先ほどもご答弁申し上げていると思いますし、後段の震災復興計画についてというご質問でありました。過日、議会の方では議会条例というのを既に条例として制定いただいております。その中で議会の議論に付すべきもの、議案として上げるべきものと、これは議案として上げる必要がないものということで仕分けをいただいております。それは我々が決めたことではなくて、議会の皆様方が合議の上で決められたことでありましたので、我々はそういった中で今回のものについてはそういった議会に報告すべきものに入っておりませんでしたので、全員協議会という中でご審議を賜ったというふうに私は考えているところであります。

○議長（嶺岸淳一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 済みません。時間ありません。

全員協議会で議論したというのは単に説明を受けただけで、議員さんも議論したわけでも

ないし、やっぱり僕はこの復興計画も両輪と市長が言うならば、やっぱりそういう行政もそういう受け入れもきっちりとした体制を議会にもきっちりやっぱり方向を示すべきだと私は思っているのです。議会の対応というのはそのとおりかもしれません。我々も当局の基本計画あるいは実施計画が出た段階でやっぱりきちっと議論しなければ、市民に対して復興のための議員が復興のために何ら役に立たないと言われかねない大変な大きな問題だと思っていますので、それは議長にもあわせてお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 以上で佐藤英治君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、17番伊勢由典君。なお、伊勢由典君は一問一答方式にて一般質問を行います。

（拍手）

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

質問の第1番目は、塩竈市復興計画についてであります。

塩竈市震災復興計画は、11月25日、塩竈市震災復興検討委員会から最終計画案が佐藤市長に答申され、同日塩竈市議会全員協議会に報告されました。しかし、残念なことに、議決案件の取り扱いとはなりませんでした。12月2日、塩竈市復興本部会議で同計画を決定したと聞きました。日本共産党市議団は、過般の議会運営委員会で議決案件としての取り扱いを主張しましたが、そうなりませんでした。大変残念であります。

塩竈市復興計画について、次の2点を質問いたします。

質問の1点目は、3の基本理念「長い間住みなれた土地で安心して生活をいつまでも送られるように」の基本の方針3産業経済の復興で商工業の再建、復旧後の観光振興が記述されております。津波による被害では、中心商店街が大きな打撃を受けております。復興とまちづくりの上で中心商店街の復興は重要だと思います。商工の再建より中心商店街、工業の再建の表現がストレートではないかと考えます。市長の考えをお聞きをいたします。

2点目は、復興基本計画の現状と課題、浸水地域について伺います。復興基本計画（1）住まいとして暮らせる再建、①安全に暮らせる住宅の再建、現状と課題、復興の方向性を読みますと、2において「本土側の港町北浜、藤倉地域等における浸水対策とあわせた地盤沈下のかさ上げなど、地盤沈下対策を行います」としております。津波被害は商業地と住家がある海岸通、宮町、本町、南町でも津波被災をしております。海岸通、宮町、本町、南町がなぜ入らなかったのかお聞きをしたいと思います。

質問の2番目は、海岸通、やみ市、本塩釜駅前商店会の復旧・復興について伺います。海岸通、やみ市、本塩釜駅前商店会は、3月11日の地震、そして津波被害で多くの店舗が破壊されました。海岸通の象徴だった歴史あるアーケードも来年に撤去であります。私は、天下みゆき県議とともに訪れた海岸通商店主の方からの話は、「海岸通は本塩釜駅前から本町、南町に続く動線です。復興して子供たちに残したい」と決意を語られました。やみ市は解体撤去され、昔の面影はありません。本塩釜駅前商店会も被災し、旧ジャスコ前の店舗はいまだに復旧しておりません。

そこで3点について質問いたします。

第1点は、海岸通商店街のかさ上げ対策をどのように進めながら国の支援を受けるのか。再開発等第3次補正予算や東日本復興特別区域法との関連でどのように進めるのか、お聞きをいたします。

質問の2番目はやみ市についてであります。

聞くところによれば、地権者は40人以上で中には連絡が不可能という方もいるようであります。また、一坪3人の分筆など複雑な所有形態となっております。海岸通商店街の考えで「店舗が開店している海岸通だけでは復旧・再生は考えられない」、「やみ市も再生し、海岸通を台所的な横町にしていくことで一体化で再生できる」、「やみ市の土地は塩竈で土地を一時買い取り、再開発に売り払う」などの方法の意見も出されております。やみ市の今後の計画についてお聞きをいたします。

質問の3点目は、本塩釜駅前商店会のグループ化補助金と同地域のかさ上げ対策について伺います。

天下みゆき県議は、県議選前とそして県議になった直後、本塩釜駅前商店会を訪問調査しました。また、12月2日、小野絹子市議とともにグループ化補助金や二重対策の対応について塩釜商工会議所にも訪れ調査を行っております。それらを踏まえ、11月県議会でこのグループ化補助金について一般質問を行っております。県の経済産業部長は、「国への予算増額の要望へ努力する。採択基準はグループ機能が回復し、地域経済の雇用回復に資した地域の産業にとって重要な役割を果たせることを基準に決定。広報周知も十分国と調整を進める」と答えておりました。2次のグループ申請に対して本塩釜駅前商店会グループ、ここでは33社、そして水産加工業グループ48社が採択されました。一方、3次で宮城県全体で申請数は164グループ、2,028事業所、申請総額が1,979億円に対し、県の内示で28グループ、808事業所、そして申請

総額の関係でも総額で1,095億円が内示になったものの、この気仙沼とそして塩竈では塩釜商工会議所会頭代表で異業種グループとしての申請で41グループだそうであります。そして、申請金額は約20億円が採択となっております。私も塩釜商工会議所を2度にわたって訪問し、実情をお聞きしました。3次のグループ補助申請41社は、水産製造業が4社、小売21社、卸業が3社、建設業1社、サービス業8社、その他4社、いずれも家族経営で地域の経済を支えている企業の事業者であります。申請は塩釜商工会議所の先ほどの会頭名で11月4日に行い、12月1日、宮城県から書面で不採択と通知が来ました。当会議所も不採択の理由について宮城県に聞いたようですが、理由は述べなかったと聞きました。今でも3次の申請者の方から、なぜ不採択なのかと塩釜商工会議所に意見が出されております。

質問の1点目は、政府に向けて新年度予算においてグループ補助金へ予算増額と塩竈市の企業の実情からいって異業種グループでも採択される改善策などを要望される考えがあるのかをお聞きをいたします。

質問の2点目は、本塩釜駅前商店会あるいはその周辺のかさ上げ対策について、政府の第3次補正との関連でどのように進めていくのかお聞きをいたします。

質問の3番目は、地震と津波で店舗が破壊されている仮設店舗についてであります。マリゲート塩釜の敷地内に設置された仮設店舗は、20店舗中13店舗です。魚屋さん、あるいはノリ屋さん、衣料品、エステ、電気店などが営業しております。仮設店舗の方から、「土日にかけてお客さんは来る。一方でなじみのお客さんは買いにくるのにタクシーで来るので、まあわざわざ買いにきたのでタクシー代をおまけすると言っているが、被災したからいいよと言われている」という声も出されております。「ぜひ買い物しやすいように仮設店舗100円バスを導入してほしい」、あるいは「港町や大型店から来るのに国道の車両の激しい往来で怖くて仮設店舗に来られない状態なのでマリゲート前の信号機を早く復旧してほしい」、「店舗入り口の風除室の設置」、「店舗室内にくぎも打てない、何とかならないか」、「冷凍冷蔵庫の支援」や「毎月のイベント集客」など、伺った中で数々の要望・意見が出されました。こうしたことも踏まえて仮設店舗への塩竈市の支援についてお聞きをいたします。

質問の4番目は、被災した店舗なのに塩竈市の見舞金やり災商店支援事業が受けられていない店舗への支援について伺います。震災や津波で被災し、店舗を再開した方々から「塩竈市のり災商店再生支援事業を受けられなかった」、「見舞金もない」などのそうした声が私もときどき訪問する中で出されます。何らかの支援策はないのかお聞きをいたします。

質問の5番目は、宮城県の商店復旧補助金、商業活動再生支援補助金について伺います。天下みゆき県議は、11月県議会で県の被災した中小企業への直接支援について一般質問を行っております。宮城県経済商工観光部長は、2次募集を想定しての補正予算であり、来年度も継続していきたい。申請期間の確保、広報周知に徹底すると答えておりました。私も10月にこの県事業をお知らせに回ったとき、「知らなかった」、あるいは「期間が短い」、「宮城県本庁や仙台振興事務所では遠い」などの声が出されました。宮城県の民主商工会や塩釜民主商工会は、11月2日、宮城県経済商工観光部と要望交渉し、予算増額や二次募集や書類の簡素化など7項目を申し出ております。また、日本共産党県議団も県議会議員選挙直前に増額を県に要望しておりました。

質問は、11月県議会で予算化議決後のこの事業での市の情報提供、その対応、県の窓口設置などについて、地元設置について市の考えをお聞きをいたします。

質問の6番目は、一部損壊の助成について伺います。塩竈市の震災・津波で被災は11月末で、これ住家・非住家含みますが、全壊で1,027件、大規模半壊が2,560件、半壊が2,380件、一部損壊6,518件で合計1万2,485件のこうした被害を受けております。そして、その中で一部損壊が53%を占めております。全壊、大規模半壊、半壊には、国の災害復旧での支援はありますが、一部損壊の助成は自治体に任せられております。一部損壊の助成は、多賀城市において工事費50万から60万で5万、あるいは100万以上では10万、利府町では50万から100万で5万などの補助制度を設けております。

質問は、塩竈市がなぜ一部損壊への助成制度を設けないのか、その理由をお聞きをいたします。

質問の7番目は、公営住宅長寿化計画に関して4点お聞きをいたします。質問の1点目は、雇用促進住宅サンコーポラス新清水沢についてであります。6月議会でこの雇用促進住宅の買い取り予算8,103万6,000円が予算化されました。聞くところによれば、12月議会に条例の提案と聞いておりましたが、今回は提案されませんでした。その理由や提案時期など今わかる範囲でお聞きをいたします。

震災公営住宅について3点お聞きをいたします。

現在、本土や浦戸を含め仮設住宅の入居者は世帯で197,467人、宮城県の借り上げ住宅にお住まいの方は現在173世帯であります。宮城県との新規契約をして民間アパートに入居しているものの、宮城県知事の決裁のないものが215戸があります。合計で585世帯が対象と考えら

れます。国の基準では、仮設は2年後出ていかなければなりません。

質問の1点目は、仮設住宅や宮城県借り上げ住宅の方々のその後の震災公営住宅建設に向け、現在どのように進めているのかお聞きをいたします。

2点目の質問は、宮城県借り上げ住宅の県知事の決裁のない方も、先ほど言ったことですが、決裁のない方もこの震災住宅としての対象にしているのかお聞きをいたします。

3点目は、震災公営住宅の建設期間、供用開始時期予定についてお伺いをいたします。

質問の8番目は、放射線、放射能対策について3点お聞きをいたします。

塩竈市の低放射線は文科省の基準より低いとはいえ、放射線外部被曝と内部被曝による放射線での遺伝子損傷などが考えられます。次の世代を担う乳幼児や小学生、中学生、高校生などを対象にした晩発性障害も考えなければなりません。晩発性、後々という話であります。最近では、明治乳業の粉ミルク850グラム缶から1キロ当たり最大セシウムが30.8ベクレル、国の暫定基準値は200ベクレルとしておりますが、消費者の自主検査で測定され、約40万個の回収など放射能被害が拡大しております。9月議会で小野絹子市議のこの点での質問に対し、18歳の子供の健康被害調査について宮城県が10月まで基本方針をとり、共同歩調をとって対応と答えておりました。放射線の高い丸森町ではゼロ歳から6歳の児童の甲状腺調査を行うことが報じられました。沃素131の半減期は8日間であります。宮城県の対応のおくれを感じます。

質問で2点伺います。

1点目は、この東京電力福島原子力発電所事故対策宮城県民会議が先ほど回答した10月に子供の健康被害調査の基本方針を示したのかどうかお聞きをいたします。

2点目は、塩竈市独自の健康調査について進めるお考えがあるのかどうかお聞きをいたします。

2点目に魚市場の水揚げされた魚種の放射線あるいは放射能測定検査とその対応、今後について伺います。11月26日、仙台震災復興記念館で行われた日本科学者会議宮城県支部、あるいは東日本大震災復興支援宮城県民センターなど、宮城・福島両県の11団体の会議の主催のシンポジウムで東北大学院教授片山知史教授によって報告されました。一つ、露出——露出というのは漏れ出たということです、した放射性物質が余りに大量。海流に流れがあり、生物も多様に移動する。3、物理的に牛のような全量調査は組めない。そして、一部の魚介類の安全性が証明されても水産物の安全性は保障されない。消費者の不安は払拭できない。カツオ、マグロ類と高次捕食者には数年後にあらわれる可能性を報告いたしました。塩竈魚市場の水揚げの

水産物に対し、いずれは影響ある問題と考えております。そうした点も踏まえながら質問いたします。塩竈魚市場に県からリースとして提供のあった放射能測定器と対応、責任を持った公表の仕方など、どのように進めるのかお聞きをいたします。

質問の3点目は、水産加工食品放射能測定でございます。塩竈市震災復興検討委員会の最終日に水産加工業者の代表の方から水産食品に対して調味料や原材料など、放射能について消費者から問い合わせが来ると述べ、この復興計画に放射能対策が追加記述されました。質問の3番目は、水産加工食品の放射能や放射線対策についてお聞きをいたします。

質問の9番目についてであります。

清水沢県営住宅にお住まいの玉川中学校のPTA役員の方から、やまやから清水沢県営に冬場帰宅する中学校の通学路が暗いと語られました。清水沢団地町内会、清水沢市営アパート自治会、清水沢県営住宅自治会、サンコーポラス新清水沢自治会の会長名で平成22年12月19日西部防犯協会会長あてで月見ヶ丘小学校と玉川中学校へ通学路への安心・安全ロード設置を要望しております。そこで質問は、月見ヶ丘小学校あるいは玉川中学校の通学路への安心・安全ロードについて伺います。また、清水沢団地の方から「清水沢県営住宅の前の店舗も閉店し、同地の団地ももう早く消灯する」と、「街路灯も暗い」という意見が出されました。早速清水沢団地町内会として町内の防犯灯を点検調査することになりました。清水沢団地のLED設置について市の考えをお聞きをいたします。

都合19項目の質問でありましたが、市の誠意ある回答をよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、伊勢議員から9項目にわたるご質問をちょうだいいたしました。

初めに、塩竈市震災復興計画についてお答えをさせていただきます。

商工業の再建についてであります。基本的な方針の（3）産業経済の復興に商工業の再建、復興と観光振興を掲げさせていただきました。その中で、市内事業所の大半を占める中小零細企業の施設再建や生活営業活動の再開支援の記載がございますが、これは中心商店会などの商店を含んでいるという認識であります。

また、復興基本計画におきましても、市民生活を支える商工業の再生・復興として商店や商店街の再建についての具体的な取り組みを記述させていただいたところであります。

また、お尋ねの検討委員会に商店会の代表等が含まれていないのではないかとご質問でありました。

今回、学識経験者5名、地元産業界の代表5名、被災地区の住民代表5名の計15名で構成をさせていただきました。地元産業界からは商工会議所の会頭にご参画をいただき、商工業界の代表の立場から商工業についてさまざまなご意見をちょうだいしたところであります。委員会におきましては、被災地区の住民代表の委員の方々からも被災地区の復興には商店の復興が欠かせないとのご意見をいただくなど、商店街の再建について熱心な議論を重ね、計画を取りまとめさせていただいた経緯をご報告を申し上げます。

また、浸水地域である海岸通、宮町、本町、南町の取り扱いについてでございますが、計画に記載されておられない海岸通や宮町、本町、南町の取り扱いについては、安全に暮らせる住宅の再建という項目の中で特に津波により家屋が全壊、大規模半壊になるなど、住宅に甚大な被害を受けた方々に対する住宅再建支援や震災により居住地に甚大な被害を受けた地区の復興の方向性を示させていただきました。計画には、本土側の特に浸水被害の大きい地区名を代表例として記載をさせていただいており、当然のことながら海岸通や宮町、本町、南町など被災を受けたすべての地区、これらに今読み上げました地域以外のすべての地域を含んでおるところであります。震災により被害を受けられました市全域におきまして、浸水対策や地盤沈下対策などを実施し、安全に暮らせる住宅の再建を推進をしまいたいと考えております。

次に、海岸、やみ市、本塩釜駅前商店会の復旧・復興についてご質問いただきました。

まず、海岸通のかさ上げ対策と再開発についてでございますが、海岸通地区は、地震と津波により多くの店舗や住宅等が被災し、また震災後は地盤沈下の影響も生じておりますため、排水機能の低下等が課題となっております。この地区の市街地再開発のお尋ねでありましたが、この事業につきましては、地域に居住する方々、商業を営んでいる皆様方の意識が何よりも重要であり、地元の自発的な動きに対し、それらの活動を実現できますよう応援をしていくことこそが行政の役割だと認識をいたしております。11月には、海岸通商店街の役員等の皆様と今後のまちづくりにつきまして意見交換をさせていただきました。その際、地元商店街の皆様方からは、再開発の事業主体となる組織化に向け、検討を進めたいというお話をちょうだいしたところであります。

次に、海岸通2番地区、通称やみ市地区の店舗解体撤去等、今後についてのご質問であります。前段申し上げました意見交換の場では、海岸通地区全体での検討を進めていきたいとい

うお話をお伺いいたしました。その際、2番地区を切り離すのではなく、全体とした再開発の検討を進めていきたいというお話をちょうだいをいたしたところでもあります。ご質問いただきましたやみ市地区の土地帰属等の問題といたしましても、全体としてどのような取り組みを行っていくべきかを明確にされた後に本市の対応を決定させていただくということになるものと思っております。

次に、中小企業等へのグループへの補助金についてであります。前段、議員の方からもいろいろお話をいただきましたが、この事業につきましては県が進める事業であります。ぜひ本市としてもさまざまな分野で活用してまいりたいという意識であります。地域経済の中核を形成する中小企業などが設置されました5類型のグループ機能に合致するよう合同で作成した復興事業計画が県の認定を受けた場合に施設設備の復旧整備費用の4分の3を国と県が支援するという制度でございます。9月の2次募集では商店街型の本塩釜駅前商店会と水産加工業型の塩釜水産加工業グループが採択をされ、既に県のホームページなどで公表されているところであります。また、先月締め切りの第3次募集につきましては、審査が終了し、12月下旬にも公表されるという見通しをお伺いをいたしております。市内からも複数社が応募し採択されたグループもあり、広域の企業を中心に構成されたグループに参加し採択を受けた企業もあるやにお伺いをいたしております。この補助金は、募集の際の申請件数も多く、県の評価委員会が評価基準に沿って復興事業計画を審査し認定をすることから、かなり厳しい採択条件とお伺いをいたしております。2次募集までは各企業が自主的にグループを編成して直接県に申請をいたしておりました。第3次の募集の際には、塩釜商工会議所が個別相談会を開催し、市内の各企業の状況を考慮し、グループ化をして認定申請するなど、採択に向けて主体的に取り組んでいただいたところであります。今後の予算化につきましては、国の制度設計であり、国の対応を待たざるを得ない部分もありますが、商工会議所による今回の取り組みが今後につながることを期待をいたしておりますし、市といたしましても関係団体と連携を図りながら、さらなる支援制度の拡大をお願いをしてまいりたいと考えております。

本塩釜駅前商店会周辺地区のかさ上げ対策についてご質問いただきました。震災による地盤沈下で本塩釜駅前商店会でも歩道と店舗等に段差が生じるなど、影響が見られる状況であります。今後、周辺宅地の高さなどを考慮しながら、道路のかさ上げ等を行い、従前の機能が確保されますような復旧工事を行ってまいりたいと考えております。

仮設店舗について何点かご質問いただきました。

しおナビ100円バス停留所設置についてであります。この100円バス、平成16年度から運行を開始し、19年に現在のルートと時刻に改善され、その後大きな変更はなく、市民の皆様に着しているものと認識をいたしております。しおナビ100円バスの運行ルートでは、仮設店舗付近に3分程度歩いていただく道路沿いに観光棧橋入り口のバス停が設置をされております。ぜひこのようなバス停をご活用いただくようお願いを申し上げてまいりたいと考えております。

入居後の施設整備費用に対する支援等についてもご質問いただきました。電源や上水道工事などの標準的な設備を含む施設は、中小企業基盤整備機構が整備をいたしました。また、各事業者が使用する設備は、業種により必要な設備が異なりますことから、不公平感が生じないよう入居者の皆様に整備をお願いしているところであります。なお、被災を受けられました方々の施設の整備費用につきましては、利子補給のございます宮城県の災害融資制度である宮城中小企業復興特別資金や設備をリースで貸与される財団法人宮城産業支援機構の設備貸与事業などの支援制度があり、入居者を対象とした説明会などで情報提供を行っているところであります。冬場の風よけ対策についてもご質問いただきました。店の業種や特徴などから、それぞれ特に店頭を有効に活用いただきながら、お客様の利便性も考慮し、入居者で組織する運営振興会と協議し、お客様の風よけ対策への配慮を一体として取り組んでまいります。

被災した店舗で再開した方々へのご支援というご質問でありました。設備費用に対する支援についてであります。り災商店再生支援事業は、被災したお店などの建物を修繕し、早期の営業再開のため、罹災の程度に応じて一定程度の支援をさせていただき本市独自の事業制度でございます。設備費用は対象とはなっておりませんが、11月30日現在で285件の申請を受理し、予算執行率も約70%となっております。限られた財源を有効に活用する枠組みとして、多くの事業者の事業再開にご活用いただいております。本市独自の支援制度として定着をしているものと考えております。

設備費用につきましては、県の支援制度として先ほど申し上げました宮城中小企業復興特別金融融資制度でありますとか、宮城産業支援機構の設備貸与事業などの支援制度もございますので、商店再生に積極的にご活用いただきたいと思いますと考えております。

次に、宮城県商店復興支援補助金、商業活動再生支援補助金についてお答えをいたします。まず、申請手続等についてのご質問であったかと思いますが、市の対応として、広報しおがまやホームページに掲載し、引き続き被災者の皆様に制度の活用を働きかけてまいりたいと思っ

ておりますし、なお商工会議所とも連携を図りながら、より多くの方々にご活用賜りますように努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、一部損壊と塩竈市の対応についてであります。

自治体に任されているというお話でありましたが、これは国の補助制度からは削除されているということであるかと思えます。他市と比較してのご質問をいただきました。まず、多賀城市であります。一部損壊住宅補修工事業補助金であります。一部損壊の方々も対象になっております。経費の10分の1、10万を限度として補助するという制度であります。このほかに多賀城市におきましては、すべての事業者を対象とし、10万を限度に補修工事の1割を負担するというような制度もスタートをいたしているようではありますが、被災者への独自支援額であります。1億7,000万の予算を計上されているというふうにお伺いをいたしております。

また、引き合いに出していただきました利府町であります。一部損壊住宅修繕工事業補助金といたしまして、補修費が30万以上かかった場合には、その金額に応じて3万、5万、10万というような区分とあわせて見舞金を支給されているようであります。町独自の支援予算額は1億2,200万円とお伺いをいたしております。

本市の取り組みであります。一部損壊の方々には大変申しわけなく思っておりますが、現在、補助は行っておりません。しかしながら、市独自事業として災害見舞金の支給にいち早く取り組み、現在までに義援金1億7,000万を含む3億5,700万円の予算を計上し、半壊以上の被害の大きいの方々に対して手厚い支援をさせていただいているところであります。今後もこのような方々については、引き続きでき得る限りの支援を行いますとともに、議員の方からご質問いただきました一部損壊世帯への対応については今後の課題とさせていただきたいと考えております。

次に、公営住宅長寿命化計画について何点かご質問いただきました。

初めに、雇用促進住宅サンコープラス新清水沢住宅についてであります。6月定例会におきまして予算をご承認いただき、12月定例会に財産取得と管理条例を提案する予定で準備をいたしておりました。しかしながら、国におきまして、特殊法人整理合理化計画に基づき、雇用促進住宅の所有者である独立行政法人雇用能力開発機構から独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構への業務移行が国会での審議がおくれましたため、当初の4月1日から10月1日にずれ込んでおります。そのため先月、新法人への業務移管に伴う雇用促進住宅譲渡業務の一時中断についてという文書通知があり、譲渡業務の再開時期を来年2月とする旨の内容が伝えら

れております。業務移管に伴う中断理由といたしましては、雇用促進住宅の売却業務は雇用能力開発機構が宅地建物取引業免許により実施をいたしておりましたが、業務移管先の新法人が免許取得を現在申請中であり、そのため免許取得後の来年2月に譲渡業務を再開予定であるというようなお話をお伺いをいたしております。市といたしましては、これまで同様来年3月の住宅引き受けと4月からの住宅の管理開始を方針とし、次回定例会に提案をさせていただきたいと考えております。なお、今月、機構主催で入居者説明会が開催されるに際し、譲渡スケジュールなど、入居者の皆様にお知らせをさせていただく予定でございます。

次に、災害公営住宅の取り組みについてご質問いただきました。

災害公営住宅の許可建設戸数につきましては、塩竈市で被災を受けました全壊家屋の2分の1というルールがございまして、2カ月前に査定を受けております。300戸を超える災害公営住宅の建設計画が承認をされたところであります。

2番、3番のご質問につきましては、担当の方より詳細のスケジュール等についてお知らせをさせていただきます。

次に、放射線対策についてお答えいたします。

子供の健康診断についてであります。福島第一原子力発電所事故の放射能汚染による健康への被害につきましては、小さなお子様をお持ちの方々にとりましては、とりわけ不安を募らせているものと大変憂慮いたしております。本市の対応として、本年7月から市内の小中学校や保育所、幼稚園など27カ所を被曝調査、10月からこれに22カ所を追加し、現在計49カ所で空間放射線量の測定を行っております。測定地点での数値は、毎時0.1マイクロシーベルト前後で推移をいたしており、文部科学省で示しております屋外活動の制限の暫定基準値である毎時1.0マイクロシーベルトを下回って推移をいたしております。

また、今月4日、県におきまして放射能に関する健康影響調査を放射線量の高い丸森町筆甫地区、耕野地区の小学6年生までの子供を対象に甲状腺の超音波検査をいたしたところであります。

さらに、全般的な放射線対策につきましては、県、自治体、各方面の関係団体等64団体から構成される東京電力福島第一原子力発電所事故対策宮城県民会が本年9月に発足し、原発事故被害対策の県の統一された基本方針と実施計画を12月末までに策定することとなっております。

独自調査ということについてのご質問をいただきました。全県的な健康影響調査につつま

しても、この条項の一つとして検討され、取りまとめられる予定となっております。本市といたしましては、まずこの中で必要とされる事項についての取り組みを行ってまいりますとともに、さらには国に対しての要望等、県下の各自治体と共同歩調をとりながら対応いたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、魚市場水揚げ魚類の放射能検査とその対応、今後についてのご質問でありました。

福島第一原子力発電所事故による水産物への影響は、風評被害を初め大変大きな問題であり、本市水産業、水産加工業の皆様方も大変厳しい経営環境を強いられております。

魚市場に水揚げされる水産物につきましては、国が定める水産物の放射性物質検査に関する基本方針に基づき、沿岸性の魚類は県が、またマグロなどの広域回遊性の魚類は国が放射性物質の検査を行っております。具体的には、県内の漁協や魚市場と調整し、関係者の協力を得ながら週に最大15検体をサンプリング検査し、国・県のホームページで検査結果を公表をいたしております。

また、宮城県では産地市場に放射能簡易測定器を無償で貸与する取り組みが進められており、今月下旬までにその取り扱いの運用方針が決定され、その活用が図られる予定となっております。

放射能対策は、県や市で取り組めるレベルをはるかに超える大変重要な課題であると認識をいたしております。安全宣言の取り組みのご提案については、引き続き県との連携はもちろんであります。国の方針や施策に基づき、国と県及び市が一体的に取り組んでまいります。

また、水産加工食品の放射能検査についてご質問いただきました。現在は、水揚げされる入り口時点で原料となる水産物などの放射性物質検査を実施している実情にあり、その他の検査は各企業による独自の検査となっております。

なお、先ほどご説明申し上げました県から無償貸与される放射能簡易測定器の活用でありましたが、魚市場で水揚げされる水産品の測定とあわせ、水産加工品などの測定も実施をしてみたいと考えております。

最後に、月見ヶ丘小学校、玉川中学校の通学路安全ロード対策と清水沢団地LED照明設置についてご質問をいただきました。

まず、西部地区の安全・安心防犯ロード整備事業についてであります。設置路線の選定は、予算上の制約もあり、各地区の防犯協会が学校や町内会などと協議し、通勤通学者が多い場所や不審者情報などが寄せられている場所を考慮し、優先順位をつけた上で市に申請をいた

だいております。その結果、今年度の整備地区は、月見ヶ丘小学校と玉川中学校周辺の権現堂加瀬線、権現堂1号線の約1キロ区間を整備をさせていただきたいと考えております。

なお、団地周辺の実備計画につきましては、地域の防犯協会が地区の路線の選定とはまだ順位づけがされておらないところであります。

また、LED防犯灯設置事業についてご質問いただきました。今年度の設置箇所につきましては、津波被害が大きかった浦戸地区及び市内沿岸の浸水地区とさせていただきます。次年度以降は、各地域の防犯協会に路線の選定をお願いし、整備を進めてまいりたいと考えております。今後も地域の防犯協会の皆様方とともに、安全で安心なまちづくりを進めさせていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 仮設住宅について2点ほどご質問いただいております。

まず初めに、県の借り上げ住宅として認定されていない賃貸住宅にお住まいの方もという部分がありました。今回の3次補正によりまして今般整備いたします災害公営住宅につきましては、震災によります罹災状況の判定が全壊となった方はもとより、半壊、大規模半壊の判定であっても、家屋を解体した方も入居対象となります。お尋ねの県認定の民間借り上げの住宅につきましても、同様の理由から災害公営住宅への入居が可能となるということでございます。

次に、災害公営住宅の建設期間と供用開始の時期についてご質問がございました。

ご指摘のように、仮設住宅の設置期間につきましては、2年3カ月というぐあいになっておりますが、今後の推移を見ながら対応が変更になってまいると考えてございます。我々としては、できる限り入居者の方に一日も早く安全で安心して住んでいただける災害公営住宅を整備していくことに努めてまいりたいとこのように考えております。ただ、本市におきましては、狭隘でありますことから必要戸数を何カ所かに分けて整備していくということになるかと思っておりますが、できれば年度内に一日でも早く調査に着手しながら、一日でも早い建設を進めていきたいと考えております。用地の取得等がございまして、最終的には平成25年度の早い時期に供用を開始していきたいとこのようなスケジュールにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） それでは、何点か質問を行いたいと思います。

そこで、海岸通について今触れられました。もう一つお聞きしたいのは、地権者の方々のさまざまな熱意といいますか意見集約といいますか、そこら辺まではわかりました。さらにもう一つ、そういったことが整った時点と、それからお聞きすると国土交通省の方の一定の助言、アドバイスなどもありますので、その辺の取り扱いは年度内、どのような形で進むのか。そして、3次補正との関係や関連法令との関係、これは要綱等が出てこないとわからないという部分もございしますが、わかる範囲でお答えください。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 再開発事業等の3次補正等の今後の取り組み状況というふうなことになるかと思えます。3次補正等の取り組みにつきましては、基本的には復興交付金事業計画といったものを今後市の方で定めて、その上で補助事業としての申請手続といった部分になるかなと思えます。これらについては、今現在3次補正が整って、その後あと要綱等の部分が、最近のお話ですと12月下旬ぐらいにまず要綱を示して、その上で交付金事業計画といったものを改めて出していただくというふうなことになるかというふうに思っております。このため、その具体的手続というのは、まず要綱を見てからというふうなことになりますので、それを踏まえて来年早々にそういった形の手続といったものを、要するに具体的にどうなるかといったものを地元の方たちにも提示していくというふうな流れになっていくかなというふうに考えております。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ひとつ速やかな、こういった取り組みについては、ぜひ進めていただければというふうに思います。

かさ上げについては、どういう形になるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） かさ上げについては、全市的な対応が必要だと我々はとらえております。まず一つは、道路の部分については可能な限りかさ上げをしていくという部分で我々は具体的に動かしておりますが、そういった場合におきましても、当然道路に隣接する方々の宅地等の高さの調整等々がございしますので、そういった部分につきましても、一軒一軒調整を進めながら可能な限りかさ上げに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間もさほどありませんので、グループ化についてちょっと何点かお尋ねをしたいと思ひます。実は、41グループの方々の関係で言ひますと、先ほどの回答で12月末に公表ということですが、既に内示としては不採択ということになっておいて、先ほど第1回目の質問で言ひました総額で約20億円が申請金額というふうになっております。大変大きな金額なんです。それで、もちろん国の制度ですので、それは国の方への要望等は先ほど回答がございました。そこで一つは1次、2次、3次と今回3次にわたる取り組みがございましたが、実は41グループのある方からきょうの朝連絡とれまして、実はこの事業に参加したと。残念ながら不採択になったという情報があったと。その際、言われていることは、やっぱり塩竈市がぜひこの商工会議所のいわば窓口での対応だけではなくて、やっぱり石巻のように塩竈市、商工会議所、まさに議会も含めてやはりこの塩竈をどう復興させるかと、そういう形でやってほしいんだと、これがまず第1点です。ですから、不採択になった方々の関係で言ひますとそういう思ひが非常に強いわけですから、やはり市の役割というのはやっぱり決め手なのかなと。お聞きをすると本塩釜駅前商店会の方では、商工会議所の方では市の方でいわばそのグループ化について後押しをしたと言ひれておりますので、やはり市の役割が私はこのグループ化の補助金を申請する上でも大事ではないかと思ひますが、その辺の今後の取り扱いですね、いずれ来年度の予算で出てきますので、そこら辺をお聞きしたいと思ひます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、グループ化についてご質問いただきました。

先ほどご答弁申し上げませんでしたでしたが、実は第1次というものがございましたが、残念ながら塩竈市はゼロでありました。その際にも、例えば一部水産関係者の方々は第1次にも応募されております。ただ、残念ながら採択にならなかったということでもあります。そういったことを受けまして、本市の職員が県の関係する機関の方に出向きまして、どういったことをというアドバイスをちょうだいいたしました。やはり決め手は、あくまでもそういったグループ化を図るのは民間事業者の方々であります。その効果が果たして震災復興という中でどういう役割を果たせるのかというところを明確にしてあるグループとその効果がいまいち理解というか評価が低かったというところが明るみになったようでありまして、第2次のときにつきましては、塩竈市ももちろんであります。水産関係者の方々がオール塩竈ということで一つのグル

ープをつくっていただきまして応募いただきました。そうしましたところ、たしか十七、八億  
でしたかね、そういった事業が認められたという経緯がございます。もちろん塩竈市も一緒  
になって取り組むということについては当然であります、やはりグループを形成する方々の意  
識の持ち方もやっぱりそういう方向で進めていただかないと、なかなか全体として認定いた  
けるのは難しいものかなと思っておりますが、なお残念ながら3次に外れた方々に対して  
は、塩竈市としても今後についてさまざまな話をお伺いする機会を設けさせていただきなが  
ら、次はどうしたらよろしいのかということについては積極的にかかわってまいりたいと思っ  
ております。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ぜひ、これは塩竈市の役割が非常に大事です、やっぱり2次の教訓  
を踏まえながら、3次の方の関係でもやはりその辺の市のさまざまな援助なり、この辺はや  
はりやっていただきたいと思えます。そうすれば塩竈市も再度リベンジしてこういった採択の方  
向につながっていくだろうし、さまざま要望はぜひやっていただきたい。それにしても、国の  
予算500億なのです、来年度の。これはやっぱり少な過ぎるわけですよ。例えば3次で塩竈  
市で申請した方が20億です。これ割り返すと大体20グループで終わっちゃうんですよ、来年度  
予算ね。だからその点が一つと、これはやっぱり政治要請が必ず必要だと思えます。来年度予  
算に結びつけて増額の方と、それから異業種のタイプが五つの業種のタイプからないのです  
ね。これが一つ妨げになっておりますので、そこら辺の政治要請行動についてどうお考えなの  
か、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 2次補正のこのグループ化についての予算の際にも、1次から外れた  
塩竈の市長としては早速行動を起こさせていただきました。当時の財務副大臣に直接お会いを  
させていただきまして、ぜひこういった熱意のある塩竈市の水産業界を何とか救済いた  
きたいというお話をしました。その際にも当時の予算枠というのは非常に小さかったわけであり  
ますが、副大臣の方から予備費等についてもぜひ充当しながらでき得る限り被災に遭われた多く  
の事業者の方々に何とか支援の手を差し伸べたいというお話をちょうだいし、予算がその後一  
定程度膨らんだということのようでもありますので、今後につきましても我々もでき得る限りの  
努力を政府に対して行ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 年の瀬12月、大変慌ただしい時期ですが、しかし復旧・復興の時期は、その点でも短い時間の中で、政治要請行動はぜひ市長としてもこういった不採択になった方々の気持ちをぜひくみ入れていただいで取り組みを進めていただきたいということを私の最後のお願い、要望ということで終わらせていただきます。

○議長（嶺岸淳一君） 以上で伊勢由典君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時03分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（鈴木昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。8番西村勝男君。なお、西村勝男君は一括質問一括答弁方式にて一般質問を行います。（拍手）

○8番（西村勝男君）（登壇） 自由民主の会の西村勝男でございます。どうぞよろしくお願ひします。

震災に始まり、復旧・復興に向けスタートしたこの年に議員となりまして、2回目の一般質問の機会を与您いただき感謝申し上げます。

震災から9カ月過ぎまして、北浜では静かになっております。つまり空き地が出て一般住宅が建たないという状況の中、うれしいことにおそば屋さんが開店しました。あと被災を受けた商店も徐々に回復しております。ただ、残念ながら一般住宅がなかなか建ってきません。ただ、そのことを言ってもどうしようもないのですが、市の真ん中ではジャスコのビッグが猛威を振るって販売をしております。前のマックスバリュよりも1.5倍の売り上げがあるとされておりまして。売り上げだけではなくて、来客数が年間120万人、今度ビッグになりまして恐らく200万人ぐらいにふえるんじゃないかというような中、ちょっとPRさせていただきますが、私たち商業協同組合と商工会議所がアスより復旧・復興を兼ねて歳末売り出しを実行します。来年の初めまでですが、数少ない店舗を寄せ集めまして、六十数店の中で地場産品を主に歳末売り出しをアスより行います。職員の皆さん、または議員の皆さん、なかなか商店街に行く機会はないと思いますが、どうぞご利用をいただきまして震災復興のためにお買い物をよろしくお願ひ申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

震災復興計画のおおよその全体の予算規模と財源についてお伺いします。

国と県の復興資金、市の財政負担や予算規模と財源、また今後市の予算の償還額とどれだけの期間がかかるのか、どのような数値になるのか予測されましたら、その概略、大枠について教えていただきたいと思います。きょうの河北新報に東松島市は計画期間10年で145事業6,000億円を見込んでいますと出ております。その辺につきましても、よろしくお願ひします。前回、北海道奥尻の事例を紹介しましたが、市の財政負担が大きくなると、今後の経済活動を初め市政運営が停滞してしまうなど将来が懸念されます。当局も真剣に取り組まれておられることと思いますが、現在、わかっておられる最新の状況を織り込み、お知らせいただければ幸いです。

さらに、塩竈市震災復興計画は、市の広報12月号で広く市民の方にも発表がありました。内容として大きなテーマは、1 住まいと暮らしの再建、2 安全・安心な地域づくり、3 産業経済の振興、4 放射能問題に対する取り組み、5 浦戸地区の復興の五つからなり、その課題として全体で16項目が挙げられていました。しかも、この課題に取り組む前提として、早期になし遂げられるべく前期5年の集中期と後期の5年で10年でなし遂げるとなっております。そこで、2年8期の市長としてのご経験と広い見識、そして優秀な市スタッフを配下として任期中の大半を占める重要な前期5年後の塩竈のあり姿をお示しください。

また、学識経験者、地元産業関係者、そして住民代表からなる総意として示された震災復興計画を予算措置も含めて具体的な推進と、また市のリーダーとして優先課題を具体的にご説明いただきたいと思います。その際、同じ広報12月号の6ページにあります塩釜商工会議所会頭が提案されました港奥部ウォーターフロント計画とあわせ、特に市長の3期目となる4年間の取り組む最優先課題を具体的にお示しいただければ幸いです。

この点につきまして、私としましては、震災復興のためには、1 住まいと暮らしの再建、2 安全な地域づくりはもとより、産業、経済、復興、経済的な成長が雇用の促進の観点からも大変重要であると思います。例えば、水産加工業の再生・復興を初め、港湾機能の強化促進、市民生活を支える商工業の再生・復興、港町塩竈を体感する観光の再生に加え、浦戸地区の産業の再生など、これらの復興を最優先課題として考えております。今回示された復興計画に予算措置も加えて、塩竈市のトップとして具体的に計画を推進する塩竈市の優先課題について示していただきたいと思います。

次に、答弁していただきたい三つ目は、県の事業、市の事業の実施計画についてございま

す。

今回の地震に加え津波の被害が甚大でありました北浜地区藤倉地区の懇談会に行きまして、復旧計画についての説明会がありました。地域住民の多くから説明を聞いた中での意見として、北浜地区からは北浜防災緑地護岸工事について、県と市の事業が何十年も停滞している事実があり、災害復興というだけで区画整理事業を含めて3年5年でできるのか信じがたいといった行政に対する不満、不信感を抱く地元住民の声が多く聞こえております。また、藤倉地区の都市計画事業も何十年も置き去りにされ、地震、津波、そして水害に遭っているとの市民の声が聞かれました。

災害復旧・復興の中で、この事業が行われると決定しているならば、いつから始まり、何年後に完成するのか、具体的なロードマップをお示してください。事業案ができていても、実行する予算の具体的な確保の保障がなければ実行できないのは当然です。そこに予算の確実な裏づけを持って、まあ裏づけはあるのですが、住民に対し説明をしていかなければならないと思います。予算の裏づけがなく説明されても、今までの状態が変わらず、きょうまで来た地域住民の心がさらに傷つくのは当然です。空手形ではない真摯なご回答を求めます。

次に、第2点目の質問であります。

中小企業グループ補助金についてお伺いします。

国の第2次補正予算で宮城県分60億円のうち、28億円から29億円余りが塩竈市の水産業団体初め中心商店街に助成されました。実際の団体、グループ数、企業数、総額がわかればお知らせください。

同じように、先月7日、石巻市内水産関係者210社が被災した水産加工場や冷凍施設等の復旧に向け、石巻商工会議所を通じグループ化補助金を宮城県に申請しました。グループ化によって事業再生を促す制度で申請が認められれば事業費の4分の3が助成されます。水産業のみならず、被災地の産業再生のかぎを握る制度です。石巻では、水揚げから加工、出荷、販路に至る、すなわち第一次産業の6次化を目指し、水産関連はもとより町が一体となって210社で総額572億の申請が行われた模様でございます。水揚げ、加工、出荷、販路が一体化した供給網に対し助成金が決定したならば、石巻の復旧・復興のスケジュールが見え、地域経済の活性化にもスピードアップするはずです。塩竈市も水産業界の各トップにグループ補助金について説明したと聞いております。また、商工会議所においても、事業者に対してPRをしたと聞いております。塩竈として、市としてどれだけの企業が補助を受け、総額とし

てどれくらいのお金が助成されたのか、把握していただけますらご答弁ください。

引き続き2点目にお聞きしたいこととして、今後、各種補助金に対して市としての取り組み、また市と商工会議所との連携についてであります。もろもろの国・県の助成制度に対し、塩竈市がその情報を収集し、それらを編集して積極的に事業者に対応する行動力、視点が市の財政負担を軽くすることになり、このような仕組みをつくり上げることが市長としての真のリーダーシップと言えるのではないのでしょうか。私は、前回も同様の質問をいたしました。市・県の予算獲得も県の情報を積極的に収集する体制が整わなければ、対応のおくれで市の行政サービスのおくれがますます進みます。頑張っておられる全国の自治体においても、このような体制ができている自治体は現実に存在しております。市政の財政負担の軽減を考えれば、このような国からの積極的な情報収集を行うか行わないかでは大変な結果につながると思います。前回質問しました特定非営利活動法人についても、行財政負担軽減のために活用していただきたいと思っております。行政サービスの不足やサービスのない事業に関し、NPO法人の誘致を進めたりしている自治体もあります。また、国の申請業務等を取り扱う行政書士の力を利用している自治体もあり、前回の質問で市の職員の協力を求めた質問に対し、難しいとの回答がありました。人手不足なのであれば、行政書士や国家資格者との連携を図る等の具体策も可能です。行政書士の中には、国への申請作業も通じて国の情報収集を得意とする方々もたくさんおられると聞いております。いずれにせよ国家予算を獲得するには、みずからの情報収集力を持っていくことが重要ではないのでしょうか。市民が不利にならずに、また市の職員の負担をいたずらにふやすことなく、非常時であればこそ知恵を使った行政活動の実現を望みます。

次に、魚市場の改築についてご質問いたします。

今回、町の基幹産業である水産業の中心にある魚市場が改築される計画案が発表されました。本市の水産業活性化につながる一つの事業として記載されております。12月8日の河北新報に掲載されました「東北再生委員・専門委員10人に聞く」においても、地形学的に恵まれた視点からこの地域には漁業の再生復興が一番であるとする専門委員が多くおられました。水産業の復旧・復興は重要課題です。

ここで、ある統計をご紹介します。塩竈市の統計書平成22年度版人口統計であります。平成23年7月発行、1日に塩竈市で生まれる方が1人でございます。亡くなる方が1.8人、差し引き0.8人の減少となっております。また、1日に転入が4.7人、転出が5.6人、差し引き0.9

人の減少となっております。出生・死亡・転入・転出で塩竈市の人口は一日当たり1.7人の減少をしております。年間で620人、人口が減ることになっています。単純に考えますと、本市の実態は10年後には6,200人余りが減少し、20年先を考えると約1万3,000人余りの人口が減少することとなる計算ができます。これは、高齢化率が高い浦戸地区を初め、市そのものが消滅してしまうという危機感を持つことが大事であることを論じていると思います。あわせて今回の大地震で人口減に拍車をかけています。さらには、10月の有効求人倍率を見ても、塩竈は0.65倍、石巻が0.61倍、気仙沼が0.39倍で漁業や水産加工の再建のおくれが原因で非常に低くなっています。かつ来春の失業保険延長の期限切れとあわせて雇用問題がクローズアップされることも予測されます。この状況を考えるまでもなく、水産業の復旧・復興は技術の伝承や雇用の拡大を十分に達成できる政策が強く望まれます。

次に、魚市場の改築についてお伺いします。

実施時期とその予算規模に関する情報をご提示ください。震災前にある県の水産関係担当者から聞いた話ですが、塩竈の魚市場の必要性に対して余り重要性を感じないという指摘を受けたことがあります。議員になる前にまことしやかに聞こえるようになってきました。魚市場の改築について、長年にわたり建物の老朽化が指摘されていきました。陥没事故や建物の一部損壊事故等があり、一部の使用禁止や立ち入りが禁止されたりしております。震災前においては、明らかな設備の老朽化と危険性が高まり、衛生管理上もかなり劣悪な状態にあるにもかかわらず、県の対応は話し合いがされて一部補修工事が行われたとはいえ、全くといっていいように何もなかったのが現状です。さきに述べた県の担当者の話も私には事実であったと思えて仕方がありません。塩竈の人口は確実に衰退の状態に入っており、このことに歯どめをかけるには今回が魚市場改築の最後のチャンスなのかもしれません。基幹産業である水産業の復旧・復興が一日も早く望まれます。確実な実施時期は決まったのか。その予算規模と財源の根拠はどうか、お知らせください。

過日、12月9日に県内142港の漁港を60港に集約し、さらに石巻、気仙沼、志津川、女川、塩竈の5拠点の集積整備を重点的に行う発表がありました。そして、宮城県の復興プランとして特区構想も引き続き検討課題として上げられております。水産業の構造改革も推進されています。しかし、環境としましては、福島東京電力原子力発電所事故による放射性物質汚染問題とその風評被害についての問題が今深刻化する中、塩竈及び宮城の漁業、復旧・復興に取り組む環境はかなり厳しい状況であります。市長におかれましても、頭の痛い問題であ

ることだと思えます。県との連携・連帯を深めていただきたい。また、この問題の解決について、どうお考えなのかお聞かせください。塩竈は、かつて松島に観光客が年間300万人訪れた時期に塩竈から観光汽船に乗り年間100万人以上の利用者がいたという事実を考えると、これを復興させることも私は塩竈水産業の復興につながる一つの考えだと思っております。

また、地元には、塩竈の藻塩を中心に商品開発をするなど、青年四団体を初め、町の活性化に向けたこれからの若い人材がたくさんおります。観光、塩ミュージアム、雇用、NPO、水族館、また行政組織、これらのキーワードの活用はとても重要だと私は考えます。魚市場改革にかかわる情報をご提示ください。一つは、実施時期、二つ目には予算規模、三つ目には5年後、10年後、魚市場をどのような市場にしたいのか、水揚げ金額をどのくらい見ているのか。また、市場の近代化と高度な衛生管理、HACCP対応の水揚げ売り場を考えているのか。また、バックヤードには新しい製氷工場、冷凍施設など、規模と機能と将来像をご答弁いただくようお願い申し上げます。

最後の質問であります。

水産加工団地と仲卸市場の復旧・復興についてお伺いします。

先ほど述べました水産集積拠点港に指定された中での方向性として、魚市場、水産加工施設、加工団地、流通直販機能、仲卸市場の一体整備ができるのかお知らせください。できないのであれば、水産加工団地や仲卸市場を水産特区制度を活用しての再生復興はできないかお示しくください。

また、特区制度につきまして新しい情報がありましたら、お知らせください。

以上、大きな項目3点をご質問申し上げます。ご回答のほど、よろしくようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から、3点にわたりご質問いただきました。

通告に従いましてご答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、塩竈市の震災復興計画についてお答えいたします。

予算規模と財源についてのご質問でありました。復興事業は膨大な財政負担が発生をいたしますことから、その財源確保が大きな課題であります。今般成立をいたしました国の第3次補正予算では、被災地方公共団体がみずからの復興プランのもとに進める地域づくりを支援し、復興を加速させるために、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税といったよう

なものが創設をされております。これらにより、復興交付金事業につきましては、かさ上げをされた国庫補助を差し引いた地方負担分を復興交付金と特別交付税によって補てんがされ、復興事業の財源につきましては、これらの活用によりまして基本的には全額国費で賄えるものと判断をいたしているところであります。

復旧に関する事業費についてご質問いただきました。

これまで予算化させていただきました事業や今後必要となる事業を積み上げますと、復旧につきましては現時点で368億程度になるものと考えております。内訳であります、いわゆる災害復旧事業が約133億円。災害廃棄物処理事業が235億円程度を見込んでおりますが、なお今後とも増加をいたすものと考えております。

また、復興に関する事業費につきましては、復興交付金事業として積み上げましたものが現時点で約750億円となっております。内訳を申し上げますが、例えば住まいと暮らしの再建事業として、被災市街地の土地区画整理事業など、22の事業で364億円であります。また、安全な地域づくり関連として、例えば復興道路整備事業など36事業で97億程度を予想いたしております。また、産業経済の復興関連として水産施設復旧整備事業など、12の事業で約191億程度の事業費を見込んでおります。これに浦戸地区の復興関連として災害公営住宅整備など22の事業で約97億円、さらに加えて放射能問題に対する取り組み等もあわせて、以上合計で現時点で約750億円であります。先ほど申し上げました復旧事業と合わせますと、全体で約1,118億円程度と考えております。これらの復旧・復興事業に関する財源につきましては、繰り返し申し上げますが、復興交付金事業や特別交付税などを最大限に活用することにより、本市の負担割合をできる限り軽減する努力をし、市民生活に直結するさまざまな分野での支援策に活用するよう努力をいたしてまいります。

次に、復興計画前期5カ年の選択と集中についてというご質問でありました。最優先課題はというご質問であったかと思いますが、先ほど申し上げました東日本大震災復興交付金事業の中でも申し上げましたが、例えば事業費が大きい住まいと暮らしの再建関連、特に土地区画整理事業等であります。また、産業経済の復興関連として水産施設復旧・復興整備事業費191億円というふうなお話をさせていただきましたが、これらについても優先して取り組むべき課題ではないかというふうに考えているところであります。復興を達成するまでの期間といたしまして、おおむね10カ年間とさせていただいており、計画書に記載をしております主な事業をでき得る限り前期5カ年間で取り組むものとしたしております。本市の復興に当た

りましては、計画に掲げておりますこれらの事業すべてに全力で取り組んでいかなければならないわけでありますが、同時進行で行うことには大変厳しい状況と認識をいたしております。事業の実施に当たりましては、個々の事業の状況を勘案し、災害復旧、生活再建、あるいは雇用の創出など緊急性の高い事業を優先しながら、復興を推進してまいりたいと考えております。

県事業、市の事業の実実施計画についてご質問いただきました。特にということで北浜の防災緑地護岸整備、大変長い期間がかかっているのではないかとというご質問でありました。ご案内のとおり、この地区については実は無願埋め立て問題というものが顕在的に存在をしていたわけでありまして。公有地の無願埋め立てという問題を解決するために、県におきましてはかなりの時間がかかったことも事実であります。そういった問題を解決し、用地の取得がようやくできる環境を整え、今般、緑地護岸に必要な施設整備用地を全区画取得をされたとお伺いをいたしております。今後は、鋭意工事を進められる計画とお伺いをいたしております。現計画では平成27年度に何としましてもこういった施設整備を完了したいというふうなお話を賜っているところであります。

また、あわせて藤倉地区の問題提起もいただきました。現在、地域の皆様方には都市計画道路整備という事業手法、あるいは沿道型の区画整理事業、さらには全体を区画整理という事業手法で藤倉地区の復興をというようなご説明をさせていただいているところであります。その整備方針につきましては、あくまでも地域の皆様方の主体的な意識を大切にまいりたいと思っております。ぜひ早期にそのような方向性につきまして、一定程度皆様方にご判断をいただき、そのような事業手法によりまして期間が決定されるものと思っております。例えば、街路整備事業でありますと、塩竈市が主体的に取り組む事業でありますので、明確にいついつまでということをお示しをできますが、区画整理事業ということになりますとかなり広範囲にわたるわけでありまして、恐らくは10年というような期間がかかるものと予想いたしているところであります。ぜひこういったことについて、また地域の皆様方としっかりと議論させていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、中小企業グループ助成金についてご質問いただきました。

活用実態ということでご質問いただきましたが、中小企業グループ施設等復旧整備補助事業は、東日本大震災により甚大な被害を受けた県内地域におきまして、県の認定する中小企業等グループの復興事業計画について、国と県が支援し、産業活力の復活や被災地域の復興、

あるいはコミュニティの再生、雇用の維持を図り、県内産業の復旧・復興を促進することを目的とする制度であります。1社以上の中小企業を含む複数の中小企業者等から構成される集団が被災前に有していたグループ機能を回復させる支援内容でありまして、補助率は国が2分の1、県が4分の1、残り4分の1が自己負担というような状況であります。対象支援となるグループ機能につきましては、その機能に合わせ、サプライチェーン型、経済雇用効果大型、地域に重要な企業集積型、水産加工型、そして商業街型の五つとなっております。

これまでの申請状況であります。先ほど議員の方からもご質問いただきましたが、第一次募集が6月13日から24日に行われ、塩竈市からも複数のグループが申請をいたしました。残念ながら1次募集には採択となっていないところであります。その後、9月5日から9月22日、第2次募集が行われ、塩釜地区で1次に応募した申請団体の方々を中心に再編申請が行われ、採択されたグループの中に塩釜地区の2グループが入っているところであります。さらに、国の予備費を活用した第3次募集が10月19日から11月8日に行われましたが、この結果、現時点では本市関連の1グループが認定予定との情報がもたらされております。また、広域的なグループ参加した本市の企業数社も認定を受けられるのではないかとというような情報を寄せられておりますが、なお3次の正式な公表は12月下旬となっております。

また、2次について採択となった具体的な企業グループと金額等についてのご質問をいただきました。後ほど担当部長からご説明をいたさせます。

また、こういったことを今後積極的に進めるためには、緊密な連携が必要ではないかというお話でありました。先ほど伊勢議員のご質問にもお答えをさせていただきました。塩竈市もこれまでも積極的な情報収集を行ってまいりましたが、今後ともしっかりと対応させていただきたいと考えております。

次に、魚市場の改築についてお答えいたします。

魚市場は本市の産業の一翼を担う極めて重要な産業であります。被災した塩竈魚市場の改築であります。県が実施する塩竈漁港の漁船係留施設の災害復旧工事と連携した取り組みが必要な状況であります。宮城県水産業復興プランの中では、平成23年度から25年度を復旧期3カ年間とし、特定第3種漁港の気仙沼、石巻、塩竈の3港に女川、志津川を加えた5港を最重点漁港と位置づけ、漁港機能の集約再編をしつつ、優先的に復旧を行うことといたしております。したがって、塩竈魚市場の復旧についても、このような工程の中で一定程度の整備が図られていくものと考えております。

また、再生期4カ年間である26年度から29年度には、水産物の生産・流通の効率化と品質・衛生管理の高度化に向けた事業を進め、新たな漁港整備を本格化するというようなことを県は打ち出しております。したがって、先ほどご質問いただきましたHACCP対応等の衛生管理の高度化等につきましても、この期間前後に整備が行われるものと考えております。

なお、このことにつきましては、11月末に東日本大震災復興対策本部が取りまとめた工程表にも塩竈漁港の陸揚げ岸壁及び背後の荷さばき所要地のかさ上げから優先して着手し、平成25年度末までの復旧工事の完了を目指すと明記されているところであります。本市でも塩竈市震災復興計画の中で魚市場施設災害復旧整備事業及び市所管の漁港施設災害復旧事業につきましては、早期に復興を図るべき前期5カ年と位置づけをいたしておりますので、国・県の支援制度の活用を図りながら、早期の着手を目指してまいります。

予算規模と財源についてというご質問をいただきました。財源につきましては、東日本大震災の本格復興策を柱とした国の第3次補正予算の活用を検討いたしているところであります。復興交付金事業の基幹事業として、市町村が所有する水産業共同利用施設のうち、衛生機能の高度化等を図る施設の整備が対象となっております。この制度が適用されますと、ほぼ全額が国庫補助金と特別交付税で措置されますほか、認められた事業費の35%に相当する金額が効果促進事業費として追加をされます。したがって、関連する事業の整備もこの事業の採択によりまして可能性が広がってまいりますので、全力を挙げてこのような取り組みを行ってまいりたいと思っております。

また、震災前より検討させていただいておりました水産庁の地域水産業活性化に向けた漁港高度利用促進事業に沿った水産基盤整備事業の活用も引き続き検討させていただきたいと思っております。この制度も震災以降、手厚い財源手当がされており、国庫補助金3分の2と残りの3分の1につきましても、今年度分に限り復興交付税により措置されるものとお伺いをいたしております。いずれにしましても、本市の負担が最小限かつ有効に活用できる制度を採用させていただきたいと考えております。

なお、規模等につきましては、先ほど伊勢議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおり、今調査のための協議会の中でさまざまな角度から検討をいただいておりますので、その結果を待って積算をいたしてまいりたいと考えております。

規模と機能、将来性についてご質問をいただきました。

前段にこの塩竈魚市場の将来性について考えますときに、やはり将来的な水揚げ金額の展望

ということが極めて重要ではないかと考えております。第2番目といたしまして、振興策を積極的に進める上で、卸売機関の一元化の問題につきましても避けて通れない大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

魚市場の再整備であります。基幹産業である水産業界が抱える喫緊の課題であり、県が実施をいたします魚市場岸壁の災害復旧事業にあわせ、上屋の整備等については既に表明をさせていただいているところであります。先ほど来申し上げましたとおり、H A C C P 対応等の高度衛生管理型機能の整備に関しましては、これら申し上げました一定の条件が整う必要がございます。仮に魚市場施設が新しくなったといたしましても、これにあわせた業界の皆様方による水揚げ拡大策の実施や衛生管理に取り組む主体的なアクションがなければ、画竜点睛を欠くことになるわけでありますので、いずれ産地間競争におくれをとってしまうのではないかと大変憂慮いたしております。こうした業界の方々の熱意や具体的な取り組みが今後の魚市場整備に不可欠と考えておりますので、引き続き意見交換等を行い、足腰の強い水産業界の復興を進めてまいります。

最後に、水産加工施設や仲卸施設の復旧・復興についてというお話でありました。

そういった中で、例えば魚市場と仲卸市場の一体化等々のお話もいただいたところであります。先ほど、取り組んでおります調査事業の中でもこのような提案もさせていただいているところでありますが、敷地の問題等々いまだ解決できない分野、あるいは水産業界の皆様方と仲卸施設を運営される皆様方の意識の相違等々もあり、今、その辺の調整を本市が行わせていただいているところでありますが、いずれ水産業界はすそ野が広い産業であり、第2次産業である水産加工業と第3次産業であります仲卸市場などの小売業、さらには製氷、製缶、倉庫運営など、議員が申されておりました多くの業態の相互の連携で成立をいたしております。これらの連携なくして復興は大変困難でありますので、今後、水産業界の皆様方との情報の共有化と協力体制の構築が何よりも不可欠であるのではないかと認識をいたしております。震災後、魚市場には久しぶりに沖合底引き網船が水揚げをいたしました。例えばイカやハモなどを凍結できる施設が少ないことが改めて課題となっております。また、マグロやカツオの巻き網船の入港に際しましては、一部稼働ストップとなった製氷工場があったことから、氷不足が顕在化したわけであります。こうした現状をいち早くとらえ、既に凍結や製氷施設の建設に動き出している業界の方々もおられますが、これら一連のサプライチェーン構築が魚市場の水揚げ増加と水産加工業の原料魚確保につながっているところであります。

市といたしましても、産業集積エリアであります新浜地区を初め、加工団地などの機能が最適化されますよう、なお一層努力をいたしてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

私からは以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） それでは、私の方から、中小企業グループの2次分の採択状況についてわかる範囲でお話しさせていただきます。

宮城県全体で146グループの応募がありました。採択されたグループは16グループというふうに聞いております。支援額として58億。その内訳としまして、サプライチェーン型が9グループ、地域に重要な企業集積型が2グループ、それから水産加工型が2グループ、それから商店街型が3グループ。塩竈の2グループが該当した部分については、水産加工型とそれから商店街型となっております。水産加工グループについては48社、それから本塩釜駅前商店街は33社となっているようであります。以上であります。

○副議長（鈴木昭一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） グループ補助金に関しましては、いろんな条項がありまして、会議所、市と一緒にやれないということもありますが、これから第4次補正、いろんな部分で補助金等が出てきますので、その体制だけは行政側としても整えていただきたいと思っております。

また、1番に関しまして、ハード面ではそろいまして、入居機関が2社あり、また仲卸の方では組合が5組合があるという部分も、市長がリーダーシップをとっていただきましてこの際やっていかないと次の時代は見えないと。5年後、10年後、15年後、今きょうここにいらっしゃる方ももういない時期に来ている15年後までも見据えて、やはり今やらないとできない部分があると思います。ですから、その辺のことをご指導のほどよろしく申し上げます。これに関して市長の方でどうぞよろしく申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどのご答弁の中でも卸売機関の一元化ということが今後魚市場の改築等を考えていく際に大変重要ではないかというようなお話を私からもさせていただきましたし、11月でありましたか、卸売協議会の際にもこのようなことが議題として取り上げられて、早急にそういった方向で努力すべきではないかというような多くの委員の方々からのご提言を受け、私も改めて両機関の責任者の方にお会いをいたしました。もう本当に最後の機会ではないかということ私からも申し上げさせていただいております。それらを受け

まして、今後に話し合いをする大前提として、両機関の役員の方々と機関を決定させていただくための時間を与えてくれということでありまして、今そのような話し合いがそれぞれの機関で行われているものと私は認識をいたしておりますので、そういった二つの機関の一元化についての機関決定がなされれば私は幾らでも汗をかいていきたいと思っております。

また、仲卸についてであります、確かに組合が複数あるということについてはお伺いいたしております。ただ、仲卸の場合は区域が中で分かれているのですかね。それぞれの使用区域というのが。そういった中ですみ分けをされておるようでありまして、私からもどうでしょうかというお話は何度かさせていただいておりますが、なかなか逼迫感といいますかそういったものを持っていただけないというのが実情であります、なお今後とも努力をさせていただきたいと考えております。

○副議長（鈴木昭一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） どうもありがとうございました。仲卸につきましても、HACCP対応の、やっぱり八戸でいいますと八食センター並みの衛生管理の中で販売できればなと思ったものですから、やはり一つに統一しないとなかなか前に進まないのかなと思ったもので質問させていただきました。

次に、市の県のとある事業の中で、私も素人なものですから、マリゲート塩釜の改築は市の事業ということで6月に補正で何か予算が確定されていると聞きました。ただ、依然としてマリゲートにつきましては手がつけれない状態になっております。まして仮設店舗があり、あそこのにぎわいがこれから年末年始に向けても大変重要な課題になっております。3月、行楽シーズンに向けてあの施設をこれからどういう形でいつごろまで改築して運用させていくのか、その辺につきましてご説明ください。よろしく申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤商工港湾課長。

○産業環境部商工港湾課長（佐藤修一君） マリゲート塩釜の施設改修についてでございますが、11月末に実施設計委託が終了いたしまして、今工事の発注に向けて手続を行ってございます。来月には着工いたしまして、年度内の復旧を目指して工事を施工することとなっておりますので、よろしくお願いたします。（「ありがとうございました」の声あり）

○副議長（鈴木昭一君） 以上で西村勝男君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、2番小野幸男君。なお、小野幸男君は一括質問一括答弁方式にて一般質問を行います。

○2番（小野幸男君）（登壇） 平成23年度12月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長を初め、当局の誠意あるご答弁をよろしく願っています。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、防災対策について3点お伺いをいたします。

1点目に公立学校施設の防災機能についてお伺いいたします。

このたびの震災において、学校施設が子供たちや地域住民の避難場所としての役割を果たす中で、震災直後から学校再開までの間に安全確保、緊急避難、避難生活に関してさまざまな課題が見受けられました。大規模な災害発生時に地域の避難所として役割を担う学校施設については、建物の耐震性の確保だけではなく、食料や生活必需品などの必要物資の備蓄、トイレなど衛生面での問題も含め、十分な防災機能を備えることが求められております。

今回の大震災におきましても、多くの被災者の避難所となり、必要な情報を収集・発進する拠点となるなど、重要な役割が改めて認識されました。しかし、一方では、多くの学校施設において、教育施設であるがゆえに自家発電設備や緊急通信手段などの防災機能が十分整備されていなかったため、被災者の方が不便な避難生活を余儀なくされたことも事実であります。

そこでお聞きいたしますが、いざというときに住民の避難所として十分に機能できるよう、本市の学校施設防災機能向上の整備について、どのような取り組みを計画されているのかお伺いいたします。

2点目に、学校施設の安全性の確保についてお尋ねいたします。

東日本大震災を受け、文部科学省がまとめました学校を地域の防災拠点として整備するための提言の中で、安全性の確保として非構造部分、天井などの耐震化が挙げられております。東日本大震災では、学校施設の天井や照明器具などが落下する被害が相次ぎ、建物自体の損傷が軽微であっても避難所として使用できなくなる事態が発生したところもあり、学校の安全性の確保には天井などの耐震対策も重要であります。文部科学省の調査では、非構造部分の耐震化は、柱や床などの構造部分に比べ、天井や照明器具、また内外装や窓ガラスなどの非構造部分の耐震化率は45.4%と半数にも満たない実態が判明し、速やかな耐震化の実施を求めています。

そこでお聞きいたしますが、本市の学校施設の非構造部材の耐震化の現状と今後の推進の取

り組みについてお伺いいたします。

3点目に、避難所等の諸課題について二つお尋ねをいたします。

一つ目に、避難所について、大災害が起きたときに女性や社会的弱者と言われる人の人権に対する配慮が忘れがちであります。子供が周囲に迷惑をかけることを気遣って避難所を利用しない母親、知的障害を持つ児童も周囲に迷惑をかけることや本人が不安定になるため避難所生活は困難であるなどの事例がありました。また、避難所では、着替えや授乳、トイレなど、女性の方への配慮についての問題点も挙げられました。こういったニーズを吸い上げ、安心感を与える手だてが求められているのではないのでしょうか。

そこでお聞きいたしますが、女性や社会的弱者と言われる方への対応策について本市ではどのように考えておられるのかお伺いいたします。

二つ目に、避難所の運営訓練についてお聞きをいたします。

東日本大震災以降、避難所運営の体験型訓練「HUG」が注目を集めております。避難所運営ゲーム「HUG」とは、参加者が避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事業が書かれたカードを避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームで避難所を運営する際の優先順位や避難者配置のポイントなどを学ぶことが目的となっております。避難所運営ゲーム「HUG」を体験された方は、「だれでも避難所を運営する可能性があり、そのためにも多くの人が避難所運営ゲームHUGを体験すべき」と語っております。

そこでお聞きいたしますが、本市におきましても、地域などでの避難所運営訓練に避難所運営ゲーム「HUG」を取り入れてはどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、災害に強いまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目に、防災教育についてお聞きいたします。

東日本大震災で岩手県釜石市では独自の防災教育が功を奏し、市内の小中学校のほぼ全員が無事に避難することができたことが大きく注目されております。釜石市では、津波防災教育の3原則として、「一つ、想定を信じるな。一つ、ベストを尽くせ。一つ、率先避難者たれ」と教えております。過去に何度も壊滅的な被害に遭っている三陸地方には、「津波てんでんこ」という言葉があり、てんでんことはてんでばらばらの意味で、津波の際はてんでばらばらに逃げよという避難の姿勢が示されております。児童生徒の自主的な行動に象徴される防災教育の重要性を再認識いたしました。

そこでお伺いたします。本市の学校における防災教育の取り組み状況及び課題についてお伺いたします。

2点目に、災害時における要援護者の支援についてお聞きいたします。

災害時要援護者の支援策について、いざというときのための準備が大切であると思います。障害者の方やひとり暮らしの高齢者の方などの要援護者の方が地域の中で支援を受け、安心・安全に暮らすことができるようにするための支援体制の整備が必要と考えております。

そこでお伺いたしますが、本市の要援護者の情報の収集などの取り組み及び課題についてお聞きいたします。

3点目に地域防災計画の見直しについてお尋ねいたします。

東日本大震災を受け、全国各地で防災計画を見直す動きが活発化しております。公明党では、女性の視点を防災計画に反映させようと女性防災会議を立ち上げました。我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されております。しかし、今回の東日本大震災でも、例えば「着替える場所がない」、「授乳スペースがない」などの声を耳にしております。また、女性衛生品や化粧品、乳児のおむつなどの支援物資の不足も目立ち、災害時の女性の視線の大切さが改めて浮き彫りになりました。女性は、地域に人脈を築き、地域のことをよく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通じて子供や高齢者、生活者の視点を持っております。こうした女性の人たちが災害時の担い手としてその力が発揮できるような取り組みが必要と考えております。

そこでお伺いたしますが、防災会議への女性委員の積極登用や防災部局と男女共同参画局との連携強化、または女性の意見を地域防災計画に反映させる取り組みなど、本市の防災対策や復興対策分野への女性の配置の現状及び今後の方針についてのお考えをお聞きいたします。

次に、仮設住宅について2点お尋ねいたします。

東日本大震災の被災地で仮設住宅で暮らす世帯のうち、約4割が生活に不便を感じているという結果が出ております。買い物や通院の利便性の問題や住宅の設備の改善という点では、収納スペースの少なさ、玄関の風雨対策、浴室の追いだき機能などの声があります。高齢者がいる世帯は約6割に上り、仮設住宅の通路が砂利道のため歩きにくい、玄関の段差を解消してほしいなどの声が寄せられております。本格的な冬場を迎えるに当たり、寒さ対策のお

くれも心配されており、孤立化防止やコミュニティ形成など課題が多くあります。

そこでお聞きいたしますが、1点目に孤立化防止の支援策について、孤立化防止の具体的な取り組みについてお伺いいたします。あわせて、集会所や談話室はどのように活用されているのかお聞かせください。

2点目に高齢者や障害者の方への配慮について、玄関の段差の解消、浴室の改善など、どのように推進されるのかお聞かせください。あわせて寒さ対策はどのようになっておられるのかをお聞きいたしまして1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から、3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、防災対策についてお答えをいたします。

まず、学校施設の避難所等の防災機能についてのご質問でありました。指定避難所14カ所のうち11カ所が学校施設であり、本市の地域防災拠点として極めて重要な役割を担っていただいております。今回の震災では、地域防災計画で想定した避難者数3,200人を大幅に上回る約8,700名の避難者が発生いたしました。このため、今回の震災を踏まえた避難所や食料品の備蓄計画など、地域防災計画の見直しが喫緊の課題となっております。

現在、指定避難所以外の体育館や温水プール、集会所、その他の一時避難所などの災害時の避難者受け入れ体制について改めて見直しに着手をさせていただいております。さらに、備蓄品を含めた防災機能の整備充実につきましては、本議会で補正予算を上程させていただいておりますが、震災での課題を踏まえ、非常食料については暫定目標値として6,000人分を二日間6食分、計3万6,000食を備蓄することといたしております。これにより、最大8,700人の避難者が発生しても、県等の支援が届くまで緊急的な対応が可能になると考えております。加えまして、毛布、石油ストーブなどの拡充整備を行いますとともに、要望の多かったおむつなどの生活用品についても備蓄をいたしてまいります。

また、各避難所にトランシーバー型の無線機を配置し、非常時の連絡手段を確保しておりますが、さらに同報系防災行政無線の個別受信装置を各指定避難所へ新たに配置し、選択した指定避難所に災害対策本部からの情報伝達が可能なシステムの導入を図るなど、防災機能の強化を図ってまいります。

なお、現在、指定避難所に非常用の給水施設や備蓄倉庫の拡充など、国の第3次補正予算を

活用した整備の検討を始めております。

今後も地域防災力のさらなる強化を図り、市民の皆様方の安全・安心を確保いたしてまいります。

学校施設の安全性の確保についてご質問いただきました。

市内の各小中学校は、平成22年度までにはすべて耐震補強工事が完了しており、校舎等の建物の構造に多大な影響を及ぼす被害は今回ございませんでした。しかし、体育館において非構造部材と言われる例えば外壁、天井、照明器具等に亀裂や破損、落下等の被害がございました。特に被害の大きかった外壁につきましては、復旧工事の際、耐震性のある工法を採用し、より軽量の部材に交換するなど、今後の安全性を高めてまいります。

また、照明器具等については、震災後、直ちにすべての小中学校を対象に1棟ごとにボルトのゆがみや緩みなどを点検し、安全の確保に努めたところであります。

学校施設は、学校生活はもちろんであります。災害発生時の避難所になるなど市民の皆様にもご利用いただく施設でありますことから、施設の安全性を確保することは極めて重要な課題であります。今回の震災による天井落下などの事例も踏まえ、文部科学省は施設整備基本方針を改正いたしました。この基本方針には、公立学校の耐震化に当たり、建物自体のみならず、天井材や外装材などの非構造部材の耐震化を推進することが追加をされております。今後も市民の皆様方の生命を守るため、学校施設の点検を行いながら、年次計画によりましてその整備を進めてまいります。

また、女性の視点でのというご質問をいただきましたが、後の方で災害時における要援護者、女性等というようなご質問等も賜っておりますので、そちらの方であわせてご答弁をさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

次に、避難所等での諸課題についての中で、体験型訓練ゲームについてご質問いただきました。私もこういった認識がなく、今回ご質問をいただくに当たりまして勉強させていただきましたが、東日本大震災では各避難所にご高齢者や女性、幼児等、多くの災害弱者の方々がご避難をいただき、それぞれ異なる対応が求められました。市職員を初め、避難所運営に当たっていただきましたボランティアの方々には、初めての経験にとまどいながらの運営となったものと思慮いたしております。こうしたことから、今後の災害に対応し、よりよい避難所運営を行うために、市職員はもとより地元地区住民も含めた避難所運営の研修が改めて必要であると認識をいたしております。研修の方法はいろいろあるものと思われませんが、議員

の方からご提案のありました避難所運営ゲーム「HUG」、ハグという呼び方をされているようではありますが、静岡県が開発した避難所運営の模擬体験ゲームとお伺いをいたしております。避難所運営の模擬体験をゲーム形式で行うことは、参加しやすく、また避難所で起こるさまざまな出来事にもどう対処したらよいかをゲームを通じて理解していただくことができ、災害弱者に対する配慮も学ぶことができますので、有効な手段の一つと認識をいたしております。今後とも、さまざまな角度から避難所運営の改善について取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

次に、防災教育の取り組みについてご質問いただきました。

今回の大震災を経験し、防災を考える上で改めてではありますが、安全性に絶対はないということを経験として我々は学びました。これまで建物を耐震化すれば安心、防潮堤を整備すれば津波は防げると考えておりましたが、今回の経験を今後の反省材料とする必要がございます。将来、今回以上の大規模な災害に見舞われることも想定をされるわけでありましたので、安全・安心な場所にいち早く自分の身を置くことが極めて重要であることが改めて認識されたところであります。防災教育のねらいは、児童生徒が災害時の危険を認知し、日常的な備えを行うとともに、災害が発生した場合には災害に応じて的確な判断のもと、みずからの安全を確保するための行動ができるようにすることにあるものと考えております。

市内の小中学校では、発達段階に応じた体系的な防災教育を行っておりますが、災害発生時に児童生徒がみずからの安全を守る自助の精神、そしてあわせて他人を思いやる心や社会に奉仕する共助の精神を培うことがまさに生きる力を身に着けることにつながるものと考えているところでありますが、なお具体的にご質問をいただきました。教育長からご答弁をさせていただきます。

次に、災害に強いまちづくりについて何点かご質問いただきました。

初めに、災害時における要援護者の支援についてのご質問ではありますが、災害弱者と言われておりますご障害者やご高齢者の皆様は、災害が発生した場合、必要な情報が得られず避難がとおくることがあることなど、さまざまな課題が残されております。このような要援護者支援のため、本市におきましては、民生児童委員の皆様や各町内会長の皆様のご協力により、約1,200名の方が事前に登録をいただいております。

これら登録をいただきました要援護者名簿を民生児童委員の方々を初め関係団体に配布をし、緊急時、災害時の要援護者の方の支援にご協力を賜っております。震災直後から登録いた

いた名簿により、塩竈市社会福祉協議会と連携を図るとともに、民生児童委員の皆様や町内会の皆様などのご協力により安否の確認に努め、発災直後の混乱のさなかではありましたが、全員の無事が確認できたところであります。

さらに、4月には、生活状況の確認や支援物資の配布作業にもこれらの方々にご協力を賜ったところであります。

要援護者の支援体制につきましては、常日ごろから要援護者の皆様への声かけや災害が起きたときの安否確認、避難の手助けをしていただける地域の皆様方のご協力が不可欠でございます。今後とも民生児童委員の皆様方や自主防災組織、町内会など、関係機関との連携を密にしながら、迅速な情報の伝達や避難誘導を行えますよう取り組んでまいります。

次に、女性の視点での地域防災計画の見直しについてお答えをいたします。

今回の震災におきましては、避難所運営において着替えや洗濯物の物干し場、あるいは授乳の場所など、一定程度配慮したところでありますが、さらなる女性の視点での運営改善が望まれるところが多々あったことが反省材料でございました。また、震災発生時には、ミルクや紙おむつ、あるいは離乳食などが非常に不足し、子育て中の方々には大変苦慮なされておられました。こうした状況から、本市におきましては、福祉担当部署において紙おむつやミルクなどを一定程度配布をさせていただいたところでありますが、まだまだ不足した状況でありました。今回の教訓を踏まえ、既に防災備蓄品の品目に女性用品や紙おむつなどを追加して備蓄をいたしているところでありますが、より一層、女性の視点からのご意見をいただく機会を設け、防災備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えております。

本市では、婦人防火クラブや女性消防団、自主防災組織での女性役員の方々など、町内会や防災行政の分野で多くの女性のご活躍をいただいておりますので、今後の地域防災計画の見直しの中でも積極的に検討委員会などに女性委員を登用し、女性の視点を取り入れてまいりたいと考えております。

仮設住宅についてご質問いただきました。入居者の支援策についてであります。入居開始当初から佐賀県を初め、県外から派遣をされた保健師の協力をいただき、各戸を訪問しての健康相談を実施をさせていただいたところであります。県外からの派遣が終了した6月以降には、仮設住宅の集会所に保健師と看護師、そして仮設住宅の管理スタッフを配置し、継続して相談対応や日常の声かけなどに努めてまいりました。

また、仮設住宅に設置している集会所や談話室を利用して市内の民間のボランティア団体や

医療機関など、数多くの皆様方にさまざまなご支援をいただいております。例えば、伊保石仮設住宅の集会所におきましては、毎週定期的にお茶会、あるいは傾聴ボランティア活動が行われておりますし、12月から民間の医療機関のご協力による心の相談会も毎週行われております。このほかにも炊き出し支援、歌謡ショーの開催、花火大会の見学ツアーの開催など、入居者の方々の健康づくり、コミュニティづくりなど、孤立化防止に向けたさまざまな支援をさせていただいております。

また、市といたしましては、浦戸地区仮設住宅の談話室等を市の保健師が訪問し、浦戸いきいきふれあいサロンを開催しておりますほか、市立病院による健康相談の開催など、さまざまな事業に取り組みをさせていただいております。

11月には伊保石の仮設住宅にふれあいサポートセンターを開所し、仮設住宅生活に対するサポート体制を充実させたところでもあり、なお今後とも孤立化防止の支援策にさまざまな観点から取り組んでまいります。

仮設住宅のご高齢者の方々への配慮についてであります。

本市におきましては、伊保石地区の仮設住宅を初め、塩釜ガス体育館、浦戸地区を含め206戸の住宅を設置しておりますが、車いす利用の方々や歩行が困難な方々に対するバリアフリー住宅を各団地に設置し、入居の時点で優先的に入居していただいております。

また、玄関口での段差の解消につきましては、現在、工事を施工しております玄関先への風除室の設置にあわせまして改修が予定をされているところであります。

さらに、住宅間に一部未舗装の部分があり、歩行困難等のご意見もいただいておりますが、今回の寒さ対策にあわせまして簡易舗装を行うことといたしておりますほか、浴室の手すり設置につきましても、入居者の方々の希望をお伺いし、現在設置に向け取り組んでいるところであります。

なお、寒さ対策の状況につきましては、担当部長からご答弁をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から、学校における防災教育についてお答えいたします。

現在、各学校では、児童生徒の発達段階に合わせて、すべての教育活動で取り組んでおるところでございます。

小学校低学年の生活科や安全な登下校ということをやっておりますし、社会科や保健の授業などを活用して安心して暮らせる町、自然災害への備え等の多くの単元で災害等について学んでいるところでございます。

また、定期的に地震・火災等を想定しての避難訓練を実施しております。これらの訓練では消防署員の方々の指導のもと、消火器を使つての消火訓練、煙道体験、緊急通報の訓練等も行つておるところでございます。

さらには、地震や台風などの非常時に必要な集団下校訓練や保護者への引き渡し訓練などを徹底させ、確実な受け渡しができるようにしております。

こういった取り組みや宮城県教育委員会が策定しました宮城防災教育基本指針に盛り込まれている「児童生徒が成長し、成人後も災害と向き合い生きていく力を身につける」という視点に沿う取り組みでございます。

本市の小中学校では今回の震災を受け、学校ごとに防災マニュアルの見直しを行いました。中でも津波対策として、例えば浦戸第二小学校、中学校では市営汽船による通学途中の地震・津波を想定し、野々島栈橋での下船後、素早く高台に避難する訓練も行われたところでございます。

さらに、各小学校では保護者への引き渡しのルールをよりきめ細やかにいたした訓練も行いました。

また、携帯電話を使用する際のメールの配信の徹底を図る等、各学校ともさまざまな場面を想定しての対応策を講じております。

今後とも、防災教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災教育を行う上での課題についてでございますけれども、防災教育主任の養成や学校と家庭との連携強化という二つの視点を考えております。

まず、大規模な災害が発生した場合に学校施設は地域の重要な活動拠点に想定されていることから、児童生徒の安全確保に加え、初動時の避難所運営、避難者の支援など、多様な業務への対応が求められておるところです。そこで、震災の経験を生かし、防災教育を担う推進的な役割を果たす防災教育主任の養成をしてまいりたいと考えております。

これについては、県でもマスコミ等で600人の防災教育主任を養成するとありますし、先週塩竈市からも宮城県の開催しておるその講習会に各学校から1名ずつ参加して講習を受けております。今後、これら各学校で県の方で行います講習にはしっかりと研修させる予定

でありますし、また塩竈市独自としましても、2月に大学の防災教育の専門の先生をお呼びして市内の小中学校の教員を対象にして研修を進める計画であります。そういうことを図りながら、今後とも防災活動の充実を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、先ほど議員からお話のありました釜石市の例を参考にしながらも、子供たちには自分の命は自分で守るという自助の考えを指導徹底するとともに、避難や連絡方法を各家庭でも話題にしてもらうように学校だより等で呼びかけながらお願いしているところでございます。今後とも、学校と家庭、地域との積極的な連携・協働により、家庭、地域の防災教育を向上させ、今後の大規模な震災に備えてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 仮設住宅の寒さ対策の関係でお答えをさせていただきます。

宮城県、仮設住宅の寒さ対策がちょっとおこなわれているというような新聞報道等ございましたが、11月以降取り組んでいるところでございます。

プレハブの仮設住宅ということの寒さ対策を中心にお話をさせていただきますが、一つはいわゆる暖房器具を設置するというものが大きく一つあります。あとは、建物本体にちょっといろいろ手を加えるという2カ所、大きなものがあるところでございます。

まず暖房器具の設置でございますが、あらかじめ入居者の方からご希望をとっておりましたホットカーペット、あるいはこたつの暖房器具というのは、昨日の時点で全部の仮設入居者のお宅に宅急便で配送されたということでございます。

それから、建物等への本体の工事でございます。これ実は、伊保石、体育館、浦戸とちょっと施工業者が違いますので、若干差がございます。ちょっと順序を追って申し上げますと、いわゆる体育館につきましては、既に二重ガラス、あるいは暖房便座などがついておりましたことから、玄関口の二重化にする風除室工事、これが先週から始まりましてほぼ終了している状態でございます。それから、伊保石につきましては、窓ガラスのサッシ二重化、暖房便座の設置が終了しております、風除室工事、これが今週から始まるという予定でございます。それから、浦戸の各地区の仮設住宅でございますが、ここにつきましては外壁の二重化の工事、サッシの二重化の工事、暖房便座、それから風除室の工事というものが、今週桂島から順次入っております、基本的には年内終了ということを目指して進めているという状況でございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） 丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、学校施設の防災機能の向上についてということで、現在、既に幾つかの自治体におきましては、大規模な地震等の災害に備えまして学校施設の防災機能向上のためのさまざまな取り組みが進められておると聞いております。

今回、停電ということで、ライフラインが途絶えた中で停電によって本当に真っ暗闇であったと。このような状態、災害が起きたことだけでも不安感とかあるんですけども、こういった暗闇の中ということ本当に避難者の不安感、また恐怖感というものを本当にさらにおおってしまうということ、そういった現状が今回多々あったと思われまひます。現在、全国の学校施設で太陽光発電の設置が進められつつござひますし、またこの太陽光発電、単に環境施策というだけではなくて、本当に避難所の非常用電源としても大いに役立つものだと私自身考えております。

また、プールの水を飲料水として利用するための浄化装置なども進められているところもありますし、また通常の電話回線以外の救急用回線など、こういった設備の導入などもあると思ひます。学校施設の防災機能の整備財源につきまひましては、文部科学省の補助金のほかに、本当に内閣府とか、国土交通省とか、消防庁とか、そういった制度も活用できるところがあるわけですが、余り認知されずにほとんど利用されていないという実態があるそうござひます。国との財政制度について、その中身を見まひすと、施設に必要な諸機能の確保について、トイレ、シャワーということで、トイレ、シャワーの設置などもありますし、またはマンホール、トイレシステムの整備などもござひます。または、グラウンド等への夜間照明の設置なども、こういったものも入っております。また、電気、水、ガス、その辺いまひまひすと、自家発電装置等の設置などもありますし、発電設備の設置、耐震化の貯水槽の部分もあります。あとは、浄水型プールというものもありますし、あとプールや井戸への浄水器の設置などもござひます。今も話まひまひたけれども、太陽熱利用設備等の整備などもござひます。また、室内環境といたしまひまして空調の設置などもありますし、あとは要援護者対策といたしまひましては、バリアフリー施設の整備、または要支援者対策といたしまひすと、中には和室等のそういった部屋も必要になる場合もありますので、そういった和室等の整備などのそういった財政支援制度もあります。こういった支援制度ですけれども、本市におかれまひても、本当に文部科学省の補助金なども含めまひして、それ以外の財政支援制度を本当に積極的に活用し

て、いざというときに住民の避難所として十分機能できるよう、学校施設の防災機能を向上させる取り組みを本当にしていただきたいと思っております。

そこで、こういった国等の財政支援制度、どれくらい活用されているのか、活用できるのか、そういった点をお聞きをしておきたいと思っております。

次に、学校施設の安全性の確保、非構造部材の耐震化ということで、文部科学省は今回初めて本当に天井、または照明器具、窓ガラスなどの耐震対策につきましても、実態の調査をされております。非構造部材の違いなのですけれども、構造体の損傷が軽微な場合でも生じておまして、天井材の被害と申しますと1,636校にも上っていますし、照明器具の被害も410校、また外壁の被害も968校となっております。これ被災3県は除かれておりますけれども、この非構造部材の耐震化もできるだけ早く整備されることをお願いをしたいと思っております。本市の学校施設、まあ公共施設等にもありますけれども、そういった非構造部材の被害が今回、各学校または公共施設、少ない多いはあると思っておりますけれども、大体すべてにおいてあったと思っておりますけれども、今回は通告で学校施設ということにしておりますので、その学校施設、そういった被害があったわけですが、復旧状況など、またいつごろまでに本当に完全かどうか復旧できるのか、その点お聞かせ願いたいと思っております。

あと、避難所の諸課題について、女性や社会的弱者の方への対応ということで、先ほど防災の方と一緒に答弁はいただきましたけれども、私の進行の都合上、ちょっと話させていただきますけれども、避難所では着替えや授乳など配慮した女性専用の部屋を準備するとか、トイレは本当に男女別にするとか、今回震災で仮設トイレを設置された部分もあると思うんですけれども、仮設トイレの場合ですと高齢者の方に負担がかかるということで聞いておまして、和式が多いわけで、また段差があって狭いというようなそういう声もありますし、また私が思うには、避難所におきましては運営スタッフの中に必ず女性を入れるとか、あと女性の警察官、保健師ですかね。そういった方の巡回を行いながら、なかなか女性の方が男性に相談しにくいニーズというものが多くありまして、こういったものも吸い上げるのも必要と思っております。こういったことが今後考慮されることを本当に願っているわけですが、この避難所の整備や運営に女性、または女性職員を配置することを事前に決めておくというそういう体制づくりも必要ではないかと思っておりますが、この点、どうお考えでしょうか、お聞きをしておきたいと思っております。

あと、避難所運営ゲームの「HUG」、体験された方にお話を聞きますと、避難所運営は大

変であると。あと、本部指示する人が重要であるんだと。または、多くの方に運営にかかわっていただく必要があること、また避難所運営のために今何をしなければならないのかと、そういったことに気づくことができたというそういうお話がありましたので、こういった日ごろの訓練が本当に災害があったときに生かされるという部分では、こういった図面上の模擬的な体験というのは非常に大事な部分であると思いますので、ぜひ実施をされてみていただきたいと思っておりますので、この点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、防災教育の取り組みについてですけれども、防災教育について学校、地理的な状況に応じた防災訓練実施のほかですけれども、今回の大震災を教訓といたしまして、津波対策として本当に児童生徒が下校時に起こった場合、どこに避難するのかなど、本当にさらなる充実に努めていただきながらお願ひしたいと思ひます。

また、新聞とかで何か来年度から防災教育担当教員1名配置ということが新聞に載ってありましたけれども、こういった部分は研修なのか、それとも特殊というか専門的な部分があるのか、その点ちょっとお話を聞かせていただきたいと思ひます。

あと、災害時における要援護者の情報の収集などの取り組みということで、災害時要援護者登録について本当に各地域で町内会、民生委員の方々にもご協力をいただいているようでもありますけれども、登録がなかなか進まないというそういう声もあります。それで、そういった災害時要援護者登録増に向けて、そういった広報・啓発の推進のお考え、そういったことも聞いてみたいと思ひますし、また登録について手を挙げた方だけの登録ではなくて、本当にすべて把握されることが必要ではないかと思うのです。この点、いかがお考えでしょうか。今回の震災でかなりそういうことを思われた方もたくさんおられるのではないかと思うのですが、この点、いかがお考えでしょうか。

あと、災害が起こったときには、やっぱり民生委員の方とか、地域、自治会での支援体制というのが不可欠になってくるのだらうと思ひますけれども、この辺の強化的な部分では何かございましたらお願ひしたいと思ひます。

あと、地域防災計画の見直しについて、女性の視点ということでお話をさせていただきました。国の防災基本計画にも男女双方の視点に配慮した防災を進めるために防災に関する政策、方針、決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があるとこう書かれております。女性でなければ気づかないことが多くあります。女性の視点、また生活者の視点は本当に大切なことでもありますので、こ

ういった女性の視点から防災対策の充実・強化を本当に確実に進めていただくようお願いを  
したいと思っております。

1点、防災会議にはいろんな方がいていいと思うのですが、看護師さんだったり、保健師さん  
だったり、民生児童委員だったり、ケアマネージャーだったり、そういうことを思っている  
のですが、防災委員のメンバーはどういった方がいるのか、その点、1点だけお聞きを  
したいと思います。

仮設住宅について、孤立化防止については6月の一般質問でも私は質問させていただきました  
けれども、答弁で仮設住宅としての自治会的な組織づくりということもお話あったと思  
いますが、この点、どうなっているのか1点お聞きいたします。

あと、日常的な相談、悩みに気軽に応じて声がけいただけるような環境づくりというそう  
いうような答弁もありまして、今回サポートセンターが設置されて1カ月ぐらいになると思  
うのですけれども、先ほど言った訪問していろいろ巡回なり相談、いろいろそういうこと  
をやっているのはわかるんですけれども、一方では12月に私行ったところ、寒さで震えて  
いて毛布だけかぶっている人とか、あとは暖房器具の希望ですか、そういうのをとったと  
聞いていたので確認したら、「聞いていない」と言う人もいたんです。それは状況はわかり  
ませんが、そういう方もいました。あとは、何か困ったときにどこに相談すればいいの  
かとかもわからなかったし、そういうこともありまして、その連絡体制は電話のない方  
はどうやっていくのかなと思ったりもしております。

この孤独というのは、やっぱり相談体制で聞く、聞いてやる、訪問して話をするまたは聞く  
というのが一番大事ではあると思いますので、この点充実をさせていただきたいと思  
いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、集会所とか、気軽にみずから来て楽しめるような、そういう推進の点はどう思  
っているのかとか、そういう点もお聞かせ願えればと思っております。

また、みなし仮設住宅に住んでいる方の対応はどうなっているのかなと、大丈夫なの  
かなと心配しているわけですが、みなし仮設、仮設住宅より何かみなし仮設の方が多い  
というような話も聞かれるわけですが、その点、どのくらいの世帯数があるのかわか  
れば教えてほしいなと思ひます。

寒さ対策については、体育館の仮設住宅とか、風除室とか、すべて舗装の面でも私  
確認をしましたが、すべて行われておりまして、本当に次に伊保石の方ということで  
安心をい

たしました。ただ、風除室ができる、風除室そしてその奥に玄関ということで、訪問したときに外からは聞こえないんじゃないか、裏に回るのかな、それともチャイムでもつけるのかなということで、そういったことを心配してまいりました。この点をお伺いをいたしまして、2回目、質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 先ほど、国の補助事業を活用しての防災備蓄等の整備をというふうなことでお話があったかと思います。

当市といたしましても、9月にお認めをいただきました防災行政無線につきましては、いち早く消防庁の補助事業を活用して予算化を図ったところでございまして、今後ご提言のありましたとおり、国の補助メニューの今洗い出しを行ってございます。そして、国のこの3次補正予算を活用して防災備蓄品の整備とか、あと防災機能の強化を十二分に図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、避難所に女性職員の配置をというふうなお話がございました。今、指定避難所には、市の職員を五、六人配置するような計画をしておりますが、そのうちの二、三人については女性職員を配置しているという状況にございますので、ひとつご理解をいただければと思います。

それから、防災会議のメンバーということでのご質問でございました。基本的には、本市の防災会議条例というふうなものを定めてございまして、その中で委員の構成をあらかじめ定めてございます。特に、宮城県警察の警察官、それから教育長、それから消防事務組合の消防長、消防団長というふうな方が主なメンバーになりまして、その他関係機関の行政関係機関から委員の方を選定してございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から2点、一つはまず学校施設の復旧状況でございますけれども、これにつきましては文部科学省の査定もほぼ終わりました、現在、杉の入小学校、玉川中学校、第一小学校等を含め順次着工して復旧に当たっているところで、年度内にはすべて終わる予定ではおるところでございます。

それから、登下校時を含め、子供たちに津波対策等も含め、これについては先ほどもお話ししましたように、子供たちに自分の命は自分で守るという自助という精神を持ちまして、それで子供たちが自分の通学路においてどこが安全かというそういう意識を持たせたいと思っ

ている。そういうことも含めて各家庭で例えば子供が家に一人いるときも、津波が来る、今回浸水を受けたような地域の子供にとっては、どこどこに避難しなさいよという家庭内でのそういう話し合いもしてくださいということを各家庭にお願いしているところでございます。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 健康福祉部から2点お答えさせていただきます。

一つは、要援護者の件でございます。先ほど、答弁の中で1,200世帯の登録ということで述べさせていただきました。要援護者の台帳、平成20年、台帳の登録システムということで発足いたしました。いわゆる65歳以上のひとり暮らしの方、あるいは在宅、寝たきり、認知症の方、障害者手帳をお持ちの方等、いろいろご希望の方を登録していただくということでございます。やはり我々も登録者をふやすということを一つの課題だというふうには考えております。今後とも町内会、あるいは民生委員の方と連携しながら、ここら辺の拡大ということに努めてまいりたいと考えてございます。

あともう一つ、仮設住宅の関係でございます。答弁の中でも述べさせていただきましたが、11月に入ってふれあいサポートセンターを開所したということもございまして、いわゆる自治会づくりへの仕掛け、こういうこともサポートセンターの大きな業務として考えてございます。先週あたりも仮設入居の方が独自にバーベキューなんかのパーティーを開いていたという動きもありますので、こういう動きをとらえながらそういう組織づくりに向けたちょっと仕掛けをさせていただきたいなというふうに考えてございます。

それから、サポートセンター自体いろいろ人員も増強したということもございまして、そういう意味で声がけ等の業務、なお力を入れてまいりたいと考えてございます。

あと、もう一つ、サポートセンターといたしましては、高齢者ひとり暮らしの世帯の方につきましては緊急通報システム等の導入ということも考えてございまして、そこら辺もご希望の方に入れていくというようなことを考えてございます。

それとあと、集会所、いろいろご活用いただいているところでございますが、今後とも気軽に行けるような集会所として活用していきたいということで、基本的にサポートセンターオープン以降、土日もこれは使えるということで活用いただいておりますので、なおそういうところも十分に配慮してまいりたいと思っております。

それからあと、いわゆるアパート等をお借りいただいているみなし仮設住宅でございます。

現在、塩竈市内といたしましては、270世帯ぐらいあるのではないかというふうに考えております。これもサポートセンターができましたことによって、実は個別のアンケート調査を12月中にやっていきたいと思っております。この中でいろいろご要望、ご希望等お聞きしていきたいということと同時に、みなし仮設に対する暖房器具につきましては、基本的には災害救助法の対象とはしないということにはなっておりますが、これは基本的にはアパート等はプレハブ仮設なんかには比べるとある程度そういう断熱性能がいいという前提の話なのですが、実はみなし仮設の方についても民間のNPOの方からこたつのご提供ということでお話がございましたので、これもすべて希望をとらせていただいております。今、発注といたしますかお届けできるような形で動いているところでございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 大変申しわけございません。先ほど、答弁漏れ1件。

県で行っている防災教育支援ですけれども、あれは新たに1名を加配するのではなく、今いる教員の組織の中で防災教育の専門的知識を持った教員を養成するという研修を中心としたものでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 以上で小野幸男君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明15日定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木昭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後5時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月14日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会副議長 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 曾 我 ミ ヨ

平成23年12月15日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

### 議事日程 第3号

平成23年12月15日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

### 出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君
建設部長	金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君
市民総務部 市政課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
市民総務部 税務課長	赤間均君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君	建設部 都市計画課長	佐藤達也君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	白澤巖君

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから12月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源をお切りになるようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番浅野敏江君、2 番小野幸男君を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。4 番田中徳寿君。

なお、田中徳寿君は一括質問一括答弁方式にて一般質問を行います。4 番田中徳寿君。

○4 番（田中徳寿君）（登壇） かいしんの田中徳寿でございます。

9 月の市議会議員選挙において、市民の皆様のご支援により市議会議員に当選させていただき、感謝を申し上げます。

このたびの東日本大震災から 9 カ月が過ぎましたが、まずもって亡くなられた方々のご遺族に対し、心より哀悼の意を表します。また、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

そして、今回は一般質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

さきの市長選において、市民の信頼を一身に集めた 3 期目の佐藤 昭市長に、市政運営の基本的な考え方についてお伺いいたします。

2 番目として、塩竈市の復興ビジョンについてお伺いいたします。その中で、基幹産業であります水産業、水産加工業をどのように活性化していかれるつもりなのかお伺いいたします。商工業の活性化についてもお伺いいたします。市長は、同僚議員の質問に商都塩竈を取り戻したいと述べられましたが、どのような仕組みを考えておられるのかお尋ねいたします。

3 番目として、市職員の定数削減の見通しと事務事業の見直しについて、市長にお伺いいたします。

1) 職員定数について、今後どのように推移していくのかお伺いいたします。2) 大震災により、仕事量が増大している現状の中で、事務管理の仕方と委託の事業をどのように考えているのかについてお伺いいたします。なお、これらの質問に工程表などを作成しておられるのかも、あわせてお伺いいたします。

私たちが生まれ、はぐくまれた愛する塩竈市の復興への願いを込めて、また佐藤市長の「日本一住みたいまち塩竈」を実現するために、そして市民の皆様が将来塩竈市に住んでよかったと言われるような塩竈市を実現するために、以上3点を質問いたしました。市長の明快なご答弁を期待して、私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、田中議員から3点にわたるご質問をちょうだいいたしました。通告内容に従いまして、私の方からご答弁を申し上げさせていただきます。

初めに、大震災に対応する上での市政運営に当たる基本的な考え方についてご質問いただきました。

国の復興予算がようやく3次補正という形で本格化をしていく中で、本市の震災復興に取り組む上での基本的な考え方を述べさせていただきます。

本市を取り巻く大きな課題といたしまして、やはり地域経済の低迷、都市間競争の激化、人口減少、産業の低迷等が挙げられます。これらに対応すべく、第5次長期総合計画では各界の市民の皆様で構成した審議会での議論を経て、「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」を都市像として掲げさせていただき、「定住」「交流」「連携」を軸に取り組むべき重点戦略を述べさせていただいているところであります。

さらに、震災により脈々と営んでいただきました市民生活が一変をし、窮状から早急に立ち上がるべく「長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」を基本理念に据えた「塩竈市震災復興計画」を策定いたしました。この理念を実現するためには、一つは「住いと暮らし」の再建、さらに「安全な地域づくり」、また「産業・経済の復興」が必要であり、おおむね5カ年間で復興させるべく取り組みを開始をいたしておるところであります。

まず、「暮らしと住いの再建」につきましては、例えば災害公営住宅整備事業や被災市街地の土地区画整理事業などによりまして住環境を整備いたしますとともに、心のケア等も行うことによりまして、定住人口の減少に歯どめをかけてまいりたいというふうに考えているとこ

ろであります。また、「安全な地域づくり」につきましては、公共施設の早期復旧に加え、復興道路整備事業でありますとか北浜防災緑地護岸の整備促進、あるいは防潮堤の復旧整備促進などによりまして、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進し、災害に強いまちづくりを多くの皆様方に実感していただきたいと考えております。また、「産業経済の復興」につきましては、基幹産業や商工業の再建・復興、観光振興を実施することによりまして市内産業の再生・復興を図り、震災の影響による観光客の減少傾向に歯どめをかけるなどによりまして、雇用機会の確保と交流人口の増加を図り、地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、本市の産業基盤の根幹をなす漁港施設・港湾施設は、県内沿岸の他市町に比べ壊滅的な被害を免れております。記憶に新しいところでありますが、被災後10日後の3月21日に石油タンカーが塩釜港に入港し、被災後初の石油の荷役を行っていただきました。このことによりまして、東北一円の燃油不足問題が急速に解消されたという事実がありました。あるいは4月14日でありましたが、塩竈魚市場に大分の津久見からマグロ船が入港いたしました。これらのごことにつきましては、全国紙のトップで報道されたところであります。引き続き、これらの施設の機能の復旧・強化を図ることによりまして、本市のみならず県内全体の復興を支える港湾及び漁港の物流機能の役割が担えますよう、しっかりと復興に取り組んでまいりたいと考えております。

塩竈は、全国の皆様にも津波にも負けない安全・安心な港湾であり、漁港であり、そして都市であるという評価をいただいております。本市を発展させていく上で、前段申し上げました第5次長期総合計画の理念、震災復興計画の理念が、まさしく同じ方向に向かう車の両輪として機能していきますよう、しっかりと運営をさせていただきたいと考えております。

今般、国の第3次補正予算と東日本大震災復興関連法案が成立をいたしました。制度の詳細等についてはまだつまびらかにされておりませんが、これら震災復興に向けた制度を市内に縦横にはりめぐらし、1日も早い復興と長期総合計画に掲げる目標に一步一步着実に近づくよう努力をいたしてまいります。

次に、塩竈市の復興ビジョンのうち基幹産業についてということで、初めに水産業・水産加工業等の基幹産業についてご説明を申し上げます。

震災により、沿岸部を中心に基幹産業である水産業、水産加工業は、過去に類を見ない大きな被害を受けております。こうした中、懸命に復興に当たられました業界関係者の皆様方に

は、改めて感謝と敬意を表するものであります。私どもも業界関係者と一丸となり、復興に向けてさまざまな取り組みをさせていただいてまいりました。例えば、冷蔵庫の稼働に不可欠な冷却塔への給水活動、あるいは魚市場再開に向けた施設整備の復旧作業、そして国の制度を活用した水産加工業者等への復旧補助金の確保により、その機能の保持に努めたところであります。いまだ復興途上ではありますが、今後は震災復興計画に基づいた復興に向け、歩みを進めてまいりたいと考えております。

今回の震災は、大きな試練を塩竈市民すべてに与えたものであります。しかし県内の他の漁港を見ますと例えば同じ特定第3種漁港であります気仙沼や石巻港におきましては、復興まで相当の時間を要するものと考えられ、その間本市は県内の水産業の受け皿となって、基盤的役割を果たすこととなるものと考えております。今回の試練を、塩竈の水産が果たすべき役割を再考する機会として、基幹産業の成長・拡大につなげるべきものではないかと考えております。

復興の方向性についてであります。震災復興計画では取り扱い魚種を幅広いものに変えるための凍結機能をもった冷蔵庫整備への支援や、県が実施する漁港岸壁の復旧にあわせた建屋の整備と高度衛生化、あるいは水産加工団地における復興特区制度を活用した新規企業の誘致などを掲げており、当面はこれらの実現を急ぐことによりまして次世代の水産基盤を構築し、あわせて水揚げの増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、商工業の復興ビジョンについてご質問いただきました。中心市街地に立地する中小企業や、個人商店を初めとする商工業者が多数被災をいたしており、市民の皆様方の生活や雇用の確保、被災した事業者の方々の生活再建の観点からも、早期の事業再開が求められているところであります。しかし、震災前から閉鎖状態の店舗に加え、震災を期に閉鎖した店舗の増加や店舗の解体による空き地の増加により、中心市街地は商店街の機能を維持することが困難な状況になりつつあり、大きな危機に直面をいたしているという認識をいたしております。

これらの状況を打開するため、商店街の機能維持と集客力や購買力の向上を図るための施策が必要であります。継続して商店街が形成され、人が集まって買い物をすることで生じる相互作用が、商店街の復興と市民の消費生活の原動力となります。これらを可能にするためには、商業関連企業の集積を維持していくためのビジョンを描く必要があると認識をいたしております。今回の震災で被災をいたしました中心市街地は、その機能を失いつつありますことから、塩竈市震災復興計画における沿岸地区の復興の方向性に沿って、早急に整備を進める必要がご

ございます。一方で、り災商店再生支援事業により、再開支援に努めますとともに、これまで取り組んでまいりました例えば空き店舗対策のシャッターオープンプラス事業や、個々の店舗の魅力を上向きさせる「商人塾」は、継続して取り組むべき事業と判断をいたします。さらに、商店街の皆様が実質的に取り組む集客イベント、観光客のまち歩きの満足度を高める「おもてなし会」などの活動による後押しも復興を推進する上で不可欠であり、今後も継続して商業者の方々と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

先輩から「あきないとは読んで字のごとく、粘り強く、根気強く、飽きることなく頑張ることである」というふうに教えていただきました。今はこの言葉の意味を大切に、大切に、復興に取り組んでまいりたいと考えております。具体的な復興ビジョンにつきましては、復興交付金事業の活用などによる市街地の再生や定住促進策の推進を踏まえて検討する必要があります。地域の皆様と意見交換を行いながら成案化を図ってまいりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、市職員の定数削減の見直しと事務事業の見直しについてお答えをいたします。

職員定数についてであります。本市はこれまで震災への対応として、本定例会での補正を含め、7度にわたって災害救助費など災害関連に係る補正予算を計上し、予算規模は当初予算のほぼ2倍に増大をいたしております。これに伴いまして、生活基盤の復旧や被災された皆様への生活支援など、業務量が急増いたしており、他の自治体からの派遣協力をいただきながら事業を進めている現状であります。今後、復旧から復興へと歩みを強めていく中では、さらなる業務の増加が見込まれます。

したがって、これまで安定した行財政運営を図るために、技術職など職員数の削減を目指してまいりました第3次行政改革推進計画の定員管理フレームにつきましては、やはり不足する技術職員の確保などを踏まえ、計画の凍結や目標達成までの進捗調整を行うなどの見直しを行い、最優先であります震災復興の人員を確保し、事業を着実に推進をさせていただきたいと考えております。

復興事業の実施体制について若干ご説明をさせていただきたいと考えておりますが、本市の震災復興計画であります。これまで住み慣れた場所に引き続き安心してお住まいをいただくことが基本であり、それを実現するため市民の皆様の生活基盤再建を最優先課題と位置づけ、特に都市基盤や住宅基盤、産業基盤の復旧・復興を重点的に推進してまいります。計画の実現に向けて一元的に取り組むため、来年4月からは土木関係職員を新たに採用をし、また他自治

体からの専門職員の派遣を要請しながら人員の増強を図りますとともに、復興事業の集中化及び迅速化を図るための専門組織を構築し、本格的な復興事業を推進してまいります。

まず1月からは、現行体制の中で可能な限りの取り組みを行ってまいります。また、今回新規採用予定職員につきましても、正式採用は4月からであります。研修期間の延長ということで、ぜひ来年1月くらいからでもこの窮状のお手伝いをいただけないかというような要請をさせていただいているところであります。

そのような中で、今後の事務管理と委託ということについての工程表というご質問でありました。議員ご指摘のとおり大変厳しい財政状況の中、復興財源を確保するために内部コストの削減に取り組む必要があると認識をいたしております。特に、アウトソーシングの推進につきましては、内部コストの削減はもとより行政サービスの向上や職員定数の適正化などに取り組む上での有効な手段として、第3次行財政改革推進計画の大きな柱の一つに位置づけております。積極的に推進し、人員確保の手法としての導入も必要と考えているところであります。今後は、民間が担える分野について事業目的が達成されるかどうかを検証し、財政状況も十分勘案しながら早期の導入を図り、震災復興のための人員確保、あるいは市民サービスの向上等につなげてまいりたいと考えております。

なお、工程表につきましては後ほど担当からご説明をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは、以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） アウトソーシングの具体的な工程表ということのご質問であったかと思えます。現在、本市では第3次行財政改革推進計画の中で、アウトソーシングの推進というものを重点項目の一つとして位置づけて取り組んできてございます。具体的な取り組みといたしまして、アウトソーシング可能性調査というふうなものを実施してございます。全庁的にヒアリングをいたしまして検証した結果、24業務が業務委託または指定管理者導入が可能ではないのかというふうに、現在考えているところでございます。これらの調査結果を踏まえまして、現在具体的なアウトソーシングのためのガイドラインの作成に取り組んでいるところでございます。その中で、取り組み項目を明確にしたアクションプランというふうなものも作成してまいりたいというふうに考えてございます。具体的な工程等につきましてはその中でまとめ、あと議会の方に報告してまいりたいというふうに考えていますので、ひとつご理解

のほどよろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 大変丁寧な説明、ありがとうございます。

私は、多分この震災復興予算、交付金、特別交付税等で、この町のある種の都市機能としての基盤は整備されていくと思っております。ただし、それだけで果たしてこの町が元気よくあるいは笑顔集う町になるのだろうかという疑念があるからであります。それが、私が一番心配していることであります。二十数年前、あるいは30年前かもしれません。私の住んでいるところの近くの北浜沢乙線の工事が始まると予告がありました。完成まで約30年くらいかかったと記憶しております。

道路は立派になりました。歩道も広くなりました。でも、往時のにぎわいがなくなっているのです。門前ロードという道路をつくり、そういう仕組みを導入されたやに記憶しております。果たして、今の姿がその当時の方向性なのかということを知りたいのであります。一つ一つの事例の中で、確かに役所のつくる仕組みはできると思います。でも、そこで民間の人たちが汗をかき、富を得ることができる町がつかれるのでしょうか。それが、21世紀の一番の課題だと思います。プラス成長の中で、努力をすれば果実になる時代から、努力しても果実がならない時代が来たんだと思っております。そのために、どのような行政運営がこれから市民のために求められるかというのが、一番の課題だと思います。

けさ新聞を読みましたら、都市部の病院が立て直す資金がなくなって、これから医療がどうなるのかという話を見受けました。今までの成長期の時代から、うつむき加減の時代に我が町も日本も入っていくんだと思っております。そのうつむき加減の中でも、成長していくための施策が大事だと思います。今回が、多分塩竈市の基盤を再生させる時期だと思います。一千年に一回の大震災によって被害を受けた町が、今回の選挙によって市長が得られた票により、市長に絶大な信頼が集まったやに思っております。そのような風を使いながら、この町に新しい仕組みを導入してほしいのであります。

それはなぜか。昔、この町に来れば必ず働けて、家族を養えるという魅力が、この町にあったやに父から聞いております。今この町から、同僚議員が申したように人が去っております。社会現象で去っているということは、そういうことだと思います。雇用を確保する企業をふやしていくことが、命題だと感じております。すべてのものは、外部の富を得ることにより、すべての問題は解決すると感じておるからであります。この町は、塩竈市外のお金で循環してき

た町のように思えてならないのであります。この町を再生するということは、外部からお金を稼いで、付加価値を上げる企業を数多く持つことがこの町の再生になっていくと思います。そのための基盤整備をしていくことこそが、これから未来の子どもたちのために、今この席に並ぶ方々の使命ではないかと思っております。

このような未曾有の危機に、市長を中心にして皆さん方が一致協力し、この何事業を達成していかなきゃならない職務を担っていると感じておるからであります。なぜならば、きのう市長から聞いた事業費の多さであります。この事業を現有勢力で遂行していくのは、大変な苦勞が伴うと感じております。市長を初め、夜も寝ないで仕事をして、下手をすると追いつかないのかなというのが私の感想です。でも、生身の人間であります。どうしても人を寄せ集めて、人材を結集し、その力の中で先ほど市長が申されたような民でできる仕事は民に任せながら、その流れをつくっていくことしか、この時期未来のある塩竈を築くことができないと私は感じております。

今塩竈市の職員の方々は、650人前後と記憶しております。その方々の中で、これからこの1,000億円を超えるような事業費を執行していくわけです。至難の技と言えるような気がしております。だから、事務を見直して人を集めてそのすぐれた人材たちを活用し、叡知を集めてこの町の再生をしなければ、この町はできないような気がしているからであります。いろいろなものが、津波により壊されました。都市基盤も、市民の命も、住宅も産業も、あるいは役所の機能までも壊されているような気がしております。それは、押し寄せる膨大な事務量だと感じているからであります。

私がこの議会に復帰して、3カ月ほどになりました。議会もすごく忙しいです。それを執行している職員の皆さんも、大変忙しいと思っております。昔ほど笑顔が見られなくなりました。事故の重大さ、津波の重大さ、震災の重大さ、それはわかります。でも、そのような体制でこれから5年間突っ走れるでしょうか。皆さんお一人お一人に、問いたいのであります。この町を担うような仕事をしてこられた方々が、これからの未来のためにどのような仕事をなさるのか、それには今どうすればいいのかということ、議論していただきたいのであります。そのようにするために、今回質問させていただきました。

私が思うには、水産業・水産加工業がこの町の基幹産業であります。じゃあ何の魚、どういうルートのもがこの町を反映させてきたのでしょうか。この町は、マグロ船と北方北転船の魚によって500億円の水揚げ、水産加工業の発達を担ったと聞いております。であるならば、

今現在どのようにすればよろしいのでしょうか。往時ほど、マグロが入っていないように聞いております。でも、水産基盤を立て直し、建屋を直し、新浜地区のかさ上げをし、誘致するときにはどのような中身の魚を入れるのでしょうか。それが一番大事なような気がしております。それができ上がれば、塩竈市の復興はできるような気がしております。なぜならば、塩竈市の商業はその有り余る富の集積によって形成されたものと思っておるからであります。塩竈市にあふれるばかりの吸引力のある町があったために、そこに商業が発生したと思っております。そのあふれるばかりの吸引力は、戦後魚だったと感じているからであります。

私が高校時代仙石線を通ったときに、行商のおばさんたちが朝早くから並んで座っておりました。今、そういう姿はありません。そういう時代を感じているときに、今は物流が違うからとは思いますが、でも、そういう姿を描いていきたい町だと思っております。そういう町にするためには、どういう形のものをつくり上げればいいのか。それをお聞きしたいのであります。皆さんの叡知を聞きたいのであります。そういうことをして、この町をつくっていききたいのです。それができなければ、議員の皆さんが心配しているよう衰退が続行していくという形になるんじゃないかと思っております。

私が感じることは、仏をつくって魂を入れる作業がいかに難しいかということでありまして。それが今、この町にぜひとも必要なことだと思っております。確かに、国から予算が来、一つの町ができ、一つの産声が上がると思いますが、でも、生きていくためには日々のお金が必要なのです。そろえる仕組みがなければ、町は生きていけないのであります。そのところを、日々のあきないが、あるいは人が生活できるような場にしていただきたいのであります。それが、今回私が議員に立候補した根本であります。

私が生れ育ったこの町が、このような姿をさらけ出すことの無念さを感じております。どうしてもこの町が、元気で明るくて健やかな子どもたちに恵まれるような町にしていきたいんです。その決意をきょうは聞きたかったのであります。この町がそういう町だったと思っております。ここにいらっしゃる市の職員の方々が、この市役所に入ったときにはそのような町だったのではないのでしょうか。そのように記憶しているのであります。そういう町を、退職間近のこの時期にこのような震災にあい、大変なこととは思いますが、ぜひいま一度そういう町を皆さんの力で取り戻していただきたく、質問しているわけでありまして。

この町が港の力によって繁栄したことは、いにしへの歴史から証明されております。そういう町を、ぜひともまたつくっていただきたいんです。これが、多分最後のチャンスだと思

ます。佐藤 昭市長のこの4年間で、塩竈市の100年をつくるような気がしているんです。その中で、膨大な仕事をこなすためには、どういう体制がいいのか。それが私が感じたことであります。いろいろな審議会から上がる答申も大切でしょうが、市長がやるという熱意があれば、できるような気がしているんであります。

この間の選挙で、佐藤 昭市長はそういう力を市民の皆様からいただいたのではないのでしょうか。そう思っているのは、私だけでしょうか。私は、この一番のこれから先の仕事をしていくために、いろいろな苦難があると思います。でも、根っこは水産業を、水産加工業を活性化させることしか、この町が元気になっていくことはないと思っている一人であります。いろいろな困難があることもわかっております。それをぜひとも達成していただきたく、お願いするだけであります。よろしくお願いたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今田中議員から、私にご答弁申し上げました市政運営に当たっての基本方針、それから塩竈の復興に向けて、特に水産業についての思い、さらには職員の事務量を気づかっただきまして、職員の健康管理といったようなことも極めて大切だということについては、心から感謝を申し上げるところであります。

震災発生以来、職員には無理の上に無理を重ねさせております。これはもう、市長の責任であります。私もその先頭に立つべく、さまざまな努力をいたしてまいりました。まだまだ努力が足りないという反省をいたしてはおりますが、塩竈市が受けた震災の復興について、いち早く他市に先駆けて職員の力で取り組めたものが多数ございます。一定程度、市民の皆様方からもご評価をいただいている部分もあるのではないかなと思っております。

今田中議員からは、「市長が」ということで大変激励の言葉をちょうだいいたしました。ただ、恐らくは組織力として対応していかなければ、このような未曾有の大震災というのは当然乗り越えられない。例えば、塩竈市という組織であります。あるいは、市民の方々であります。それから、経済界の方々の底力であります。こういったものを結集していくことこそが、早期にふるさと塩竈の復興をなし遂げられるということにつながっていくものと思っております。そういったそれぞれの力を結集できる、そういうことに取り組むのが私の役割ではないかなと思っております。今後も、ぜひそういった役割をしっかりと果たさせていただきたいと思っております。

また、都市という概念について、いろいろ田中議員の考え方をお話いただきました。実

は全く視点が変わるかもしれませんが、昨日もある議員の方から選挙の投票率が低いというお話をいただきました。果たして、この地域にお暮らしいただく方々が、今住んでいる塩竈というものをどのように理解し、どのようにふるさとに住み続けていただく意識を持っていただけるかということが、まちづくりの根幹なのではないかなと思っております。例えば、投票率が低いということについても、自分たちがつくらなければならない町という意識の結果として、そういうことが発生しているのかなと思っております。確かに、都市という概念は極めてマクロ的になってきております。市町村の境というのが、事実上あつてないようなものにもなりつつありますので、でありますからこそ我々はそのふるさと塩竈という町がどういう町であるかということを市民の皆様方にしっかりと理解し評価していただき、住み続けていただける、そういうまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で、産業基盤のお話にも言及いただきました。答弁の中でもご説明をさせていただきましたが、東北唯一の特定重要港湾仙台塩釜港でありますとか、全国にわずか13しかない特定第3種漁港塩釜漁港、なおかつこの施設が二つそろっているということについては、全国でも本当に数少ない。そういった産業基盤を我々は保有してきているわけであります。ただ、やはりそういったものをどのように使っていくかということが、今改めて問われる時期にきている。それが、例えば魚市場の水揚げが500億円から100億円に縮小してきている。あるいは、貨物の取り扱いが600万トンから200万トン強といったような数字に推移をしてきていることでもあります。改めまして、こういった産業基盤がこの塩竈の実情にどのように活用できるかというようなことを問いかけているのが、今回の大震災ではないかなと思っております。先ほど申し上げましたように、一方では安全性ということで大変高い評価を賜ったことも事実でありますので、そういったことを足がかりにもう一度自分たちの足元を見つめ直すということに取り組みたいと思っております。

塩竈市の職員数、640人であります。たしか、私が就任させていただきました平成15年当時が840人でありましたので、約200名の職員を減少させております。一方では、確かにたびたび言われますとおり、臨時の方々等の数がふえておることも事実であります。今回、こういった職員で1,000億円を超える災害復旧事業に取り組んでいかなければならないことでもあります。大変厳しい現実ではありますが、しかしながらこのことは、我々しかできない仕事であります。

確かに、県外あるいは臨時的にという方々にも大変なお手伝いをいただいております。心

から感謝を申し上げるところでありますし、市民の方々からもさまざまなご支援等をちょうだいいたしておりますが、まずはやはり我々がこういった時期でありますからこそ、どれだけ頑張れるかということ、改めて問い直されているものと思っております。しっかりと、市民の皆様方のご期待にこたえられるよう、職員一丸となってこの難局に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 私は、民間で4年間ほど仕事をして、今もしていますけれども、そういうもので覚えさせてもらったことが一つだけあるんです。社長というのは、企業を生かすためにお金をつくる仕事だということ覚え込まされました。市長とは、市の行政課題を実現するために、そして市民の幸福のために、中央よりお金を持ってくることが大きな仕事であると考えようになりました。そして、それを優秀な市職員が叡知を集めて市民サービスの向上のために一生懸命市長を支えて、市民のために仕事をしていくことだと感じるようになりました。そして、そのような市職員の方々を一つの方向に、ベクトルに向かわせるのが、リーダーである市長と考えております。それを、今回の選挙で市長は手にしたのではないかと考えているから、このような話をしているわけでありまして。

塩竈市が、これほど未曾有に叩きのめされたのは、初めての経験であります。そのときの市長が、佐藤 昭氏なのであります。佐藤 昭氏の双肩に、この市の未来はかかっているのです。だから、頑張っていたいただきたいのであります。

市民は、選挙において佐藤 昭しかいないという判断をされたわけでありまして。その使命に、市長が今市長在籍時より200名も少なくなった人材をもって、この難局に挑んでいただきたいのであります。そして、向こう側には塩竈丸という船が、未来に向かって力強く一步一步進む船長であっていただきたいと思っております。きょうこの質問をさせていただきました。それを私どもが支えていくという形で、ここにいる議員の方々もそのような思いで議会に立っているように感じております。

今、この危機を本当に乗り切っていくには、みんなが一致協力してこの方向性を定めることだと感じておるからであります。そのときに、市長から「私がやり遂げていきます」という言葉をお聞きしたかったのであります。いろいろな困難があるのは承知しておりますが、それが今選挙が終わってこの4年間、市政を担う人の責務であると感じるからであります。多分、今避難所にいる方々、工場をなくされた方々、職を失った方々、家族を失った方々は、その言

葉を待っているやに思っております。説明されれば納得するような気がしております。皆さんに力強い一歩を、市長の言葉で聞きたいのであります。その言葉こそが、多分「何もなくなってもやるんだ」という意思だけが、今一番貴いやに思っておるから、ずっとこのような質問をしてきたのであります。

今、こういう現状の中で、リーダーが「おれに続いてきてください」という気持ちを出していただきたいと思っております。その一言だけお答え願いたく、終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今ご質問いただいたことについては、重々理解をいたしますが、今必要なのは行動力だと私は思っております。言葉よりも、行動することではないかと。私は、すべての職員に同じことを要求いたしております。言葉を10並べるひまがあるんだったら、現場に行ってみんなで被災にあわれた方々の立場で考えようということを申し上げてきております。職員は、私の行動を見てくれていると思っておりますし、今後もその思いでふるさと塩竈の復興に努力をしてみたいです。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 以上で、田中徳寿君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、11番志子田吉晃君の質問をお願いいたします。

なお、志子田吉晃君は一問一答方式にて一般質問を行います。11番志子田吉晃君。（拍手）

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 新生クラブの志子田吉晃です。

9月定例会に続き、一般質問の機会を与えてくださいました議員の皆様並びに関係各位の皆様方に、感謝申し上げます。

3.11の震災から、早9カ月がたちました。震災以降、塩竈市では復旧・復興のためにさまざまな対応策をとられ、その中心となるべく震災復興本部において12月2日、塩竈市震災復興計画が最終決定なされました。その間塩竈市では、一般会計当初予算額194億2,000万円に対し、度重なる補正予算の追加が行われ、12月補正が成立いたしますと384億6,785万円に倍増されることとなります。

一方、国の方でも11月22日に第3次補正予算が成立し、東日本大震災関係で11兆7,355億円が予算増となり、地方公共団体みずからの復興プランのもとで行われる地域づくりに対し、復興交付金1兆5,612億円が支援策、復興策の後押しとして体制が敷かれました。そして、12月7日に復興特区法が可決され、いよいよ当市の復興事業に、例えて言えば塩竈丸に燃料が注入さ

れたわけでございます。市民は、期待をしています。塩竈丸の船長として、佐藤 昭市長がどのような舵取りをなされるのか。この塩竈市震災復興計画が、未来の子どもたちに夢と希望を与えることができるのか。市内全体で1,100億円を超える経済的被害を受けたこの塩竈市が、見事に再生できるのか。そして、震災以前にも増して活気あるまちづくりが、住みやすいまちづくりができるのか。そのようなことを、佐藤 昭市長に市民の方々は期待しております。実効性のある復興計画にする責務を、我々議会も背負っていると考えております。

そのような観点で、本日の質問は塩竈市震災復興計画について9項目ほどお伺いいたします。市民の皆様にご希望の持てる計画を開示していただければ幸いです。私も塩竈丸の乗組員として、推進の役目を果たしたいと思っております。

まず初めに、①具体的復興事業の進め方についてお尋ねします。

11月25日に震災復興計画案として、市議会全員協議会に報告がなされました。首藤委員長から復興計画の五つの基本方針と基本計画が示されましたが、この計画書の最後のページで「計画の推進に当たって」という項目を設け、「(1) さまざまな主体との連携強化や調整を図り、計画を早急に推進します」とうたっております。また(2)復興特区制度などの活用の項目では、「既存の制度の枠組にとらわれない柔軟な発想と、復興特区制度を最大限活用すること」がうたわれております。この2点、スピードアップの復興特区の活用が、塩竈市の復興のために必要な財源確保が可能となる方策であると同感いたしております。復興事業をどう進めていくか、お聞かせくだされば幸いです。

次に、②北浜緑地護岸と北浜藤倉地区の復興についてお尋ねします。震災復興計画書では、(1)北浜緑地護岸の早期整備促進、(2)土地企画整理事業、(3)防災拠点ビルの整備、(4)震災対応力強化の下水道整備事業、(5)狭隘道路解消のための公共土木施設災害復旧事業などが主な取り組み事業として計画されています。

そこで質問は、道路のかさ上げはどの程度になるのか。また、区画整理事業はどの程度お考えか。さらに、緑地護岸の整備により浸水対策は十分か。あわせて、新河岸川入口の水門整備の見直しをお示しくだされば幸いです。

3点目に、中心商店街の復興と海岸通地区の再開発についてお聞きします。本塩釜周辺地区、特に海岸通地区においては、全壊家屋が多数あります。国道45号のかさ上げとともに、この地区の再開発のために防災機能を備えたコンパクトでにぎわいのある拠点で、複合化、集約化が求められております。復興計画では、主な事業として市街地再開発事業が考えられている

ようですが、具体的進展があれば市民の方々にお聞かせください。また、中央公共駐車場はこれからどのように利活用されるか、方針をお聞かせくだされば幸いです。

続いて、4点目に魚市場・水産加工団地の復興特区制度についてお尋ねします。塩竈市の産業の中心部分となる魚市場や水産加工団地においても、震災によるダメージが残っております。市は、復旧・復興事業として魚市場施設災害復旧整備事業を初め、仮設加工場設置事業等、多岐にわたる復興事業に取り組まれております。また、水産加工団地は今回の地震で地盤沈下がさらに進行し、結果雇用の面でも心配な状態が続いています。復興計画書では、復興の方向性の項目で、(1)魚市場の建てかえと(2)復興特区制度の活用をうたっています。今後の計画の中で、特区制度への取り組み等がありましたら、具体的方策をお聞かせください。

5点目に、市内の浸水対策についてお尋ねします。3.11に続いて台風15号による浸水被害が発生し、低地にお住まいの方々には非常に困窮しております。根本的な浸水対策が求められています。同時に高潮対策は早急な対処、措置が求められています。ポンプ場の整備はもとより水門の早期設置、あるいは排水路の閉鎖、移動ポンプの準備等、浸水対策に万全を期すよう柔軟な発想でもって対処していただきますようお願い申し上げます。

次に6番目、港町地区の区画整理事業についてお聞きします。港町地区では、今回の震災で甚大な被害を受け、建物の解体撤去が進められています。地震により、海拔ゼロメートル以下の地域も発生しています。高潮の影響が最も心配される地域ですが、再建地区住民より区画整理事業への申し出があったとお聞きしました。今後、港町地区の復旧はどのように進められていくのか、市長の見解をお聞きします。

7番目、港奥部ウォーターフロントの復興事業についてお尋ねします。塩釜港の港奥部の利活用について、商工会議所からご提言をいただいたと伺っております。質問は、港奥部周辺の公園の使い方や避難施設を兼ねた夜景を楽しめるタワーの設備、あるいは海面の利用方法としてレジャーボート観光等のお考えがあればお知らせください。また、現在マリゲート西側に仮設店舗が設置されていますが、店舗への直接の進入道路がなく、利用しにくい状況となっております。近くの交差点の改良工事が完成されていないのか、今後どのように交差点が改善され、利便性が図られるのか、その時期等も含めてお答えいただければ幸いです。

あわせて、8番目の水族館の誘致について、塩竈市としてどのようにかかわっていかれるのかお聞かせください。

最後9点目に、貨物港、商業港として利活用方法についてお尋ねします。復興計画書では

「港湾機能の強化促進と題し、その復興の方向性として県の港湾計画の一部見直しも視野に入れ、仙台港区と塩釜港区の役割分担を再点検し、面的再生を促進します」とありますが、市では具体的な事業をお考えなのか、お尋ねします。また、老朽化した上屋は今後どのように整備されるのか、あわせてお尋ねいたします。

以上、9項目にわたり塩竈市震災復興計画についてお尋ねしました。計画案をまとめた首藤委員長の言われるとおり、復興のキーワードは柔軟な発想とスピードアップだと考えております。復興事業の取りかかりと、事業の完成期間について、工程表をお知らせ願えれば市民にとってわかりやすい事業、つまりこの町の復興の進捗率が目に見えて理解できると思います。住民サービスとしてご案内いただければ幸いです。

これで、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 志子田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、具体的復興事業の進め方についてというご質問でありました。震災復興計画は、基本理念として「長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送っていただけますように」ということを掲げさせていただきました。それを実現するために、例えば北浜防災緑地護岸の整備や防潮堤の復旧整備促進などの安全対策に加え、土地区画整理事業や災害公営住宅、あるいは都市再生事業などのまちづくりのさまざまな手法を活用し、総合的な復旧・復興対策を進めていくことが何よりも肝要ではないかと考えております。震災により、甚大な被害を受けられました市民の生活基盤を一刻も早く再生し、これまでの場所に安全・安心にお暮らしいただけますような、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、市内産業の再生・復興により地域経済の活性化を図り、例えば雇用機会を確保し、し住み慣れた場所で安心していつまでもお暮らしいただけますことを基本方針とさせていただいております。被災された市民の皆様には、1日も早くもとの生活に戻りたいとの思いがあるものと判断をいたしております。市といたしましても、生活再建にまずは最優先で取り組み、生活再建に必要不可欠であります地域経済の活性化に向け、市内産業の再生・復興に全力で取り組んでまいります。

次に、北浜緑地護岸と北浜地区の復興についてのご質問でありました。北浜緑地護岸であります。県の港湾環境整備事業として港奥部の北側に位置する北浜地区に高潮や津波の災害防止策として、当初計画では延長が650メートル、高さが2.7メートルの傾斜が緩やかな緩傾斜

護岸を整備し、その背後には市民の皆様方が憩い親しめる快適な親水空間を形成するために、幅30メートルから50メートルの緑地整備があわせて行われる予定でございます。震災により事業内容にも見直しの必要が生じ、現在事業凍結がされておりますが、当面の高潮対策として従来の設計だけにに基づき、防潮堤の役割となる仮設道路工事の整備が10月に完了いたしております。今後、基本設計の見直し後に本格的な工事が進められるものと考えております。

一方、水門についてご質問いただきました。高潮や津波の災害防止策として、海岸通と港町地区に胸壁・陸閘・水門などを整備するもので、これまで胸壁・陸閘部が完成し、水門部の工事を残すのみでございました。この施設につきましても、震災により高さ等の調整のために凍結をされている状況であります。

防潮堤の高さにつきましては、現在市民の皆様方にご意見をお伺いするため、マリゲート周辺と北浜にT P 3.3メートルとT P 4.3メートルという二つの高さを示させていただいております。T P 3.3メートル、T P 4.4メートルが、今宮城県から示されている防潮堤の復旧高であります。今後も、地域の皆様方のご意見等も賜りながらどちらかの高さを決定し、県の方に要望いたしてまいりたいと思っております。

また、県による北浜護岸工事と水門工事は、今申し上げました防潮堤高に合わせて施工を行うということになりますため、完成時期といたしましては平成27年度ころの完成を目指してまいるといってお話をお伺いいたしているところであります。

次に、北浜地区の復興計画であります。基本理念のとおり、現在地での再建を進めさせていただいております。北浜緑地護岸の背後地区では、一部工場が操業を再開され復興の兆しが見えつつあり、今後は県事業の防潮堤機能を備えた緑地護岸も、先ほどご説明をさせていただきましたとおりに進められていくこととなります。12月8日に、復興事業に係る地区の皆様との意見交換会を開催させていただきましたが、この地区は駅近接の工場圏が中心地であり、今後は地域や権利者の皆様のご意向を踏まえながら国の復興事業を活用し、狭隘な道路の解消や街区整備などにより利便性の高い職住近接型の市街地を形成し、地域の皆様方に安心してお住まいをいただける環境づくりに資してまいりたいと考えています。

その手法として、例えば土地区画整理事業というような手法についても、皆様方にご説明をさせていただいているところであります。今議員の方からは、道路の高さがどの程度というお話をいただきました。背後の盛土高につきましては、防潮堤とその後ろにあります北浜沢乙線の高さによって、盛土高が変わってまいります。地域の皆様方と、今後その盛土高等につい

ても詳細に打ち合わせをさせていただきながら、高さの決定にこぎ着けてまいりたいと考えているところであります。

また、内水排除についてもご質問いただきました。北浜公園周辺を除き、北浜地区のほとんどの区域の排水は新町1号雨水幹線へ流入し、自然排水が行われる状況であります。低地部では、降雨の状況により道路冠水が発生し、これまでも局部的な改修を実施しその解消に努めさせていただきましたが、豪雨時にはまだ冠水地区が残される状況であります。震災により、一部排水管が被災を受けていること等もございますので、今後は排水区域の見直しなど円滑な排水を確保するための計画を早期に策定し、不安解消に努めてまいります。

次に、塩竈市の海岸通地区の再開発についてのご質問でありました。海岸通地区は多くの店舗や住宅等が被災を受け、地盤沈下の影響もありますことから、排水機能の低下などが課題となっております。現在被災した家屋の解体・撤去が進んでおりますが、早期の土地活用が期待をされる地域でございます。復興計画では、国道45号のかさ上げ、地区の環境改善、複合的な再開発の促進など商業地区としての復興に向け、さまざまな課題を整理させていただいております。

市街地再開発事業は、地域に居住する方々や商売等を営んでいる皆様の事業であり、何よりも地元の皆様方の熱い自発的な取り組みが大変重要であります。こうした動きに対し、事業に取り組める環境を創出していくことこそが、行政の役割と認識をいたしております。11月には、海岸通商店街の役員の皆様方と、今後のまちづくりについて意見交換をさせていただいております。その際地元からは、過去に再開発が実現できなかった経緯がありますが、中心市街地や門前町としての復興を先導していくため、今回はぜひとも実現したいとの強い思いが示され、再開発の事業主体となる組織化に向け、検討を進めたいというお話をちょうだいいたしております。

また、ご質問の仙石線高架側の海岸通一番地区の中央公共駐車場であります。今、震災のため休止をいたしております。昨日もご答弁申し上げましたとおり、現在被害状況や建物の老朽化の実態を調査いたしており、今後の取り扱いにつきましては調査結果が出てから判断をさせていただきたいと考えております。

次に、魚市場・水産加工団地の復興特区制度についてご質問いただきました。震災の被災地復興を規制緩和や優遇税制で支援する復興特区法が、先日成立をいたしました。震災から9カ月が経過いたしました。いまだに事業再開のめどが立っていない事業者の方々も数多くお

られますし、事業を再開されました方々も大変な思いで今日を迎えられております。この間、市といたしましても水産業界の方々とともに、復旧・復興に向けましてさまざまな取り組みを行ってまいったところであります。

復興特区制度であります。これは、個別の規制や手続の特例あるいは税制上の特例等を受けられるための復興推進計画と、土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可などを受けるための復興整備計画、そして著しい被害を受けました地域の復興に必要な交付金事業に関する復興交付金事業の三つの計画により、円滑かつ迅速な復興の推進を図る制度でございます。

この中で、ご質問の魚市場・水産加工団地の復興に関連するものにつきましては、税制上の特例などに関する復興推進計画と、有利な交付金による事業推進が見込めます復興交付金事業計画の基幹事業として水産業共同利用施設復興整備事業があり、現時点ではまだ制度的に不透明な部分もありますが、これらの制度を可能な限り活用させていただき、課題であります魚市場の建屋の改築、岸壁の修築、あるいは水産加工団地の地盤沈下対策等に取り組む努力をいたしてまいりたいと考えております。

市内の浸水対策についてご質問いただきました。沿岸部の高潮・津波対策につきましては、海岸・港湾・河川管理者などはいずれも宮城県が実施主体であります。北浜緑地護岸など一部を除き、これまでに2メートル70の高さで整備が完了しておったところであります。一方、雨水排水・内水につきましては塩竈市が事業主体で、公共下水道計画に基づき雨水計画を定め、自然流下を原則として必要に応じポンプ施設による強制排水を併用いたしております。また、本市では平成6年4月に水害に強いまちづくりを目標とした塩竈市総合治水計画を定めており、その早期実現に向け現在整備を促進いたしております。

ご質問をいただきました港町中の島地区の高潮対策事業ではありますが、震災により施設が被災をいたしましたので、応急対策を県に要請し、中の島公園の水路部に現在大型土のうを設置いただきましたが、今後も確実に外水対策が実施されますよう要望いたしてまいります。雨水排水につきましては、港町地区が中央ポンプ場及び中央第3貯留管から、中の島地区は中央ポンプ場から湾内へ排水する構造となっております。一方雨水整備計画では、中の島公園内に中央ポンプ場で排除している国道45号線沿線及び港町中の島の一部地区の排水を処理するため、中央第2ポンプ場及び地下式の中の島公園調整池を計画をいたしております。

さらに、昨年度から雨水安全度の低い牛生芦畔地区におきまして牛生ポンプ場の整備に着

手し、平成25年度に完成予定であります。今後、中央第2ポンプ場も含めポンプ場整備のあり方について、今回の震災を契機に再度検証作業を進めさせていただきたいと考えております。

また、港町地区の区画整理事業についてご質問いただきました。震災後、中の島中央公園付近では標高ゼロメートル以下の地盤沈下が確認されており、高潮時には道路冠水が頻発しておりますため、緊急的な対策として大型土のうを設置し、冠水被害の縮小に努めたところであります。11月10日に特に地盤沈下の影響が著しい沿道の皆様方や町内会の方々と、今後のまちづくりについて意見交換会を開催をさせていただきました。道路や宅地地盤のかさ上げの必要性とあわせまして、国の補助制度や事業化における課題など、活発な意見交換をさせていただきました。結果といたしまして、港町地区での面的な整備の具体化検討のため、12月に改めて測量などの基礎調査を行い、事業手法や具体方策を整理したうえで、年明けから事業化に向けて地域の皆様と協議を重ねさせていただくこととなっております。その際、議員の方からお話を賜りました区画整理もその手法の一つということで、ご理解をいただければと思います。

次に、港奥部ウォーターフロントの復興事業についてお答えいたします。「シオーモの小径」や千賀の浦緑地の復旧・復興の考え方についてもご質問いただきました。これらの施設は、平成21年度の完成から1年余りで津波による大きな被害を受けました。芝生の損傷や「シオーモの小径」のモニュメントの倒壊、さらにはマリンゲートまでの誘導路の損傷など、広場や公園としての機能を失っております。先週12月6日に国の災害査定を受けており、現時点では原型復旧工事を最優先として進めてまいります。

また、プレジャーボートの集積についてご質問いただきました。かつて、公有水面における船舶の安全かつ円滑な航行を確保するため、千賀の浦緑地の整備を契機とし、周辺に係留されておりました遊魚船などを曲木島地区に集約処理した経過があります。また仙台塩釜港港湾計画では、塩釜港区におきましてプレジャーボート等の収容施設が少ないことから、放置艇対策として中の島地区にプレジャーボートスポットの整備計画が盛り込まれております。このため、今後港湾管理者である県により計画的に整備が促進されるものと、期待をいたしております。

また、対岸の北浜地区では県による環境整備が推進される予定であります。親水緑地公園としての位置づけに加え、過日塩竈市港奥部ウォーターフロント活用市民会議から、公有水面の利活用を含めたご提言をいただいております。その内容に照らし合わせながら、港湾管理者である県と本市が果たすべき役割などについて協議をいたしてまいります。

観光港としての活用についてであります。日本三景の一つ、特別名勝松島への観光拠点港として、仙台都市圏のみならず東北地方の生活と産業を抱える重要な役割を果たしてまいりました。特にマリゲート塩釜につきましては、東北で数少ない港オアシスに認定されております。ぜひ、ウォーターフロントの魅力を多くの市民の皆様方にご活用いただきますよう、早期の復興に努めてまいります。

また、仮設店舗の有効活用の関係で出入り口の設置というお話をいただきました。隣接する臨港道路ではありますが、交通量が極めて多く、現在の形態では全体的に安全で円滑な道路交通になかなか困難を伴うというような、指導、公安委員会の方からちょうだいをいたしておりますが、なお今後どのような取り組みができるかを検討させていただきたいと思っております。

続きまして、水族館の誘致についてご質問をいただきました。本市のウォーターフロントの今後のあり方についてということで、10月20日でありました、塩竈市港奥部ウォーターフロント活用市民会議から、私の方に提言書をいただきました。提言の大きな項目ではありますが、北浜緑地と公有水面の利活用、そして海洋文化施設の誘致といったような内容でございました。本市の第5次長期総合計画では、海洋文化施設の誘致などに取り組み、市民が親しみやすく訪れる人にも魅力的な港を創造することが求められております。海辺の避難誘導ビューとしての機能と、その集客力は地域経済の大きな刺激となることが期待され、震災復興とのかかわりも高いものがあると思慮いたしております。

いただきましたご提言は、長期総合計画の趣旨に沿った内容であり、今回の動きに見られる市民の皆様への盛り上がりを受けとめ、震災復興の観点と港奥部周辺が多くの人々でにぎわう交流空間が創造されますよう、市民の皆様方とともに実現に向けた検討を進めさせていただきたいと考えているところであります。

次に、港湾についてご質問いただきました。商港としての利活用についてであります。仙台塩釜港は、国際拠点港湾の位置づけではありますが、塩釜港区につきましては地場産業の輸送拠点、内貿バルク貨物の輸送基地、さらには日本三景松島観光の玄関口としての機能を果たしております。しかし、現行の仙台塩釜港港湾計画の策定の中では、仙台港区では荷役の効率の低下、塩釜港区につきましては取り扱い貨物量の減少が改善課題の大きな論点となっております。仙台港区における荷役効率の低下では、貨物需用の変化に伴う輸送革新船の導入など、船舶の大型化が進行しますとともに、岸壁を使う時間がどんどん長くなってきているというような状況が発生をしております。これらの貨物船については、優位性にある塩釜港区へ移して

いくべきではないか。塩釜港区の機能の分担によりまして、こういった課題問題を解決していくべきではないかというような方向性が打ち出されております。

これらの結果を踏まえまして、今宮城県におきましては塩釜港区における冷凍水産物を陸揚げ、陸降ろしする船舶に対する入港料及び岸壁使用料の減免ということに取り組んでいただいております。要は、ただで岸壁を使っただけという内容であります。本市におきましても、あわせて特別とん譲与税を財源とした冷凍水産品科目取扱料に応じた補助金の交付の公的な優遇制度を導入いたしております。一定程度、そういった効果が発現されつつあるものと思っておりますが、今後も塩釜港区を多面的な角度からご活用いただけますようなさまざまな取り組みを行ってまいりたいと思っております。

そうした中で、議員の方から例えば老朽化した上屋等についてはどうであるかというご質問をいただきました。これから先、先ほど申し上げました貨物を取り扱う上で一定程度の広いヤードが必要であります。逆に今まで使ってまいりましたこのような上屋がそういった荷役の支障になっているというケースも出てきておまして、今宮城県の方に対しては将来このような輸送革新と申し上げておりますが、そういった船が着いたときに多面的な利用ができるような埠頭形態に、ぜひ取り組んでいただきたいというようなお話をさせていただいているところであります。議員からは、塩竈市では何をやるのかというお話でございましたが、基本的に港湾区域については港湾管理者が取り組んでいただくものと思っておりますので、なおそのような実現に向けて努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） どうもご丁寧な答弁、ありがとうございます。

2回目の質問といたらいいか、一問一答方式ですから、2回目以降の質問ということになるのでしょうか。順番に聞いてまいりたいと思います。

1番目の最初の①具体的復興事業の進め方ということでお答えいただいたんですけども、生活再建にまず取り組むということでございます。それから、いろいろ計画書にあるとおり、あれもこれも全部急いでやらずにちやないと、そういう状況だと思います。それで、やはり事業を進めるに当たっては、やっぱりお金の問題というのが一番ネックになってくると思いますので、今回の復興特区制度の活用とか、あるいはそのための復興交付金の活用を最優先に考えていただいて、市の職員の優秀な頭脳で柔軟に予算を持ってきていただけるようなものを大急ぎで考えていかないと、具体的にはこういう復興事業が進まないということになると思うので

すよね。

それで、どのような交付金事業で何を具体的にこれからされるのか、その辺のところもう少し、市の職員の方はこの復興特区制度に当たっていろいろ考えられて計画されていると思います。まず塩竈市の方で、そういう考えを国の方に出さないことには復興特区制度が認められないということで、大分前から職員の方々がいろいろ頭をひねってこの復興特区制度を活用するためにいろいろな事業を考えられていると思うんですけども、「こういうことも考えています」「こういうことも考えています」と、先ほどの答弁では多少中心商店街の海岸通で複合ビルの再開発を計画しているが、この辺のところ復興特区制度が使えるんじゃないとか、あるいは魚市場・水産加工団地のこの辺も、復興推進計画あるいは復興交付金事業を利用した復興特区制度をお考えだと。まずこの予算をつけることからやらないと、スピードアップと言われてもなかなかできないので、その辺考えていることが大分準備されると思うんですけども、具体的に市民の方にお披露目してもらおうと「ああ、頑張ってるんだな」ということが市民の皆様伝わると思うので、その辺のところをまず1点お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問いただきましたとおり、これからの復興事業であります、大きくは二つであります。一つは、災害復旧事業であります。昨日もご説明させていただきましたが三百数十億円、現在であります、今も災害復旧の査定業務が行われておりますので、これはさらにふくらんでいくというふうに考えておりますし、我々といたしましては果たして年内ですべての災害復旧事業が完了できるかどうかという不安ももう一つ持っておりますので、県国等に対しましては年が明けてからでも、ぜひ引き続き災害復旧を継続していただきたいという願いをしてまいりたいと思っております。まず、それが一つであります。

今議員の方からご質問いただきました震災復興特別区域法に基づく事業名、具体的に申し上げれば震災交付金事業という名称で呼んでおりますが、その概要についてご説明をさせていただきます。大きくは5種類の事業に取り組ませていただきたいと思っております。一つは、復興メニューにあります「住いと暮らしの再建」関連であります、具体的に申し上げれば被災市街地の土地区画整理事業等であります。約22の事業で、364億円であります。二つ目ですが、「安全な地域づくり」関連であります、街路整備、道路整備、あるいは一部は下水道整備などもこの中に入ってくるのかなと思っております、36事業であります。

約98億円くらいを予定をいたしております。また、「産業経済の復興」関連であります。水産施設復興整備事業、今ご質問いただきました魚市場の建屋でありますとか、関連する施設整備といったようなものがこの中に含まれると思っておりますが、12事業で約191億円くらいであります。それから四つ目ですが、浦戸地区の復興関連であります。例えば浦戸の災害公営住宅、高台移転等々かこの中に入ってくるものと思っておりますが、22の事業で97億円であります。このほかに、項目に入っております放射能問題に対する取り組みということで、一定程度の金額を計上させていただいております。以上合計で750億円というようなものが、今の段階で塩竈市として積み上げたものであります。これを改めて国の方に申請し、国の方からその内容をもとに査定を受けるということになりまして、国の方からは3月中に事業の決定を行いますというようなお話をちょうだいいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。そのように具体的にいろいろ、私が聞いたのは復興特区制度だけみたいな聞き方をしましたけれども、交付金事業もいろいろされているので、そういうところでしっかり急いで査定が受けられて、早く塩竈市に予算がついて、早くいいまちづくりがされるのを望んでおります。そういうことで、頑張っているいろいろ職員の皆様にもお疲れでしょうが、これがこれからの何十年か後の塩竈の未来をつくるもとになります。そして、このこういう特別な予算がある間に、しっかりと計画をしていただかないと、あとはその後はできないわけでございますので、皆さん方私も含めて任期中にその成果を見られるかどうかわかりませんが、長期的に塩竈の未来のために頑張っていただきたいと思っております。具体的な復興事業の進め方ということで、お聞きしました。

それで、750億円くらい既に復興事業を積み上げていただいているということになると、被害総額が1,100億円ですから、1,100億円分の事業をすると復興するかというと、それは復旧だけだと思うんですけども、この750億円くらいのこの計画が全部国から認められましたと、都合のいいことに3月中に全部査定が認められましたとなった場合、大体予想されているこれからの塩竈の相対的なこれから10年間計画では、前期5年・後期5年ということで、これからの復興を考えられている中では、どのくらいの進捗率というか、もし750億円を達成した場合どのようにお考えか、あるいはどのくらいかかるのか、その辺のところお聞かせ願えると大体このくらい進むんだなど。少なくとも、3期目の佐藤 昭市長在任中はこのくらい進むという

ようなことがおわかりになれば。大ざっぱな予想でございますので、大ざっぱな関係でよろしいので、どなたでも結構ですからご説明願えればありがたいんですが、よろしく願います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど災害復旧事業と、それから震災特別区域法に基づく事業と、二通りに分けてご説明させていただきました。災害復旧事業が約350億円を超える予算でありますので、合わせますと1,100億円ということになりますが、災害復旧事業につきましては基本的には3カ年で、その事業目的を終了するということが原則になっております。ただし、こういった状況の中でありますので、当然一定程度の繰り越し等はお認めをいただくとすれば、おおむね4カ年間くらいで災害復旧事業についてはすべて終了というような形になるものと思っております。

一方特区事業であります、あくまでも復興計画の中では前期5カ年間でできる限りの努力を申し上げるということを記載させていただいておりますが、先ほど来ご質問にもお答えいたしておりますとおり、例えば土地区画整理事業的な手法によるということになりますと、やっぱり事業申請、認可、それから区域の皆様方の同意率、さまざまな手続が必要になる事業であります。例えば塩竈でありますと直近では海辺のにぎわい地区土地区画整理事業ということでやっておりますが、やはり6年、7年という長期にわたる期間が必要となつてまいりますので、そういったものについては前期5カ年から若干ずれ込んでいくのではないかとというようなことを予想いたしているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。よろしく願います。

2番目の北浜緑地護岸と北浜・藤倉地区の復興についてお伺いします。先ほどのご答弁で、北浜地区のどのくらい道路のかさ上げするのかということではどの辺のところを基準にして、まず道路のかさ上げが決まらないと、動くにも動けないという状態です。まずその辺のところ、この辺は打ち合わせをしてということでございますが。

それからもう一つ、排水の方は自然流下だと、雨水の方は。そして、今後いろいろ計画するということでございますが、今のままですとやはり自然流下で雨水が流れているということは、この次もし近々高潮になった場合に、やはりこの北浜地区あるいは藤倉地区は冠水してしまうんじゃないかという恐れがございますが、その辺のところ何かお考えがあるのか。短期的に、すぐに起きたような場合に対応策というのか、そういうのがあればお願いしたいと思います。

それで結局は新河岸川のところの水門、やっぱりこれがおくれているからだと思うんですけども、水門をつけてポンプで吐き出ししない限りは、雨水対策は根本的に直らないと思うんですが、その辺のところ大急ぎでやっていただけるように、市の方からもこれは県の事業ですから、そうは言っても市民の方は県事業であろうが市の事業であろうがお役所でやっているということでございますので、要望するのは全部市役所でございますので、その辺のところ大急ぎでまずその水門が完成しないとやはり自然流下ということでは何か心配なような気がしますが、その辺のところ対策があればお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 3点ほどご質問をいただきました。

まず、北浜地区の道路のかさ上げという部分でございますが、先ほどの市長の答弁の中にもありましたように、北浜地区につきましては特に4丁目でございますが、今どの事業で整備をしていくかということを経地域の皆様と意見交換させていただいております。そういった事業の中で、どの辺まで上げられるかという部分の高さについては、決まっていくというふうを考えています。加えて、前面に位置しております緑地護岸についても今高さをまだ正式に決定しておりませんので、改めて設計をこれからやっていくようなスケジュールになっているかと思っております。そういった部分で、その前面に位置する高さ、あるいは背面の区画整理事業の全体の高さというのは、そういった中で調整をしていく必要があるだろうなというのが、まず一つでございます。

それから排水の部分でございますが、これにつきましては先ほどの答弁の中にありましたように、北浜地区の雨水幹線、雨水排水が一部やっぱり破損している状況にもあります。そういった部分で対流という部分があったり、あるいは自然流下でなかなか流れにくい部分もございますので、そういった部分の一つは災害復旧事業の中で当然直していくことになりまして、改めましてその排水の系統をもう一度精査させていただきながら極力自然流下で、要するにポンプとかをつけなくても流れるような状況に我々としてはしていきたいというふうを考えています。

3点目の一番下流にある水門の部分でございますが、こちらにつきましても先ほど来ご説明していますように、今回防潮堤の高さが決まった段階で、またさらに設計をしていくという手順になると思っておりますし、その辺のものについてはまた県の方と協議をさせていただきながら、議会の方にもご報告をしていきたいというふうを考えてございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。そういうことで、いろいろ計画はされているんですけども、やっぱり心配なのはそういう計画中に大潮が来たらどうするんですかというのが心配なわけですね。そのときの対応は、今の状態でどうなさるのか。その辺のところをお聞かせ願えれば、もし万が一来月にまとまった大雪が降って、あるいは低気圧で海ぶくれして浸水するようなときに、「こういう対応を打つんだ」と。県の方で「なかなか水門の工事が進まないから、進まないから」と言われても、もう何十年もたつわけです。

もっと言えば、北浜緑地護岸のところはチリ地震津波の50年前から全然やっとなの辺の仮堤防ができたところまでなったわけで、本当にそういう災害はいつ来るかわからない。想定外はいつ来るかわからないというのが、今回の震災の教訓だと思いますが。その辺、もし来月でもそのようになった場合に、市としては「こういう応急措置をしますよ。だからその期間、市民の皆さん我慢してください。そのかわり、こういうふうにします」というところ、そこを聞きたいんです。その辺のところがないと、やっぱり心配なんじゃないでしょうか。やっぱり自然流下と言われましても、結局海の水が上がってきたら自然流下で流れるんですかと。やっぱり新河岸川の河口のところ、仮の水門でも臨時的でも下ろして、そしてそこにいろいろなポンプを持ってきて吐き出すというような方法をしないと、冠水してしまうような気がします。

石巻でも、渡波地区で大分海拔が下がりました、大潮のたびに水浸しになるというのをたびたびニュースで流れて、皆様ご存じだと思います。ところが、5月か6月ころにその渡波地区で、この地区の中から雨水排水路というんですか、自然にある運河のような小さな排水路がございまして、そこを土のうでとめてしまったと、もう上がらないように。そういうところは水門をとめないでだめだと。土のうでとめてポンプアップしたら、それからあのようにならぬ渡波地区が大潮のたびに冠水するというニュースがなくなった、そのように報道されておりますが、やはりもとになるところの出入口部分、これは北浜のそこばかりじゃなくて中の島地区の排水ポンプの排水路、排水路を幾らかさ上げしようがやはり、別な方の質問になって悪いんですが、結局は問題解決しないと思うんですが。

素人考えの方が正解だと言われる場合も、やはり専門的な考えの方はきっちり設計して順番にいったと。でもやはり災害は想定外でございますので、その辺の想定外のことに対して対応、こういう体制を組んでいると。「ポンプはこのくらいかいてあるから、それでやります」と、その辺のところをお聞かせ願えると市民の方はもっと安心するんですが、いかがでございませ

ようか。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） ちょっと説明不足があったかと思います。自然流下という部分については、当然高潮の高さも考慮した部分での自然流下ということで我々は考えたいと思っ  
ているのが一つと、それからあと新河岸川を水門でとめるということのご提案でございますが、  
それは一つは上流からのはけ口でもあるわけでございますので、当然雨が降った際にはそれか  
ら湾内に流出していくという大事な役目も持っていますので、そういった部分でとめるとい  
うことではなくて、やはり低いところについてはそれなりに我々も大型土のうを設置させてい  
だいて、対応をさせていただいておるところでございますので、今後も気象状況などを十分確  
認しながらしっかりと対応していきたいと、このように考えてございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） もうあと時間もそろそろないので、魚市場水産加工団地の復興特区  
制度について。一番難しいというか、加工団地の地盤改良の問題ですね。やはりこれがなされ  
ないと、産業がその団地が成り立たないと思うので、その辺の考え、方針だけありましたら、  
よろしくをお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 小山産業部次長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） 水産加工団地の地盤沈下に関して、ちょっ  
と今さまざまな国の制度の方が3次補正予算も含めて出ております。そういった中で、特3漁  
港の地域につきまして、漁港とあるいは臨港道路、岸壁等と一体となった民地のかさ上げ、こ  
ういったことが一定程度認められ得るような、いろいろな条件があるようでございますがそう  
いった制度がありますので、今そういったものが適用されるのかどうかということで照会をさ  
せていただいております。引き続きいろいろ研究をしていきたいと思っ  
ておりますので、よろしくお願いをいたします。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

○議長（嶺岸淳一君） 以上で、志子田吉晃君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時54分 休憩

---

午後3時10分 再開

○副議長（鈴木昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番阿部かほる君。

なお、阿部かほる君は一問一答方式にて一般質問を行います。7番。

○7番（阿部かほる君）（登壇） 自由民主の会の阿部かほるでございます。

質問の機会を与えていただきました同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。また、お寒い中市民の皆様傍聴においでいただきました。ありがとうございます。

平成23年も残すところあと半月となりました。本格的な寒さを迎える当たり、被災されました多くの方々への思いを深くしております。復旧から復興へ、市長を初め職員の皆様にも本当によく頑張ってくださいました。新たな年へ向けてさらに着実に歩みを進めるべく、責務を果たしてまいります。

今回の東日本大震災の塩竈市震災復興計画がまとまり、震災復興計画検討委員会から議会全員協議会にご報告がありました。短期間に真摯に討議を重ねられ、策定されました。委員長を初め委員の皆様には、心から御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は一問一答方式を選択しておりますので、この壇上からは前もって通告してあります質問の事項を申し上げ、詳細は議席から申し述べますので、市長並びに当局の皆様、ご答弁をよろしく願います。

初めに、東日本大震災の検証及び今後の地域防災とまちづくりということで、6項目ほど取り上げております。その1として、塩竈市を襲った大津波の検証についてであります。これまではテレビあるいは映像、写真、あるいは体験者の文章や報道など、おおよその状況は理解できますが、よく言われているのが松島湾内沿岸部の被害が他に比べて救われた面があり、これは湾内の島々が守ってくれたのではないかと。そうであるならば、浦戸諸島にどのような形の波が押し寄せたのか。波の高さ、速さはどれだけだったのか。そして、塩釜湾内に進入した津波の形態はどうだったのか。これを調査し、正確に検証し、今後の防災対策、復興のもとに据えることが大切だと思います。

また、各所につくられております防潮堤はどのような働きをしたのか。塩釜湾内の場合、観光との兼ね合いで防潮堤を単に高くするだけでいいのか。議論の余地がまだあるのではないのでしょうか。あわせてお考えをお聞かせください。

その2として、検証の結果は当然今後の防災教育やまちづくりに生かすこととなりますが、ここで二、三例を挙げれば、浸水区域内の観測各地点に、高さや速さを記録した標識ポール

を立てて、日常的に市民や来訪者に対し津波対策の啓発活動に活用する、これは将来に語り継ぐ手だてにもなります。また、浦戸諸島などの防潮堤の強度・高さ等決定の基礎資料にもなります。このように、映像、写真、体験談のみならず、津波の動きの科学的、学術的検証があつてこそ、復興計画が確実なものになると思いますが、お考えをお聞かせください。

その3といたしまして、被災3地区を含めたまちづくり計画については、浸水しました北浜、藤倉、港町初め各地域ごとに町の特徴を生かしながら環境整備が行われ、復興が進められるものと思います。しかし地盤沈下、水害、道路整備、民有地かさ上げ整備等、各地域の共通した問題は早く青写真を提示し、特に民有地の取り扱いについての方向性はいかがなものかお尋ねいたします。

その4といたしまして、道路整備と民有地整備についてどのような計画を立てているのか。また5として、建物解体後の跡地の利用についてどのようなお考え、計画があるのか、あわせてお尋ねいたします。

その6として、市内浸水区域の公園等の地下を貯留池として活用する考えについてお尋ねしたいと思います。浸水区域内は、津波、高潮、雨水等による水害は恒常化し、深刻であります。抜本的解決策として、浸水区域内にある公園の地下を貯留池として活用するお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

2番目は、商店街の再生計画についてであります。ここでは2点取り上げ、お尋ねいたします。

その1点は、商店街の建物解体後の跡地の再生計画であります。今、市内被災地区は復興に向けて建物解体が進み、更地が目立つようになりました。この商店街の復興は、急がなければなりません。特に海岸通は市の中心であり、本塩釜駅を囲む大事な商業地域であります。被災後、自力で立ち上がり営業を再開されたお店も、まわりの建物がなくなり空き地化が進むと、やむなく解体を余儀なくされる状況が出てきております。この追い込まれた状況の中で、商店街の新たな再生計画が示されることを望む声が上がっております。市としてのお考えをお聞かせください。

2点目は、被災区域の街灯の件であります。空き地化が進んだために暗がりができ、不安な状態になりつつあります。街灯の設置計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

3番目は、公営住宅の建設見通しについてお尋ねいたします。市内並びに浦戸、建設する土地の確保はどうなっておりますでしょうか。建設見通しと建設場所については、生活の利便

性を確保する交通手段等お考えになっていらっしゃるでしょうか、あわせてお尋ねいたします。

4番目といたしまして、観光対策について。震災後の観光産業にどのように取り組まれているのか。具体的に項目を挙げてお聞かせください。

5番目に、浦戸諸島の岸壁の復旧状況についてお尋ねいたします。浦戸諸島の岸壁は、仕事と生活に利用され、島の暮らしには不可欠な岸壁です。状況をよく把握し、より早い復旧整備をお願いしたいのですが、どのような進捗状況かお伝えください。

復旧から復興への大切なスタートを切る時期にあります。塩竈市がどのような町として生まれ変わるのか、変われるのか、しっかりと基礎固めをし、進んでいきたいものと質問させていただきます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から、5項目にわたるご質問をちょうだいいたしました。

初めに、塩竈市を襲った大津波の検証についてお答えいたします。このことについてであります。本市では港町の貞山運河に検潮所が設置をされておりまして、大津波の際には地震直後からの引き潮の後、16時2分過ぎに第一波として塩釜湾の平均海面プラス370センチメートルの最高到達潮位を観測するなど正確な記録が残されており、これは本市の津波災害対策上も貴重な資料になるものと考えております。

また、こういったことではなくて、例えば土木学会でありますとか独立行政法人港湾空港技術研究所など、国の関係機関が現地調査をし、津波が浸水した建物などの痕跡をもとに津波高を推計調査いたしております。国土交通省におきましても、被災状況調査を実施中であり、後日調査結果がまとまり次第公表されるものと考えております。

これらの調査が進むことによりまして、今回の津波の詳細が明らかになってまいりますが、しかし沿岸全域を範囲として実際の津波がどのような高さで、ご質問のどのような速さで到達したのかを実測値として正確に把握することは、今となつては非常に困難であります。このため、現在国の直轄事業として国や県、東北大学などが共同で津波のシミュレーションを開発しており、これによって津波の波形、高さ、速度などがかなりの精度で再現されるものと期待をいたしております。

そういった中、防潮堤等の高さについても広く市民の皆様の意見をというお話でございましたが、現在マリゲートの駐車場と北浜地区に防潮堤整備高の目安がわかる構造物を設置を

させていただいております。また、市のホームページやチラシなどで市民の皆様方からもご意見を募集しているところでもあります。

また、議員から防潮堤が果たしてどのような役割を果たしたのかというご質問、ちょうだいいたしました。一般的には、津波の流速が4メートル毎秒を超えますと、家屋の流出倒壊に直接つながると言われておりますが、本市ではこれを下回る流速であったろうと、具体的には2メートルから3メートルというようなことが言われているようではありますが、こういった速度であったのは、やはり防潮堤が一定程度速度を遅める役割を果たしたのではないかというふうに推察をいたしているところでもあります。

次に、津波の検証結果の防災教育、まちづくりへの活用というご質問でありました。先ほどご答弁させていただきましたとおり、今回の津波の高さ、波形、速度などの把握は、地形により大きく異なるものと認識をいたしております。しかし、浸水地域内の痕跡などは、国土交通省による被災状況調査で後日明らかになるわけでありまして。ぜひこれらを活用し、例えば電柱などを利用して津波の到達地点、高さなどの痕跡を表示しておくことにより、そこにお暮らしいただく市民の皆様が日々の生活の中で、大震災の記憶や教訓を改めて思い起こすきっかけになるのではないかというふうに考えているところでもあります。

震災復興計画の中でも、震災被害の後世への伝承として、震災に関する資料の収集整理、保存を推進することといたしておりますので、今回の震災被害を決して忘れることのないよう、後世に受け継いでまいりたいと考えております。

被災3地区の被害とまちづくりの方向性についてご質問いただきました。港町地区であります。住宅や事務所などの建物被害のほか、埠頭、上屋、倉庫、飼料会社等の港湾関連施設も甚大な被害を受け、多くの建物の解体撤去が進められております。また、中の島中央公園付近では、標高ゼロメートル以下の場所も生じており、高潮時には道路冠水が頻発しておりますため、緊急的な対策として大型土のうの設置をさせていただいたところでもあります。また北浜地区であります。防潮堤が未整備でありました沿岸部において、住宅あるいは水産加工業の工場に甚大な被害が生じております。藤倉地区は特に市道藤倉梅宮線周辺において地盤沈下が著しく、道路などの排水機能が低下し、課題を抱えているところでもあります。

これら被災3地区を含め、今後の震災復興の進め方についてであります。まず港町地区については11月に地盤沈下の影響が著しい沿道の方々、町内会の方々と今後のまちづくりについて意見交換をさせていただきました。結果として、港町地区での面的な整備の具体化検討

のために、12月にさらに測量等の基礎調査を行い、事業手法、具体方策を整理した上で、年明けから改めてその施工方法についてご相談をさせていただくことといたしております。

また、北浜地区であります、一部工場で操業が再開され復興の兆しが見えつつあり、今後は県事業の防潮堤機能を備えた緑地護岸も整備が進められる予定となっております。12月8日に、復興事業に係る地区の皆様との意見交換会を開催させていただきました。この地区は、駅に近接した工場圏が中心地でもございますので、今後は地域の皆様や権利者の方々のご意向を踏まえながら、国の復興事業を活用し狭隘な道路の解消や街区整序などにより、利便性の高い職住近接型の市街地を形成しつつ、地区の環境改善を図ってまいりたいと考えております。

藤倉地区におきましても、12月7日と9日に市道藤倉梅宮線周辺の方々と意見交換を行っております。今後につきましては、地域の皆様や権利者の方々の意向を踏まえながら、良好な住環境の形成に努めてまいります。

4番目につきましては、担当部長よりご報告をさせます。

5点目、建物解体後の跡地の利用についてであります。本市では、復興計画の基本理念に掲げさせていただいておりますとおり、長い間住み慣れました土地で安心した生活をいつまでも送っていただくように、現在地での再建を基本とし、早期復興に取り組むことといたしております。現在では、被災した建物の解体撤去が進んでおり、港町や新浜地区では工場や倉庫等の業務用地が、また北浜地区では本塩釜駅周辺の利便性の高い場所にも、まとまった土地が生じてきております。今後、県におきまして数十年から百数十年の頻度で発生する地震による津波を対象とし、人命と財産を守る防潮堤が整備されることとなります。被災された3地区を含め、沿岸の皆様により安心した生活と商業等を営めますよう、住環境整備に努めますとともに、それぞれの地区の特性や用途に応じた誘導方策を取り入れながら、建物解体後の土地の利活用を図ってまいります。

次に、市内浸水区域の公園等の地下を貯留施設として活用してはというお話でありました。本市では、平成6年4月に水害に強いまちづくりを目標とした「塩竈市総合治水計画」を策定いたしております。この大きな目標を達成するため、10年確率に対応した整備を雨水幹線、雨水ポンプ場、調整池、貯留管の根幹施設で、また当面の安全度の向上と将来に向けた30年確率の浸水安全度を達成するため、雨水の流出抑制を図る宅内貯留施設を補完施設として位置づけ、この目標達成に向けた整備を推進いたしております。

ご質問いただきました公園等への貯留池整備であります。これまで旧塩釜線跡地を利用した中央第1貯留管、中の島公園の北側道路内への中央第3貯留管や新浜町公園調整池等の整備に取り組んでまいったところであります。貯留計画量19万3,000立法メートルに対しまして、約6万8,000立法メートルが取り組まれておりまして、35%の進捗率となっているところであります。

次に、商店街の再生計画についてお答えをいたします。建物解体後の跡地の再生についてありますが、特に海岸通地区についてご質問いただきました。海岸通地区は、被災家屋の解体撤去が進んでおります。本市の復興計画では、国道45号のかさ上げや地区の環境改善、複合的な再開発の促進など、商業地区としての復興に向け課題を整理をさせていただきました。早期の土地活用が期待される地域であります。再開発事業はその地域の居住者、事業者の皆様のご事業であり、地元のご意向が何よりも大切ではないかと判断をいたしております。

11月には、海岸通商店街の役員等の皆様と、今後のまちづくりにつきまして国の第3次補正等の情報提供をさせていただきながら、意見交換をいたしました。その際、地元の皆様方からは再開発の事業主体となる組織化に向け検討を進めたいとお話をいただいております。まずは、地域の皆様のこのようなご意向を、大切に見守ってまいりたいと考えております。

また、街路灯の問題についてご質問いただきました。残念ながら、浸水区域におきましては街路灯等も倒壊をしている現状にあり、地元民の方々が夜お出歩きになられるときに、懐中電灯等をお持ちになってお出かけになる姿も拝見いたしております。大変憂慮いたしております。既にLED街路灯設置ということで、被災が大きかった浦戸地区とそれから市内の浸水区域に対しましては、早急に街路灯の整備を行わせていただくことといたしております。

次に、災害公営住宅につきましてご質問いただきました。建設場所等についてお尋ねをいただきましたが、本市の震災復興計画は、「長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送っていただけますように」という基本理念を掲げさせていただいております。生活の基盤である住いにつきましても、津波による浸水に対し一定の防護策を講じながら、震災前の暮らしを一時も早く取り戻していただく考え方で復興が理想的ではないかと考えております。しかし、沿岸部の地域は防潮堤の整備や地盤のかさ上げなどの抜本的な対策が必要であり、一定の整備期間を要することから、早期の整備が求められます災害公営住宅につきましては、まずは津波被害の及ばなかった地区において建設候補地を選定をしてみたいと考えております。

特に、戸建てタイプの災害公営住宅につきましては、一段のまとまった土地が必要になりますことから、例えば山の手の土地等も視野に入れながら適地を選定をさせていただきたいと考えておりますが、議員ご質問の利便性の高いという部分につきましては、集合住宅適地が市内の中にも残されておりますので、今後こういった場所も検討させていただきたいと考えております。全壊判定を受けました世帯を対象としたアンケート調査も実施をさせていただきましたが、被災者の方々のニーズにこたえながら、ご指摘のございました利便性も考慮しながら、建設候補地の選定を進めてまいりたいと考えております。なお、一定の方向性が定まった段階で、議会の皆様にもご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、観光対策についてご質問いただきました。震災後の観光産業への具体的な取り組みについてというご質問でございました。震災後の風評被害や観光自粛ムードを払拭し、1日も早く町ににぎわいを取り戻すため、4月には尚早に山形県村山市で開催いただきました「絆に感謝、しおがま大漁市」を皮切りに、数多くの外販活動を継続してまいりました。

具体的には、東京都の浅草や千葉県柏市、新潟県三条市、神奈川県横浜市、京都市下京区を初め、お声がけをいただいた自治体に可能な限り出向きまして、ご支援に対する御礼と物産品の販売などを行い、元気な塩竈をPRさせていただきました。また、私もJR東日本東京支社や首都圏の旅行会社などを軒並み訪問させていただき、本市の復興状況をご説明し、団体ツアーの企画をお願いいたしてまいりました。訪問先の皆様方からは「早速団体ツアーを企画いたします」と、大変力強く温かいお言葉も数多くちょうだいいたしました。市内では、復興と市民の元気回復を旗印とした塩竈みなと祭の開催を契機として、全国塩サミットや復興どっと祭などのイベントの開催や、仲卸市場やみなと復興市場では定期的に復興市を開催するなど、市内に元気・活気を取り戻す取り組みを継続いたしております。

これらの取り組みにより、秋口からは多くの団体バスツアーのお客様が本市を訪れ、また町歩きイベント、駅長お勧めの小さな旅の再開に伴い、商店街や塩釜神社周辺を散策される観光客の姿が散見できるようになっております。今後も、観光客数を1日も早く震災前の水準まで取り戻せますよう関係機関の皆様と協力しながら、全力で頑張っております。

最後に、浦戸地区の岸壁の復旧状況についてご質問いただきました。島によりまして管理者が異なりますので、島ごとにご説明をさせていただきます。

初めに桂島ですが、漁港につきましては第2種漁港であり、宮城県が管理をいたしております。既に災害査定を完了しており、今後優先順位の整理を経て整備すると聞き及んで

おります。また、石浜の岸壁は港湾区域の海岸保全施設であり、これも県の管理施設であります。港湾課であります。施設ごとに10月と11月に災害査定を完了しており、今後計画的に復旧工事に着手する予定であります。

次に野々島であります。漁港は第1種漁港で本市が管理をいたしており、今週今現在もであります。災害査定を受けております。本定例会に提案させていただきました漁港の災害復旧事業費10億円の予算により、今後速やかに地元漁業者や住民の皆様と協議し、優先順位の高い例えば浮棧橋、北防波堤、さらには寒風沢の物揚場等について、年度内に契約が締結できますように整備を進めてまいります。

寒風沢地区は第1種漁港であり、県が管理をいたしております。野々島と同様に、今週査定を受けておりますので、速やかに漁業者と相談をして、工事に着手をさせていただきます。

最後に朴島でございます。岸壁につきましては県が管理する建設海岸施設でございます。仙台土木事務所に確認をいたしましたところ、現在も破損箇所から浸水しているため、応急処置をしながらポンプによる排水を実施しているとのこととあります。今後災害査定を受けることとなっておりますので、その後は本市や漁業関係者などと調整し、工事に着手する予定ということとあります。今後、引き続き島民の皆様方としっかりと協議を重ねながら、復旧・復興に努めてまいります。よろしくお願いをいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 道路整備と民有地整備についてお答えをしていきたいと思っております。

港町、北浜、藤倉地区など、被災地区の皆さんとは現在事業手法について意見交換をさせていただいております。この意見交換の中で出された意見を踏まえまして、現在基礎調査を進めておるところでございますが、その基礎調査の結果に基づきまして、年明けから事業の具体方策を整理していきたいと、このように考えております。

今後の道路整備に当たりましては、道路のかさ上げに伴う影響範囲について、民有地に関しましても一定の対応が必要かと思っておりますので、そういった部分についての対応をしっかりとやっていきたいと思っておりますが、地盤沈下が生じているお住まいの皆様からは、環境改善のための宅地や建物基礎のかさ上げという部分で随分とご相談もいただいております。現行の制度におきましては、こういった土地や建物等の私有財産に対する支援策といったものについては国の補助制度上ございません。残念ながら、市といたしましても具体的な計画についてはまだ対応できない状況にあります。

一方、仙台市におきましては浸水が予想される地域において、現在地での住宅再建のために所有者みずからが盛土または基礎のかさ上げ等の住宅工事を実施する場合の支援制度創設を検討していると伺っておりますので、本市につきましてもこうした支援策について勉強させていただきたいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

それでは、震災の検証のところから質問をさせていただきます。各地区ごとの津波の形状、あるいは塩釜港への流入経路、海から陸へどのような方向で津波が入ってきたのかとか、あるいは島々をどのような形で波がめぐり来たのか。高さ、角度、それは津波から逃れた地区があるということですね、メカニズムです。そういう免れた原因となったものはどういうものなのかということ、しっかりここで地形的に調べていただけたらという思いであります。

というのは、これはこういった検証があつて初めて、場所によって防潮堤の高さとかあるいは港町であれば企業が撤退しまして建物が解体されました。地区の方は、「まるきり岸壁まで本当に見通しがよくなりました。非常に不安だ」というようなお話も伺っております。そうしたときに、例えば企業誘致をしたときに企業の方でコンクリートの建物を建てていただく、これは一つの多重防御の形となると思いますけれども、そういったこれからのまちづくりに関する予想の中でも、こういったことを検証しておくということが非常に大切なことではないかというふうに思うわけです。

それから浦戸の島々ですけれども、防潮堤の建設計画、これはこういった検証のもとに大きな一石になるのではないかと。特に野々島の場合、私は行く前は船着場から波が来たのかなという予想をしていたんですが、島の方たちも大変予想外だった、柳浜の方から津波がやってきたと。そういったことで、島の防潮堤の建設というところを十分に島の方たちと話し合いをしながら、これから決めていかなければならないのではないかとというようなことを思ったわけです。

それで、こういったことを踏まえて、何とか国の予算の中に今回東日本大震災復興特別区域法というのが12月7日に成立いたしました。五つの省で40事業が対象になりますけれども、その中の復興交付金対象事業、国土交通省23事業の中の一つですけれども、都市防災総合推進事業として津波のシミュレーション等の計画策定という項目があるんですね。私は、先般塩竈市で東北大の災害制御研究センターの今村先生をお呼びして、今回の大震災の検証とい

うようなお話を伺いました。津波のメカニズムをきちっと解明するということがいかに大事かということをお学んだわけですが、こういった事業もありますので官学連携という形で何とかしっかりと映像の中でとらえていただくなり、それを何とか生かしていけるような方法はないのかというふうに思いますが、再度お願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどの答弁の中でも、例えば港湾技術研究所でありますとか土木学会、さらには国土交通省が先ほど議員の方からお話いただきました都市防災総合推進事業、津波のシミュレーションというような事業者を活用してこの解析に取り組んでいるところであります。私も、今村教授の津波の報告会といいますかに足を運びましたが、手法としては逆に先ほど議員の方から言われましたように、塩竈地区ではここまで津波が来ましたというような地点を押さえまして、どういう形でそこまで津波がいったのかということ、電算機を活用して何千回という、数値シミュレーションというのはまさにそういうものを言うのかと思いますが、そういったことで検証するという意味でありまして、必ずしもそれかということではなくて、おおよそこういう津波であったろうということを検証することだと思えます。

沖合の方では、今回の津波について例えば高さでありますとか周期、波長といったようなものについてはかなり正確なデータとして整理をされております。ただ、湾内に入ってきてから先がどのような動きをしたのかというのが、これは我々ももう人命救助ということが第一でありましたので、なかなかその辺までは目が行き届きませんでした。今そういうことをやっておりますので、間もなくそういう解析結果が出てまいりますかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。いろいろな画面のシミュレーション、そういったことの大切さというものを私たちもしっかりと確証を得たいというふうに思っております。

それで、そういったことがなぜ大事なのかというのは、それを学びの場に取り入れていただけたらと。塩竈市の地形、あるいは松島湾、塩釜湾、さまざまに私たちが住んでいるこの湾内ですね、特に。大きな意味での三陸沿岸それから福島沿岸の津波というのは非常によく分析され、解析されておりますけれども、松島湾内は実に複雑な波の動きがあったということ

で、一つの学術的な研究になるのではないかというふうに思っているわけです。そしてまた、子どもたちに、中学生くらいになればさまざまな学問に着手する、あるいは興味を持つ時期かと思います。そういったときに、私たちが体験したこういう津波の現象、地学、土木、建築、あるいは地震と自然環境、そういった研究への興味へと、そういうものがつながっていくのではないか。それも一つの防災教育ではないかというふうに私は思っておりますが、そういった視点のお考えはありますでしょうか、よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 今、塩竈市教育委員会としましては、子どもたち、それから教職員の体験談をもとに、どのようなことを自分たちが体験したかということで、体験談をまとめております。そういう中で、今回の震災において子どもたちが何を感じ、今後どのようにしたらいいかということをご指導してまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。私たちの体験をむだにしたいくないという思いがありますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、3番の被災3地区を含めたまちづくり計画について、今ご答弁をいただきました。それぞれの地区ごとに周辺の環境整備というものを勘案しながら、復興が進められていくと思います。今お話をいただきましたけれども、共通の課題、問題点、ただ国土地理院の分析が出ていたのですが、数十年間は回復が困難という結果も伝えられております。地盤沈下等の手当というものは、本当にこれから先のことも、何十年先のことも考えながら地盤の整備をやっていかなければならないかと思っております。

今お話にありましたように、港町地区、これは観光開発の整備ということもありますし、また企業誘致の整備ということもあるかと思っております。それから北浜地区は町に近く、隣接している商業地域としての整備、そういったことが主眼となるかと思っておりますし、また藤倉地区は居住環境を重視しての整備ということがありますけれども、今伺った中でこれから整理していく部分がありますが、少なくともできるだけ早くそういったものを地域ごとに提示していただくというのが一番大事なんです、大体おおよその目標としてはどのくらいの時期までにこういった青写真といいますか、計画といいますか方向づけが見えてくるのか。もし予想ができれば、お聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 先ほどちょっとご答弁申し上げましたが、年明けにはさらにもうちょっと詳しい測量結果などを踏まえた意見交換をもう一度やりたいと。それでもって一定程度整備手法を決めさせていただいて、それに基づく事業費を今度洗い出すというような作業になっていくかと思えます。

いずれにしても、3月いっぱいにはきちっとした形で実施計画を取りまとめていくということが必要かと思っていますので、短い時間ではございますがしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

なかなかいろいろな交付金対象事業というものが出てきまして、大急ぎでやらなければならないことがたくさん出てまいっております。道路整備と民有地の整備ですけれども、道路はかさ上げという形になると思いますけれども、この民有地のかさ上げですね。これは、今私有地としてお住まいになっていらっしゃる方もおりますけれども、この辺はこの震災復興特別区域法の中の都市再生土地区画整理事業と、それから津波復興拠点整備事業という、二つのところに出ておりますかさ上げ、地区全体が補助対象ということで出ているんですが、この辺はどのように解釈したらよろしいのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今基幹事業40事業の中から、民間の宅地の地盤沈下対策というご質問であったかと思えます。実はこの40事業の中に、そういった項目としては30番目に造成宅地活動崩落緊急対策事業というものが新規に追加をされております。これは、例えば道路に面したところからブロックを積んで高いところに宅地をつくりましたと。しかしながら、今回の地震でそのブロック積みが傾きまして、道路の安全性も脅かされるというような状況の場合には、この30番目に書いてあります造成宅地活動崩落、活動というのは動くという意味ですね、動いたりしたというものを直す事業が該当するのではないかということをお言われておまして、実は仙台市さんはこの事業で、例えば緑ヶ丘でありますとか茂庭台の住宅団地の被害救済ということを考えられているようであります。

本市におきましても、今回の事業の中でぜひ山の手の方で被災を受けられております方々の被害救済に、ぜひこの造成宅地活動崩落緊急対策事業を活用しまして、何とか公的なご支援をとということで、今先ほど申し上げました750億円の予算の中にも計上させていただいたとこ

るであります。ただ、1点問題がりますのが、こういった状況ではなくて普通の宅盤で地盤沈下した場合ということについて、実はなかなかそれらについて国の方なり県の方なり、そして我々なりという立場での救済というのがなかなか見つからないというのが現状でございます。ただ、何とかそういった方策をぜひ、我々国の方と協議しながら、地域の皆様方の置かれました窮状を解決するためにはそういったことも極めて大切であるという認識はいたしておるところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

ただ、このいろいろな事業の内容的なところを読みますと、土地のかさ上げを補助することですけれども、地区全体というか例えば石巻のように地区が全体壊滅的になっているところとか、そういったところが補助対象なのか、港地区にしるあるいは北浜にしる、大分本当に更地になってまるきりかさ上げをしなければならぬ地域が今塩竈市ではできて、藤倉もそうですがそういったところがこの都市再生土地区画整理事業の中でかさ上げ的なものはできないものかどうか。いかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来ご説明させていただきましたが、例えば具体的にであります北浜4丁目地区であります北浜沢乙線から海側の部分であります。旧来から、かなり狭い道路、3メートルから3メートル50くらいかと、そういう狭隘な道路の中で土地利用がされてきた地域であります。なおかつ、先ほど来ご質問いただいておりますとおり地盤が低いために、海からというよりは地盤の中から吹き出して浸水被害を生じておられるという方々も数多くおられるわけありますので、先ほど申し上げましたように塩竈市といたしましては一定程度区画整理的な事業手法もあるのではないかとということ、地域住民の方々に申し上げさせていただいております。

当然のことではありますが、区画整理事業ということで取り組むとすれば、地盤の盛土を初め今申し上げましたような地域内を網羅する良好な道路環境等もあわせて行くと。新しいまちづくりをやるわけありますので、そういったことも可能になるわけあります。ただ、ちょっと港町地区なんかについて地域の皆様方となかなか意見のすり合わせができないという部分ありますが、今申し上げましたように区画整理事業ということについては基本的に一定程度の土地の所有者に土地を供出していただいて、そういったものをもって事業を進める

ということであります。ところが、例えば港町地区なんかにつきましては、既に街区道路が整備をされております。今被害の状況から見ますと、街区道路を上げることによりまして一定程度の道路機能は回復される。ただ、中に取り残される方々の宅盤が道路から低い部分になってしまう。その辺については、今担当の方でいろいろ国県と打ち合わせをさせていただきながら、少なくとも道路に面する第一線の土地については、道路整備事業の中で一定程度対応ができないかというようなご提案をさせていただいているところではありますが、再三申し上げますとおりこの事業がようやく新しく追加をされたわけでありますので、まだまだ明確に申し上げかねる課題がございますが、我々はそういった課題を解決して、地域の皆様方の一助になればというのが思いでありますので、しっかり頑張ってまいりたいと思っております。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。本当に新しい制度で、これからどの程度の枠で、どのようなところに当てはまるかということもいろいろとこれから進めていく部分かと思えます。

それで、次の建物解体後の跡地の利用というところで、実は北浜地区は相当な更地ができて、ちょっと私も耳にしたんですが売りたいでも買い手がないというような、余りにも土地が広いために、そういったところも出てきているようでございます。こういったところで、土地区画整理あるいは公共公益施設の建設といったところもちょっと考えられるのかなというふうに、今考えております。石巻には、今不動産業者の方がマンションを建てていると。それは、防災に向けて非常に設備等、一番屋上には太陽光のパネルをつけるとか、あるいは食糧とか毛布とかの備蓄をする倉庫を設置するとかといった、そういった新しい民間による立ち上げもできてきているようですけれども、塩竈市としては民間に土地を提供することで建物が建っていくという部分もあるかと思えますので、その辺のところの計画というのはあるのかどうか、ちょっともしあればお聞かせ願いたいと思えます。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 先ほど来お答えさせていただいていますが、今例えば北浜4丁目地区につきましては区画整理事業ということを前面といたしますかお話をさせていただき、地域の方もそれなりに一定のご意見の集約をしつつある箇所でございます。ただ、区画整理をやってさらにその上に何をという部分につきましては、まだまだこれからだなというふうに思

っていますので、大きな課題として今後我々もとらえていきたいと、このように考えております。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

それでは、市内浸水区域内の公園等の地下を貯留池として活用というところで、ちょっとご提案申し上げました。これまでの塩竈市の歴史というのは治水対策の歴史ではないかと思えるほど、この水害に対応するためのさまざまな施策を今までやってきておりますが、なかなか自然の猛威といいますか自然の力に及びません。しかし、日本の技術力をもって考察する必要があるのではないかと。そして、私も考えましたけれども、さまざまな装置、ポンプ場初めそういったものを駆使しながらも、ある程度一定期間そこにためるという意識もあっていいんじゃないか。雨音が少なくなった、あるいは潮が引いていったというときにその水を流すという方法であれば、非常にそれは効果的な働きをするのではないかというふうに思っているわけです。

これは、国交省の復興交付金の中に都市公園事業というものがあまして、雨水対策というよりも津波を減衰させるような、浸水被害地域の軽減ということで出ているようですけども、津波の防災機能を発揮するような、あるいは避難タワーを設置する、さまざまな公園の使い方、そういったものがちょっと出てきておりますので、こういったことも活用しながら、もう一つこの治水関係の対策というものを広げていってはいかがかというふうに思いますので、もしその辺のお考えがあれば、もう一度お聞かせください。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） お答えをしていきたいと思えます。

今議員の方からご提案のありました5種40事業、これのメニューということで我々の方でとらえている情報について、若干ご説明をさせていただきたいと思えます。今提案のありました都市公園整備事業であります、これにつきましては津波被害を軽減する機能を有する公園として、津波防災緑地の整備を交付対象とするというようなことをイメージされているようでございます。そういったことで、我々としても先ほど来ご答弁申し上げましたように、高い区域でのまずは貯留というものをちょっと加速させていきたいという部分があるのが一つと、それから先ほどご説明を若干させていただきましたが、中の島公園につきましても第2ポンプ場の建設を計画してございまして、その中の島公園の地下を利用した貯留というも

のについても、その計画の中で一体として整備していくというような方法も考えてございますので、そういったところの整理をまずさせていただきたいと、このように考えてございます。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひこういった交付金を利用して、この際ですからしっかりと治水対策をよろしくお願ひしたいと思います。やはり、一つの方向づけだけではなくて、これからの公の施設建設あるいは利用方法、活用方法というので新たな活用方法を考えていければというふうに思います。

それでは、先に進みます。時間も少なくなりました。公営住宅の建設見通しについてお伺いいたしました。私は、利便性の確保というところでお伺いしましたが、ぜひ公営住宅を建てるときは町中に建てていただきたいというのを、私は申し上げたいと思います。なぜならば商業地域、人の回遊とかあるいはにぎわいというものはそこに住まなければ、人の住まない町というのは非常に魅力のない町になって、衰退していくというふうにも言われております。ぜひそういった住宅の建設を町中に持ってきて、皆さんに楽しんでいただいたり、あるいは学校あるいは病院、そういったところの日常生活の中で通勤も便利というところでお暮らしをいただけたらというふうに思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁を申し上げさせていただきましたが、本市は300戸程度の災害公営住宅の建設を予定いたしております。今アンケート調査を実施をさせていただいておりますが、例えば集合住宅に入りたいという方々と、家族等の構成の関係、あるいはその他の事情でやっぱり戸建て住宅にぜひ入りたいという方々、さまざまおられるものかと思っております。そういった方々を今後分析をさせていただきながら、戸建て住宅とそれから集合住宅という、大きくは二通りの公営住宅を建設していくということであります。

先ほど触れさせていただきましたとおり、集合住宅でありますと一定程度の空地があれば、例えば市内の中にも建設というものはそんなに難しいことはないかと思いますが、戸建て住宅ということになりますと一定程度の敷地面積がないとなかなか建設が難しい。なおかつばらばらに戸建てというのも、ちょっとこれはさまざまな問題が発生いたしますので、一つの固まりの中に、それはもちろん一つでも二つでも三つでも構わないわけではありますが、一定程度の規模で戸建て住宅を建設するということになりますと、塩竈市内では必ずしも市内に

ということになりますと、なかなか難しいというようなご答弁を申し上げさせていただきましたが、なおこのことにつきましても今調査を既に始めておりますので、一定程度まとまりましたらまた議会の方にもご報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございますよろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。建物解体後の跡地の再利用、あるいは商店街の再生、これは一体計画でお考えいただければというふうに思います。

観光対策については、いろいろな取り組みをされているということで、今お話をいただきました。その中で、被災の状況というものを観光客の方にお話をしていますというお店の方がいらっしゃいます。そして、一部貞山通なんか船とかが上がったまままだ、あれは県の所管でしょうか、片づいていないところがあるんですが、実はそこが被災現場としてとてもインパクトがあって、お見せすると非常に一見見ただけでわかるので大変観光客の方が「ああ、こういう大変な思いをしたんですね」ということで効果的であると。一部、残しておいてほしいというふうなお声も上がっているんですけども、この辺は検討課題かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 船体の解体の件だと思いますけれども、ちょっとどこの地区にあるのかわからないんですけども、ただ私どもに入ってくる情報としては、例えば貞山通のところに3隻の船が以前ありました。それは1隻が道路を半分交差するような状況で、かなり危険だということで県の方にはちょっとお願いしていたんですけども、なかなか県の方で解体する業者が決まらないというようなことだったものですから、市の方で全部取り除かせていただきました。そういったことで、やはり生活道路の安全性を確保するために、優先的にやらせてもらったというのが実際です、その部分については。

それから、北浜のところに漂流している船籍については、そこに集中して集めておきまして、最終的には宮城県から「業者が決まりました」というような話も聞いておりましたので、その業者によって第2次の仮置場の方に搬送することになっております。現状はそういうふうな形になっております。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 以上で阿部かほる君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、18番曾我ミヨ君。

なお、曾我ミヨ君は一問一答方式にて一般質問を行います。18番。（拍手）

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 2011年12月議会の一般質問の最後の質問者となりました、日本共産党の曾我ミヨでございます。伊勢議員に続いて、党市議団を代表いたしまして、通告に基づいて一般質問を行います。前段で質問された議員の質問事項と重なるものもありますが、極力同じ答弁にならないよう、理解を深める上での質問ということでご回答のほどよろしくお願いたします。

質問の第1は、震災復興計画についてです。

初めに、塩竈市震災復興計画についての取り扱いについてであります。昨日伊勢議員の質問で、塩竈震災復興計画（案）の取り扱いについて、市長から経過について述べられましたが、そもそも震災復興計画（案）を議案として取り扱いすること事態は、地方公共団体の長がやろうと思えば議会に提案できたはずであります。これほど重要な計画を議会に諮らなかつたのはなぜなのか、お伺いたします。

塩竈市震災復興計画の今後の取り組みについてお伺いたします。日本共産党の国会議員団及び党県議団から、国の第3次補正予算に関する資料が我が党市議団に寄せられております。この資料によれば、第3次補正予算11兆5,500億円の復興債が発行されること、2015年までの5年間は国会の議決により復興債を発行できる規定となっていること、復旧・復興費用が上回った場合にも対応できるようになっていること、また復興の基本方針として5年間の集中復興期間の事業規模が19兆円、10年間の復旧・復興対策の規模は23兆円と見込んでいるとしております。さらに、第3次補正予算に伴いそれぞれの各省庁ごとの事業も示されております。

問題は、市として具体的にどのような取り組みや手法で行っていくかということですが、昨日の答弁では12月末までいろいろ取りまとめて、交付金事業など精査して申請していく旨のご回答だったと記憶しております。その点について改めて確認しておきたいのですが、もう少し全体の流れについてお伺いします。

また、塩竈市の復興及び復興計画を含めて、約1,198億円の予算と伺いました。口頭のみだけでなく具体的な復興計画、つまり積み上げた分の予算など文字通り議会や議員にはほとんどわからない状態になっております。12月に精査して申請するにしても、その事業及び根拠となる事業計画全体を議会に示すべきだと考えますが、この点についてお伺いいたします。

もう一つは、この約1,198億円の予算としているようではありますが、これまでの被害状況調査はどこが取り組んできているのか。そして、事業計画検討は今だれがやっているのかお伺いいたします。

2点目は、特に地盤沈下被害を受けている宅地対策についてお伺いいたします。復興計画の「住いと暮らしの再建」の中で、浸水対策とあわせた地盤のかさ上げなど、地盤対策を行うと述べております。具体的には復興計画の32ページ、港町地区の例で見ましても、復興の方法には「住宅の再建に際して、居住性、防災性を向上させ、居住環境を早期に復興させる」とあります。先ほど阿部議員に対しても答弁しておりますが、私は先ほどのお話を聞きますと、結局一定のエリアで枠をはめられた地域は地盤沈下対策は進むものの、例えば45号線沿い尾島町などはそのエリアから外れるとすれば、そこに残されている宅地被害に対する支援策はなくなっていくのではないかと心配するものであります。それらの全体の宅地被害も含めてご答弁をお願いいたします。

質問の第2は、被災者支援について3点お伺いいたします。

第1点目は、住宅の一部損壊に対する支援についてです。昨日の伊勢議員の質問に、多賀城市や利府町の取り組みを述べながら、しかし今後の検討課題にさせていただきたいという答弁だったと記憶しております。では、いつまで検討するのか。被災から9カ月過ぎております。当局が計画した復興計画に述べられていることは、先ほど来市長は何度も繰り返し述べておりますけれども、「何よりも市民の生活再建が最優先だ。そのために、住宅の再建支援が必要だ」と、繰り返し繰り返し述べております。そうであるならば、今市民から強く求められております一部損壊家屋への支援、これにこたえないで市民の生活再建ができるのでしょうかと、私は聞きたいのであります。スローガンだけになってしまうのではないかと、改めて、一部損壊家屋への支援を求めます。お伺いいたします。

財源については、今回被災県に配付されるであろう震災復興基金交付金を活用することができると思います。なぜなら、これまでの国会の審議の中で既にこの復興基金は「市町村の采配で、国の支援の対象とならない一部損壊や半壊住宅に対して活用できること」を国は認めております。既に岩手県では、県に配分された420億円と支援金80億円を合わせた総額500億円のうち、210億円を市町村に配分するとしております。岩手県は、基金事業として半壊や一部損壊家屋に補修の2分の1、最大30万円を補助したり、宅地復旧には最大で200万円を支援する方針を決めたことが報道されております。宮城県への震災復興基金交付金330億円で、

そのうち塩竈市への配分は13億6,980万円と聞いております。市として、復興基金を活用して住宅再建への支援を行う方向で県とも協議を行うよう求めますが、市長の見解をお伺いいたします。

2点目は、宅地被害に対する支援についてです。仙台市では、東日本大震災により被災した丘陵部における宅地復旧の支援を行うことを決めたことも報道されております。具体的な支援としては、一つは国庫補助事業による宅地復旧と、もう一つは仙台市独自の支援です。特に仙台市独自の支援制度は、宅地危険度判定などの結果危険宅地・要注意宅地など、中程度以上の被災が確認された個人所有の宅地で、特に擁壁などの宅地復旧工事のうち100万円を超える部分の約90%を助成するというものです。限度額1,000万円を上限にする。既に所有者が復旧した費用についても、遡及適用としております。

塩竈市の宅地被害について、宅地被害を理由に減免されている方は現在500件になっていると伺いました。今後現地調査を行うことになると聞いておりますけれども、これだけ宅地の被害を受けていることをあらわしていることだと思えます。仙台市と同様に、市としても個人所有の宅地で特に擁壁などの宅地復旧工事への助成を行うべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

第3点は、民間借上住宅入居者及び在宅支援者の把握と、生活物資支援についてです。今回の東日本大震災に当たり、日本共産党は全国に義援金と被災地域へのボランティアと物資支援を呼びかけ、宮城県に5月から12月14日まで延べ1万3,500人のボランティア、塩竈には九州から延べ820人のボランティアと物資支援をしていただきました。そのほかにも、多くの物心両面にわたる支援に対して、この場をお借りいたしまして全国の皆さんに心から感謝を申し上げるものであります。

党市議団は、ボランティアの方々が取り組んでいるアンケート調査に同行して、一緒に取り組んでまいりました。その際、特に被災者の方で被災を受けながら自分の家で頑張っているいわゆる在宅被災者や、民間借上住宅で生活している被災者から「何の支援もない」と訴えられました。特に津波被害を受けて、暖房機器を初め冷蔵庫、テレビなど、要するに1階で生活している部分のほとんどの家財の被害を受けているのに、何の支援もない。「同じ被災者でありながら支援の対象になっていない」と、怒りの声さえ上がっていました。

天下みゆき県議と党市議団は、塩竈市に対して11月25日に民間借上住宅入居者及び在宅被災者の把握と生活物資支援についての要望書の提出を行ってまいりました。要望内容は、大規

模半壊など被災しながらも自宅などで生活しているいわゆる在宅被災者や、民間借上住宅など仮設住宅以外の住宅で生活している被災者の状況を把握すること。そして、特に必要な暖房機器など、せめて仮設住宅並みの生活物資支援をするよう求めたものであります。

そこで、8月10日宮城県災害対策本部事務局長名で、各市町村の災害対策本部長にあてた在宅避難者などに関する調査の実施の依頼について送付しております。各市町村が、それぞれ把握に努め、その結果を県に報告しているようであります。塩竈市は、被災者の状況を把握していたのか、県に対してどのような報告をしていたのか、その後の取り組みはどうなっているのかお伺いいたします。

質問の第3は、水害対策についてお伺いいたします。台風15号被災後に開かれた9月議会の決算委員会で、総合治水計画に対する質問を行いました。その質疑に対して市長は、「総合治水計画は10年に1回降るであろう雨量、時間雨量50ミリメートルに対して地域を守るための計画であるが、莫大な経費がかかるので、まずは5年に1回の降雨量、時間当たり30ミリメートルに耐えられるように取り組んできている。全体の2分の1に近いところまでが第一段階である。一部だけの整備を進めて、雨水安全度を上げるということではない。同じ安全度で守られるというのは、市民の方々の当然の権利であり、進め方についてご理解を」と答弁をされました。私は、総合治水にあるように、莫大な経費がかかることは理解するものです。しかし、11回も床上浸水が繰り返されている被災地域は、住民の立場に立てば理解できるものではないと考えます。

なぜなら、今後も整備計画が進まないうちは、さらに被害が繰り返されることになるという不安があるからです。特に、今回の大地震によって全体の地盤が下がっていることや、護岸の被害も受けており、これまでの水準が確保されているのかということについては、疑問を持っているのであります。先ほども「今後検討していく」と、9月のときよりも若干前向きな答弁かなというふうには受け取りましたけれども、やはり水害常襲地域について地盤沈下や排水施設など震災による影響も調査し、対策を講じるべきだと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

また、中央排水区について、特に中の島公園の中に調整池として活用できるよう、県と協議して取り組むようにすべきだと考えますが、お伺いいたします。

最後に、医療の窓口負担の無料について2点お伺いします。1点目は、被災者の医療費窓口負担の無料の延長についてお伺いいたします。被災者の医療保険の一部負担及び介護保険料

の利用料の免除が、2012年2月29日で終了となります。この間、被災された仮設住宅入居者の仮設住宅の健康相談会などによれば、参加者の過半数が血圧が150以上、3分の1の方から寝付きが悪いなど健康への不安を抱えていること、また慢性患者さんも大変多いということも明らかになっているようであります。歯科医院によれば、これまで中断を繰り返していた方の中に「全部直してほしい」と申し出るなど、被災者の受診がふえている実態があること、医療保険の一部負担が2月末で免除が終了ということになれば、治療の中断や重症になるまで受診しない方がふえることも懸念されると歯科医師会の医院は言っております。

さらに、宮城県保険医協会が取り組んでいる「東日本大震災被災者の医療費負担免除の期間を延長してほしい」という「延長を求める請願署名」に、既に1万5,000人以上の署名が寄せられていると聞いております。市としても、国に対して被災者の医療費の一部負担の免除の期間延長を強く働きかけるよう求めるものです。市長の見解をお伺いいたします。

2点目は、子どもの医療費の無料対象年齢の拡大についてです。以前から、党市議団も小学校3年生まで医療費無料化の実現を求めてまいりました。今大震災による影響、雇用の不安定な状況、居住地なども含めてこれまでになく厳しい状況になっているとき、少しでも安心して子育てができる施策が重要だと考えております。震災以降、人口の減少や少子高齢化が一層進んでいるのではないかと考えます。それだけ、若い世代への支援策を大きく打ち出すことこそが、今こそ求められているのではないのでしょうか。

県内でも、震災以後利府町ではことし10月から、通院・入院とも小学校6年生迄無料になりました。仙台でも、年明け早々1月から通院で小学校3年生、入院で中学校3年生まで拡大しようとしております。大被災地の石巻市でも、来年4月から入院で4年生から6年生まで、東松島市では、4月から入院も中学校3年生まで拡大しようとしています。利府のように、年度途中からでも積極的に取り組むところや、来年度から対象年齢を拡大するなど、こういう取り組みをぜひ考えていただきたいと思います。市長選挙の公約では、平成25年度から小学校3年生まで医療無料化の拡大を図るとしてきましたが、なぜ平成25年からなのか。塩竈市の今の大震災による大変な打撃を受けている現状を考えて、近隣市町村の取り組みの状況を踏まえて、平成24年度からでも前倒しで実施すべきと考えますが、市長の見解を求めるものであります。

以上で、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曾我議員から、4項目にわたるご質問をいただきました。重なるものについては違った回答をしてほしいというお話でありましたが、同じ内容でご答弁をさせていただきます。

初めに震災復興計画を「なぜ議会に」ということについては、再三再四私からはご説明をさせていただいております。それは、議会条例を尊重してということを再三お話をさせていただいておりますが、なかなかご信用いただけないようでありますので、後ほど副市長の方からご答弁をいたさせます。

また、1,198億円という被害状況についてご報告をさせていただきましたが、これらについては先ほども詳細にご説明をしたつもりであります。災害復旧事業とそれから特区に関連する事業ということで申し上げた数字でありまして、議員ご質問の震災復興特区関係については先ほどご説明させていただいたとおり、750億円というようなものを概算で積み上げさせていただいております。まだかなりマクロな数字であります。もう少し精査した上で、改めて一定程度の確度を高めた段階で議会の方には詳細をご説明をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひご理解をお願いを申し上げます。

重なりますが、この震災復興特別区域法案であります。手続の特例・税制上の特例を受けるための復興推進計画と、それから土地利用の再編等の特例を受けるための復興整備計画、そして復興交付金を活用して行う事業に関する復興交付金事業計画の三つの資料を作成することになっております。今申し上げました事業費につきましては、復興交付金事業計画の中で今現在まで積み上げたものということでご報告を申し上げさせていただいております。まだまだ数字が動くということ、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

次に、地盤沈下の被害救済についてであります。このことにつきましても、再三再四ご報告をさせていただいております。地盤沈下を受けております地域、例えば港町地区では標高ゼロメートル以下の場所が生じております。高潮時には道路冠水等が頻発するために、緊急的な対応をさせていただいているということでもあります。また、藤倉地区あるいは北浜地区でも同様の状況が発生いたしておりますほか、市内各所でこのような状況が発生をいたしております。こういった対応策を今後進めていかなければならないわけではあります。今このような沈下量については国土地理院が公表しておりますデータに基づいて我々も取り組んでいるところでありますが、場所におきましてはそれぞれ詳細な調査を必要とし、さらにその地調査結果を踏まえてどのような対策を講じていかなければならないかといったようなことに

つきましても、先ほどご説明を申し上げたところであります。例えば、土地区画整理事業による対応、あるいは道路整備にあわせた対応、その他の対応、さまざまな対応策が考えられるわけでありますので、今後それらの調査をなお一層進めてまいりたいと考えております。

一部損壊住宅へのお見舞金というご質問でありました。昨日申し上げましたのは、それぞれ市町村でさまざまな取り組みがなされております。例えば、近隣でありますと多賀城市、利府町で同様な取り組みがされておりますが、塩竈市におきましては被災の大きい方々、全壊・大規模半壊・半壊といった方々を中心に、このような市独自の見舞金という形で対処させていただいてまいりましたということをお話をさせていただいたところであります。

なお、岩手県の復興基金のお話もちょうだいたしました。報道によりますと、半壊や一部損壊と判定された被災者に住宅の再建や改修に対する補助を行うために基金を創設する、まずは予算を提案したということのようであります。まだ具体的な金額、時期などについては未定のようにありますが、なお詳細を確認をしてまいりたいと考えております。

宅地被害の支援についてご質問いただきました。震災により、民地の擁壁崩落や宅地内の沈下等の被害が発生をいたしております。先ほど阿部議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、国の第3次補正予算で造成宅地活動崩落緊急対策事業が創出され、崖地近接等危険住宅移転事業など、それぞれ要件が緩和をされております。これらの要件に合致するものにつきましては制度を活用し、我々の方でも今特区申請の中に盛り込ませていただいたということはお話をさせていただいたところであります。

仙台市の事例をご紹介いただきました。仙台市で検討しております独自の支援制度であります。国の制度による支援策である地盤が活動及び崩落の恐れのある公共施設等を対象にした造成宅地活動崩落緊急対策事業、宅地擁壁を含む人口斜面等がライフライン等の公共施設等に被害の恐れのある災害関連地域防災崖崩れ事業など、ある一定の要件を満たした場合に対象となるものを、仙台市としては対応していくというようなことでもあります。先ほど申し上げましたように、本市におきましても既に一定程度計画に計上させていただいております。

なお、議員の方からご質問いただきました市内全域でこのような地盤沈下というものが発生しているということにつきましては、私どもも認識をいたしております。先ほど申し上げましたように、これらの方々にどのようなご支援、どのような制度を活用できるかということについては、今後勉強してまいりますというご説明をさせていただいたところでございます。

次に、民間借上住宅入居者及び在宅被災者の把握と生活物資支援についてお答えいたします。民間借上住宅につきましては、現在も市の総合相談窓口で継続して受け付けを行っておりますが、現在県の審査を終了いたしております件数は、12月5日現在342件となっております。内訳といたしましては、入居先が市内の住宅の方が272件、市外の住宅が70件となっております。入居時におきましては、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジ、電器釜、電気ポットの家電6点セットが日本赤十字社から寄贈されているところであります。また、今般の東日本大震災の民間借上住宅につきましては災害救助法が弾力的に運用され、限度額20万円の範囲内でエアコンや給湯器の設置等が可能な制度となっております。また、冬場の寒さ対策といたしましては、民間のNPO法人から電気こたつセットの寄贈が行われることとなっております。現在、本市におきまして希望者のアンケート調査を実施をさせていただいており、希望の方々へは年内中にお送りいたしますよう準備を進めているところであります。

このほか、10月下旬であります、大阪市及び支援企業を通じて自転車100台をご寄贈いただき、同じように希望者のアンケートを行い、自転車をお送りをいたしているところであります。今後も、このような民間ボランティア団体等を通じた支援に対し、市といたしましても最大限ご協力をしてまいりたいと考えております。また、本市では被災者の健康相談、生活相談の拠点として、11月から塩竈市ふれあいサポートセンターを伊保石の仮設住宅に設置をいたしておりますが、民間借上住宅に入居されているの方々につきましても今後アンケート調査を行うことといたしており、実態を把握しながら健康相談等の対応をいたしてまいります。

在宅被災者の方々につきましては、地域の民生児童委員の皆様のご協力をいただきながら在宅被災者の皆様の実態把握や、地域包括支援センターが中心となりご高齢者のみの世帯への訪問、さらには高齢者を抱える介護者への相談などに対応させていただいております。主な相談の内容といたしましては、罹災に関する各種手続の相談先のご質問や、被災後の認知症や身体の変化などにかかわるもの、あるいは介護者からの今後の生活への不安などのご相談をちょうだいいたしております。また、民間借上住宅等入居に対する訪問や震災後の不安への心のケアなどに係る専門相談機関へのご紹介などの支援も、あわせて行わせていただいているところであります。今後とも、地域の民生児童委員の皆様や介護保険事業者の方々のご協力をいただきながら、より実態の把握や相談支援を行ってまいります。

なお、県に対する報告等につきましては、担当部長より後ほどご報告をさせます。

市内の水害対策についてお答えいたします。本市では、平成6年4月から「水害に強いまちづくり」を目標とした「塩竈市総合治水計画」を定め、その目標達成のため管路、ポンプ場、貯留施設等の整備を推進いたしております。議員の方からご質問いただきましたとおり、計画としては10年確率の雨であります。当面地域全体を5年の雨水安全度で守っていくということを基本といたしております。整備は、公共下水道の雨水事業として実施をさせていただいております。ご提案のありました中の島公園への調整池であります。これも下水道計画に中の島公園調整池として位置づけられております。今後取り組むべき課題と認識をいたしております。

また、新富町、尾島町の国道45号の排水対策についてご質問いただきました。当該地区からの排水は、中央ポンプ場で処理をいたしておりますので、まずは被災をいたしておりますポンプ場の早期復旧を図ってまいりたいと考えております。あわせて、下水道計画では当地区の排水は中央第2ポンプ場でも排水することとなっておりますので、現在整備を進めております牛生ポンプ場が平成25年度に完成予定でありますことから、今後中央第2ポンプ場も含めポンプ場整備のあり方について再度検討させていただきたいと考えております。

次に、医療費の無料の拡充についてであります。東日本大震災被災者の医療費無料の延長についてでございますが、被災者の医療機関での一部負担金免除は5月2日付の厚生労働省からの通知に基づき、国民健康保険や後期高齢者医療制度、組合健康保険、社会保険など、すべての医療保険の保険者ごとに実施をされます。対象者の要件は、震災により住家に半壊以上の被害を受けられた方、主たる生計維持者がお亡くなりになられた方、行方不明になられた方、主たる生計維持者の収入や事業に大きな変化があった方、あるいは福島原発事故に伴う避難の対象となっている方であり、保険者が発行する証明書を提示することで、平成24年2月診療分まで一部負担金が免除されます。

本市は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者に対し証明書の発行、あるいは医療給付をいたしており、11月末現在国保では2,083世帯、3,903名の方、後期高齢者医療制度は1,517名の方が免除の対象となっております。また、国保の保険税と後期高齢者医療制度の保険料につきましても、被災状況に応じた減免を実施をいたしているところであります。今後につきましては、免除の期間が平成24年2月までとなっておりますが、制度が継続されれば被災者の皆様の生活に大きな支援となりますので、市長会などを通じ国に働きかけを行っております。具体的な例といたしまして、10月の東北市長会総会におきまして、被災した被保

険者に係る一部負担金免除と国保税減免に対する財政支援の24年度以降の継続を提案いたしました。他の複数の被災自治体からもご賛同いただき、東日本大震災からの復旧・復興に関する決議に盛り込まれ、現在国に対して要望いたしております。今後も、機会あるごとに被災者支援全般について国に働きかけを行ってまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

最後に、子どもの医療費無料の対象年齢の拡大についてご質問いただきました。現在、県の補助事業として入院は小学校就学前まで、外来はゼロ歳から2歳児までを無料、さらに本市独自の制度として平成21年度から外来の3歳児から小学校就学前までを無料とさせていただいております。今後の見通しについてですが、周辺2市3町の状況であります。利府町において小学校就学後まで対象を拡大いたしており、本市においても必要な取り組みであると考えましたので、これらを踏まえ私のマニフェストにも対象年齢の拡大を記述させていただいたところであります。今後、これらの対策につきましては本市独自財源となりますので、市税の動向等も見極めながら実現に向けた努力をいたしてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。残余の部分につきましては、担当よりご報告を申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） それでは、私の方から塩竈市震災復興計画はなぜ議会に議決を求めないかというようなご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

まず確認させていただきたいのは、自治法が改正されまして、これまで議決要件でありました自治体が定める長期総合計画のうちの基本構想が議決要件でありましたが、改正によりまして議決を求めなくてもいいというような規定になりました。外れたと。したがって、そういう中でそれぞれの自治体が長期総合計画を定めるに当たりまして、塩竈市議会といたしましては、議員提案によります塩竈市市政に係る重要な計画の議決に関する条例、この改正を行っておるところでございます。その中で、重要な計画につきましてはまずは基本構想における基本構想と基本計画まで議決を求めるといったような範囲の指定をされておるところでございます。これに従いまして、第5次長期総合計画におきましては基本構想・基本計画を提案させていただき、議決をいただいているところでございます。

そして、今ご質問のありました復興計画につきましては、それぞれ重要計画ということで、まずは議会に報告をするというようなことで、議会との取り決めの中で我々はそういったような形で今回の措置をとらせていただいたところでございます。したがって、こういって中である11月25日、全員協議会を開催させていただきまして、本復興計画を議員各位にご報

告させていただいたところでございます。

なお、震災復興計画につきましては東日本大震災からの1日も早い復旧・復興に向けた指針ともなりますので、これらを基本といたしまして具体的な実施計画の策定に向けて現在取り組んでおるところでございます。まとめ次第、これまた議会の方にお示しを申し上げまして、ご指導を賜りたいと思っておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 議員お尋ねの8月10日の県の文書の件でございます。県の方から、発災以降大量の文書あるいはメールによりまして、通知あるいは照会等が来ておるところでございます。大変申しわけございません。8月10日付の今回のちょっと文書につきましては、ただいま私ども了知しておりませんので、後ほど調べさせていただきますので、ご了承よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） 基本条例を尊重したということと、今内形副市長からもお話しされましたが、それはやっぱり10年間の構想であります。それで、私たちは当局が出したもののだけ議論するというよりも、市民のみんなの意見を聞いて、それも反映して、いいものをつくりたいというふうに思うわけです。そういう点で、後で出てきたものを示されるんだらうというふうに思いますけれども、ただ同じ時期でありながら仙台市は臨時議会を開いて28、29、30日と十分議論しております。その中に、やっぱり住民から欠けている部分を入れさせたりとか、入れることはできなくても大いに議論していると。

それから、亘理町も12月議会提案、それから東松島市も12月議会で提案して、議論してもらおうと。やっぱり基本条例はまだよちよち歩きの基本条例の部分もあるのかもしれませんが、しかし市長が議会の十分な審議を求めるといふのであれば、それはできたのではないかと私は思うのであります。今後、大変大きな予算をどうするのかということもありますけれども、ぜひ大枠でも積み上げた部分でもいいですから、きちんと議会に示して十分な議論をするように保証してほしいと。

それからまた、答えていなかった点では、一体各市町村の被災状況の調査、復興パターンの検討、事業計画の検討などがありますけれども、この県から送られたのを見ますと、松島・利府・塩竈・七ヶ浜町・多賀城市は調査をアジア航測J B、ここが行っている。復興パターンの検討も塩竈市は、国際航業にお願いしていくと。事業計画の検討は、莫大なことで

みんな心配して「市の職員はどうなんだ」ということもいろいろ言われていますけれども、この事業計画の検討は浦戸はアジア航測、それから復建調査設計、三共コンサルタントJ B、北浜・港町は国際航業と、こういうふうになっているようでありますが、これがそうなのかどうなのか。

もちろんこういうときには、やっぱり大手であっても一番大事なことは、住民の皆さんの同意、合意をしっかりとつくっていくことが、やっぱり急がば回れでそこをしっかりと入れていくことが大事だろうと思いますが、先ほどの答弁でも住民とのいろいろ話し合いを地域的に持っているということは聞きましたけれども、もう一つ心配するのはこの事業計画を行った大手ゼネコンが、今度その事業まで入っていくのではないかと。そういう点なんかも、「いや、ないのだ」ということなのかどうか。非常に大がかりな、塩竈だけでも1,100億円を超える予算ということにもなりますから、それらについてどういうふうになっていくのか、お伺いしておきたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 復興計画の市民の方々に対する周知につきましては、全員協議会の折にも資料も提出をさせていただき、ご報告もさせていただいたとおりであります。市内全域で、皆様方のご意見をお伺いしたということでもあります。

2点目の調査費の件であります。この調査費については国それから宮城県が、今回の震災復興の支援活動費として予算化されているものでありまして、今お名前を挙げられましたコンサルタントにつきましては、それぞれ国なり県の方で決定をしていただき、そのコンサルタントの方々に話し合いとかいろいろ懇談の中に入れていただいて、専門的な知見あるいは広報等についてご説明をいただいているところでございます。

3点目ですが、そういった方々が将来その業務によって地域に足がかりを持つのではないかとありますが、コンサルタント業法によりましてコンサルタントの方々は工事には一切入れないという法律になっておりますので、あくまでも計画策定までの業務についてそのようなコンサルタントの皆様方に我々もさまざまな視点・観点からご指導いただいているということで、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） わかりました。

第2の質問についてお伺いしたいと思いますが、率直に言って検討するというふうに市長は

伊勢議員に対して答えたわけですが、その前に……。一部損壊ですね、ごめんなさい。確かに塩竈市はいち早く全壊、大規模半壊、半壊のお宅に対して10万円、7万円、5万円の支援をしたと、それは評価するものであります。全体が3億5,000万円ほどだということですが、実際には一般会計からは1億7,000万円、残りの半分は塩竈市に寄せられた義援金で賄って3億5,000万円になっているということであります。

それで、市長も地域を歩いて言われるのではないかと思います、一部損壊と半壊までの間が非常に微妙だというか、それでもちゃんと計算してやられるからなんですけれども、見舞金1円も来ないと。しかし直さなきゃならないという人とか、ここの数が最も多いんですよ、数的には。だから、その辺について本当に自分の家で少し手を加えれば安心して住んでいくことができると、その希望を示す上でここへの取り組みが私は非常に大事だと、大きい整備はもちろんですけれども、まず今ここに暮らしている方の被害者が6,180件ですけれども、一部損壊。だけれども、実際に多賀城で5,000とか6,000件とか被害があっても、国の52万円の応急修理制度を用いて計算して、現在は150件だそうです。利府町では、同じように応急修理制度だけれども、ここには所得制限があるんです。だから、そこも利府町は対応してあげようということで、現在のところ750件だそうです。

だから、実際には一部損壊が6,000件あっても、「おれは直せない」と言えばそれで済むんだけれども、幾らでも直したいという人は修理の見積もりか何かを持っていったところに対して支援をするわけですから、ただばらまくんではないと。だから、少しでも直して塩竈に住んでいたいと思っていられる方が、一部損壊ですから多いわけですから、ここのところに支援をやっていただきたいと。私が言った国の基金については、これから精査しなければならないのかもしれませんが、市長のそれこそ温かい支援を求めて、ぜひ前向きに検討をお願いしておきたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁させていただいたとおりでありますので、議員にもぜひご理解をお願い申し上げたいと思います。今さまざまご要望をいただいておりますが、我々の方はいたしましては限りある財源をどのように活用していくかということを見通さなければならぬわけでありまして。そういったことなしに財政運営をしていくということは、むしろ市民の方々全体に迷惑をかけることになるわけでありまして、議員も十二分にその辺についてはご理解の上でご質問をちょうだいしているものと私も受けとめますので、先ほどのご

答弁でご容赦をいただきたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） だから、一般財源からぎりぎり出せとは私は言っていないんです。基金なども、塩竈に来る基金があるよと。そういうことも活用して、例えば1億円くらい使うことだってあり得るだろうし、私は非常に市長は財政のことをうんと厳しいというふうに言われますけれども、市税の収入の落ち込みだって別な手当で、欠かん債とかそれからこれからの復旧の大きな事業も国の復旧事業で予算化されると。だから、全体の流れが私たちには余り見えませんが、「金がない、金がない、金がない」ということは、じゃあ実際に数字で示してくださいと。平成23年度の予算執行はどれだけいっているのかと、ある議員さんが聞きましたけれども、結局私が言ったとおり長計とこの震災で二つのわらじをはいて、一体進むのかと。大変な事態だよということを言って、市長は「いや、大丈夫だ」と。じゃあ、「一時職員を凍結したらどうか」と私は言ったけれども、それもしなかった。そして、今になって前倒しで24年度からの部分を採用すると言っているけれども、やっぱり私たちにはどれだけどうなのかが、全然数字がないですからね。だから、やっぱりその辺も含めて、私はまず全体はこれからなんでしょうけれども、例えば基金を使ってもやれるんですよということも考えて、ぜひ前向きに検討することをお願いしておきます。

それで、時間が時間なので次に入りますが、宅地被害です。税金の減免を求めて申請したのは500件と。私は、例えば塩竈市は丘陵地ですから、土留めを結構されて古い土留めで、割れたり沈んだりするところも結構あるんです。仙台市の先ほどの国の制度のある要件のようですよけれども、それらも精査をしながらこういった宅地被害、地盤沈下じゃないですよ、擁壁なんか組んでいるそういうところについても、ぜひご検討していただきたいと。まず検討ですから、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の「基金を活用すれば、何でもできるんじゃないか」というようなご質問であったかと思いますが、例えば税の話であります、今減少部分についての補てんというのは1年限りですよ。先ほど医療費についても、曾我議員から同じご質問をいただいております。税についても、今国から示されておりますのは1年に限っては免除、あるいは減免をするという話であります。それから先というのは、実は我々にとっても全く不透明なわけでありまして。でありますから、再三再四これからの工程、あるいは予算等についてぜひ

ひ説明なり示してもらいたいというお話を再三いただいておりますが、これらの前提条件がまだ我々にも全くわからない。

欠かん債についても、例えば5年、10年の期間欠かん債を発行できるのであれば、それは我々は一定程度安心して計画的な震災復興ということに取り組めるわけでありますが、今国からはそういった部分については全く明らかになっていない。皆様方の国会議員の方々もおられますので、国においてぜひそういった声を上げていただくようお願いをさせていただきたいと思います。

2点目の地盤沈下であります。先ほど申し上げましたとおり、例えば仙台市では茂庭台とかあるいは緑ヶ丘、先ほど議員がいみじくも申されましたように丘陵地の部分でということでも取り組まれるようではありますが、我々の方では平地の中で地盤が沈下しているという大変重篤な状況が発生しているわけでありますので、こういったものに対してぜひ国なり県なりで救済の手を差し延べていただきたいということをお願いをいたしております。我々もこういったことを看過するのではなくて、先ほど阿部議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、何らかの手だてがないものかということは今総力を挙げていろいろ模索をさせていただいております。そういったものが明らかになりましたら、明確にそのような形で取り組みをさせていただきたいと思いますので、もう少し時間を貸していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） ベルが鳴ったようなのですが、一つは民間借上住宅入居者についてはこれからいろいろ手だてをとるよう何ったわけですが、ここで指摘しておきたいのは県からはもう既に8月に「実態調査をしなさい」という通知が来ていて、それなのに塩竈市の名前が県の方に上がっていなかったわけです。だから、一体どうなっているのかと。そして、外にいきますと市民から、「もう、本当に何も塩竈市は全然こうだ」とかいっぱい言われるわけで、やっぱりその辺がどうなのかというふうにとりうに思いますので。今後の教訓であります。やっぱり一定の職員をちゃんと配置して対応できることが、一番肝要かなというふうに思いますけれども、いずれきちんとした対応を今後に求めたいものであります。

一問一答式ですが、非常に時間がないんですが、一つは中の島公園については計画はそのとおりなんです。だけれども、みんなはもう下がっていて、だれかも言いましたけれども「このままだと、あすにでも雨が降ったら大変だ」ということで、私中の島の郵便局からずっと

見ましたら、国道45号線が一回削られてから下がっているんですよ、国道45号線も。一回オーバーレーンで削ったわけですから。一時高くしたんだけど、歩行者との関係で削ったんですよ。すごく低くなっている。それで、水路の方がむしろ高くなっていて、そうしますと国道45号線からの水も含めて、越流する部分はこういう土のうで積むのもいいんですけども、あれだって塩釜倉庫さんの方を見たらまた壊れてくるという状況で、やっぱり一定程度暫定的でも中の島の公園自体がもう沈下して、水たまりになってるわけですよ。そういうところも一時的な対策、緊急的な対策はできないのかお伺いします。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 国道でございますが、国道については下げたんじゃなくて、逆に上げたというふうに我々は認識していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、中の島公園に掘って貯留する工事をやれと言われても、やっぱりそれなりに安全対策をやりながら、あるいは掘るにしても一定程度矢板を打って防護しながらということもありますので、そういった部分については今から災害復旧工事というもので十分対応できるように我々はとらえています。そういった内容について、県の港湾課とも十分打ち合わせしてございますので、まずは災害復旧事業がとりかかれるまでの最低限でございますが、土のうの設置などによりましてそういった水害・高潮に対する対策についてはやっていきますし、それから雨の対策につきましても我々は今それこそポンプ場の方の災害復旧を優先してやってございますので、そういった部分でまた本来の機能を確保しながらやっていきたい、このように考えております。

一生懸命頑張りますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに考えます。

○副議長（鈴木昭一君） 以上で、曾我ミヨ君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日を議会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木昭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日を議会運営委員会開催のため休会とし、19日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後5時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月15日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会副議長 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

平成23年12月19日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

## 議事日程 第4号

平成23年12月19日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第78号ないし第94号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第3 請願第1号(産業建設常任委員長請願審査報告)

第4 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

---

### 出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君

建設部長	金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
市民総務部 税務課長	赤間均君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君
産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君	建設部 都市計画課長	佐藤達也君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	臼澤巖君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には4番田中徳寿君、5番志賀勝利君を指名いたします。



日程第2 議案第78号ないし第94号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、議案第78号ないし第94号を議題といたします。

去る12月7日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過と、その結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。7番阿部かほる君。

○総務教育常任委員会委員長（阿部かほる君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月9日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第80号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、障害者及び障害児の地域における自立した生活のための支援の充実等を図るため、障害者自立支援法が一部改正されたことに伴い、本市条例が引用する同法の条項に異動があったため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「ふるさとしおがま復興基金条例」については、本市の災害復旧及び復興を迅速に推し進めるため、今後必要となる財源の確保を目的とした基金を新たに設置するための条例を制定するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において防災対策事業の防災資機材等備品、情報通信基盤災害復旧事業費等が計上され、また債務負担行為において体育施設管理運營業務委託が追加され、地方債において情報通信基盤災害復旧事業

等を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 緊急スクールソーシャルワーカーの活用事業については、現在本市に配置されているスクールソーシャルワーカーを活用し、被災地の児童生徒と教職員や保護者等への助言及び支援等を行うものである。震災後、問題を抱えた児童生徒及び保護者からの相談件数も増加しており、児童生徒の心のケアは極めて重要であることから、学校と関係機関とのネットワークの構築、連携並びに支援体制の充実に努められるとともに、来年度以降の事業の継続についても検討を深められ、同事業の推進により児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、良好な就学環境の整備に努力されたい。

次に、議案第93号「工事請負契約の一部変更について」は、平成22年9月28日に議決した工事請負契約「22-補 牛生雨水ポンプ場（土木）築造工事」の工事内容に一部変更が生じて、変更契約の締結が必要となったため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」は、塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者として申請のありました特定非営利活動法人塩釜市体育協会について審査した結果、適任と判断し、同協会を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が委員会で審査をした案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 阿部かほる

○議長（嶺岸淳一君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。18番曾我ミヨ君。

○民生常任委員会委員長（曾我ミヨ君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第78号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険税の医療保険分の課税額を引き下げするため、所得税額を100分の8.85から100分の8.10

に被保険者均等割額を3万2,000円から3万1,000円に改めるなど、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 塩竈市国民健康保険税条例の一部改正については、本市国保会計を取り巻く状況が厳しい中、財政調整基金を原資として基礎課税額（医療保険分）の算定にかかわる所得割額及び均等割額の引き下げを行い、被保険者の負担軽減を図ることは評価できるものである。本市国保会計においては、高い国保税の要因である保険給付費の縮減が課題となっていることから、健康審査の充実や健康増進対策について検討を深められるとともに、なお一層の収納率の向上に努められたい。また、市町村国保の財政安定化を目的とした都道府県を単位とする広域化など、今後の制度改正の動きについても注意深く見守られ、将来にわたる安定した運営が行われるよう努力されたい。

次に、議案第82号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において児童福祉施設災害復旧費、東日本大震災災害義援金及び災害援護資金貸付金などが計上され、地方債において病院施設災害復旧事業が追加され、また児童施設災害復旧事業などの限度額が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 藤倉児童館の建てかえについては、東日本大震災により使用に耐えない状況となっていた児童館を、駐車場の確保やバリアフリーなど利用者の声を取り入れながら復旧し、藤倉地区の復興のシンボルを目指していくものであるが、地域における子どもたちの健全な育成を図るという児童館の目的が達せられるよう努められたい。また、不特定多数の児童・保護者が来館することを踏まえ避難経路や避難誘導などについて検討を深められ、定期的な避難訓練を行うなど、児童生徒の安全確保に万全を期されたい。

次に、議案第84号「平成23年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、東日本大震災により被災された方の国民健康保険税を減免することに伴い、その減額分を国庫補助金、基金繰入金などで補てんするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「平成23年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、東日本

大震災により被災された方の自己負担金の免除に伴う介護給付費や施設入所に係る食費・居住費などを計上し、歳入歳出それぞれ2,549万1,000円を追加し、総額を44億8,151万5,000円にするものであり、また東日本大震災により被災された方の介護保険料を減免することに伴い、その減額分を国庫補助金、基金繰入金などで補てんするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「平成23年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、東日本大震災により被災された方の経済的負担を軽減するための減免、及び宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額により、歳入歳出それぞれ3,940万3,000円を減額し、総額を5億7,649万9,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「平成23年度塩竈市立病院事業特別会計補正予算」については、収益的支出において旧看護師寮の解体経費として病院事業費用に1,500万円を追加し、総額を28億1,779万5,000円にするものであり、資本的支出において病棟及び施設などの災害復旧に係る建設改良費として資本的支出に1,533万1,000円を追加し、総額を4億2,818万5,000円にするものである。また、地方債において災害復旧事業に係る市立病院災害復旧事業費として、130万円を新たに計上するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 曾我ミヨ

以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番香取嗣雄君。

○産業建設常任委員会委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第79号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」については、震災復興に向けた市民生活の一助とするため、一般汚水の従量使用料を引き下げようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において災害廃棄物処理事業費に伴う施設管理等業務委託料等、道路橋りょう災害復旧費に伴う工事請負費、漁港施設災害復旧費に伴う工事請負費等が計上され、また地方債において交通施設災害復旧事業費の追加並びに道路橋りょう災害復旧事業等が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「平成23年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」については、東日本大震災の影響により安全航行が困難となった航路の災害復旧に係る県への委託経費を計上し、歳入歳出それぞれ1億円を追加して、総額を3億1,990万円にするものであり、また災害の影響に伴い事業収入を減額するとともに、その減額分を市債により補てんするものであり、地方債については事業収入の減収分を補てんするため、震災減収対策企業債及び航路の災害復旧に係る公営企業災害復旧事業債を新たに計上するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「平成23年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、東日本大震災により被災し、危険な状態となっている魚市場鮪解体場及び東側施設等の解体経費を計上し、歳入歳出それぞれ1億8,020万円を追加し、総額を3億7,613万円にするものであり、また地方債については災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金を増額に伴い、公営事業災害復旧事業費を820万円に減額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、震災復興に向けた市民生活の一助に資するため、一般汚水の従量使用料を減額することに伴い、その減額分を市債により補てんするものであり、また災害復旧事業費に係る一般会計への繰入金を増額に伴い市債を減額し、財源を振りかえるものであり、また地方債については下水道使用料の減額分を補てんするため、災害減収対策企業債を追加するとともに、災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金を増額に伴い、公営企業災害復旧事業債を1億500万円に減額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算」については、東日本大震災による駐車場施設の休止に伴い、使用料及び事業費を減額するなど、歳入歳出それぞれ1,300万円を減額し、総額を750万円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 塩竈中央公共駐車場は、東日本大震災の発生により営業を休止し、9月補正予算により被害状況調査及び設計等、資料作成の業務委託料を計上し、被害状況や老朽化の実態を調査しているところである。同駐車場は、中心市街地の活性化に向けて商業環境の整備を目的として、商店街に來訪する顧客の利便性の向上を図るため設置されていたことから、その目的等も勘案され、今後の駐車場経営の方向性について早急に検討を深められたい。

次に、議案第88号「平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」については、排水処理施設への接続世帯数の減少に伴い使用料を減額するとともに、管理費を減額し、歳入歳出それぞれ315万円を減額し、総額を1億3,475万円にするものであり、また災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金増額に伴い、市債を減額し、財源を振りかえるものであり、地方債については災害復旧事業費に係る一般会計からの繰入金増額に伴い、公営企業災害復旧事業債を120万円に減額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、収益的収入については、東日本大震災により被災された方の経済的負担を軽減するための減免及び減収により、給水収益1億7,078万5,000円を減額し、総額を16億5,985万5,000円とするものであり、資本的支出については、東日本大震災により浦戸海底管に甚大な被害を受けたことから、本格的な復旧を図るため、災害復旧事業費に2億8,000万円を新たに追加し、総額を10億8,363万1,000円にするものであり、また地方債については、災害復旧事業費に係る公営企業災害復旧事業債を1億160万円に増額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 香取嗣雄

○議長（嶺岸淳一君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第78号ないし第94号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第78号ないし第94号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第1号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、請願第1号を議題といたします。

去る12月7日の会議において、産業建設常任委員会に付託されました請願審査の経過とその結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番香取嗣雄君。

○産業建設常任委員会委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

12月定例会において、産業建設常任委員会に付託された請願第1号について、12月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第1号「水害・災害・高潮に強い安心・安全な生活環境の整備実現を求める請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告いたします。

産業建設常任委員長 香取嗣雄

○議長（嶺岸淳一君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、請願第1号については委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議員派遣の件

○議長（嶺岸淳一君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第154条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑・委員会付託・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員派遣の件についてはさよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月19日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 田 中 徳 寿

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利